

令和4年 第4回定例会

摂津市議会会議録

令和4年12月 2日 開会
令和4年12月20日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

令和4年第4回定例会

○12月2日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、

出席した議会事務局職員	1－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1－ 2
開会の宣告	1－ 3
市長挨拶	
開議の宣告	1－ 3
会議録署名議員の指名	1－ 3
日程1 会期の決定	1－ 3
日程2 議選第4号	1－ 3
選挙	
日程3 認定第1号～認定第8号	1－ 4
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員長、駅前等再開発特別委員長）	
討論（弘豊議員、水谷毅議員）	
採決	
日程4 議案第50号～議案第62号、議案第65号	1－16
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、保健福祉部理事、市長公室長、教育総務部長、生活環境部長）	
委員会付託	
日程5 報告第10号	1－30
提案理由の説明（建設部長）	
質疑（嶋野浩一朗議員）	
日程6 議案第63号	1－33
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（安藤薫議員）	
採決	
日程7 議案第64号	1－38
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
休会の決定	1－38
散会の宣告	1－38

○ 1 2 月 1 9 日（第 2 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、

出席した議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程 1 一般質問	
塚本崇議員	2- 3
三好俊範議員	2- 9
村上英明議員	2-35
西谷知美議員	2-42
安藤薫議員	3-50
三好義治議員	2-62
水谷毅議員	2-68
延会の宣告	2-77

○ 1 2 月 2 0 日（第 3 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、

出席した議会事務局職員	3- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	3- 2
開議の宣告	3- 3
会議録署名議員の指名	3- 3
日程 1 一般質問	
嶋野浩一朗議員	3- 3
弘豊議員	3-12
松本暁彦議員	3-22
南野直司議員	3-38
森西正議員	3-45
藤浦雅彦議員	3-51
日程 2 議案第 5 0 号～議案第 6 2 号、議案第 6 5 号	3-67
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員長）	
採決	
日程 3 議案第 6 6 号	3-68
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（藤浦雅彦議員、水谷毅議員、安藤薫議員、三好俊範議員、塚本崇議員、西谷知美議員）	
討論（藤浦雅彦議員）	
採決	

日程 4 議会議案第 17 号～議会議案第 26 号	3-77
採決	
閉会の宣告	3-78

☆添付資料

審議日程	資料- 1
議案付託表	資料- 2
一般質問要旨	資料- 3
議決結果一覧	資料- 7

摂津市議会会議録

令和4年12月2日

(第1日)

令和4年第4回摂津市議会定例会会議録

令和4年12月2日（金曜日）

午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（19名）

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	森 西 正
9 番	弘 豊	10 番	増 永 和 起
11 番	三 好 義 治	12 番	西 谷 知 美
13 番	塚 本 崇	14 番	出 口 こうじ
15 番	三 好 俊 範	16 番	香 川 良 平
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸
19 番	嶋 野 浩一朗		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
副 市 長	福 渡 隆	教 育 長	箸 尾 谷 知 也
市 長 公 室 長	平 井 貴 志	総 務 部 長	山 口 猛
生 活 環 境 部 長	吉 田 量 治	保 健 福 祉 部 長	松 方 和 彦
建 設 部 長	武 井 義 孝	上 下 水 道 部 長	末 永 利 彦
教 育 委 員 会	小 林 寿 弘	教 育 委 員 会	大 橋 徹 之
教 育 総 務 部 長		次 世 代 育 成 部 長	
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	池 上 彰	消 防 長	松 田 俊 也
総 務 部 理 事	辰 巳 裕 志	保 健 福 祉 部 理 事	荒 井 陽 子
会 計 管 理 者	柳 瀬 哲 宏		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋 本 英 樹	事 務 局 次 長	大 西 健 一
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 議 選 第 4 号 摂津市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件
- 3, 認 定 第 1 号 令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 2 号 令和3年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認 定 第 3 号 令和3年度摂津市下水道事業会計決算認定の件
- 認 定 第 4 号 令和3年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 5 号 令和3年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 6 号 令和3年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 7 号 令和3年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 8 号 令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4, 議 案 第 50号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第7号）
- 議 案 第 51号 令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議 案 第 52号 令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議 案 第 53号 令和4年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議 案 第 54号 令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議 案 第 55号 令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議 案 第 56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 57号 特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 58号 摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件
- 議 案 第 59号 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 60号 摂津市学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 61号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 62号 摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 65号 茨木市と摂津市におけるごみ処分事務の委託に関する協議の件
- 5, 報 告 第 10号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件
- 6, 議 案 第 63号 工事請負契約変更の件
- 7, 議 案 第 64号 工事請負契約変更の件

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程7まで

(午前 10 時 開会)

○福住礼子議長 ただいまから令和 4 年第 4 回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。
市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

10 月、11 月は比較的温かい日が続きましたが、12 月になりまして本来の気候に戻ったようでございます。

そんな中、議員各位には何かとお忙しいところ、第 4 回定例会に御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、損害賠償の額を定める専決処分報告の件、予算案件といたしまして、令和 4 年度摂津市一般会計補正予算(第 7 号)外 5 件、条例案件といたしまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件外 6 件、その他の案件といたしまして、工事請負契約変更の件外 2 件、合計 17 件の御審議をお願いいたしますものでございます。

何とぞよろしく御審議の上、御承認、御可決賜りますようお願いを申し上げます。
開会に当たりましての御挨拶といたします。

○福住礼子議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、水谷議員及び南野議員を指名します。

日程 1、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。

この定例会の会期は、本日から 12 月 20 日までの 19 日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 2、議選第 4 号、摂津市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

まず、摂津市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

勝吉彦氏、以登田毅氏、佐渡豊和氏及び増田俊明氏を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました 4 名の方を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、勝吉彦氏、以登田毅氏、佐渡豊和氏及び増田俊明氏が摂津市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、摂津市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

武部寛子氏、吉岡幸子氏、平野誠氏及び辻康彦氏を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名の方を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、武部寛子氏、吉岡幸子氏、平野誠氏及び辻康彦氏が摂津市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま指名しました順序とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、認定第1号など8件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(三好義治総務建設常任委員長 登壇)

○三好義治総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

9月5日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分及び認定第5号、令和3年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件、以上2件について、10月21日、25日及び26日の3日間にわたり、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、認定第1号所管分については賛成多数、認定第5号については全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○福住礼子議長 文教上下水道常任委員長。

(弘豊文教上下水道常任委員長 登壇)

○弘豊文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

9月5日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第2号、令和3年度摂津市水道事業会計決算認定の件及び認定第3号、令和3年度摂津市下水道事業会計決算認定の件、以上3件について、10月20日、21日の2日間にわたり、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○福住礼子議長 民生常任委員長。

(香川良平民生常任委員長 登壇)

○香川良平民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

9月5日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第4号、令和3年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第6号、令和3年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第7号、令和3年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件及び認定第8号、令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、以上5件について、10月20日、24日、25日及び26日の4日間にわたり、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、認定第6号については全員賛成、その他の案件については賛成多数をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○福住礼子議長 議会運営委員長。

(村上英明議会運営委員長 登壇)

○村上英明議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

9月5日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、11月29日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○福住礼子議長 駅前等再開発特別委員長。

(塚本崇駅前等再開発特別委員長 登壇)

○塚本崇駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

9月5日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、10月27日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○福住礼子議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 日本共産党議員団を代表して、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第7号及び認定第8号に対する反対討論を行います。

2021年度は、前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症が文字どおり猛威を振るい、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令と延長が繰り返されました。ほ

とんどの市民の皆さんが、健康や事業活動、生活、子育て、介護、地域活動など、悩みや苦しみにぶつかりながら過ごした1年ではなかったでしょうか。こうした市民の苦しみに寄り添い、暮らしや命を守るために全力を挙げることが求められた年と言えます。

同時に、本市にとっては、自治体の役割とは何かを振り返り、市民の信頼を取り戻す出発の年度ではなかったでしょうか。度重なる不祥事発生を受けて設置された事務執行適正化第三者委員会の報告書が2020年度末にまとめられています。また、8月末に発生した3歳児虐待死事件は、市民の間に大変なショックを与え、行政に対する信頼は一気に失墜しました。

これらの出来事からも、市民の暮らし、安全・安心を守る自治体としての本分に立ち返ることが求められているのではないのでしょうか。市民の暮らしや命を守ること、そのために職場環境を変え、市職員が全体の奉仕者として市民に役立つところに市役所をつくり上げていく、そうした姿を常に追求していくことが大事です。その上で、市役所幹部職員の責任は重大だとまず申し上げておきます。

それでは、以下、個別項目ごとに反対理由を述べていきます。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大2年目における財政運営についてです。

我が党として、コロナ禍においても市の貯金である基金が増大している状況に対して、いかがなものかと繰り返し指摘してきました。市民への影響、とりわけコロナ禍で困っておられる方に財源を活用し、対策を行うべき、また、大阪府任せでなく、各自治体の取組も参考に、市独自の検査体制を拡充するなど、市民の命、健康を守るべ

きだと申し上げてきました。

2021年度の財政運営の特徴として、新型コロナウイルス感染症対策費総額は約38億円でしたが、本市の一般財源持ち出しは僅か2億円でした。一方、市の貯金である四つの主要基金は、前年度より15億円増え、166億円となっています。

大阪府内における財政指標の比較では、市段階で市税、財政力指数、法人市民税、固定資産税の4項目が1位となっています。大阪府内でもトップクラスの財政力を活用し、市民の命と健康を守る対策をはじめ、行政サービスの引上げ、公共料金の軽減など、市民に目に見える形で暮らしに身近な独自施策を行うことを求めます。

次に、職場環境の改善、人事政策についてです。

昨年3月30日の事務執行適正化第三者委員会の報告を受けて、この間、様々な取組が行われてきました。事務上のミスの再発防止については、チェック体制や人事異動の工夫がなされてきています。しかし、第三者委員会で指摘された市役所の事なかれ主義、隠蔽体質とコミュニケーション不全是改善されつつあるのでしょうか。また、極秘文書の外部への流出など、市役所内での疑心暗鬼が渦巻いていると指摘される事態は改善されつつあるのでしょうか。改めて、この2年間の取組を検証し、その到達状況を職員全体で共有すべきです。市民の信頼を取り戻すためにも、全体の奉仕者として仕事に誇りを持ち、生き生きと働ける環境を幹部職員が率先してつくっていくことを求めます。

次に、地方行政のデジタル化についてです。

昨年、摂津市の様々な行政手続のオンライン化を可能にするための通則条例が制定

されました。デジタル技術を生かして住民の利便性を高め、事務処理の効率化を図ることは否定されるものではありません。しかし、今、国は、昨年5月に成立したデジタル関連法で、国や自治体を持つ膨大な個人情報のデータの利活用を成長戦略に位置づけ、外部提供した企業にAIで分析させ、もうけの種にさせることをデジタル改革の名で進めようとしています。

来年4月施行の改正個人情報保護法は、全国の自治体が独自に制定してきた個人情報保護条例を改廃させ、共通ルールの下で個人情報保護から個人情報利活用へと条例の持つ性格を変質させてしまうものです。市民の個人情報を守るために、摂津市としてこれまで培ってきた本市の個人情報保護の理念を堅持・強化することが重要です。国に対し、地方自治を踏みにじる共通ルールの押しつけに抗議すること、また、条例改廃においては、一般市では義務とされていない匿名加工情報提供規定を設けないこと、個人情報保護審議会で慎重な審議、パブリックコメントの実施等を求めます。

次に、マイナンバー制度の問題についてです。

政府は、マイナンバーカード普及のため、マイナンバーカード申請や、保険証、銀行口座のひもづけで一人2万円のポイントなど、多額の税金をつぎ込み、誘導策を行っています。しかし、約4割の国民はいまだマイナンバーカードを申請していません。個人情報が本当に守られるのか、不安や抵抗感が拭えないからです。

さらに、政府は、保険証の廃止を行うことでマイナンバーカードの所有を事実上強制しようとしています。マイナンバーカードの所有は法的にあくまで任意です。市としても、マイナンバーをはじめ個人情報

の取扱いに万全を期すと同時に、マイナンバーカードの無理やりな普及策を取らないよう求めます。また、保険証廃止に反対し、マイナンバー制度をやめることを国に要望するよう求めます。

次に、摂津市が自衛隊の求めに応じて本人にも知らせず若者の名簿を提供している問題についてです。

個人情報を出さないでほしい市民に除外申請制度をつくることについて、昨年度、個人情報保護審議会から答申を受け、ようやく今年度実施しました。しかし、ほとんどの市民が自衛隊への名簿提供そのものを知らない中で、除外申請制度の利用は14名だけでした。答申にも、可能な限り市民の方に伝わる工夫をすることとあります。広報やホームページに載せるだけでなく、対象者一人一人に案内と除外申請用紙を送付することを求めます。

平和安全法制の成立から8年、自衛隊の海外派兵や米軍との合同演習、さらには敵基地攻撃能力の保有など、新たな大軍拡が進められようとしています。憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言をしている自治体として、若者を戦場に駆り出すことにつながるような名簿提供は即刻やめることを求めます。

次に、市民の暮らしを守る施策について4点述べます。

1点目は、国民健康保険についてです。

2024年度の大阪府内国保統一化を目指し、この間、毎年保険料の値上げをしてきましたが、特別会計は連続黒字で、国保基金は積み上がっていくばかりでした。昨年度予算では、コロナ禍でもあり、一人当たり保険料を据え置き、その財源として基金を約3,400万円取り崩すとしていましたが、決算を見ると、基金は取り崩すど

ころか、さらに積み上がり、約4億4,600万円に達しました。私たちは、据置きではなく値下げをせよと主張していましたが、会計上は十分値下げできたわけです。

市は、今年度、さらに値上げを行い、コロナ禍の上に物価高で苦しむ市民に負担を増やしていますが、黒字で基金が積み上がるのに値上げをする理由は、統一保険料にするという大阪府の号令に従うためでしかありません。大阪府内市町村のほとんどが黒字なのに値上げの矛盾に困り、統一化延期を求める声も上がっています。さらに、統一化は市独自の減免制度なども廃止させるもので、市民にとって何のメリットもありません。

来年度は運営方針見直しの年です。市としても、大阪府内統一化に反対、少なくとも延期を表明し、保険料を引き下げることが強く求めます。

2点目に、介護保険についてです。

昨年度は第8期の初年度でした。この間、3年に一度の見直しのたびに介護保険料の値上げが行われてきましたが、第8期の値上げにより、保険料は本人非課税の基準額で月額6,280円、年間7万5,360円となり、高齢者の暮らしを圧迫しています。市独自の減免制度を拡充すること、法的には何の問題もない一般会計の繰入れを行い、保険料を引き下げることが求めます。

市が、総合事業においても、必要な人に専門的なサービスを提供することを維持していることは評価します。必要な給付を抑えれば、重症化を招き、さらに給付費が上がることにもつながります。認定審査をしっかり行い、簡易なサービスを安易に増やさないようにすること、要介護1・2の保険給付外しやケアマネ有料化、利用料値上げなどの国の政策に反対し、介護職員の処

遇改善を国費で行うよう要望することを求めます。

3点目に、中小企業支援についてです。

コロナ禍で中小業者の倒産、廃業が増えています。摂津市は、飲食店取引事業者等支援事業、中小企業者雇用継続支援事業、テイクアウト・デリバリー導入支援補助事業、ゴールドステッカー認証店舗支援事業の四つの新型コロナウイルス感染症対策支援事業を行ってきましたが、四つの事業のうち3事業は執行率が僅か20%程度、あと1事業も、執行率は高いものの、必要な業者にスピーディーに支給できたのか、疑問が残ります。国の制度の上乗せやニーズ把握をせずに行ったことがその原因です。国の制度は、何度申請しても突き返される不備ループなどの問題点が指摘されていたのに、その上に乗せる事業では、困っている業者に届かないことは目に見えていました。国・大阪府の制度の届かない業者にこそ市独自の支援をすべきです。

コロナ禍はまだ続きます。市内中小業者の実態を緊急に調査し、ニーズに合った支援策を講じることを求めます。

4点目に、PFOA汚染の問題です。

発がん性、低出生体重児、発達毒性などが指摘される有機フッ素化合物（PFOA）の汚染に市民の不安が高まり、調査・対策を求める声が広がっています。市は、当初、国や大阪府に対し、調査を要望するつもりはないと言っていましたが、市民の声にも押され、現在では調査・対策を大阪府と共に国に求めるとし、今年度、環境省、農林水産省による土壌、農産物の調査が実施されることにもなりました。この調査結果の速やかな公表が求められます。

また、市民にとっての最大の関心事は、健康にどう影響するのかという問題です。

基準がないと逃げるのではなく、公的な血液検査、健康影響調査、疫学調査を行い、市民の不安に応えるよう求めます。主たる汚染源と市も認めるダイキン工業株式会社に対し、汚染の責任を認め、情報公開をし、敷地内外の対策をすること、環境保全協定に基づき市と協議を行うことを求めるよう強く要望します。

次に、鳥飼まちづくりについてです。

鳥飼まちづくりグランドデザイン策定に当たり、幅広い分野の検討が行われなければならない策定委員会の開催回数を当初予定された5回から8回へ増やしたこと、地元説明会を6回開催してきたことは評価できます。しかし、グランドデザイン策定の意義、目的の周知、幅広く市民意見の聴取においては十分とは言えませんでした。摂津市ホームページでの公開や広報せつつへの掲載はされたものの、住民や事業者などの参加は限定的で、グランドデザインそのものの認知度は低いと言わなければなりません。策定委員会や地元説明会での議論の内容や到達点、また、行政が持つ資料などの公開・提供、住民の質問、意見、要望を聴く機会をホームページ掲載だけにとどめず、様々なメディアや場所に広げて、大きな市民的関心の中で具体化に向けた検討を行っていくことを求めています。

次に、JR千里丘駅西地区再開発事業についてです。

昨年6月に事業計画が決定され、間もなく権利変換計画が決定されることとなります。地元権利者の権利変換状況は、マンション入居者は僅か8件、店舗1階に4件の地元不動産会社、銀行1件、大手の塾、地元ガス会社、そして、約10件ほどの権利者が店舗のスペースを確保し、特定建築事業者に貸し出す内容になり、多くの地元権

利者が転出することになります。まさしく弱小権利者は転出せざるを得ない結果となったわけです。

これから来年にかけて立ち退き・解体が始まっていきますが、ぜひ地区外転出の方や借家権者を含め、寄り添った対応を求めます。そして、市民が利用する公共施設の誘致など、市民の様々な意見を取り入れることや、地元周辺商店との協議を開始すること、施設計画では、2階連絡通路の降雨対策、ビル風対策、併せて駅東西の活性化に向けて取り組むことを求めます。

次に、災害・防災対策についてです。

今年度、地域防災計画の見直しが行われていますが、本市にとって大事な課題が業務継続計画です。業務継続計画は、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報など利用できる資源に制約がある条件下において、優先的に実施すべき業務、つまり非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定めるものです。

本市は、この計画を昨年度策定する予定でしたが、参集可能な職員体制などの問題で、いまだできていません。災害時の対応として、基本中の基本であるこの計画を遅くとも今年度中には策定することを求めます。

また、引き続き、防災サポーターの組織化を基本に、各家庭でのマイタイムラインの策定につなげることを求めています。

次に、子育て教育について4点述べます。

第1に、家庭児童相談課の体制と虐待防止の取組についてです。

昨年、本市において、母親とその交際相手からの暴力で幼い命が失われるという大変痛ましい事件が起きました。関係者を含め、多くの市民の皆さんが心を痛めた事

件ですが、本来あってはならない、二度と繰り返してはならない出来事として重く受け止め、大阪府の検証委員会からの指摘も受け、市役所庁内での議論もされてきました。そこで浮き彫りになった職員体制の脆弱さ、リスク認識やスキル蓄積等の課題について、一層の改善を求めています。また、要保護児童と保護者に対する寄り添った支援を、子ども家庭センターはじめ、関係機関との連携を一層密に行うよう求めます。

第2に、公立就学前施設の在り方についてです。

せつつ幼稚園の民営こども園化、とりかい幼稚園と鳥飼保育所の認定こども園化と併せて、子育て総合支援センターも認定こども園として入所定員の変更などが行われています。その大きな理由として、幼稚園と保育所のニーズが変わってきたことがあります。今年度から公立は市内3施設のみとなりましたが、職員の資質や保育・教育内容等は、民間の手本にならないと考えています。例えば、虐待などのリスクが見られる児童は、積極的に公立の保育所で対応するなど、以前にはそういった配慮があったのではないのでしょうか。保育所待機児童の解消も含めて民間任せにしない公的責任がしっかりと果たされるよう強く求めます。

第3に、コロナ禍における保育・教育施設の対策についてです。

感染予防対策として、消毒や清掃、設備の購入費補助などが行われてきたものの、子供の過密化を避けるための少人数学級の促進や、学童保育、保育所の整備などは待ったなしで求められています。また、高齢者施設や障害者施設で取り組まれている職員の定期頻回検査などは、保育所や学

校職員にも必要です。インフルエンザとの同時流行に備えて、今年、ようやく9歳以下の子供のいる世帯に抗原検査キットの無料配布が大阪府の事業として実現しましたが、これを1回限りとせずに、市の独自施策としても取り組まれるように求めています。

第4に、中学校給食についてです。

給食センター方式による全員喫食実施に向け、当初予算では、用地選定を行い、その用地で建設が可能か調査をする委託費が組まれていました。ところが、突如持ち上がった吹田市からの健都イノベーションパークでの共同調理場案の検討で、用地選定の動きが事実上棚上げになったのではないのでしょうか。これまでの議論の中で、並行して用地選定の検討も進めていくとのことでしたが、吹田市との共同案が消えた現状でも用地案が示されないことから、市内に適当な用地を確保するのは容易でないことが見受けられます。

仮に用地確保に多額の土地購入費が発生するならば、これまでに繰り返し申し上げているように、センター方式ありきでなく、自校方式、親子方式にかじを切るべきです。現状の学校敷地内が無理なら、隣接する土地を購入し、敷地を広げれば決して不可能ではないはずです。目標としている2026年度には、必ず中学校でも安全でおいしい全員喫食が実施されることを求めます。

最後に、この決算認定を受けて、今後つくれる来年度予算と当面の施策について一言申し上げます。

3年に及ぶコロナ禍に加え、急速に進む物価高騰が市民生活や地域経済への影響を深刻化させています。ところが、岸田政権は、物価高騰と異常円安をもたらしているアベノミクス、異次元の金融緩和に固執し、

対応不能に陥っています。構造的賃上げと言いながら、中身はなく、物価高騰のさなかに医療や介護の負担増を次々と押しつける政治を行っています。物価高騰は全ての分野で起きているのに、打ち出した総合対策は、電気・ガス料金の抑制など部分的・一時的対策に終始しています。国や大阪府の交付金や制度を活用するのはもちろん、それだけでは間に合わないと、この間、実感してきたのではないのでしょうか。

住民の福祉の増進を役割とする地方自治体として、市長の令和5年度予算編成方針に述べられているように、未曾有の危機に対し、市民の安心・安全な暮らしを実現する取組を積極的に展開していかなければならないときです。一般会計からの繰入れも行い、上下水道基本料金の減免や医療・介護の負担軽減、学校給食費の無償化などもぜひ取り組んでいただきたい。収束の見えない新型コロナウイルス感染症、そして、ロシアのウクライナ侵攻など不透明な社会情勢、経済情勢にあるものの、大阪府内トップクラスの財政を生かして、市民生活と地域経済を守る積極的な市政運営を強く求めます。

以上、反対討論とします。

○福住礼子議長 水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、公明党議員団を代表しまして、市長が提案されました認定第1号から認定第8号につきまして、行政経営戦略に示されている七つのまちづくりの目標に沿って、賛成の立場から一括して討論をさせていただきます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が長引く中で、令和3年5月に第4波、8月に第5波、翌年2月には第6波と続く中、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置

が発出され、飲食店が休業に追い込まれ、行動制限が課せられるなど、市民生活に大きな影響が現れた年となりました。暮らしを守るために、国においては、子育て世帯生活支援特別給付金として子供一人当たり5万円の支給や、子育て世帯臨時特別給付金として子供一人当たり10万円、低所得者に対する生活支援特別給付金10万円の支給がありましたが、本市が実務を担当し、大きな問題もなく速やかに執行されましたことを高く評価いたします。

また、市独自で行った新型コロナウイルス感染症対策として主なものを挙げますと、飲食店取引事業者等支援金10万円支給、テイクアウト・デリバリー導入支援補助金制度や雇用継続支援金があります。新型コロナウイルス感染症医療対策として、医療機関に対してPCR・抗原検査・検体採取補助金を創設され、医師会との協力体制の下、発熱外来の充実やワクチン接種の拡大で、他市に比べ、かなりスムーズな運営がなされていることを高く評価いたします。

また、新型コロナウイルス感染症自宅待機者向け支援パックは、市民から大変喜ばれていることを申し添えておきます。

このような様々な取組に対して、トラブルもなくスムーズに進めていただいたことに感謝を申し上げます。

さて、一方で、令和3年度は、千里丘駅西地区再開発事業や阪急京都線連続立体交差事業の本格化、鳥飼まちづくりグランドデザインの策定、そしてシティプロモーション戦略の本格的な実施など、非常に戦略的な予算配分となりました。

令和3年度の重点テーマの「こども」、「健康」、「安全・安心」に、バランスよく、めり張りを利かせた予算を執行する一方で、新型コロナウイルス感染症対策にも全力で

立ち向かったことに対して高く評価をしたいと思います。

また、そうした中で、主要3基金の取崩しは、当初、約26億6,000万円ですが、決算では2,700万円の積み増しになり、基金総額は140億5,500万円となりました。その理由として、法人市民税のコロナ禍での落ち込みが大きかったのに対し、個人市民税が大きく伸びたこと、地方交付税交付団体となったこと、不用額が多額であったことによりますが、その結果について高く評価いたします。

また、経常収支比率は90.6%と、前年より5.2ポイント改善しました。令和3年度の実質収支は約5億3,400万円の黒字であったため、令和3年度の単年度収支は約2億1,500万円の黒字となりました。地方債の令和3年度末残高は、一般会計で約197億9,100万円、下水道会計で約235億4,300万円、水道会計で約43億4,100万円、計約476億7,500万円となり、昨年度末より5億3,700万円の増額となりましたが、ピーク時の半分以下となっています。これらを総じて高く評価いたします。しかし、今後の中期財政見通しの精度を上げていただくことを要望しておきます。

それでは、個々の施策について述べます。

初めに、市民が元気に活動するまちづくりについて。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症により、市民活動に多くの制限が求められた年でございました。大阪銘木イベントや淀川わいわいガヤガヤ祭は、大きなにぎわいを創出し、市民同士のつながりをつくる場となることが期待されましたが、残念ながら開催には至りませんでした。しかしながら、今年度、諦めずに取り組んだ結果、

大盛況のうちに開催されましたことは非常にうれしく感じております。イベントの開催は非常に困難な状況ではありましたが、摂津市公式インスタグラムを開設し、積極的に情報発信に努め、市の魅力向上に取り組まれたことは高く評価いたします。新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に緩和されていく中、今後は、イベントの開催を含め、市の魅力を引き出す取組に期待いたします。

また、味生公民館のリニューアルについては、でき得る限り地元の要望をよく聴いていただき策定されますよう要望いたします。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて。

安全や安心を実現するためには、都市基盤の整備に加え、人々の活動も含めた持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。市域の中でも、特に人口減少について課題のある鳥飼地域を取り上げ、全国に誇れるまちづくりを進めようとする鳥飼まちづくりランドデザインの策定に取り組まれたことや、河川防災ステーションの誘致を進められたことを高く評価いたします。これからも、鳥飼地域に関わる人々の意見にしっかりと耳を傾け、鳥飼まちづくりランドデザインをよく進めていただいたと喜んでいただけるような取組を着実に進めていくよう強く要望いたします。

千里丘駅西地区再開発事業につきましては、多くの利害関係が存在する中、摂津市の玄関口でもあるＪＲ千里丘駅の発展を描き、権利変換計画の策定に着手されました。また、阪急京都線連続立体交差推進事業につきましては、用地取得を進めるとともに、仮設駅前広場の実施設計を進められました。いずれも摂津市の未来の大きな発展につな

がる事業であり、着実に進めてこられたことを評価いたします。これからも、関係者には親切・丁寧な対応で理解が得られますよう、最大限の努力をされますことを要望します。

矢羽根型路面標示の整備や高齢者の運転免許証自主返納を推進する人生１００年ドライブ、通学路の安全対策などを進められたことを評価します。

また、大阪モノレール摂津駅の可動式ホーム柵設置の補助を行い、より安全なまちづくりに取り組まれたことを評価します。

防災対策につきましては、摂津市地域防災計画の改訂や、市域を超えた広域避難を進めるための協議に取り組まれていること、また、防災サポーターの育成や防災士の資格取得支援制度を継続され、層の厚い人材の育成にも取り組まれている点を高く評価いたします。

令和３年度は、防災ブックの全戸配布や、味舌体育館にマンホール用トイレを配備されました。今後も、女性や体の不自由な方が利用しやすいトイレなど、避難所のさらなる環境改善に取り組まれますよう要望いたします。

防犯対策につきましては、街頭防犯カメラを２０台増設し、地域の防犯力の向上につなげていただきましたことを評価します。今後も、より安全・安心なまちを目指し、さらなる取組を進めていくことを要望します。

次に、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて。

環境への負担軽減の取組につきましては、２０５０年カーボンニュートラルを目指し、摂津市地球温暖化対策地域計画を策定されるとともに、ゼロカーボンシティの実現を目指すことを高く評価いたし

ます。令和3年度には小・中学校施設での照明のLED化などに取り組まれておりますが、2050年カーボンニュートラルを達成するには、さらなる取組が必要となります。今後は、太陽光発電システム、蓄電池、電気自動車等の普及促進など、ゼロカーボンシティにふさわしい取組を進めていくよう要望します。

茨木市とのごみ処理の広域化につきましては、様々な調整等が必要となり、困難な課題もあると思われませんが、令和5年度の広域化開始に向け、着実に前進していることを評価します。

公園につきましては、新幹線公園の展示車両の内部公開日を拡充され、魅力ある公園づくりを進められたことを評価いたします。公園の整備は、快適な都市環境の実現に欠かせないものであるとともに、まちの魅力向上、すなわちシティプロモーションにもつながるものであると思いますので、さらなる創意工夫をもって取り組まれることを要望いたします。

次に、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症予防ワクチンの接種が本格的に開始され、摂津市医師会をはじめ、市内の様々な団体と協力し、オール摂津で新型コロナウイルス感染症と闘う日々でございました。貴重なワクチンを無駄にせず、集団接種会場を設置し、速やかにワクチン接種を進められたことを高く評価します。

そして、このような日々においても、市民の健康寿命を延伸する取組として、安威川以南地域での集団特定健康診査の実施や、特定健康診断の受診勧奨の強化、ピロリ菌検査の自己負担額引下げなどを実施し、コロナ禍で低迷する健診率の向上に努められ

たことを高く評価いたします。

また、国立循環器病研究センターと連携したSTOP MIやFASTキャンペーンの取組及び健幸マイレージ事業を継続するとともに、コロナ禍での外出に理解が広がる中でも、健康に関心を持っていただこうとオリジナル動画を作成されましたことを高く評価いたします。

北大阪健康都市（健都）を抱え、健康・医療のまちづくりを標榜してきた本市として、その名にふさわしい取組を展開していただき、健康寿命日本一を達成できるよう強く要望いたします。

また、長引くコロナ禍により市民の健康維持が懸念されておりますが、特に高齢者の健康維持は大きな課題となっております。依然として新型コロナウイルス感染症の影響が残っているところではございますが、一刻も早い対策が必要であると考えます。

そのような中、介護予防のためにつどい場を増設され、委託型の8か所に加え、補助型18か所で実施され、高齢者が気軽に集える場を整備されました。また、安威川以南地域に地域包括支援センターの支所を設置され、相談しやすい環境整備に努められたことや、認知症見守り支援として、家族に場所を知らせるQRコードつきシールを配布されたことなどを高く評価いたします。これからも、認知症の予防及び早期発見や治療など、全力を尽くしていただきますよう要望します。

間もなく団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題が到来します。この難局を乗り切るためには、市内にある様々な支援機関等が市民の相談を断らず受け止め、つながり続ける重層的支援体制を一刻も早く整備していくとともに、オンラインによる見守り支援など、アフターコロ

ナに適応した新たな取組も必要になるものと考えます。引き続き、介護予防などの取組を加速させ、オンデマンド方式などの移動支援も研究を重ねて、高齢者が元気で安心して過ごすことのできるまちづくりを進めていくよう要望いたします。

男女共同参画の取組につきましては、第4期摂津市男女共同参画計画を策定し、女性のさらなる活躍や多様性を尊重する社会の実現を目指し、取り組まれようとしていることを評価いたします。

次に、子育て支援や子供の健やかな成長についてでございます。

令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置され、産後ケア事業等の新たな事業がスタートいたしました。令和3年度には、保険適用外となる不育症の検査費・治療費の補助制度や新生児難聴検査費用の補助制度を創出、ファミリーサポート制度における多胎児世帯の所得制限緩和など、矢継ぎ早に支援制度を創設し、子育て支援の拡充を進められたことを高く評価いたします。

とりかいこども園も開園し、今後、児童センターやつどいの広場の機能を持った子育て支援の拠点としての構想を進められております。また、せつつ幼稚園の民営化に伴い、今後の定員増加と病児保育の実施が期待されます。さらに、摂津小学校区に新たに設置された民間の地域子育て支援拠点の運営を支援し、就学前の子供の人口が多い同地域の市民ニーズに応えられたことを高く評価いたします。

保育所の待機児童の解消につきましては、民間保育所への施設整備費等を支援されていることに一定の評価をしておりますが、待機児童の解消には至っておらず、今後、保育士確保の取組を含め、一刻も早い待機

児童の解消に努められるよう最大限の努力をお願いいたします。

また、令和3年8月に、本市において、虐待により3歳児の貴い命が失われるという大変痛ましい事案が発生いたしました。改めまして亡くなられたお子様の御冥福をお祈り申し上げます。

本件につきましては、大阪府の検証会議におきまして、市のリスクアセスメントや対応などに様々な課題が指摘されております。また、市の虐待等防止ネットワーク会議におきまして、職員体制の課題も言及されております。この間、スーパーバイザーの招聘、要保護児童対策地域協議会の会議方法の見直し、公認心理師等の専門職員の増員、そして幼保ソーシャルワーカーの配置などの対策を講じてきたところですが、まだまだ道半ばであると感じております。貴い命が失われた悲しみを決して風化させず、さらなる人員体制の強化及び関係機関との連携強化に努められるよう強く要望いたします。

次に、誰もが学び、成長できるまちづくりについて申し上げます。

令和3年度における学校運営は、新型コロナウイルス感染症により学級閉鎖等が相次ぐなど、非常に困難な状況を強いられることとなりました。そのような中、GIGAスクール構想に迅速に取り組み、ネットワーク環境の整備やオンライン学習等に取り組まれたことを高く評価いたします。また、学力向上の取組としまして、中学3年生を対象とした摂津SUN SUN塾夏季・冬季講習の開催や、実用英語の技能検定料の全額補助を実施するなどの取組を高く評価いたします。コロナ禍での学習指導の難しさがあるにもかかわらず、こうした取組の成果は、本市の児童・生徒の学力向上に

着実に結びついており、学校現場で働かれている皆様の御尽力に敬意を表したいと存じます。

学校の施設整備では、トイレ改修や照明のLED化、体育館へのエアコン設置等を進められていることを評価いたします。現在、児童数増加が予測される千里丘小学校の建て替えや、鳥飼地域における学校の在り方について検討されておりますが、将来をしっかりと見据え、子供たちにとってよりよい教育環境を提供できるように、また、中学校給食の全員喫食に向けては、部局が一丸となって取り組まれますよう、最大限に努力されることを要望いたします。

次に、スポーツ環境の整備について。

新味舌体育館の完成を目指し、工事を進められ、令和4年春に竣工を迎えました。トップアスリートを迎えてのスポーツ教室も大盛況であり、引き続き、スポーツ振興の拠点として、また、災害時における拠点としても取組を進められることを要望します。

次に、活力ある産業のまちづくりについて申し上げます。

本市内には約4,000の事業所が存在し、その多くが中小企業であり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、苦しい経営を強いられる事業者も多く存在するものと思われます。そのような中、中小企業経営者が経営改善コンサルタントに相談できるビジネスサポートセンターを設置されたことを高く評価します。同センターに対するニーズは高く、相談枠もほとんど埋まっているとお聞きしておりますので、さらなる相談体制の強化を要望します。

また、冒頭でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症対策として、これまで事業者支援や商品券事業等、様々な取組

を実施されてきたことを高く評価いたします。新型コロナウイルス感染症はいずれ収束に向かうと思われませんが、昨今の物価高騰は市民の暮らしに大きな影響を及ぼしております。引き続き、経済動向等を注視しつつ、取組を検討されることを強く要望いたします。

次に、計画を実現する行政経営について申し述べます。

人口減少時代を迎えた我が国におきまして、ますます高度化・多様化する市民ニーズに効率的・効果的に対応していくためには、時間や場所を選ばずサービスを提供できるデジタル化の取組は欠かせません。加えて、新型コロナウイルス感染症によりデジタル化の流れは急激に加速しており、この分野での取組は市民サービスの広がりを左右する重要な取組となっております。

汎用電子申請システムによる各種手続のオンライン化、情報を効率的に伝達する自治体専用のチャットツールの導入、コロナ禍での業務継続に役立つテレワークの導入等を進められたことを高く評価します。また、市税や上下水道料金のスマートフォン決済サービスを導入したことを評価します。デジタル化の波は世界の在り方を大きく変化させようとしておりますが、行政においても、今後、住民基本台帳などの基幹系業務システムの標準化に取り組まれることと存じます。こうしたことは行政内部の業務フローを大きく変化させることになるかと思いますが、同時に市民の利便性向上に寄与できるものとなるよう、取組を進められることを要望します。

SDGsと連動した摂津市行政経営戦略を策定され、令和3年度は計画スタートの年で行われました。その1年目の検証と評価において、市役所1階ロビーにおいてS

D G s と行政経営戦略の P R 動画を流し、啓発に努められたことは高く評価いたします。これからも、キャッチコピーに負けないうでっかい施策が継続的に展開できるように、職員の意識変革と、市民、市内事業所を交えたワンチームで取り組む体制づくりをお願いし、要望いたします。

水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計につきましては、将来を見据えた計画的な財政運営をされていることを評価いたします。これからも先見性を持った運営を期待し、賛成理由といたします。

最後に、現在、令和 5 年度の予算編成に取りかかられていると思いますが、新型コロナウイルス感染禍とともに、長引く物価高に向かって進めていく段階にあります。また、切れ目のない子育て支援、特にゼロ歳から 2 歳までに特化した取組が始まります。令和 3 年度決算では、財政面で基金を積み増す結果となりましたことも考慮して、思い切った物価高対策、アフターコロナ対策、そして子育て支援策を実現されることを切に願ひまして、公明党議員団を代表しての賛成討論とさせていただきます。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で討論を終わります。

認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 7 号及び認定第 8 号を一括採決します。

本 6 件について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者多数です。

よって、本 6 件は認定されました。

認定第 5 号及び認定第 6 号を一括採決し

ます。

本件について、認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、本 2 件は認定されました。

日程 4、議案第 5 0 号など 1 4 件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第 5 0 号、令和 4 年度摂津市一般会計補正予算(第 7 号)につきまして、提案内容を御説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者に対する支援のため、市独自の施策として、中小企業、医療施設、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、民間保育所等に対する物価高騰対策支援金や、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、5 回目接種等に係る接種対象、スケジュールなどが国から示されたことから必要となる経費や、勤勉手当の支給率引上げ、人事異動などに伴う人件費に係る補正などを計上しております。

初めに、補正予算の第 1 条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 8, 2 5 2 万 8, 0 0 0 円を追加し、その総額を 4 7 8 億 1, 0 0 0 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3 ページの第 1 表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款 1 5 国庫支出金、項 1 国庫負担金 1 億 8, 7 4 5 万 4, 0 0 0 円の増額は、新型コロナ

ナウイルスワクチン接種対策負担金などでございます。

項2 国庫補助金1億9,547万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などでございます。

款16 府支出金、項1 府負担金1,147万円の増額は、国民健康保険基盤安定負担金の増加などでございます。

項2 府補助金2,152万円の増額は、予防接種事業費補助金でございます。

款19 繰入金、項2 基金繰入金3億6,659万4,000円の増額は、今回の補正財源を調整するための財政調整基金繰入金でございます。

款20 諸収入、項4 雑入1万7,000円の増額は、後期高齢者医療定率負担金過年度精算分の増加などでございます。

次に、歳出についてでございますが、款1 議会費から款9 教育費までの人件費を補正し、7,982万3,000円を減額するものでございます。

なお、人件費の比較につきましては、42ページからの給与費明細書に記載をいたしております。

続きまして、人件費を除きました増減といたしましては、款3 民生費、項1 社会福祉費1億1,874万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策検体採取補助金の増加などによるものでございます。

項2 児童福祉費1,420万1,000円の増額は、民間保育所等物価高騰対策支援金などでございます。

項3 生活保護費1,057万5,000円の増額は、生活保護システム改修委託料などでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費2億5,6

08万7,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費などでございます。

項2 清掃費4,000万円の増額は、環境センターに係る光熱水費でございます。

款6 商工費、項1 商工費2億8,039万2,000円の増額は、中小企業等物価高騰対策支援金に係る経費などでございます。

款7 土木費、項2 道路橋りょう費7,440万円の増額は、千里丘三島線（東側）道路改良事業に係る移転補償費や土地購入費などでございます。

款8 消防費、項1 消防費355万円の増額は、消防庁舎などに係る光熱水費でございます。

款9 教育費、項2 小学校費5,408万7,000円の増額は、小学校に係る光熱水費などでございます。

項3 中学校費415万2,000円の増額は、中学校に係る光熱水費などでございます。

項5 社会教育費616万5,000円の増額は、公民館に係る光熱水費でございます。

次に、第2条繰越明許費につきましては、6ページ、第2表繰越明許費に記載のとおり、千里丘東54号線道路改良事業及び排水路ポンプ場管理事業を翌年度にわたり実施するため、繰越明許するものでございます。

次に、第3条債務負担行為の補正につきましては、同じく6ページ、第3表債務負担行為の補正に記載のとおりでございます。

総合ネットワーク再構築事業につきまして、令和4年度から令和10年度までの期間、限度額を9億596万円とするものでございます。

一般廃棄物収集運搬業務委託事業につきまして、令和４年度から令和７年度までの期間、限度額を１２億８４０万円とするものでございます。

土木維持作業業務委託事業につきまして、令和４年度から令和５年度までの期間、限度額を８，５７７万８，０００円とするものでございます。

以上、議案第５０号、令和４年度摂津市一般会計補正予算（第７号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第５９号、摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容を御説明いたします。

今回の市税条例等の一部改正につきましては、大きく分けて、地方税法の改正に伴い所要の改正を行うものと、軽自動車税種別割の減免申請に関する内容の見直しを行うものがございます。

議案書の条文に従いまして改正内容を御説明いたしますので、議案参考資料（条例関係その２）の９４ページから１１０ページ、議案第５９号の新旧対照表も併せて御参照願います。

第１条は、摂津市税条例（平成１６年摂津市条例第２９号）の一部改正でございます。

まず、第１０条、納税証明書の交付手数料につきましては、住所が明らかにされることにより人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、住所に代わる事項を記載したものを交付しなければならないこととする地方税法の改正に伴う改正でございます。

次に、第２０条、所得割の課税標準につきましては、所得税と個人住民税における課税方式を一致させるため、確定申告書で総合課税または分離課税の適用を受けよう

とする記載がある場合に限り、申告不要の規定を適用しないとする地方税法の改正に伴う改正でございます。

次に、第２６条、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除につきましては、第２０条の改正に伴う文言の整備を行うものでございます。

第２９条、市民税の申告等につきましては、第３０条の３の改正に伴い、公的年金等受給者の市民税申告義務に係る規定の整備を行うものでございます。

第３０条の２、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、申告書の記載事項に、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加する地方税法の改正に伴う改正でございます。

第３０条の３、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきましては、一定の配偶者及び退職手当等を有する１６歳以上の扶養親族を有する者に申告書の提出義務を追加し、申告書の記載事項に特定配偶者の氏名を追加する地方税法の改正に伴う改正でございます。

第８１条、固定資産課税台帳の閲覧の手数料及び第８２条、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料につきましては、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他、当該台帳を閲覧に供し、または当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合には、住所に代わる事項を記載したものの閲覧及び交付をしなければならないこととする地方税法の改正に伴う改正でございます。

次に、第９７条、身体障害者等に対する種別割の減免につきましては、減免対象となる車両の所有者を、１８歳以上の身体障

害者の場合は本人所有に限定していたものを、障害の等級により生計を一にする者も含むとする改正を行うものでございます。

次に、附則第9条の2、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、控除の適用期限を令和15年度から令和20年度までに延長、居住年を令和3年から令和7年までに延長する地方税法の改正に伴う改正でございます。

次に、附則第37条の2、上場株式等に係る配当所得等に係る個人の市民税の課税の特例につきましては、所得税と個人住民税における課税方式を一致させるため、確定申告書で申告分離課税の適用を受けようとする記載がある場合に限り、申告分離課税方式を適用することとする地方税法の改正に伴う改正でございます。

次に、附則第40条、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例につきましては、租税特別措置法の引用条項の削除に伴う条文の整備でございます。

次に、附則第49条、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例及び附則第50条、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例につきましては、課税申告方式の選択に係る規定の整備でございます。

次に、附則第54条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例につきましては、附則第55条の削除に伴う条文の整備でございます。

附則第55条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、附則第9条の2の改正に伴う規定の整備により削除するものでございます。

続きまして、第2条は、摂津市税条例の

一部を改正する条例（令和3年摂津市条例第31号）の一部改正で、第30条の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る今回の地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

最後に、附則でございますが、第1条、施行期日につきましては、この条例は令和5年1月1日から施行するものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

第1号、第1条中摂津市税条例第97条第1項第1号及び第2項の改正規定並びに附則第5条の規定につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2号、第1条中摂津市税条例第20条第4項及び第6項、第26条第1項及び第2項並びに第29条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第37条の2第2項、第49条第4項並びに第50条第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定につきましては、令和6年1月1日から施行するものでございます。

第3号、第1条中摂津市税条例第10条、第81条及び第82条の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条は、納税証明書に関する経過措置の規定で、第1条の規定による改正後の摂津市税条例（以下「新条例」という。）第10条（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、令和6年4月1日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用するものでございます。

附則第3条は、市民税に関する経過措置

の規定で、第1項、新条例第30条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の摂津市税条例第30条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書につきましては、なお従前の例によるものでございます。

第2項、新条例第30条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等について提出する新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例によるものでございます。

第3項、新条例第20条第4項及び第6項、第26条第1項及び第2項並びに第29条第1項並びに附則第37条の2第2項、第49条第4項並びに第50条第4項及び第6項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によるものでございます。

第4条は、固定資産税に関する経過措置の規定で、第1項、新条例第81条（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定につきましては、令和6年4月1日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧について適用するものでございます。

第2項、新条例第82条（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、令和6年4月1日以後にされる同法第38

2条の3の規定による証明書の交付について適用するものでございます。

第5条は、軽自動車税に関する経過措置の規定で、新条例第97条第1項第1号の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第59号、摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 上下水道部長。

（末永上下水道部長 登壇）

○末永上下水道部長 議案第51号、令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費関係の予算の補正、令和3年度決算確定に伴う減価償却費及び企業債関係等の予算の補正、電力費等の高騰に伴う動力費及び光熱水費の予算の補正、支出の増加に伴い消費税還付金が増加することによる収入の補正並びに債務負担行為を定めるものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。

まず、第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、収入の第1款水道事業収益は、既決額21億1,336万8,000円に206万円を増額し、補正後の額を21億1,542万8,000円とするものでございます。

第2項営業外収益は、既決額1億4,799万7,000円に206万円を増額し、補正後の額を1億5,005万7,000

円とするものでございます。

次に、支出につきましては、第1款水道事業費用は、既決額20億3,088万4,000円から287万2,000円を減額し、補正後の額を20億2,801万2,000円とするものでございます。

第1項営業費用は、既決額19億4,935万8,000円に59万4,000円を増額し、補正後の額を19億4,995万2,000円とするものでございます。

第2項営業外費用は、既決額7,152万6,000円から346万6,000円を減額し、補正後の額を6,806万円とするもので、その内容につきましては、20ページから21ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、第1款資本的支出は、既決額14億6,704万円から498万8,000円を減額し、補正後の額を14億6,205万2,000円とするものでございます。

第1項建設改良費は、既決額10億7,881万5,000円から279万3,000円を減額し、補正後の額を10億7,602万2,000円とするものでございます。

第2項企業債償還金は、既決額3億8,112万1,000円から219万5,000円を減額し、補正後の額を3億7,892万6,000円とするもので、その内容につきましては、21ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、既決額8億4,135万円を8億3,636万2,000円に改めるとともに、補填財源は、過年度分損益勘定留保資金について、既決額7億

4,998万3,000円を7億4,499万5,000円に改めるものでございます。

補正予算書の1ページから2ページにかけて、第4条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額の補正を定めるもので、給配水管維持管理事業の修繕業務委託料は、令和4年度から令和5年度までの期間、1,436万2,000円を限度額として、配水管整備事業の鶴野四丁目7番地内配水管布設工事は、令和4年度から令和5年度までの期間、1億4,111万円を限度額として、配水管整備事業の南千里丘4番地内配水管布設工事は、令和4年度から令和5年度までの期間、4,300万円を限度額として、OA機器管理事業の封緘機借上料は、令和4年度から令和9年度までの期間、580万1,000円を限度分として、それぞれ追加するもので、その内容につきましては、19ページの債務負担行為に関する調書に記載いたしております。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正を定めるもので、職員給与費は、既決額3億7,987万8,000円から2,261万3,000円を減額し、補正後の額を3億5,726万5,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は3ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページに、給与費明細書は8ページから18ページにそれぞれ掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第51号、令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第52号、令和4年度
摂津市下水道事業会計補正予算（第3号）
につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容に
つきましては、人事異動及び人事院勧告に
伴う人件費関係の予算の補正、令和3年度
決算確定に伴う減価償却費の予算の補正並
びに債務負担行為を定めるものでございま
す。

補正予算書1ページをお開きください。

まず、第1条は、総則を定めたものでござ
います。

第2条は、収益的支出の予定額の補正を
定めるもので、支出の第1款下水道事業費
用は、既決額34億9,345万5,000円から409万円を減額し、補正後の額
を34億8,936万5,000円とする
ものでございます。

第1項営業費用は、既決額30億9,927万5,000円から409万円を減額
し、補正後の額を30億9,518万5,000円とするもので、その内容につきま
しては、20ページの補正予算実施計画説
明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を
定めるもので、第1款資本的支出は、既決
額34億5,721万4,000円に795万5,000円を増額し、補正後の額を
34億6,516万9,000円とするも
のでございます。

第1項建設改良費は、既決額8億2,067万2,000円に795万5,000
円を増額し、補正後の額を8億2,862
万7,000円とするもので、その内容に
つきましては、21ページの補正予算実施
計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不

足する額につきましては、既決額12億7,
416万円を12億8,211万5,000
円に改めるとともに、補填財源は、過年
度分損益勘定留保資金について、既決額3
億6,379万9,000円を1億7,879
万6,000円に、当年度分損益勘定
留保資金について、既決額9億1,036
万1,000円を11億331万9,000
円に改めるものでございます。

補正予算書2ページをお開きください。

第4条は、債務負担行為をすることがで
きる事項、期間及び限度額を定めるもので、
公共下水道管理事業の鶴野四丁目7番地内
配水管布設工事に伴う下水道管マンホール
蓋取替工事は、令和4年度から令和5年度
までの期間、298万7,000円を限度
額として、公共下水道管理事業の南千里丘
4番地内配水管布設工事に伴う下水道管マ
ンホール蓋取替工事は、令和4年度から令
和5年度までの期間、68万9,000円
を限度額として、雑排水管等管理事業の南
千里丘4番地内配水管布設工事に伴う下水
道管マンホール蓋取替工事は、令和4年度
から令和5年度までの期間、68万9,0
00円を限度分として、それぞれ定めるも
ので、その内容につきましては、19ペー
ジの債務負担行為に関する調書に記載いた
しております。

第5条は、議会の議決を経なければ流用
することができない経費の補正を定めるも
ので、職員給与費は、既決額1億599万
4,000円に544万5,000円を増
額し、補正後の額を1億1,143万9,
000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は3ページに、
予定貸借対照表は4ページから5ページに、
予定キャッシュ・フロー計算書は6ページ
に、給与費明細書は8ページから18ペー

ジにそれぞれ掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第52号、令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第3号）の提案内容の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

（松方保健福祉部長 登壇）

○松方保健福祉部長 議案第53号、令和4年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容は、歳入におきましては、保険基盤安定繰入金の確定による保険料及び繰入金の補正などでございます。

歳出におきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を93億5,780万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料2,560万2,000円の減額は、保険基盤安定繰入金などの確定に伴うものでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金2,473万円の増額は、保険基盤安定繰入金などの確定による増額のほか、職員給与費等繰入金の減額によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費87万2,000円の減額は、職員の人事異動等に伴う人件

費の補正によるものでございます。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分は、財源内訳の変更に伴うものでございます。

なお、給与費全体の内訳につきましては、10ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第53号、令和4年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第55号、令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容は、歳入におきましては、保険基盤安定繰入金の確定による保険料及び繰入金の補正でございます。

歳出におきましては、保険料納付金の補正でございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,337万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を13億7,523万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料4,963万2,000円の増額は、普通徴収保険料の増額及び特別徴収保険料の減額によるものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金625

万4,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金4,337万8,000円の増額は、保険料及び保険基盤安定繰入金の補正に伴う増額を計上いたしております。

以上、議案第55号、令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案内容の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

（荒井保健福祉部理事 登壇）

○荒井保健福祉部理事 議案第54号、令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の補正となっております。

それでは、補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億8,749万6,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6繰入金、項1一般会計繰入金450万8,000円は、人件費の補正に伴う職員給与費等繰入金の増額でございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費450万8,000円の増

額は、介護保険制度運営に係る人件費で、人事異動等に伴う人件費の補正額を計上いたしております。

給与費全体の比較につきましては、8ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第54号、令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 市長公室長。

（平井市長公室長 登壇）

○平井市長公室長 それでは、議案第56号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

このたびの一部改正は、給与勧告制度により、民間給与との格差及び世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いた俸給表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数の引上げ等が示されました令和4年人事院勧告に伴うものでございます。

まず、給料月額でございますが、本市の全会計の職員について給料表を見直した結果、平均で約0.39%の水準の引上げとなります。

次に、期末手当でございますが、特定任期付職員の支給月数が0.05月分の引上げとなります。

次に、勤勉手当でございますが、再任用職員以外の職員の支給月数が0.1月分の引上げ、再任用職員の支給月数が0.05月分の引上げとなります。

また、令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の6月期、12月期の支給月数の平準化も含め、いずれも勧告どおりの対応を行うもので、地方公務員法に定めます情勢適応の原則、均衡の原則に基づき、既に法

律改正がなされております国の一般職の職員に準拠した形で改正するものでございます。

本改正条例は、二つの条文から構成されており、第1条では給料表及び勤勉手当の引上げについて、第2条では令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の平準化について、それぞれ所要の改正を行っております。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

なお、議案第56号に係る議案参考資料（条例関係その1）1ページから8ページも併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、第23条第4項は、特定任期付職員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を、第24条第2項第1号は、再任用職員以外の職員の支給月数を0.1月分引き上げる改正を、第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を、別表第1は、任期の定めのない職員の給料月額について、国の一般職の職員に準拠した改正を、別表第3は、特定任期付職員の給料月額について、国の特定任期付職員に準拠した改正をそれぞれ行うものでございます。

第2条は、一般職の職員の給与に関する条例の令和5年度施行の一部改正となっており、第23条第4項は特定任期付職員の期末手当について、第24条第2項第1号は再任用職員以外の職員、第2号は再任用職員の勤勉手当について、6月期と12月期の支給月数をそれぞれ平準化する改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項には、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定

は、令和5年4月1日に施行する旨を、第2項には、改正規定の適用日を給料月額は令和4年4月1日とし、特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当は令和4年12月1日とする旨を、第3項には、旧条例の規定により支給された給与は、新条例の規定により支給される給与の内払となる旨を、第4項は、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が定める旨を規定しております。

なお、このたびの給与条例の改正に伴う所要額は、全会計の総額で2,921万8,000円となっております。

以上、議案第56号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第57号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

このたびの一部改正は、特別職の職員の給与及び議会議員の議員報酬について、いずれも期末手当の支給月数を令和4年人事院勧告に基づき年間0.1月分引き上げるもので、既に国の特別職等については法律改正がなされており、国に準拠した形で改正するものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

期末手当でございますが、支給月数が0.1月分の引上げとなり、令和5年度以降の期末手当の6月期、12月期の支給月数の平準化も含め、いずれも勧告どおりの対応を行うものでございます。

本改正条例は、四つの条文から構成されており、第1条及び第3条では期末手当の引上げについて、第2条及び第4条では令和5年度以降の期末手当の平準化について、それぞれ所要の改正を行うものでございま

す。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

議案第57号に係る議案参考資料（条例関係その1）9ページから15ページも併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

第1条は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、第7条第2項は、特別職の職員の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げる改正を行うものでございます。

第2条は、特別職の職員の給与に関する条例の令和5年度施行の一部改正となっており、題名を「摂津市特別職の職員の給与に関する条例」に改め、第7条第2項は、特別職の職員の期末手当について、6月期と12月期の支給月数をそれぞれ平準化する改正を行うもののほか、文言の整備を行うものでございます。

第3条は、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正となっており、第6条第2項は、議会議員の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げる改正を行うものでございます。

第4条は、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の令和5年度施行の一部改正となっており、第6条第2項は、議会議員の期末手当について、6月期と12月期の支給月数をそれぞれ平準化する改正を行うもののほか、文言の整備等を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項には、この条例は公布の日から施行し、第2条及び第4条並びに附則第5項の規定は令和5年4月1日に施行する旨を、第2項には、改正規定の適用日を令和4年12月1日とする旨を、第3項には、旧条例の規定により支

給された期末手当は新条例の規定により支給される期末手当の内払となる旨を、第4項には、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が定める旨を、第5項には、摂津市職員の厚生制度に関する条例中の条例名を改める旨を規定しております。

なお、このたびの給与条例の改正に伴う所要額は、総額で163万5,000円となっております。

以上、議案第57号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第58号、摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行による定年年齢の段階的な引上げや、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。

本改正条例は12の条文から成っており、条文に沿って主なものを御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その1）の16ページから93ページも併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

第1条は、摂津市職員の定年等に関する条例の一部改正となっており、第2章では定年年齢を、第3章では役職定年制を、第4章では定年前再任用短時間勤務制を、附則第4項では、翌年度に60歳となる職員への情報提供、意思確認について定めるものでございます。

第2条は、摂津市職員の分限に関する条例の一部改正となっており、第2条の2及び第2条の3では、降給の種類を追加するものでございます。

第3条は、摂津市職員の懲戒の手續及び

効果に関する条例の一部改正となっており、第3条では、減給の額を変更するものでございます。

第4条は、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正となっており、第2条、第3条及び第11条では、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定を整備し、第7条の2及び第14条では、一般職の職員の給与に関する条例の名称の変更を行うものでございます。

第5条は、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正となっており、第2条では、育児休業をすることができない職員を追加し、第10条では、育児短時間勤務をすることができない職員を追加し、第7条では、一般職の職員の給与に関する条例の名称の変更を行うものでございます。

第6条は、公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例の一部改正となっており、第2条では、公益的法人等への派遣ができない職員を追加し、第5条及び第15条では、一般職の職員の給与に関する条例の名称の変更を行うものでございます。

第7条は、摂津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正となっており、第2条では、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定を整備するものでございます。

第8条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、第10条の2では、短時間勤務職員の給料月額に係る規定を整備し、附則第24項から第31項では、60歳を超える職員の給与に係る規定を整備し、条例の名称を変更するほか、所要の改正を行うものでございます。

第9条では、摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部改正となっており、附則第2項では、60歳を超える職員の管理職

手当に係る規定を整備し、課長代理への管理職手当を廃止する等、別表の改正を行うものでございます。

第10条は、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部改正となっており、附則第11項から第17項では、60歳を超える職員の退職手当の基本額の算定等について定めるものでございます。

第11条は、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正となっており、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定を整備するものでございます。

第12条は、摂津市職員の再任用に関する条例の廃止となっております。

なお、附則といたしまして、第1条には、本条例を令和5年4月1日から施行しますが、附則第11条及び第19条の規定は公布の日から施行する旨を、第2条には、勤務延長職員に関する経過措置を、第3条から第9条には、定年退職者等の暫定再任用職員に関する経過措置を、第10条には、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を、第11条には、令和3年地方公務員法の一部を改正する法律附則第2条第3項の条例で定める年齢を、第12条には、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置を、第13条には、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置を、第14条には、公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置を、第15条には、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を、第16条には、摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置を、第17条には、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置を、第18条には、摂津市企業職員の給与の種類

及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置を、第19条には、附則第2条から第18条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が定める旨を、第20条には、摂津市特別職の職員の給与に関する条例等の規定中、「一般職の職員の給与に関する条例」を「摂津市一般職の職員の給与に関する条例」に改める旨をそれぞれ規定しております。

以上、議案第58号の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 議案第60号、摂津市学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係その2)111ページから112ページも併せて御覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、学校の体育館に冷暖房設備を設置することに伴いまして、使用料を定めるとともに、学校施設等の使用における権利義務に関する規定の整備を行うものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

権利義務に関する規定の整備を行うため、第7条の次に、条例施行規則に定めがある権利の譲渡等の禁止及び原状回復の義務に関する条文をそれぞれ第8条及び第9条として加えるものでございます。

それに伴いまして、現行の第8条を第10条とし、現行の第9条を第11条とし、それぞれ文言を一部整理しております。

別表第2(第5条関係)、附属設備の名称及び使用料の表に、体育館の冷暖房設備及び使用料30分につき100円を加える

ものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項に、この条例は令和5年1月1日から施行する旨を規定し、第2項に、改正後の別表第2は令和5年4月1日以後に適用することを規定するものでございます。

以上、議案第60号、摂津市学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時 再開)

○福住礼子議長 再開します。

引き続き提案説明を求めます。生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 議案第61号、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本条例につきましては、令和5年4月1日からの茨木市とのごみ処理の広域化に伴い、ごみの処分に係る事務を茨木市に委託するため、改正を行うものでございます。

それでは、改正内容を御説明いたします。

議案参考資料の113ページからの新旧対照表も併せて御参照賜りますようお願いいたします。

条例第7条第1項は、本市でのごみの処分に係る業務が終了することに伴い、文言の整備を行うものでございます。

次に、第8条、第10条、第12条及び第13条につきましては、文言の整備を行うものでございます。

次に、第15条につきましては、排出禁止物を明確にするため、有害物質を含む物、

危険性のある物及び引火性のある物を追加するものでございます。

次に、第１６条につきましては、文言の整理を行うものでございます。

次に、第２０条につきましては、別表第２を削り、別表第１を別表とすることに伴い、その引用箇所を整備するほか、文言の整備を行うものでございます。

次に、第２１条につきましては、第２４条を削ることに伴う引用箇所の整備を行うものでございます。

次に、第２２条第２項につきましては、文言の整備を行うものでございます。

次に、第２３条及び第２４条につきましては、本市でのごみの処分に係る業務を終了することに伴い、削除するものでございます。

次に、第２５条につきましては、文言の整備を行うとともに、条例第２３条及び第２４条の削除に伴い、２条繰り上げ、第２３条とするものでございます。

同様に、第２６条から第２９条を２条ずつ繰り上げ、第２４条から第２７条とするものでございます。

次に、別表第１につきましては、本市でのごみの処分に係る業務が終了することに伴い、文言の整備を行うものでございます。

次に、別表第２につきましては、本市でのごみの処分に係る業務が終了することに伴い、削除するものでございます。

なお、この条例は令和５年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第６１号、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第６２号、摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件につき

まして、提案内容を御説明申し上げます。

議案参考資料の１１９ページを併せて御参照いただきますようお願いいたします。

本条例につきましては、市外の者に係る斎場の使用料の額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、高齢化社会の進展に伴い、斎場における火葬件数が年々増加する中、摂津市外からの申請件数も同様に増加し、市民の予約に支障を来す状況も見受けられることから、市外の者に係る使用料を改定することで摂津市外からの利用件数を一定抑制するための改正でございます。

それでは、議案書の内容につきまして御説明申し上げます。

別表中、いずれも市外使用料の大人（１２歳以上）１体を４万５，０００円から７万５，０００円に、小人（１２歳未満）１体を４万５００円から６万７，５００円に、死産児１体を９，０００円から１万５，０００円に、身体の一部１件を４，５００円から７，５００円にそれぞれ改定するものでございます。

なお、本条例は令和５年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第６２号、摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第６５号、茨木市と摂津市におけるごみ処分事務の委託に関する協議の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本議案につきましては、令和元年１２月２３日に茨木市と摂津市が締結しました茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約に基づき、本市のごみの適正な処分に係る事務を茨木市に委託するため、事務の委託に関する規約の協議を行う

ことについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、協議の内容につきまして、茨木市と摂津市におけるごみ処分事務の委託に関する規約の各条文に沿って御説明申し上げます。

第1条では、事務の委託の趣旨として、茨木市と摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約の規定による事務の委託について必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、委託事務の範囲及び内容として、茨木市環境衛生センターの焼却施設において処分が可能なごみと定めております。

第3条では、管理及び執行の方法として、委託する事務については茨木市の条例等の定めるところによると定めております。

第4条では、費用の負担及び予算の執行を定めており、第1項で、委託事務の管理及び執行に関する費用は、連携協約第6条に規定する負担割合により算出した額とし、第2項で費用の交付時期、第3項で費用の見積りに関すること、第4項で年度終了後における収入及び支出の通知、第5項で費用負担の翌年度における調整を定めております。

第5条では、収入の帰属については、茨木市の収入とする旨を定めております。

第6条では、委託事務の管理及び執行に係る茨木市歳入歳出予算の計上について、第7条では、決算の場合の措置として、委託事務に関する通知について定めております。

第8条では、連絡調整を図るため、定例的に連絡会議を開くものと定めております。

第9条では、委託事務の管理及び執行に適用される茨木市の条例等の制定または改廃の場合の措置について定めております。

第10条では、規約に定めるもののほかに関する協議について定めております。

次に、附則といたしまして、第1項で、本規約は令和5年4月1日から施行する旨を、第2項では、規約の告示の際に、併せて本市に適用される条例等を公表する旨を、第3項では、委託事務を廃止する場合について定めております。

以上、議案第65号、茨木市と摂津市におけるごみ処分事務の委託に関する協議の件の提案説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本14件については、議案付託表のとおり、常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

日程5、報告第10号を議題とします。

報告を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 報告第10号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容を御説明申し上げます。

本件は、令和4年10月19日に発生しました道路管理瑕疵による車両の物損事故で、このほど相手方と示談内容に合意し、その損害賠償の額の定めについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたことから、同条第2項の規定に基づき御報告するものでございます。

事故発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額及び過失割合は、報告第10号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和4年10月19日水曜日午後9時25分頃、知人を正雀本町一丁目5番地先の事故現場北側にある駐輪場へ送るため、相手方の運転する車両が市道正雀本町79号線を西側へ走行中に、北側へ右折した際、道路上の横断側溝部にある集水ますの上を走行したことにより、鉄板蓋が跳ね上がり、相手方の車両底部に損傷を与えたものでございます。

示談につきましては、本市が加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会へ事故状況を報告し、協議しましたところ、事故当時は夜間で、市道正雀本町79号線を右折する際、運転者は車両の上から事故原因となる鉄板蓋の存在に気づいておらず、また、鉄板蓋が跳ね上がることは到底予見できないことから、過失相殺率の認定基準に基づき、本市の過失割合が100%と認定され、相手方への車両損傷に対する修理費や修理期間における代車費用などを合わせて23万84円を損害賠償金として支払うことで相手方と合意に達したものでございます。

なお、当該損害賠償金につきましては、同共済会よりその全額が相手方に支払われるものでございます。

本件事故の発生原因は、車両の通行時の繰り返し荷重並びに経年劣化等による鉄板蓋を支えていたコンクリートの割れや、鉄板蓋の裏面に設置されていた鋼製のずれ止め材の一部脱落によるものでございました。

翌日には、鉄板蓋が跳ね上がらないよう、蓋の固定や舗装のすりつけなど応急対応を実施するとともに、ほかの市管理道路において、本件と同様の箇所がないか、改めて確認を実施いたしました。

事故の原因となりました集水ますについては、周辺の道路表面の雨水排水を確保するとともに、今後埋設する方向で検討を進めており、修繕工事発注の手続を進めているところでございます。

今後の対策としましては、現在、道路管理課では職員の車両による道路パトロールを実施しておりますが、車両からの目視確認だけでは発見できない施設の変状も確認できるよう、徒歩による歩行パトロールを検討するとともに、L o G o フォームなど市民からの損傷情報の提供なども活用し、迅速かつ適正な施設の維持管理に努めてまいります。

以上、報告第10号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件の御報告とさせていただきます。

○福住礼子議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。

嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、お聞かせいただきたいと思います。

まず、今回の報告第10号の損害賠償の額です。23万84円ということで、そんなに安価なものではないと思うんです。それなりの費用だと思います。この費用が妥当なものかどうかは、これは市が出すお金ではないかもしれませんが、しっかりと精査をすべきと思っています。その点について、どのように精査されたのか、まず1点お聞かせいただきたいと思います。

もう1点は、部長の御説明の中で、当該箇所については今後埋設していく方針を示されました。ということは、この機能がなくなったとしても周りに対する影響はないと判断されたんだと思うんです。ということは、一方でなぜこれまでほっていたのかも逆に問われるわけです。この箇所につい

ては、確かに車が通行して、側溝ますがその下にあるという状況は非常に珍しいと思うんですけども、これまでも、側溝ますが本当に要るのかについて、市の内部で検討したり、あるいは市民の方から声が上がったりはなかったのか、その点について確認したいと思います。お願いいたします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 お答えいたします。

まず、1点目の代金の精査の件です。

私が御説明させていただきました全体額23万84円の内訳としましては、損傷しました車両の底部のカバーとかモール材の損傷に対する修理費用が13万3,284円、これにかかる修理期間11日分の代車費用が9万6,800円ということで、見積り等を精査しまして、保険会社にも確認しましてこの額を決定しております。

それと、現場は、今後の方針として、先ほど埋める方向でと私は御説明させていただきました。今回の箇所は、道路の中心に近いところにまがあります。普通は道路の一番端のところにはまがあるんですけど、恐らく道路後退をしていただいて、従前にあったままがそのまま残っていた形状かと思います。こういう形状は、確認したんですけど、摂津市内ではほかにほとんどございません。今回の場合はそういう形状で、道路は道路後退されて道路として使用させていただいているんですけど、まずとしては以前のますの形で残っていたということです。

これまで、住民の方とか周辺の方から支障等の御意見とかはなかったと聞いています。我々も、前日も道路パトロールをしておるんですけど、異常は発見できていなかったのが現状でございます。

ただ、先ほども言いましたように、道路

の端ではなくて真ん中辺にあるということは、当然、車輪が載る可能性がありますので、今後もまた老朽化してきて事故が起こる可能性もございます。今回、雨水排水とか、ほかに排水で必要がないかを確認させていただいておりまして、ほばないだろうということが見えてきていますので、まずについては埋めるといいますか、前後と同じ排水管の形にすることで、特別な集水ますの形状はなくす方向で考えております。

以上でございます。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 まず、金額の精査の件は、ちょっと細かい話になりますけれども、大体何社ぐらいから見積りを取られて判断されたのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、当該箇所は、本来であれば、道路パトロールを日頃されているわけですから、その中で、この部分をもし車両が通った場合にひょっとしたら跳ね上がる可能性があると感じておく、そういったことの可能性についてもそこでしっかりと精査された上で、本当にその側溝ますが今後要るのかについて内部で検討していくことが必要だったんだろうと私は思うんです。つまり、今回、このような事故が起こって、部長がおっしゃられたように、この雨水ますはもう埋めてしまっても大丈夫なんだと判断されたわけではないんですか。要は、ここは機能としてなくしてしまったとしても周辺に対する影響はないと判断をされたわけですね。道路パトロールは日頃されておられます。その中で、事故が起こる前に、この箇所は、車両が上を通ることによってひょっとすると蓋が跳ね上がってしまう可能性をしっかりと予見して、本当にこれからも必要なかどうか、しっかりと内

部で検討すべきではなかったかと思うんです。ですので、道路パトロールは、市内道路をずっと回っていただいているので非常に大変な作業かも知れないですけども、先入観をなくしていただいて、本当に今ある構造物が必要なのか、車両が仮にまた違った通り方をしたときにどういった可能性があるのかについても予見しながら、未然に事故を防いでいく体制を築いていただきたい。この点はお願いとして申し上げておきたいと思います。

以上、1点だけ。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 お答えいたします。

見積りの件です。すいません、私は今、手元に資料がございませんので、何社かはお答えできないんですが、見積額が妥当かは、他事例とか今の物価とかも含めまして検証しております。

それから、御要望といいますか、御指導いただいた危険性を予見してというのはそのとおりだと思います。先ほど説明しましたように、道路後退していただく以前にあったものですから、我々もそのままにしていたんですけど、確かに集水ますであったり覆工板は、老朽化すると外れたり跳ね上がったたり落ちたりする危険性がありますので、さらにもう一度意識を持って危険性がないか確認させていただいて、対応できるものは対応していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○福住礼子議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で質疑を終わります。

日程6、議案第63号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第63号、工事請負契

約変更の件につきまして、その内容を御説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料1ページを御参照いただきますようお願いいたします。

本議案は、令和3年10月25日付契約で仮締結し、令和3年10月29日の本会議で議決されました株式会社永商興産との摂津市リサイクルプラザ連絡橋等整備工事の工事請負契約を変更し、締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約変更の内容は、契約金額2億5,188万9,000円を、729万1,900円増額し、2億5,918万900円に変更するものでございます。

その内容は、昨今の価格高騰により、工事に使用する特定資材でありますコンクリート二次製品のPC桁について、著しい価格変動があったことから、工事請負契約第20条第2項に基づく請負金額の変更を行うものでございます。

また、橋台部分の地盤につきまして、当初の想定と差異があったため、設計変更も必要となったものでございます。

以上、議案第63号、工事請負契約変更の件の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。安藤議員。

○安藤薫議員 それでは、少し質疑させていただきます。

今回のリサイクルプラザ連絡橋等整備工事につきましては、先ほどの条例の提案にもありましたように、一般ごみの処理の広域化に伴って、来年の4月から摂津市の一般ごみの処理を茨木市の環境衛生センターに持ち込む、そのための連絡橋の整備であります。

今回の工事につきましては、これまで入

札が3回不調に終わって、いろいろ精査をされて、整備の中身も工夫をされて、4回目によりやく40者を指名して入札が行われた結果、40者のうち38者が辞退をされて、最終的に2者の応札によって契約者が決定した経緯があります。ですから、来年4月1日からごみの持込みが行われることでいえば、整備工事のゴールが決められている、同時に、契約を結ぶ際の様々な制約があった経過があることでいいと思います、今回の契約の変更については、透明性と妥当性が極めて求められているのではないかと思いますので、3点ほど最初にお聞きしたいと思います。

まず第1に、御説明もいただきましたけれども、変更を必要とする理由が二つあって、一つは物価高騰で、P C 桁の著しい高騰でございます。もう一つは、橋台の部分の地盤について、当初の見込みと違っていたため設計の変更が必要になったことでございます。

改めまして、一つ目は積算の根拠です。摂津市として主体的にきちんと根拠を持って試算をした上で変更に至っているのが1点目です。

二つ目が、どちらにしても、整備工事を行う際にはきちんとした設計が事前に行われてしかるべきだと思うんですけども、設計段階で今回の橋台の部分の地盤について分からなかったのか、把握できなかったのが2点目です。

そして、3点目については、変更について、物価高騰でP C 桁がこんなに著しく上がっていることと、地盤が当初と見込みが違っていることで、増額について、事業者からいつ摂津市に申入れがあって、いつ変更契約を結んで、今後、来年4月1日までに工事がどのように完了に向かっていくの

か、その辺のスケジュールを聞かせていただきたいと思います。

以上、3点お願いします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、安藤議員からいただいた3点の御質疑にお答え申し上げます。

まず、1点目のP C 桁です。これは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、工事請負契約の第20条に物価変動スライドという条項がございます。工事の主要材料であります、例えば鋼材でありますとか燃料費、その他の材料ということで、今回の工事に即して申しますと、この三つの中で、その他の材料、いわゆるコンクリート二次製品でございます橋台に架ける桁が非常に値上がりしているということで協議をしたところでございます。これは、施工する中で、当初、我々が昨年の春頃に設計を組んでおった段階で、市場調査といいますか、メーカーに見積りを相当数取りまして、その中で安いところをセットして設計単価を決定し、入札をさせてもらったということでございます。

施工の中で、請負者が実際の施工に合わせてP C メーカーに発注されて納品を受けたところ、相当高かったということです。ちょっと質疑で相前後するかもしれませんが、業者からそういうお話は以前からあり、この夏頃には発注をされたと聞いていましたが、協議があったのは今年の10月24日でございます。相当高いですということで、業者と我々の双方で協議を始めて、請負者からは幾らでいつ入れたという書類も頂いております。我々も、先ほど申しましたように、当初の設計の単価をはじくときに市場調査しておりますので、そのことも見ながら、現状でこの値段のも

のを発注して納品されたらどれぐらいなのかを、これまた複数業者に照会をかけて市場調査しております。その結果、やはり50%近い値上がりと判明し、我々の設計単価と現状での調査の結果の差額が出てきました。今回の分でいいましたら、合計729万1,900円のうちで496万1,000円が桁の値上がり相当部分の摂津市の負担分となります。

そもそも請負工事でございますから、工期も長いということで、当初の金額でもって一定のリスクを踏んで請負業者の中でやるということが建前にはなっておるんですけども、著しい高騰があったときに、その全てを請負者の責に帰することはやっぱりできません。これは国が示す基準もございまして、請負金額のトータルの1%以内の額については事業者のリスク負担の分で、それを超える著しい物価上昇分の摂津市の負担分として計算したのが729万円のうちの496万1,000円でございます。これは、しっかりと市場調査をして、本市の設計単価でもって実情の単価と照らし合わせて、なおかつ1%の増加額については業者に負担していただいた上で、それを越えたものを負担するものでございます。

2点目の、当初、どうしてこういうことが分からなかったかです。橋台を造るに当たりまして、番田水路の環境衛生センター側と本市のリサイクルプラザ側に基礎ぐいを打つわけでございますけれども、その基礎ぐいが少し足りなかった、いわゆる支持基盤に到達しなかったという事象が発生したことは事実でございます。もちろん設計の前にしっかりと試験掘り、ボーリング調査はやっておりますけれども、くいの数だけボーリングできるかといいましたら、これはなかなかできません。ですから、一定

橋台の基礎工のある部分につきましてボーリング調査、試験掘りをして、何メートルのところで支持層があるか一定確認しながら、それを設計に反映して、基礎ぐいの長さを設計に落とし込んで、その分を実際に請負者が発注された結果、基礎打ち工の中で到達しなかったということになっております。これにつきましては、やはり事前のボーリング調査では全て網羅することは無理であったのではないかと考えております。

3点目でございます。このような状況になって、契約書では、摂津市と請負業者とが協議をした上で、工事の内容もしくは請負金額を変更することができるとなっており、この条項に基づいての請求が10月24日にありました。先ほど、発注されたのは夏頃と申しましたけれども、予定の変更契約日は11月9日でございます。その中に、当初の契約と同じく、議会の議決を経て契約が確定して実際の契約になるという条項を入れ込んでおります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。

1点目の積算の根拠について、例えば物価高騰につきましては、工事請負契約の第20条第2項に基づいて、著しい物価高騰の1%を除いた部分は市で負担するということで、きちっとした根拠があります。そもそもどれだけ上がっているかについては、業者の言いなりになっていることはおよそないとは思っていたんですが、確認の意味で聞かせていただきました。第三者のきちんとした客観的で適正な物価高騰額に基づいて、1%を超える部分について市が負担することは当然のことだと思いました。

それから、2点目のなぜ設計段階で分からなかったのか。いろいろ土木工事をやら

れる際には、ボーリング調査を全てやることと、一定範囲でやっておいて、万が一想定を上回る場合は変更契約でやるやり方、おおむねそういう形になっているんだろうと思います。逆に言えば、全部ボーリング調査をすること自体が、工事の額が最初から大きく膨れ上がってしまう可能性もあることと言えば、ある意味、合理的なやり方であって、今回、そういった設計変更が起きることはやむを得ないことではないかというの理解したところであります。

その上に立って、今朝、私はリサイクルプラザの横を歩いて橋を見てまいりました。大分出来上がっていました。10月24日に変更の申入れがあって、11月9日に契約を締結されたということなんですけども、今日、本会議に工事請負契約変更の件ということで出ているわけで、本来は、もちろん工事の進捗であったり進行上、実務者、つまり工事をやっておられる方の安全等を考えたときに、どうしても急がなければいけないことはあり得るのではないかと私も理解するんです。私がよく分からないのは、今回、工事請負契約変更の議案として上がっているのが、今日、12月2日です。11月9日、約1か月前に既にそういった契約が結ばれていて、万が一、本会議でこれはあかんぞという話になったときに、この契約そのものが宙に浮いてしまう可能性があり得ると思うんですけども、その辺の順序が何でこういうことになるのか、その辺の御見解を聞かせていただけないでしょうか。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 変更の契約日が11月9日で、もし本日議決をいただければ、今日をもってほんまの契約書に変わることになるんですけども、時系列のお話が出ました

ので、そのことについてお答え申し上げます。

今回の分は、物価変動の部分と設計変更に係る部分で、先ほどのお問いは、2番目の設計変更に係る部分がどういう時系列を経てきたのか、こういう御質疑であったと思います。

まず、内容でございます。先ほども少し申し上げましたけれども、橋台の基礎でございます。兩岸に基礎を打つ中で、基礎ぐいが一定支持層に当たらなかったということで、当時、それにつきましては、くいを足して、くい打ちで打ち込んでおります。合計30本のくいと聞いており、うち2本がどうも支持基盤に当たらなかったということで、推測でございますけれども、ボーリングによって調査した支持基盤が少し波を打っていたのかもしれない。その結果、くい足しの分の費用はかかっております。

それと、もう一つ、橋台の辺りは掘削をしておりますので、のり面ができておりまして、土がそちらの穴に向かって崩れ落ちる可能性がございました。土砂崩れから一定のり面を保護するために鉄製の鋼矢板を打ち込んでいる、これが設計変更の大きな内容でございました。本来であれば、その段階でできるのであれば工事を止めて、議会が開会中であるかどうかはさておき、手続としては、設計変更をやって、本会議に予定の変更契約を出し、説明して議決をいただいた後に、正式な契約として変更契約を交わして工事をやる、これが通常考えられる基本的な時系列であろうと思いました。

今回のことにつきましては、基礎ぐいのところの工事の施工なくして、次なる橋台の建設、それから桁を架ける工事発注もままならん状況の中で、なおかつ、基礎ぐいの長さがどの程度必要なのかも工事の進捗

を図る中でしか分からないということで、金額そのものが出てこないという事情がございました。

また、先ほどから条例、それから規約の件等を上程させていただいておりますけれども、こちらが実際来年4月1日からという辺りにもらみながら考えた結果、なかなか工事の中断ということにはならない、現実的には無理だろうということで、工事を続行しながらやったと。

以後は、もちろん増になる項目もあれば減になる項目もあるわけでありまして。それがトータルでゼロになることもなきにしもあらずで、そうなければいいんですけれども、そうならない場合は、やっぱり業者に負担をかけることはできませんので、しっかりと設計変更して、その分は措置をする。その分が233万円であったということになります。

おっしゃるとおり、本来であれば、議決をもらって、その後で施工する、これはそのとおりでございまして、それが基本でございまして。ただ、先ほど私も申しましたけれども、これは言い訳ではなく、そういう諸事情があったことだけ一定御賢察のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。率直にお答えいただきました。

本来であれば、部長がおっしゃられたように、工事を一旦止めて、議決を取って変更契約をするということなんですけれども、おっしゃったように、後ろがつかえているなど、いろいろな事情があるということですので。

私は、工事の進捗とかゴールの問題とか、なかなか技術的な問題は完全には理解でき

ないんですけれども、少なくとも、重要なゴールが決まっている工事で、しかも、入札の状況が、1回目も2回目も3回目も入札不調で、4回目も40者中38者が辞退をしなければいけないことといえば、受けられる事業者にとっても非常に大きな負担のある事業であったのではないかと推察するわけなんです。そうした中で、議会に説明のないままに、急がれるからということだけでもって、もしくは諸事情をもって進めてしまうことは、私はかえって工事の妥当性であったり透明性を損なうものになってしまうんじゃないかと感じます。

そういう意味で言えば、積算根拠もきちんと調査をした上で進めておられるとは思いますが、工事を止めることができないにしても、少なくとも、こういう状況にある、これだけの変更契約で増額になることについては、協議会などでも結構ですし、議長を通して議会に説明をしていただかないと、今日、ここにぼんと出されても、それについて議会としてのチェック機能を果たすことが難しくなると感じましたので、その点については意見として申し上げておきたいです。今後についても、いろんな工事、事業が出てくるかと思いますが、それも御配慮いただきたいと思います。もし何かあればどうぞ。何もなければ要望でいいです。

○福住礼子議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第63号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程7、議案第64号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第64号、工事請負契約変更の件につきまして、その内容を御説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料2ページを御参照いただきますようお願いいたします。

本議案は、令和3年9月14日付で契約を仮締結し、令和3年10月12日の本会議で議決されました株式会社西島製作所大阪支店との味舌ポンプ場水路系施設電気設備更新工事の工事請負契約を変更し、締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約変更の内容は、契約金額1億4,610万3,100円を433万8,400円増額し、1億5,044万1,500円に変更するものでございます。

その内容は、電気設備更新工事におきまして、室内温度上昇を抑制する空調設備が故障しました。電気盤を保護する周囲温度対策が必要であるため、空調設備の更新を行うものでございます。

また、吐出弁出口側の配管に穴が空き、漏水が発生をしております。今後も漏水が発生するおそれがあるため、配管の取替え

を行うものでございます。

以上の事象が発注後に発生し、当初設計時には見込めなかったため、設計変更が必要となったものでございます。

以上、議案第64号、工事請負契約変更の件の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第64号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

12月3日から12月18日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後1時50分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長

福 住 礼 子

摂津市議会議員

水 谷 毅

摂津市議会議員

南 野 直 司

摂津市議会継続会会議録

令和4年12月19日

(第2日)

令和4年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

令和4年12月19日（月曜日）

午前10時 開 議 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（19名）

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	森 西 正
9 番	弘 豊	10 番	増 永 和 起
11 番	三 好 義 治	12 番	西 谷 知 美
13 番	塚 本 崇	14 番	出 口 こうじ
15 番	三 好 俊 範	16 番	香 川 良 平
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸
19 番	嶋 野 浩一朗		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
副 市 長	福 渡 隆	教 育 長	箸 尾 谷 知 也
市 長 公 室 長	平 井 貴 志	総 務 部 長	山 口 猛
生 活 環 境 部 長	吉 田 量 治	保 健 福 祉 部 長	松 方 和 彦
建 設 部 長	武 井 義 孝	上 下 水 道 部 長	末 永 利 彦
教 育 委 員 会	小 林 寿 弘	教 育 委 員 会	大 橋 徹 之
教 育 総 務 部 長		次 世 代 育 成 部 長	
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	池 上 彰	消 防 長	松 田 俊 也
総 務 部 理 事	辰 巳 裕 志	保 健 福 祉 部 理 事	荒 井 陽 子

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋 本 英 樹	事 務 局 次 長	大 西 健 一
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

塚 本	崇 議員
三 好	範 議員
村 上	明 議員
西 谷	美 議員
安 藤	薫 議員
三 好	治 議員
水 谷	毅 議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○福住礼子議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、森西議員及び弘議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

塚本議員。

(塚本崇議員 登壇)

○塚本崇議員 通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

最初は一括質問・一括答弁方式、2回目からは一問一答方式にてお願いいたします。

最初は、生活保護法に則った施策についてです。

前段として、生活保護法は、日本国憲法第25条に規定された理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することと規定されています。全ての困窮する国民が国の保護を受けることができる尊い理念に基づいた法律であるわけですが、その中の第61条、届出の義務があります。まずは、その届出の義務を被保護者の方にどのように周知しておられるのか、御答弁をお願いいたします。

次に、本市特別支援教育についてです。

広報せつつ12月号でも特集されていましたが、本市では、支援が必要な児童に対して、通級指導教室にてどのような取組をされているのかを最初にお聞きしたいと思います。

続いて、三つ目です。

本市では、公式のLINEアカウントを持ち、多くの市民が利用されていると思いますが、摂津市の公式LINEアカウント

はいまだに一方向のプッシュ型通知ツールであり、LINE本来の機能である対話型のツールになり得ていないと思います。そこで、本市公式LINEアカウントのチャットボット化についての取組をお聞きしたいと思います。

四つ目として、本市ヤングケアラーの実態についてお聞きしたいと思います。

報道でもヤングケアラーについて多く取り上げられており、若年層による高齢者介護の事実が社会問題化しております。そこで、摂津市として、ヤングケアラーの実態調査を行う予定があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

1回目は以上になります。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 生活保護法に則った施策についての御質問にお答えいたします。

生活保護制度は、生活に困窮する国民に最低限度の生活を保障しておりますが、利用し得る資産、能力などを活用することが要件であり、収入、支出、その他生計の状況の変動や、居住地及び世帯の構成に変更があったときには届け出いただくこととなっています。特に、収入の申告については、毎月の保護費算定の基になりますので、定期的な収入申告書の御提出をお願いするものでございます。

被保護者の方への周知については、生活保護を開始する際に、対面でケースワーカーから直接届出の義務について御説明させていただいております。

収入の申告については、こういった場合に申告が必要であると具体的な例示を交えながらお話しさせていただき、丁寧な説明を心がけております。

また、生活保護制度の概要を記載した冊

子もお渡しするとともに、ケースワーカーが家庭訪問等の際には、届出の義務について改めて御説明さしあげ、御本人に御理解いただけるよう努めております。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 本市の小・中学校での支援が必要な子供についての取組についての御質問にお答えいたします。

以前から本市では、障害のある子供とない子供が可能な限り同じ場所で学ぶ「ともに学び、ともに育つ」という考え方の下、支援学級、通級指導教室、通常の学級それぞれの場において、一人一人の障害の状況に応じた指導を充実させるように取り組んでおります。

通級指導教室では、障害はあるが通常学級に在籍する児童・生徒を対象として、週に数時間、主に自立活動の指導を行っております。体の使い方にぎこちなさがあったり、友達とのコミュニケーションがうまく取れなかったりするなど、障害があることによる学習面や生活面での困難さを改善・回復するための指導をしています。

支援学級では、それぞれの子供の障害の状況などに応じて特別の教育課程を編成し、指導を行います。また、通級指導教室と同様に自立活動も実施いたします。さらに、一部の教科や特別活動、総合的な学習の時間などで、通常の学級の子供と一緒に活動する交流及び共同学習を実施しております。

いずれの学びの場でも、子供たちの状況を丁寧に把握し、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導及び支援の実践を目指して取り組んでおります。

○福住礼子議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 本市におけるLINEへのチャットボットの考え方についての御質問にお答えいたします。

本市の公式LINEにつきましては、多くの方が参加できるイベント情報など、各課からのお知らせを担当課と調整しながら、週に1回、木曜日の夜8時に配信いたしております。

一方で、必要な行政サービスを調べるには、自らホームページで探していただくか、直接窓口や市ホームページのお問合せ欄から御質問いただくのが主な方法となっております。

チャットボットにつきましては、チャット上でキーワードを入れると自動的に回答が示されるサービスであることから、24時間365日、時間を問わず必要な情報を入手できるサービスとして、市民の利便性の向上や業務の効率化が図られるものと認識しております。近隣市におきましても導入を進めていることから、今後、他市の事例も踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 小・中学生のヤングケアラーに関する実態調査についての御質問にお答えいたします。

国においては、既にヤングケアラーに関する実態調査を実施しており、小学校6年生で約15人に一人の6.5%、中学校2年生で約17人に一人の5.7%が家族の世話をしているとの結果が出ております。

また、大阪市の市立中学生を対象に実施した調査では、9.2%が家族の世話をしているとの結果でした。

ただし、これらの調査結果につきましては、お手伝いの範囲でのお使いや、きょう

だいの遊び相手をしているといった実態も含まれていると考えられており、実際支援が必要な家庭につきましては、子供の置かれた状況や、子供が世話をしている具体的な内容をより正確に把握する必要がございます。

現在のところ、市として小・中学生のヤングケアラーに関する実態調査を行う予定はございませんが、今後も、ヤングケアラーに関しての認知度を高めるため、周知活動等を行うとともに、小・中学校など子供と関わる関係機関との連携を図りながら、ヤングケアラーの実態把握に努めてまいります。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 御答弁ありがとうございます。

ここからは一問一答にてお願いいたします。

それでは、先ほど部長の御答弁にもありましたが、収入の申告について。生活保護法第29条では生活保護受給者に対しての調査ができる規定がございますが、この規定に基づいた調査がどのように行われているのか、御回答をお願いいたします。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 生活保護法第29条に基づく調査についての御質問にお答えいたします。

調査が必要な事象が発生した際には、まずは被保護者本人と面談を行って、事実確認を詳細に行うとともに、生活保護制度の趣旨や収入申告の重要性、届出の義務などを改めて説明することになります。その上で、まだ疑義が残る場合は、関係者及び関係機関への調査を行います。

生活保護制度では、御本人の収入や資産の状況に疑義がある場合、調査をする権限

が認められております。これに基づき、年金受給額の調査や雇用主への照会、金融機関への預金照会等を行い、事実の把握に努めていくことになってまいります。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 先ほど、部長から疑義という言葉が出ましたが、私はこの疑義という言葉が引っかかりました。いわゆる不正受給者は、保護を受ける方全体の1%に満たないと言われています。ただ、私は、この1%の不正を働く人のために、残りの99%の人が差別的な目で見られることは断じて受け入れられないと思っています。

このような事態を避ける方法は大きく二つあると思います。一つは、ベーシックインカムを導入すること。これによってあらゆる疑いがなくなりますが、これは国の仕事ですので割愛したいと思います。もう一つは、いわゆる不正受給に対してしっかり対応していただくことです。これは自治体の仕事であると考えます。

臨床心理の分野では、得られる利得にかかわらず、不正を働く余地がある場合、一定の割合で不正を行う人がいることが示唆されています。入り口は広く設けていただいて、疑義のある場合には毅然とした対応を求めます。

これで一つ目の質問は終わります。

二つ目の質問です。特別支援教育についてですが、本市小・中学校に通う児童に対して、通級指導を利用するのか、支援学級に在籍するかの判断はどのように行われているのでしょうか。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 新たに就学される児童につきましては、教育委員会の担当者が保護者の意向を聞き取るとともに、就学前施設での様子や発達検査などの情報を集め、

医師や心理士等の専門家を交えた教育支援会議で検討した上で、最終的には教育委員会が判断しております。

また、就学後の途中入級や退級の場合についても、同様に、学校での様子や、保護者や本人の意向も確認しながら、教育支援会議で検討した上で教育委員会が判断いたします。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

ただいまの御答弁ですと、いまだに医学モデルを基本とした施策が進められているのではないかという懸念が残ります。

日本は2014年に障害者権利条約を批准いたしました。今回、国連にて建設的対話という前提の審査が行われ、日本政府は障害者権利委員会より、特別支援教育の廃止、また、4月27日に文部科学省が出した、特別学級の生徒は半分以上の時間を普通学級で過ごすべきではないという旨の通知の撤回を含む6項目の強い勧告を受けました。日本では人権モデルに対する理解が薄いのではないかと障害者権利委員会副委員長のヨナス・ラスカス氏は指摘されているのですが、本市においてはこの点をどのようにお考えか、御答弁をお願いいたします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 障害を、疾病、外傷、もしくはその他の健康状態により生じた個人的な問題として捉え、個人が社会に適應できるように考える医学モデルではなく、障害や不利益、困難の原因は、障害のない人を前提につくられた社会のつくりや仕組みに原因があり、その障害を解消していこうという社会モデルの捉え方は学校現場にも浸透してきております。

人権モデルは、社会モデルの捉え方に加

え、障害者の個人の尊厳を守り、全ての子供たちが等しく教育を受ける権利を保障する考え方と捉えております。

本市が以前より進めておりました「ともに学び、ともに育つ」教育は、障害の有無にかかわらず、お互いが違いを認め合いながら、自尊感情を高め、生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指すものです。この考え方を大前提として、一人一人のニーズに応じた支援を実施することを大切に、本市の特別支援教育の充実を図ります。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

障害者権利条約は、社会モデルと人権モデルが相互に補完したものであると私は考えています。

先日、東京大学大学院バリアフリー教育開発研究センターが主催する研究会にオンラインで参加しましたが、そこに文部科学省の担当課長もパネリストとして参加しておりまして、4月27日の文部科学省通知はインクルーシブ教育を否定するものではないという旨の発言をされておりました。

ただ、条約の基本概念として「Nothing about us without us」という合い言葉があります。一番に優先されるべきはサポートを必要とする児童の意見であって、保護者や医師の意見ではないことに注意を払っていただきたいと思います。

話は飛びますが、かつて橋下徹氏が大阪府知事だった時代に教育委員会にいた方からヒアリングをしたんですけども、10年ほど前に大阪府でフルインクルーシブ教育を導入しようとした動きがあったそうです。先進地であるイタリアへ視察団を派遣し、予算組みをした結果、これは到底大阪府単体では賄い切れるものではないという

ことで断念したと聞いております。

本市においては、児童のニーズに指導と支援を実施していくとの答弁をいただきましたが、先生方の負担を考えると相当なものになると思われます。この10年で支援を必要とする児童数が1.5倍に増えた統計がありますが、その増加量に教育関係者の負担は増すばかりで、心配です。本市としては、しっかりとこの点も踏まえた上で国に要望を出していただけるようお願いしてこの質問を終わりたいと思います。

続いて、3番目です。LINEのチャットボット化についてです。

事例といたしまして、先日視察に行かせていただきました福岡市では、公式LINEが人口162万人に対して登録者数190万人を超えているそうです。その原動力となっているのが市民のニーズに応えることのできるチャットボットであると推測しています。また、DX戦略課を設置し、積極的なDXの推進に力を注いでいます。本市では今後のDX推進に向けてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 チャットボットの導入後、今後のデジタル・トランスフォーメーション推進の考え方につきましてお答えいたします。

チャットボットには、人間があらかじめ設定したシナリオどおりに受け答えを行うシナリオ型や、データを基に自らが学習し成長していくAI型などがございます。それぞれ長所、短所や導入コストも異なっておりますけれども、いずれにいたしましても、回答の精度を高めるためには、導入前には質問に対する正しい回答をまとめたデータベースの整備、また、導入後におきましても、効果を測定しながらデータのメン

テナンスを行うことや、ホームページの更新と同様に、最新の情報を提供できるよう各担当課での連携強化が課題であると認識しております。

国が定めました自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画では、AI、RPAの利用推進は自治体に取り組むべき重点事項とされております。令和3年12月末時点の国の調査によりますと、AIを導入済みの市町村は35%程度となっており、チャットボットのほか、音声認識ツールを用いた会議録作成や多言語翻訳、申請書、調査票などを読み取るAI-OCRなどを導入し、業務の効率化に成果を生み出しております。

本市におきましても、こうした先行事例を参考に、それぞれの課題の整理や費用対効果など、関係部署と連携しながらさらなる研究を進めてまいりますとともに、行政手続のオンライン化を一層進めることで市民の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

視察に行った結果を少しでも本市に還元したく紹介させていただくと、福岡市では、公式LINEに例えば「ごみ」と打つと、ごみの出し方のページへと誘導されます。ほかにも、「靴」と打つと「燃えるごみです」と回答が来ます。まず本市の公式LINEに必要なのはこの部分だと思います。来年4月からお隣茨木市との広域ごみ処理連携が開始されます。燃やせるごみが普通ごみへ、燃やせないごみが複雑ごみへと分類されることに従って相応の混乱が起きることも想定されます。こうした事態に対処するためチャットボットの導入を進言いたします。

また、福岡市では、400以上のデータを公開し、市民が閲覧可能としています。DXの観点から申し上げますと、こうした施策も必要ではないでしょうか。研究では終わらない実施を求めてこの質問を終わらせていただきます。

続いて、ヤングケアラーに対しての相談窓口は設置しておられるのでしょうか。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 ヤングケアラーの相談窓口についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、ヤングケアラーの明確な窓口については設置いたしておりません。しかしながら、本年11月号の広報せつつにおきまして、オレンジリボンキャンペーンと併せてヤングケアラーの特集を行っております。ヤングケアラーについての基本的な知識の周知を図るとともに、相談先として家庭児童相談課の連絡先を掲載いたしております。

しかしながら、ヤングケアラーに関する相談につきましては、子供自身から直接相談窓口に連絡することはハードルが高いため、表面化しづらいという課題がございます。また、子供が低年齢であればあるほど、自身の置かれた状況を十分に理解できず、家族の世話をすることが当たり前になる可能性もございます。そのため、ヤングケアラーの実態把握と早期支援のためには、子供に関わる周囲の大人がヤングケアラーに関する意識を高めることが重要となります。

現在、大阪府におかれまして、地域包括支援センターなど、ヤングケアラーと接する可能性のある機関向けに実態調査が行われており、その結果について注視するとともに、本市といたしましても、子供の置か

れた状況や子供たちのSOSを見逃さない視点を養いつつ、必要な支援につなぐため、まずは要保護児童対策地域協議会の関係機関を対象とした研修を実施してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

まず、ヤングケアラーの定義ですが、日本では法律上の定義がいまだにない状態です。ヤングケアラーへの支援が先進しているイギリスでは、他の人のためにケアを提供しようとしている18歳未満の者と2014年に法律で定義づけられ、地方自治体に対して、ヤングケアラーを特定し、適切な支援につなげていくよう義務づけられています。

ここからは多少個人的感情も入りますが、私は若年層へのケアも必要であると考えています。若年層は、統計上15歳から34歳程度までを指すようです。先ほどの御答弁にもあったとおり、こうした層の数パーセントは家庭内介護をしなければならない状態にあるわけです。その介護のために就学や就職に支障が出ることも珍しくなく、また、婚姻はおろか恋人もできない状況にある家庭が相当数あると推測されます。

実例を挙げます。とある家庭では、おばあさんとお子さんの折り合いが悪く、認知症の進んだおばあさんの面倒をお孫さんが見ているそうです。おばあさんはテレビが好きで、テレビショッピングで見て物を買ってしまうことがしばしばあると聞いています。お孫さんが収入もないのにとおばあさんに強く当たってしまったようですが、実は、その買物というのは、お孫さんが冬に手足が冷えないようにと、おばあさんが気遣って買ったものでした。お孫さんは、

それに気づいたとき、僕は何てことをしてしまったんだろうと後悔し、号泣したそうです。こんな悲しい擦れ違いが介護をしている家庭で実際に起こっているわけです。このような悲しい事例が起らないように、しっかりとした実態を把握していただきたいと思います。

また、今後の支援につなげていくために、しっかりとした窓口の設置を強く求めて今回の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○福住礼子議長 塚本議員の質問が終わりました。

次に、三好俊範議員。

(三好俊範議員 登壇)

○三好俊範議員 それでは、順位に従いまして質問をさせていただきます。久しぶりの一般質問でございます。少し緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

一つ目に、コストダウンについてでございます。

昨今、摂津市においては、大きな公共事業であったりこれからやっていく事業、そしてサービスの多様化、物価高騰等、今、大きく予算のかかるもの、財源を確保しないといけないものが出てきております。その中で、コストダウンをして財源を生み出していけないといけないという目線で、4点、可能性のあるものを質問させていただきたいと思っております。

一つ目、電力の入札についてです。

まず、摂津市の状況についてお伺いします。庁舎以外の公共施設も含めました現状の年間使用料金は、価格高騰による補正予算も今回出ておりますが、どれだけ上昇しているのか、1回目、お聞きいたします。

続きまして、2点目、LEDの整備についてです。

今年度の予算で、フォルテ摂津の2部屋と小・中学校5校のLED化は、フォルテ摂津が114万5,000円、小・中学校に関しては5校で750万円、かなりの差異がありますけれども、その理由について、1回目、お伺いいたします。

三つ目、RPAについてです。

導入されてからしばらくたっておりますが、その実績について、1回目、お聞きいたします。

4点目、下水道点検におけるドローンの活用についてです。

まず、1回目、現状の下水道管の点検はどのように行われているのか、お聞きいたします。

続きまして、市保有資産のことについてお聞きしていきます。こちら、先ほども申し上げましたが、コストがかかるもの、そして放置されていると考えられるところがあります。その辺りをお聞きしていきます。

まず1点目、公共施設の老朽化についてです。

耐用年数が経過している公共施設が結構多く見受けられます。公共施設を棟ごとに見て、そういった経年劣化しているもの、耐用年数が過ぎているものがどれぐらいあるのか、1回目、お聞きいたします。

二つ目、旧味舌小学校の跡地についてです。

小学校跡地の資産活用の仕方についていろいろお聞きしていきたいんですけども、旧味舌小学校の跡地について、現状どのように使われているのか、1回目、お聞きいたします。

三つ目、ごみ処理等に関することについてです。

施設についても後でお伺いするんです

が、先ほど塚本議員からありました茨木市との広域連携をやっていくところでございます。ごみの処分を地方自治法に規定される事務の委託を採用して行うことになりました。でも、そういったことをやっている自治体はほかにもあると思います。その自治体で課題とかがあるのかどうか、1回目、お伺いいたします。

続きまして、学校・教育に関することについてです。

まず1点目、中学校の給食についてです。

この前、吹田市と一緒にやっていく話は廃案になったと聞いております。本市単独でやっていくに向けて、現状の進捗状況について、1回目、お伺いいたします。

続きまして、見守りシステムについてです。

これは、私は過去に2度質問させていただいておりますが、もう約5年ほどたっております。多くの自治体で、子供たち、もしくはお年寄りの徘徊に対して、どこにいらっしゃるのか見つけられる個別のシステムを導入しているところがありますけれども、それは私自身は効果的だと考えております。5年たちまして、近隣市におけるシステムについて実績が出てきていると思います。その辺りの導入の状況について、まず1回目、お伺いいたします。

続きまして、学童保育についてです。

本市も学年延長に取り組んでいくということで、私は以前、部屋が足りないのであれば足りているところからやっていけばいいんじゃないかと質問させていただきました。鳥飼地域から先にやっていただいていることをすごく評価いたします。

その中で、今、まだまだ実現に向けて動いている最中だと思いますが、学年延長と

かのサービス向上の取組の進捗状況や課題についてお伺いいたします。

続きまして、PTAについてでございます。

PTAは任意団体でありまして、市が直接関わる団体ではありませんが、市が行うべき業務ではないかと思われることも担っていただいているところも多くございます。PTAの在り方は、昨今、本当に時代の流れ、人々の生活模様の移り変わりによってかなり変わってきておりますので、今回質問させていただきたいんですが、まず、1回目は摂津市のPTAの状況についてお伺いいたします。

続きまして、大きく災害対策についてお伺いしていきます。

本市には補助金を出して防災サポーターを担っていただく制度があります。自助・公助ということで、市民の皆さんにもしっかりやっていただくことが目的としてあるのかと思いますが、いま一度、防災サポーターと防災士の補助制度の目的について、1回目、お聞きいたします。

続きまして、災害時のドローンの活用についてです。

前段といたしまして、大規模な水害や地震があった際に、職員が災害現場へ駆けつけることが果たして摂津市はできるのかと私は考えております。そういった場合、どういうふう現場に駆けつけて把握していくのか、対応の仕方について、1回目、お伺いいたします。

続きまして、災害時の避難についてでございます。

同じことですが、地震とか水害時の摂津市の避難の仕方、考え方でございます。どういうふうやっていくのか、現状の考え方について、1回目、お伺いいたし

ます。

続きまして、5番目の大きなくくりでございます鳥飼まちづくりプロジェクトについてです。

鳥飼のまちをもう一度盛り上げる意味で立ち上げられたこのプロジェクトですが、私は個人的に大きな柱が存在していないんじゃないかと思っております。何をやっていきたいのか、どういうふうにやっていきたいのか、そういうのをもっともって見せていくべきだと私自身は考えておりますが、そういった柱はどのようなものがあるのか、どういったものが柱と考えているのか、そして、その柱をつくるつもりがあるのかどうか、その辺りについて伺いいたします。

1回目は以上でございます。

○福住礼子議長 答弁を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 本市における公共施設の電力に係る御質問に御答弁申し上げます。

まず、本年10月末までの本庁における現状の電力使用量でございますけれども、10月末現在で累計59万4,711キロワット、金額にして1,784万5,524円となっており、前年度比で電力使用量は1.06倍、電気料金で1.25倍となっております。

また、10月末現在の本庁以外の主な公共施設で申し上げますと、小・中学校で206万9,725キロワット、7,462万2,763円、環境センターで306万7,364キロワット、6,787万6,764円となっており、電力使用量でおおむね1倍から1.06倍程度、電気料金で1.16倍から1.3倍程度、前年度と比較して上昇傾向にございます。

続きまして、RPAの導入業務の実績についての御質問にお答えいたします。

RPAにつきましては、令和2年度に基幹システムの環境下で導入をいたしました。令和3年度には、情報系ネットワーク端末でも利用できるよう環境整備を進め、定例的な作業の時間削減に努めてきたところでございます。

各年度の導入業務の実績についてでございますが、令和2年度が6課15業務、令和3年度が7課19業務でございます。

次に、公共施設の老朽化についてでございますが、本市が保有している公共施設のうち、令和2年度現在で耐用年数が経過している公共施設は、施設ごとに見ますと87施設、棟ごとに見ますと216施設でございます。

続きまして、旧味舌小学校跡地についてでございますが、同小学校の跡地につきましては、せつつ幼稚園の建て替え工事に伴う仮園舎として令和5年の9月まで使用予定となっております。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 LED整備に伴うコストダウンについての御質問に御答弁申し上げます。

フォルテ摂津においては、修繕料として114万5,000円、小・中学校においては、照明器具借上料として合計750万円を令和4年度の当初予算として計上しております。予算額そのものに差がありますが、これは、施設の規模が異なることありますが、大きな要因はLED整備における手法による違いでございます。

続きまして、ごみの処分に係る事務の委託についての御質問にお答えいたします。

ごみ処理の広域化につきましては、国が

示す持続可能な適正処理の確保に向けた広域処理や施設の集約化の推進により、大阪府におきましても、ごみ処理広域化計画を策定し、市町村によるごみ処理の広域化が図られるような取組が行われているところでございます。

現在、大阪府内におきましては、一部事務組合が13団体設置、事務の委託による広域処理が2団体となっております。

事務の委託の2団体につきましては、本市と異なる内容ではございますが、一部地域に限定した形で、ごみの収集運搬も含めた処理を他市に委託しているものでございます。事務の執行に関しましても、業務運営の効率化が図られ、間違いなく遂行されている状況でございます。

事務の委託に当たっては、各自治体が効率的な運営や経費の削減など事前の調整を十分に行った上で事務の委託をしていることから、問題なく遂行されているものと考えております。

○福住礼子議長 上下水道部長。

(末永上下水道部長 登壇)

○末永上下水道部長 下水道管の点検方法についての御質問にお答えいたします。

本市の下水道事業は、着手して57年が経過しており、下水道管の老朽化対策が必要となっております。

公共下水道管の維持管理につきましては、管路施設の老朽化状況や管路の重要度などを考慮した優先順位づけを行い、施設の点検・調査を実施し、施設管理を最適化することを目的としたストックマネジメント計画を令和2年度に策定しました。令和3年度よりストックマネジメント計画に基づいた下水道管の調査・点検を実施しており、幹線である大口径管や、軌道、河川または水路を横断する重要な管渠を優先的に

実施し、今後25年間で全ての管渠の調査を行ってまいります。

調査の方法は、自走式テレビカメラを用いて、管の腐食状況、破損やクラックの有無などの記録を行い、その状況により緊急度を判定しており、下水道維持管理指針に基づき、管の腐食や破損状況から3段階の緊急度の判定を行っております。

なお、これまでの調査結果では、緊急度が最も高い破損は発生しておりません。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 給食センターの進捗状況についての御質問にお答えいたします。

中学校給食につきましては、全ての市立中学校において、生徒全員に栄養バランスの取れた給食を提供することが可能な全員喫食の実施に向け、検討を進めているところであります。

給食センターの設置に向けては、市保有地の活用を第一に用地の選定を進めるとともに、給食センターの施設機能や実施形態等について検討していく必要があります。

本年10月には、最新の厨房機器を整備した滋賀県の草津市立第二学校給食センターへ、11月には、地産地消の給食を推進している静岡県袋井市立中部学校給食センターへ赴き、用地の選定から給食センターの建設、そして運用に至るプロセスなどについて視察を行ってまいりました。

今後は、これらの情報などを踏まえながら、本市の給食センター設置に向けた検討をより具体化してまいりたいと考えております。

続きまして、近隣市の見守りシステム導入状況についての御質問にお答えいたします。

I C タグなどを利用した見守りシステム

は、近年、児童・生徒の安全を脅かす事案が多く発生している中、地域で行われている見守り活動や防犯体制を補完するものとして、大阪府内の多くの市で導入され、運用されております。

近隣市では、豊中市、池田市、箕面市、枚方市、交野市、四條畷市においては行政が実施主体となり導入されており、箕面市、四條畷市では全小・中学校で運用されております。

続きまして、摂津市におけるＰＴＡの現状についての御質問にお答えいたします。

ＰＴＡは、子供の健やかな成長を図ることを目的に、保護者と教職員で自主的に構成され、両者が協力し活動する社会教育関係団体であり、本市では全小・中学校で組織されております。

ＰＴＡには、学校の教育活動を理解し、教育に関わる活動に取り組むことで、家庭、地域、学校を結ぶ役割も期待されていますが、近年、核家族化や女性の社会進出、価値観の変化などにより、各御家庭の在り方も多様となり、ＰＴＡを取り巻く環境は大きく変化してきております。

そのような中、本市におきましても、活動に参加される方が限られることによる役員や委員の担い手不足、加入が任意であること、個人情報の取扱いへの懸念などからＰＴＡ活動に参加されない方が増え、加入率の減少が見られる学校もあります。

そのような状況にあるＰＴＡから、加入率低下や今後の運営等について相談があった場合は、当該校管理職も含め対応策を検討するなど、活動を支援しております。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 学年延長などのサービス向上への取組の進捗状況や課題につい

ての御質問にお答えいたします。

土曜日保育の毎週実施や４年生を対象とした学年延長につきましては、早期実施に向けて保育場所や指導員の確保に努めております。

保育場所の確保に向けては、これまでも学校や関係課と協議を進めておりますが、安威川以北地域の学校では、今後も児童数の増加とともに入室率の増加も見込まれるところがあります。さらに、小学校では、全学年で段階的に学級編制の標準を３５人へと引き下げる法改正が成立しており、今後も学童専用スペースをいかに確保していくかが課題となります。

また、指導員の確保に向けては、市広報紙への掲載、有料求人誌への広告や市内広報板などの掲示に加え、市内にある大学へも協力をいただきながら求人募集を行っておりますが、現在、支援を要する児童に対する週５日勤務の加配指導員が２０名程度不足しております。このため、支援を要する児童に対する週５日に満たない加配指導員や派遣職員を配置するなど、運用に支障がないよう取り組んでおりますが、入室児童数の状況に応じた継続的な指導員の確保が課題となっております。

学年延長の実施には、指導員や保育場所の確保など様々な課題がございますが、可能な学校から順次実施してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 防災サポーターの役割と防災士への補助制度の目的についての御質問にお答えをいたします。

本市では、地域の防災力を高め、災害に強いまちづくりを推進するためには、防災に関する意識や知識、技能を有する防災リ

リーダーを育成する必要があることから、令和元年度に摂津市防災サポーター制度を創設するとともに、市域で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得している防災士を養成するため、防災士の資格取得費用の補助制度を設けました。

防災サポーターには現在103名の方に就任していただいております、平常時には、基本にお住まいの地域の方々を中心に、防災の重要性を普及していただきますとともに、発災時には、第一に御自身の安全を確保した上で、地域の方々の避難誘導や、必要に応じて避難所の開設・運営の支援をお願いしたいと考えております。

また、防災士資格を取得するための補助制度につきましては、防災サポーターとして地域の防災活動の中心的な担い手となっていただくことを条件に、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した方に対して、資格取得に要した費用の50%を3万円を上限に補助しております。

続きまして、大規模な水害、地震が発生した場合の現場での災害状況の把握についての御質問にお答えをいたします。

まず、地震時ですが、発生後、参集する職員が、途上のまちの被害状況を把握し、災害対策本部へ報告をいたします。市が管理している道路や橋梁などの公共施設等の被害状況につきましては、公用車や自転車などを使って現場の被害状況の確認を行います。しかし、建物の倒壊や道路の寸断等により現場に近づけないことも想定されます。

一方、水害時ですが、安威川、淀川が氾濫した場合、市内のほとんどの地域が浸水し、職員が立ち入ることができなくなることから、災害現場の状況を把握することは

非常に困難になると考えられます。

続きまして、地震時、水害時の避難の考え方についての御質問にお答えをいたします。

まず、地震時の被災者の想定につきましては、大阪府が被害想定を公表しており、そこで、摂津市で最も被害が大きいとされている上町断層帯地震Aの発生時で、罹災者数は約3万9,000人、避難所生活を余儀なくされる方は約1万1,000人とされております。現在、市で指定している30か所の避難所を全て開放した場合、さきの避難所生活を余儀なくされる方に対しては、新型コロナウイルス等感染症対策を実施した上でも何とか収容できる状況となっております。

一方で、水害時は、安威川、淀川が氾濫した場合、約6万2,000人の市民が避難を余儀なくされると試算しております。また、現在の淀川及び安威川の浸水想定区域の外にある避難所は、千里丘地域の3か所しかなく、収容可能人数も約640人分となっております。浸水想定区域内で緊急避難場所に指定している小・中学校は、体育館が水没し、校舎も一部を除き2階から3階が水没すると想定しており、収容可能人数も約5,000人分しか確保できない状況となっております。

○福住礼子議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりについての御質問にお答えいたします。

鳥飼地域におきましては、市内の他の地域に比べ、人口減少、少子高齢化が加速度的に進行しているとともに、地形的特徴から高い水害リスクがございます。

このような課題を踏まえ、鳥飼まちづくりグランドデザインは、住民の生命と身体

を守る危機管理・防災の観点を軸として、誰もが安全・安心に過ごし、にぎわいと暮らしやすさが調和したまちを目指すため、子や孫の世代の将来を見据えた長期的な視点からまちづくりの方向性を取りまとめたものでございます。

鳥飼まちづくりの柱に関しましては、鳥飼地域には様々な特徴があることから、グランドデザインでは、四つのまちづくりエリアを設定し、各エリアでこのような将来にしていきたいという将来予想を提示させていただいております。これがいわゆる各エリアの柱になると考えております。

グランドデザインでは、このエリアごとの柱を中心に、それを実現するための課題と、その解決に向けた対策の方向性について整理しています。ただし、エリア全体で検討し、対策を講じていかなければならない魅力ある教育環境、利用しやすい公共交通、地域コミュニティ活動の活性化、魅力ある公園、ICTを活用したまちの発信力の向上・コミュニケーションの強化の五つの課題については、エリア全体にかかる取組の方向性という項を設けて、それぞれ現状と課題、課題解決に向けた取組の方向性を記載させていただいております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

2回目からは一問一答でよろしく願いいたします。

まず、電力の入札についてです。

物価高騰が直撃して、市内でも3割近く電気料金が上がっているということなんです。過去に電力の自由化の際、入札の検討を行ったと聞いておりますけども、当時、入札しなかった理由について伺いたします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 電力の入札につきましての御質問にお答え申し上げます。

市役所庁舎を含みます市内公共施設は、平常時の施設として重要であることは当然ながら、災害時には防災拠点や避難所になる重要施設であり、電力の安定供給や災害時の優先的な電力復旧の観点から判断し、電力の新規参入事業者を含めました入札を実施しなかったものでございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 災害時のそういった懸念から判断されたということですが、前回の検討からかなり時間がたっております。この間、他の自治体において新電力で成功した事例や失敗した事例があると思うんですが、過去に懸念していたようなことは実際起こったのか、お教えいただきたいと思います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 電力の自由化に伴います他の自治体の事例でございますが、今般の世界的な燃料価格高騰の影響もございまして、新規参入事業者の倒産、また撤退が増加傾向にございます。大手電力会社の臨時の救済措置によりまして公共施設等の停電は回避できておりますが、この臨時の救済措置につきましては、大手電力会社の通常の料金メニューよりも割高に設定されております。新たな電力供給会社を見つけることも容易でないことから、電気料金負担が増大している自治体も一部見受けられるところでございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 様々な懸念があるということですが、例えば、他市の入札結果を本市に当てはめた場合、基本的には金額が抑えられるのが入札の制度なんです。どれぐらの使用料になるのか。他の自治体と条件

が異なる点もあるとは思いますが、正確な数字じゃなくてもいいので、概算で教えていただければと思います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 他市の入札結果を当てはめての試算でございますけれども、自治体によりまして、施設の数でございますとか規模、また、その使い方、対応等が異なりますことから、契約キロワット数も異なっておりますので、具体的な数字をお示しすることは困難であると考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

過去のそういった検討等も踏まえまして、摂津市の方向性として、今後、そういった入札によるコストダウンをやっていくことがいいのか悪いのか、現状の考え方をお教えいただきたいと思います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 先ほども申し上げておりますが、今般の世界的な燃料価格の高騰によりまして、従来からの電力会社にとどまらず、新電力の小売事業を扱う事業者も厳しい経営状況にございます。そのような中、公共施設等の入札に参加することを見送っていると見られます。全国的に入札が不調となっているケースも見受けられるところでございます。

入札をすることがよいか悪いかでございますけれども、もちろんコスト削減には重々努めてまいりたいとは考えておりますが、公共施設の安定的な電力供給及び確保の観点からは、電力の新規参入事業者を含めた入札につきましては、これら諸事情を慎重に見極めた上で判断すべきものであると考えてございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

大阪府も、新電力の契約の捉え方の違いで、物価高騰の分が乗るか乗らないかという裁判を今やっています、1回目は負けたそうです。

小売という言い方をされていますが、大手電力会社もこういった新規事業をされていると思います。いいか悪いかというか、今回は可能性のあるものを取り上げさせていただいておりますので、しっかりこちらに関して考えていただきたいと要望して質問を終わります。

続きまして、LEDの整備についてです。

自分でも申し上げましたが、先ほどの答弁の中で、フォルテ摂津に関しては2部屋で114万5,000円、小・中学校に関しては5校全部合わせてLEDの設置作業が750万円と、かなりの差が出ておるという答弁をいただきました。

令和4年第1回定例会代表質問でLEDの整備計画を作成されるという答弁があったと思いますが、その進捗状況について伺います。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 摂津市地球温暖化対策地域計画においては、LED化の推進についての施策展開を示しており、現在のところは、施設所管課における修繕等によりLED化を随時行っている状況でございます。当該計画においては、目安となる目標年度を示し、市全体としての取組として、まずは主要な公共施設を中心に整備を進めていけるよう、関係主管課と連携しながらLED化をはじめとした省エネルギー機器の導入促進を図ってまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 何度も申し上げますが、計画があるということですが、市として

のLED化の指針案、計画がちゃんとないから、こういったやり方、手法に差異が出て、予算の計上の仕方も変わってきていると思います。全庁的に統一したLED化の方向性が必要じゃないかと思うんですけど、その整備期間についてはどういうふうに考えているのか、お答えください。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 LED化に向けた計画についてでございます。

各公共施設における具体的な施工時期等、詳細につきましては現段階で告示することはできませんけれども、今後とも、摂津市地球温暖化対策地域計画等の方向性に基づきまして、公共施設の修繕優先度判定や、その他必要な施策・事業とともに、全体としてのプライオリティー、コスト等の状況をしっかり見極めた上で適宜進めてまいりたいと考えてございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 部長はコスト等の状況をしっかり見極めた上でとおっしゃりますが、当初予算の中でコストが全く違うものが出てきているわけです。それは本当に計画的なのか、しっかり見極めないといけないと思うんです。

取りあえず一旦置いておきまして、先ほど出ていました摂津市地球温暖化対策地域計画においては、2030年までにLED化を全部終わらせると書いております。これはしっかり終わるのかどうか。2030年に近くなってから、やっぱり間に合わなかったから延ばそうやというのが一番困るわけで、それは計画的とは言えないと思うんですが、しっかり終わらせるのか、こういった差異が今後出ないようにしっかりとやっていただけるのか、その辺りの御答弁をお願いします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 摂津市地球温暖化対策地域計画に2030年という記載があるとのことでございます。もちろん我々は、計画に従いまして、その目標を達成すべく鋭意努力していくことには変わりございません。

そして、コストでございますけれども、もちろん、先ほども御答弁申し上げましたとおり、我々はコスト削減の努力は重々やっていたと考えてございます。

以上です。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 やっていただけるのはありますが、しっかりと示していただきたいと思います。水かけ論になるかもしれませんが、今年度の予算に関しても数字で差が出てきているわけです。こういうところも今後しっかり計画を立てていただいて、市民にこういったお金の使い方をしていくのか示していただき、先ほど前段として申し上げたとおり、コストを削減して物価高騰等に回さないといけない、予算をつくり、今後つけていけないといけないものがいっぱいあると思いますので、この辺りの削減をしっかりとやっていただくよう要望してこの質問を終わります。

続きまして、RPAについてでございます。

令和2年度が6課15業務、令和3年度が7課19業務と増えたと御答弁いただきましたが、年度ごとの削減の時間について、2回目、お伺いいたします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 RPAによる年度ごとの削減時間についてでございますけれども、令和2年度が526時間、令和3年度は1,338時間となっております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 令和3年度はかなり実績が増えておりますが、削減時間が増加した主な要因について伺います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 令和3年度は、定例的な業務に加えまして、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策として実施いたしました臨時特別給付金事業におきましてRPAを活用いたしました。本事業での入力処理や支給データの作成処理の自動化によりまして大幅な作業時間を削減できたものでございます。

なお、臨時特別給付金を除きました定例的な業務での令和2年度との比較では、65時間の削減時間の増加がございました。これは、固定資産税課の区分所有物件の共有構成員所有権移転処理業務などでRPAを導入したことによるものでございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の対策に関してかなりの実績が出たという話でしたが、令和4年度はさらに削減時間が増える見込みなのか、また、その場合、どのような取組によるものなのか、お教えてください。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 令和4年度のRPAの状況についてでございますが、新たに固定資産税課の集会所減免や生涯学習課の学校体育施設の開放などの業務でRPAの運用を開始いたしております。

なお、令和4年度の削減時間の見込みといたしましては、令和3年度には臨時的に発生した業務による削減時間の大幅な増加がございましたため、全体としては減少が予想されますが、定例的な業務におきましては、令和3年度よりも削減時間は増加す

るものと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

年々やっただいていて、実績も出てきているという答弁ですが、RPAを使った業務をどのように選別・確認しているのか、お答え願います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 RPAを導入する業務の選定についてでございますが、まず、令和2年度に導入した業務につきましては、関係各課の職員で構成しましたRPA検討会議におきまして、先進団体での導入事例などの調査・検証や実証実験を行いまして、作業時間の削減効果が認められた業務につきまして導入したものでございます。

また、令和3年度以降につきましては、情報政策課の職員が各課からの相談や要望のヒアリングを行いまして、処理件数や頻度、手作業での所要時間等を基に判断をいたしております。削減効果があると認められた場合は、情報政策課でもシナリオの作成を支援しながら導入業務の拡大に努めておるところでございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

最終的にRPAで職員の作業時間をどれぐらい削減したいのか、伺いたいします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 今後、令和7年度までに、国が作成しました標準仕様書に準拠したシステムへの移行、いわゆる自治体システムの標準化への対応がでございます。この標準準拠システムにおきましては、原則、カスタマイズはできないものとされておりますので、RPAをさらに活用する場面が多くあるのではないかと考えております。

目標値といたしましては、行政経営戦略の指標として令和7年度で1,000時間と設定いたしており、定例的な業務でこの目標を達成できるよう取り組んでまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

最後は要望でございます。先ほど塚本議員も言っていましたけど、私ども大阪維新の会が福岡市に視察へ行ったんです。その際、RPAに先進的に取り組まれているということで、そのおかげで土日の職員の出勤がなくなっておっしゃっていました。やり方はどういうふうにやっているんですかと聞いたところ、提携している民間事業者と各部署と一緒に回って、何が導入できるのか、一つ一つ精査してやっていっていると言っていました。もちろん、RPAをつくるのにも作業するのにも予算がかかる話ですし、費用対効果はしっかり見極めないといけないとおっしゃっていましたが、本市においても、それが正しいのかどうかはしっかり研究していただいて、やっていけるところをしっかりとやっていただきたいと思います。

そしてまた、関連で、このコロナ禍において、多くの民間企業がリモートワークに取り組んでこられています。本市においては、そのリモートワークがなかなか進んでいないんじゃないかと思います。時間的な余裕をつくったり、こうやってリモートワークとかをしっかりと導入することによって、職員のゆとりをつくって、しっかりと仕事に打ち込んでもらえるような環境をつくっていただくよう要望してこの質問を終わります。

続きまして、下水道におけるドローンの活用についてでございます。

点検をどういうふうに行われているのかという1回目の質問に対して、ストックマネジメント計画に基づく長寿命化で、下水道の配管は耐用年数を過ぎているが、修理しないといけない箇所をしっかりと見定めて25年かけて調査していくということでございました。25年で調査にどれぐらい金額がかかるのか、2回目、お伺いいたします。

○福住礼子議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 本市の公共下水道延長は約347キロメートルでございます。下水道管の調査につきましては、埋設年度の古い管や重要度が高い管路から調査を進め、計画策定を行った令和3年度から計画期間25年間で全ての管路の調査を計画しております。調査にかかる金額としましては、25年間で約8億6,500万円を見込んでおります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

調査だけで8億6,500万円かかるとのことでした。調査をして必要箇所があれば、直すのにもっとお金もかかると思うんです。

ここでドローンの活用についてです。コストダウンを図るために下水道管の調査にドローンを使うことができないのか、お伺いいたします。

○福住礼子議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 下水道管調査でのドローンの活用についての御質問にお答えします。

ドローンによる下水道管調査は、大口径管であれば、下水道管内を飛行して調査を行い、小口径管であれば、水中を潜航し、ドローンに装着しているカメラにて管内を調査する方法でございます。

ドローンによる調査は、管内の流速が大きい箇所、水位が高い箇所、あるいは有毒ガスが発生しやすい箇所など、人による目視やテレビカメラでの調査を行うのに困難な箇所での調査を行うことが有効であり、横浜市や横須賀市では、従来の調査方法と比較し、その有効性を検証するため、ドローンによる下水道管調査の実証実験が実施されております。

管路調査におけるドローンの活用についてでございますが、調査時間の短縮などによるコストダウンの要素もあると聞いており、今後、先進事例を中心に、調査の有効性や経済性などの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

これはかなり最新の先進事例ですので、まだ臨床実験中と聞いております。しかしながら、これがもし実用化レベルまで達すれば、恐らく、今まで外注していた下水道の調査を、ドローンを使って職員が行っていくようにできるんじゃないかと私は推測しております。今回の分でも出ておりましたが、これから65歳までの定年制となっていくと思います。そういうときに、こういうドローンの技術とかは、恐らく年齢関係なくやっていただける作業だと私は考えております。後の質問でもまたドローンの質問をさせていただきますけれども、12月からドローンの資格の制度が始まるそうで、免許制度になるそうです。そういうものの職員の取得もしっかり視野に入れていただいてコストダウンを図っていただくよう、いろんな方法はこれからもあると思いますし、特に下水道はかなり予算を割く作業でございますので、よろしくお願い申し上げます。この質問を終わりたいと思います。

続きまして、市保有資産についてです。

市公共施設の老朽化について、施設ごとで87施設、棟ごとで216施設が、もう耐用年数が経過しているということでございます。この老朽化した公共施設の安全性の指針として、耐震化はどうなっているのか、2回目、お伺いいたします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 本市の公共施設における耐震化につきましては、平成29年3月に撰津市住宅・建築物耐震改修促進計画の見直しを行い、計画的に取り組んでおります。

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく当該計画の策定時の耐震化率は98.2%でしたが、現在は100%になっております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

現在、100%耐震化されているということですが、この促進計画に関しては撰津市の主な公共事業の部分だけと聞いております。その主な公共事業の部分を除けば、あんまり進んでいない、半分ほどとも聞いておりますが、そういったところをどうしていくのかも含めまして、耐用年数経過施設がこれからどんどん老朽化に伴って増えていきます。どのように対処していく予定なのか、お答えいただきますようお願いいたします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 老朽化が進む公共施設につきまして、まずは施設所管課におけます日常の維持管理を確実に行之まして、不具合を全庁的に把握することで、計画的に修繕や大規模改修等で対処していくことが求められております。その上で、施設単独での対策を考えるだけではなく、施設周辺の利用状況を踏まえた機能の集約、複合化を含

めた将来の在り方も総合的に考えて検討していくべきものと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

主立った施設だけで結構ですので、公共施設以外の全てを耐震化する場合、または建て替えたりする場合、費用はどの程度必要になるのか、お答えいただけますでしょうか。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 公共施設につきましては、様々種別の違いもさることながら、老朽化でございますとか利活用の状況のほか、立地でありますとか周辺施設の状況等に違いがございます。やはり各施設の実情や特性に即した対応が必要となってくるものと考えております。

そのことから、各施設の実情等をしっかりと見極めた上で、建て替えを含めました改修、また、複合化や集約化等のハード面の改善、多機能化や用途の変更、廃止などを含めた幅広い選択肢、観点を持って検討することといたしております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。これから考えていくというお話だと思います。

これは前から言っていますけども、公共施設は中期財政見通しに1円も入っていないと聞いております。摂津市の中期財政見通しでは、令和10年で財政的に預貯金が全てなくなると聞いておりますが、公共施設が一切入っていないのでそういう計算になっております。また後の質問でも聞いていきますのでこの程度にしておきますが、しっかり考えていただきたいと思います。やるにしても計画がないと、お金をどういうふうにするのかは考えていかないといい

ないわけで、やらないといけないけどお金がないのが一番駄目だと思いますので、しっかりと計画を考えていただくよう、これも要望しておきます。

続きまして、旧味舌小学校跡地につきましてです。

現状、せつつ幼稚園の建て替え工事に使っておると聞いておりますが、今後の予定について、どういうふうに考えているのか、お答え願えますか。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 当該施設の跡地につきましては、基本的には災害時の防災空地として位置づけられております。

議員が御質問の今後の予定でございますが、将来的な活用につきましては、現在のところ定まった形はございません。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 予定が定まっていないとのことです。

摂津市は、旧三宅小学校、この旧味舌小学校跡地、西別館跡地、本当に様々予定が決まっていないものが多くございます。資産活用課という課があるにもかかわらず、市民の財産である資産を活用できていないんじゃないかと思います。これは何が原因かというと、統合とかコスト削減のためにやらないといけないところは理解できるんですが、その後についてしっかり定めないうちに解体とかを行ってしまっているからだと思います。そして、西別館跡地もそうですが、その後の作業も定まらないまま宙に浮いているのが本当に多く見受けられます。私が議員になってからでもこれだけの数があるわけです。そういうのを今後しっかりと考えていただきたい。市民の財産です。税金で買ったような土地でありますから、そういった土地を生かしていく、それ

を活用するのが資産活用だと思いますので、しっかりと活用し、そして指針を示していただくよう要望してこの質問を終わります。

続きまして、ごみ処理等に関することをご紹介します。

委託に関して、他市の状況を踏まえた場合、特に問題等は報告されていないと調査されているというので安心しました。

ただ、このごみ処理の広域処理に当たりまして、茨木市とどのような条例の規定が適用されているのか、その辺りについてお伺いいたします。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 ごみ処理の広域化につきましては、令和元年度に締結しました連携協約において両市の役割分担を定めた中で、ごみ処分に係る事務の執行については事務の委託によることとしております。

事務の委託を行うに当たり、茨木市の条例等が適用される規定といたしましては、焼却など廃棄物の処分に関するもので、ごみの搬入手続に関することやごみの処分手数料に関すること、処理困難物に関することが主なものとなります。

なお、収集運搬に関するものについては、引き続き本市条例の規定を適用することになります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。規定の内容については理解いたしました。

ただ、これは、摂津市と茨木市、二つの市がやっていく中で、やり方を変える可能性があると思います。例えば、自治体によってはごみ袋を有料化したりしている市があると思うんですけども、こういった際、例えば摂津市がごみ袋を有料化する、その収入をどこかに充てるとかいう施策を考え

た場合、そういったことは独自で実施していくことができるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 ごみ袋等の有料化につきましては、その目的として、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平性及び住民の意識改革などが挙げられ、採用する手法についても様々なケースがございます。

また、有料化による手数料の使途については、廃棄物の処理に要する費用や収集に要する費用のほか、発生抑制のための助成、啓発活動などが挙げられます。

このごみの処分にに関するものについては、事務の委託に基づき対応していく必要がございますが、本市独自の導入については、その目的や手法などにより実施の判断をしていく必要があると考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。内容をかみ砕いて言うと、ある程度、摂津市単独で判断できるという内容だと理解しました。その辺りはちょっと安心したところでございます。今後、両者の行き違いというか、考え方の違いもあると思いますけども、やりたいことも変わってくると思います。そういうところもきっちりフォローされているということで今回は安心いたしましたので、しっかりやっていただくよう、これは要望としておきます。

ただ、1点、環境センターに関してお伺いしておきます。ごみ処理が広域化されますので、現状の環境センターが使用されなくなるわけですが、この環境センターの今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長　ごみ処理広域化後の環境センターの今後のスケジュールでございますが、令和５年度からの茨木市とのごみ処理の広域化に伴い、環境センターへのごみの搬入は令和５年３月３１日をもって終了いたします。

しかし、焼却業務につきましては、搬入されたごみのごみピットに残ることから、これらの処理を完了するまでの間、引き続き環境センターでごみ焼却業務を継続する必要があります。焼却期間はピットに残るごみ量によって変動いたしますが、４月中旬には焼却業務を終了できるのではないかと考えております。

焼却業務終了後は、ごみピットや灰ピット、排水処理設備の清掃、残った薬品の処分などの閉炉作業及び法令に基づく土壤汚染調査を予定しております。

○福住礼子議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　ありがとうございます。

閉炉作業をやっていくというお話でしたが、この話をしているときに、閉炉作業だけでも多くのお金がかかるんじゃないかというお話をいただきました。閉炉作業をした後は、環境センターは不必要になりますから、活用するためには解体等をしていくことになるかと予測されるんですけども、その解体の費用についてどれぐらいを想定しているのか、お教えいただけますか。

○福住礼子議長　生活環境部長。

○吉田生活環境部長　環境センターの解体に係る経費でございますが、環境センターの解体を行う際には、事前に土壤汚染調査を行うほか、解体計画の作成や解体工事発注仕様書の作成等を行った後、解体工事の実施となります。また、土壤汚染が確認された場合、解体工事に併せてその対策も必要になってまいります。それらの経費を全て

合わせると、他市の解体事例から、現時点でおおよそ１７億円程度と見込んでおります。

○福住礼子議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　ありがとうございます。

１７億円と結構な金額が上がってきましたが、これも中期財政見通しに入っていない金額です。この財源をどういうふうに捻出していくのか、どういう考え方なのか、１点お伺いしたいと思います。

○福住礼子議長　総務部長。

○山口総務部長　解体に関する財源についてでございます。

まず、国・大阪府からの交付金でございますが、補助金の確保に努めまして、賄えない部分に関しましては、市債の発行や一般財源により捻出することとなります。本市にとってより有利な財源を確保することが必要であります。環境センターの解体のみでは国や大阪府からの交付金や補助金が見込めないことから、跡地整備と一体の事業とすることで交付金などが確保できないか、研究を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　ありがとうございます。いろいろ補助金等を考えていくということですが。

先ほども申し上げましたが、中期財政見通しは解体費用が見込まれていないわけですが、今後はどういうふうに見込んでいくか。また、基金の残高が、今後あります事業を考えると到底足りないんじゃないかと思っております。中期財政見通しに関することでお答えいただけたらと思います。

○福住礼子議長　総務部長。

○山口総務部長　中期財政見通しに含めてお

ります主要事業につきましては、事業の実施時期や規模がある程度明らかになった段階で、年度ごとの事業費、財源内訳を記載した上でお示しさせていただいております。事業の実施時期等がある程度明らかになりましたら、中期財政見通しにも含めてまいりたいと考えております。

また、基金につきましては、令和4年9月作成の中期財政見通しにおきまして、先ほど議員からも御紹介がありましたとおり、令和10年度には主要基金が枯渇すると想定をいたしておりますことから、実施する事業と実施しない事業との選択が必要であると考えてございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。財政が厳しいことは分かりました。

また、跡地利用に関してです。先ほどから、摂津市の財産、土地の利用のことを聞いておりますけども、環境センターの解体後の跡地の活用についてはどのように考えていらっしゃるのか、お答えいただけますか。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 環境センターの解体後の跡地利用でございますが、環境センターが管理する土地の面積につきましては、全体約1ヘクタールと広く、活用次第で市の魅力向上にもつながるものと考えます。

しかしながら、長期にわたり、ごみ焼却業務が行われてきたことから、土壤汚染等も想定されております。大阪府と土壤汚染調査について協議を行い、汚染が確認された場合の解体後の土地活用に必要な汚染対策についても確認を行ったところでございます。そのため、土壤汚染対策も想定した上で活用について検討していく必要がございます。

加えて、環境センターの解体後のごみ収集業務の在り方等についても検討が必要となっております。他自治体のごみ処理施設解体跡地の活用事例でございますが、近隣の豊中市伊丹市クリーンランドにおいては、焼却施設の解体後、公園及び駐車場として活用されております。

本市におきましては、土壤汚染対策やごみ収集業務、地元自治会からの防災機能の要望などの様々な課題等を整理し、他自治体の事例も研究しながら跡地の活用等について庁内検討を進めているところでございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

具体的な活用事例を挙げていただきまして、理解はしたんですが、先ほど来からの質問で、基金が令和10年度で枯渇するので実施する事業としない事業を選択する必要があると総務部長の答弁もありました。17億円に閉炉作業も合わせた20億円近くは恐らく厳しいんじゃないかと思っております。

ただ、その辺りも含めまして、お金の話は後からもしますけども、今後もしっかりと見据えた施策をお願いします。黒字だ黒字だとおっしゃっておりますが、先に出てくる事業は結構大きなもので、給食センターも今から質問しますけども、そういった事業も中期財政見通しに入っておりません。しっかり財政を考えていただいて、やれること、やれないこと、そして、先ほど質問しましたが、コストダウンも考えていただくよう要望してこの質問を終わります。

続きまして、給食センター、中学校給食についてでございます。

今、視察とかをされて、いろんなところ

を調査されているということなのですが、摂津市ではどれぐらいの規模の給食センターを想定しているのか、また、視察に行つて得た情報は、本市に生かせそうな情報としてどういったものがあつたのか、お答えいただけますでしょうか。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 今年度、視察に行きました草津市立第二学校給食センターは、令和3年10月に竣工し、今年1月から中学校給食を開始しており、調理能力は1日当たり最大4,500食で、本市が想定しております1日当たり最大4,000食と同規模の給食センターであります。

同センターでは、調理員用衣服などの衛生管理から始まり、下処理室の工程フローを踏まえた各種シンクなどの選定、臭いや熱を低減する最新鋭のフード、そして、用地面積を考慮した器具等のカスタマイズなどの工夫がされておりました。

また、袋井市立中部学校給食センターでは、地産地消の学校給食を推進しており、夏休みなどに独自で農産物加工を実施している全国でも珍しい給食センターであります。

これらの視察をしてまいりました情報を参考としながら、今後の本市における給食センターを具体的に検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

用地の面積を考慮した最新鋭のシステムを見られたということで、本市が最初に想定している事業計画じゃないですけど、簡易な土地の予想図みたいなのを調査したとき、かなり広大な面積が必要と出ておりました。それから時間がたって、こうやって調査に行つていただいて、いただいた答弁

をかみ砕いで言うと、恐らく想定している面積よりは小さく済むんじゃないかと思えます。実施に向けて動いてくださっているのは理解しましたが、現状、デリバリー方式選択制もまだまだ動いている部分もあります。これは喫食率がかなり低かつたと思えますけども、現状どういう状況か、お伺いしたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 中学校給食のデリバリー方式選択制につきましては、平成27年6月から実施しており、現行契約は令和5年度末までとなっております。

喫食率といたしましては、令和元年度に5.0%、令和2年度に6.1%、令和3年度には6.5%と、毎年少しずつではございますが増加しており、令和4年度の10月時点では6.9%となっております。

3学期には、生徒提案のメニューを取り入れた献立や、人気のあつた献立を提供する人気献立ウィークを実施することで、さらなる喫食率の向上を図ってまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

給食センターをはじめ、中学校給食を導入していく、完全喫食をやっていくというときに、こうやって喫食率が上がってきたのはなかなか皮肉なもんだというのと同時に、職員の努力があつたたまものなんだろうと思います。本当に大変評価いたします。そちらも手を抜かずにしっかりやっていただいているんだという印象を受けました。

その中で、給食センターは予定どおりやっていってもらいたいというのが本当にずっと私の昨今からの要望なんですけども、予定どおり現状進んでいるのか、また、遅れる場合の選択肢は考えていらっしゃるの

かどうか、お答えいただきますようお願いいたします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 給食センターの設置に向けましては、用地の選定が最大の課題であり、現在、検討・調整を進めているところでございます。

令和8年度の全員喫食開始に向けては、給食センターの用地を令和5年度上半期を目途に選定する必要があります。教育委員会といたしましては、現時点では、成長期にある中学生の心身の健全な発達のため、方針として掲げております令和8年度の全員喫食開始に向け、取り組んでいく所存でございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。計画どおりにやっていくので、遅れる場合の選択肢は考えていないという答弁だったと思います。しっかり令和8年度に必ず、欲を言えばもっと早くやってほしいんですけども、最低でもそこに間に合わせていただくようお願いしてこの質問を終わりたいと思います。

続きまして、見守りシステムに関してでございます。

先ほどの質問で、近隣で箕面市と四條畷市が市主導で全小・中学校に導入されたと答弁いただきました。

その中で、本市も提案してきましたけども、具体的に言えばミマモルメをやっているところもあります。私が言っているのはミマモルメではないんですが、ミマモルメすら導入していないところもあります。本市においてどのような調査・研究をしてきたのか、お答えいただけますでしょうか。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 近隣市で導入されてい

る見守りシステムにつきましては、様々なサービスがございますが、行政が実施主体となっております近隣市では、大きく二つのタイプのシステムを導入されております。

一つは、主に校門に設置したセンサーと児童・生徒が携帯したＩＣタグが連動し、登校したときと下校したときを保護者の携帯端末などへお知らせするタイプでございます。

もう一つは、学校や公園、店舗など、地域にたくさんの見守りスポットとなるセンサーを整備することで、児童・生徒の位置情報が把握できるものであり、近隣市の多くはこのタイプを導入されております。

近隣市からは、児童・生徒の行動履歴を確認することができるため、保護者は登下校時間以外も安心を得ることができるメリットがあり、利用者からの評判もよいとお聞きをしております。

また、一方で、一度見守りスポットにセンサーを整備いたしますと、より優れたシステムやランニングコストが抑えられたものが仮に開発されましても、移行が難しいとのお声もお聞きしております。

本市におきましては、ＰＴＡに主導していただき、児童・生徒の登下校を記録し通知するタイプのシステムが５校で導入されておる現状がございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 見守りシステムを導入されている近隣市のように、本市も、登校時のそういった状況だけではなくて、まちぐるみで子供の安全・安心を守るために活用するのも一つの手だと思います。子育て環境を整える住民サービスとも取れるサービスだと私も思うんですけども、今後どのように取り組んでいくのか、考え方を答えい

ただけますでしょうか。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 登下校時をはじめ、地域におけます児童・生徒の安全・安心を確保することは、極めて重要なことであると認識をしております。

見守りシステムは、費用対効果や設置場所などの様々な課題につきましても検討が必要と考えますが、保護者等への安心を提供することだけではなく、本市の安全・安心なまちづくりの有効なツールになるものとしても考えております。先進市への視察などを通じまして、取組事例や活用方法も参考にしながら、関係部署も含め、本市の子供たちを見守る体制づくりにつぎまして、引き続き協議してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。これは何度も言っていますが、子供の居場所とかを逐一追えるシステムがあり、具体的に言うとotttaという会社などが運営しています。子供がどっかへ行ったときに見つけるのがotttaです。高齢者の徘徊等でもそういうのを活用されていると近隣市では聞いております。どれをする、しないは、予算等の兼ね合いもありますので、そこら辺も考えていただかないといけないとは思いますが、もしそういった事件が起きたときに、導入していたらよかったという事例だけは起こさないように、しっかりと検討を進めていただくよう要望してこの質問を終わりたいと思います。

続きまして、学童保育についてでございます。

人数も足りていないし教室も足りていない、特に安威川以北はかなり厳しい状況だとお伺いしましたが、学年延長についての

スケジュール感について、いま一度お伺いしたいと思います。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 学年延長などのスケジュールについてでございます。

土曜日保育の毎週実施については、令和5年度から全学童保育室において、学年延長につきましては、令和6年度から4年生までの学年延長を、鳥飼・鳥飼東・鳥飼西・鳥飼北学童保育室など、児童の受入れが可能な鳥飼地域から実施できるよう体制を整える予定をしております。

また、学年延長を実施した学童保育室の検証を行うとともに、保育室の増室等に努め、できる限り早い時期に他の学童保育室においても実現できるよう検討をしているところでございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

例えばですけども、今、摂津小学校は、学童保育が足りないということで、増築の検討をされていると思います。その辺りについての考え方をお教えいただけますか。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 摂津小学校では、平成29年の校舎増築の際の推計ほど児童数は増加しておりませんが、支援学級数の増加と学童保育室への児童の入室率が大幅に増加したことから、今回、校舎外へ増築することといたしました。4教室増築することで、校舎外6教室と校舎内の3教室、合わせて9教室となり、4年生までは対応可能と考えております。

しかしながら、その先の学年延長となると、実施時期が未定なことから、児童数の推移や支援学級の状況、さらには学童入室率の予測も難しいことに加え、児童数が減少に転じている可能性もあり、容易に判断

できない状況でございます。

しかしながら、4年生の先を見据える必要があること、学童保育室が子供の居場所の一つとして捉えることもできることから、改めて増築の規模について精査してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。4室増築するということですが、先ほどの35人学級と子供の増加等を考えると、恐らく足らなくなると聞いております。まだまだ増築は計画の段階だと思いますし、先ほど答弁がありましたが、もし教室が余っても、子供の居場所づくりであるとか、また地域の方とかも使っていただけたらと思いますので、しっかり先を見据えた計画をつくっていただきたい。4室で足りない想定があるのであれば、増やすことも検討していただくよう要望しておきます。

続きまして、これからこども児童が増えていく千里丘小学校の学童保育室についてはどう考えているのか、お教えてください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 千里丘小学校については、全面建て替えを予定しており、普通教室のうち4クラス程度を学童保育室とし、校舎外にある2教室と合わせて6教室を想定しております。

児童数の推計とともに、学童保育については、入室率や学年延長も加味しながら計画しておりますが、敷地が限られており、余裕があるとは言えないことも事実でございます。また、千里丘西地区の新たなまちづくりが完成すれば、それとともに民間事業者における周辺地域での開発も進む可能性がございます。そうすると、想定以上の児童数の増加も否定できませんが、予測は困難な状況でございます。

ただ、想定以上の児童数の増加を理由に学童保育室のサービスが停滞することは避けなければなりませんので、そうならないための方策についても検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。千里丘小学校も厳しいというお話でした。千里丘西地区の開発を進めて、市がまちはつくるけども子供の預け先はない、そんなおかしなことはないと思います。この辺りはしっかり考えていただきたい。先ほど、施設の利用とありましたけども、そういった空いている施設の利用等も含めまして、しっかり検討していただくよう要望しておきます。

続きまして、PTAについてでございます。

昨今、減少しているのを把握しているということですが、会員数減少はもちろんのこと、解散の危機に陥っている学校を多数聞いております。現状、まだ一応残ってはいるんですけども、もしそういったPTAが解散した場合の市に関する影響についてお教えいただけますでしょうか。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 PTAは、会の趣旨に賛同する保護者と教職員によって、それぞれ対等の立場で関わる団体として活動していただいております。学校の教育活動を理解し、教育に関わる活動として、それぞれの学校と連携し、運動会や入学式、卒業式など学校行事への協力や、教育関係者による講演会の開催など、学校教育の充実に大きく貢献していただいております。また、子どもの安全見守り隊やこども110番運動への取組など、地域で子供が安全で安心して過ごせる環境づくりにも寄与していただ

いております。

そのようなことから、加入率の減少や解散となった場合は、現在学校と保護者が協力して行っている学校教育活動や登下校時の安全・安心の確保などへの影響があるものと考えられます。学校運営を行うに当たり、PTAが担っていただいております役割は大きなものがあると認識をしており、引き続き、PTAが抱える悩みや課題について、学校、市PTA協議会とも連携し、活動を支援してまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

運動会、入学式の準備を手伝ってもらったり、こども110番なんてほとんどPTAの方がやっていらっしゃると聞いております。PTAがなくなったら、それは全部なくなるわけですね。急になくなったら運動会も入学式もできない、こども110番の家に入るところもどこもない地域が誕生するわけですね。そういったところを本当に危惧し、考えていかないといけないわけですが、教育委員会として、今後、PTA活動をどのように支えていくのか、どういうふうな方針を考えているのか、教育長にお答えいただきたいと思います。

○福住礼子議長 教育長。

○箸尾谷教育長 市内には、PTAの非加入世帯の増加や、あるいは、今、役員選出が困難になっている学校があるのは私も十分承知をしております。先ほど議員がおっしゃいましたように、PTA活動に対する保護者の意識の変化が一因となっていると考えます。

東洋経済新報社というところが、昨年12月に、保護者、教員を対象にPTA活動について調査をしたものがございました。

その結果、保護者の約62%が、他学年も含めて他の親と交流が持てる、あるいは学校での子供の様子が分かるといったことで、PTA活動は必要と答えておられます。

一方、不必要に思う理由といたしましては、無駄な会議や集まりが多い、仕事との両立が難しいなどといったこと、それからまた、必要と答えられた中でも、任意であるはずなのに強制的である、あるいは前例重視の中でなかなか改革ができないといった御意見も出ておりました。

また、教員の意識も、肯定的な回答が約54%ということで保護者よりも低くなっております。また、教員の中にも保護者以上にPTA活動を負担に感じている人が多いと感じております。

以上のような課題はあるものの、やはり半数以上の保護者、教員がPTA活動は必要だと答えていただいておりますことから、今後取り組むべき方向としましては、時代に即した活動内容の改革と、それからまた効率化ではないかと考えます。3年にわたるコロナ禍で、多くのPTA活動、行事でありますとか会議等が中止になった、あるいは規模が縮小されたのではないかと思います。それが、ある意味、PTA活動を見直す機会にもなるのではないかと考えております。実施できなくて困ったこと、困らなかったこと、形を変えてやってみてよかったことなど、コロナ禍での活動を踏まえて、保護者と教員が一緒になって今後のPTA活動の在り方について検討していただきたいと考えております。

教育委員会としましては、校長等を通じまして、広報活動でありますとか、あるいは会員相互の連絡などにSNSを活用する、あるいは、行事ごとに協力いただける

方を募集して取り組んでおりますエントリ一制といった取組をされている学校もございますので、そういった情報を渡すことで支援してまいりたいと考えております。

また、本市には各学校PTA代表者で構成されております市PTA協議会がございます。去る11月には、教育委員会に対しまして、学校教育の充実のため、保護者視点での要望書を提出いただきまして、その際に意見交換をすることができました。教育委員会といたしましては、保護者の皆様と建設的な意見交換ができたものと考えておりまして、今後も市PTA協議会の活動も支援してまいりたいと思っております。

ただ、PTA活動の将来像を考えたときには、以前、三好俊範議員も文教上下水道常任委員会で言及されておりましたけれども、私自身も、PTA活動の中で、運動会や入学式、卒業式などのお手伝い、あるいは登下校の見守り活動などといったものに関しましては、地域学校協働活動の中で代替していただけるものもあるのではないかと考えます。そういうことで、今後、市内のコミュニティ・スクールが普及しました暁には、PTAと地域学校協働活動、そして学校運営協議会、この3者の役割について、もう1回整理する必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。大阪府のPTAは、実は日本で一番多いそうです。人口は別に大阪府が一番じゃないんですけど、加入者数でいうと大阪府が一番多いそうです。だから、恐らくPTAにお願いしている比重も大阪府が一番多いんだらうと想定されます。任意の団体とは言っていますけども、もともとは当時の文部省

がPTAをつくってくださいという指針を出したのがPTAの始まりでございます。だからこそ、PTAをどういうふうにしていくのか、教育長からありましたけども、市としてしっかり考えていただいて、時代の流れでなくなることもあるかもしれませんが、それを補填できるものもしっかり考えていただきたい。やり方も、お父さん、お母さんは素人ですので、教員の方、校長を通じてやっていくということでしたけども、しっかりと指針を考えていただいて示していただくよう要望してこの質問を終わりたいと思います。

続きまして、もう時間がないんですが、災害の対策についてでございます。

防災サポーターとか防災士についてのお話をいただきましたが、避難所の開設・運営支援をお願いしているとお聞きしました。しかし、有事の際に、防災士の方は日中いろんなところの作業もされているかもしれないし、お仕事もされています。しっかりとやっていただく明確な内容を示さないと、かなりの混乱を招くんじゃないかと危惧しておりますが、その辺りの考え方、進め方についてお伺いしたいと思います。

○福住礼子議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 防災サポーターによる避難所の運営方法につきまして御答弁いたします。

現在、避難所の開設・運営につきましては、職員が職員用の避難所運営マニュアルを基に行っております。しかし、避難される人数が多い場合や長期間にわたって避難所を開設しておく必要がある場合など、職員だけでは運営に支障が出ることも想定されます。

そこで、避難所運営につきましては、必

要に応じ、防災サポーターや自主防災会の皆様にもお手伝いいただきたいと考えており、今後、避難者との役割分担や円滑な避難所生活をするためのルールづくりなどの避難所運営に必要となる事項をまとめましたマニュアルを作成し、普及してまいりたいと考えております。

作成に当たりましては、防災サポーターの皆様の協力を得て、本市の職員用避難所運営マニュアルや内閣府が作成した避難所運営ガイドラインなどを参考に、実効性のあるものにしてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

マニュアルをしっかりとつくっていただくとの答弁でした。それはありがたいんですけども、どういうふうにその役割を実行していくのか、そのための取組についてお伺いしたいと思います。

○福住礼子議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 防災サポーターがその役割を実施していくための取組につきまして御答弁いたします。

具体的な防災サポーターの役割として、先ほどの一つ目の平時における啓発活動につきましては、市で開催する防災サポーターのための講習会を受講していただき、例えば、市が実施しております市民の皆様を対象とした防災に関する研修会や出前講座などの講師を務めていただくことや、二つ目の災害時の役割としての避難誘導や避難所の開設運営の支援につきましては、市が開催する防災訓練や避難所開設・運営訓練などにスタッフとして御参加いただくことなど、幅広い活動に御協力いただきたいと期待しているところであり、そのために必要な防災に関する知識や技能に関する情報

提供や講習会の開催などを実施してきているところでございます。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響であまり活動できておりませんでした。今後は、これらの本市の取組をしっかりと実行していくとともに、防災サポーターの皆様には、地域の防災リーダーとして、地域の防災課題等の解決に向けて市に御協力賜りたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 これはしっかり考えないと、本当に大きな混乱を招くと思います。しっかりと浸透させていただくよう要望して終わりたいと思います。

続きまして、災害の状況把握についてです。なかなか見に行くことはできないという答弁をいただきましたが、災害現場でドローンの活用はできないのか、お伺いしたいと思います。

○福住礼子議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 災害現場でのドローンの活用につきまして御答弁いたします。

市内の広い範囲で被害が発生した場合、迅速に救助活動や応急対策を計画・実施するためには、被災状況をできるだけ速やかに調査・把握することが重要であります。

例えば、大規模な地震が発生した場合、市内の広い範囲で家屋倒壊や道路損壊などが発生すると考えられますが、カメラを搭載したドローンを活用することで、市内の広い範囲の被災状況を素早く調査できるものと考えます。

また、ドローンは、人が入りづらい場所や危険な場所での調査も可能なことから、外から見にくい場所にいる被災者を探すことも可能であると考えます。

また、水害時には、堤防上など浸水していない場所からドローンを飛ばし、浸水し

ている地区において、逃げ遅れて建物の高層階や屋上に避難している人をいち早く発見し、救出・救助することができるものと考えております。

そのほかにも、市からのメッセージを流したり、被災者が必要としている医薬品などの物資を届けるなど、幅広い活用が期待できるものと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

答弁によると、かなり大いなる活用ができるという考え方だと思いますが、災害時どのような活用を考えているのか、お伺いします。

○福住礼子議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 災害時のドローンの活用を検討しているかとの御質問にお答えをいたします。

本市におきましても、災害時にドローンを活用できるよう、現在、複数の事業者から、所有するドローンの機能や活用事例等の説明をお聞きし、災害現場での活用方法等について検討を行っているところであり、できるだけ早期に事業者と災害時応援協定を締結できるよう調整してまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。先ほどの下水道もそうなんですけども、職員が使えることによって、これは委託もしなくて済むこともあると思います。災害時に業者が来てくれるとは限りません。職員の活用も考えていただくよう要望してこの質問を終わりたいと思います。

続きまして、災害の避難についてでございます。

先ほど、大阪府が出している人口を例に出して言われましたけども、摂津市の昼間

の人口は総人口より多いと言われております。災害が日中に発生した場合、どういふふうに避難を考えているのか、お教えいただけますでしょうか。

○福住礼子議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 災害が日中に発生した場合の避難の考え方につきまして御答弁いたします。

先ほどお答えした災害時の避難者数は、全ての市民が在宅している夜間を想定して計算しております。

昼間時に大規模な地震が発生した場合でございますが、令和2年の国勢調査によると、夜間よりも人口が8,147人増加するとされており、避難者数は増加すると想定されます。

地震に対しては、市内の事業所で働く従業員の皆様を含め、市民の皆様には、発災直後は近くの一時的避難場所へ避難し、御自身の安全を確保していただき、避難所の安全性が確認されましたら避難所へ移動していただくことを想定しております。

非常に大きく広域に地震被害が発生した場合、事業所等で働く皆様は帰宅が困難となる可能性があります。市内の避難所も収容に限界がございますので、できるだけ職場等の耐震対策がされている施設内で待機するなどの対応を御検討いただきたいと思います。

一方、水害時には、市以外にも、気象庁、大阪府などから気象情報などが、テレビをはじめ、あらゆるメディアから提供されると思います。これらの情報に注意していただき、危険な状況になる可能性がある場合は早めの広域避難等をお願いしているところであり、水害発生の際には、市より警戒レベル3の高齢者等避難や警戒レベル4の避難指示を発出いたし

ます。

昼間時で職場におられる方々も、市民と同様に、早期の職場からの退社、あるいは広域避難等をお願いするとともに、避難情報が出た際は、市の職員等の指示に従っていただきたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 日中に関しては、会社はそういう自分たちでやっていただかないといけないところも多くあるとお伺いしました。その辺りの啓発をしっかりと進めていただくよう要望しておきます。

そして、水害時には広域避難とおっしゃられ、万博記念公園の広域避難を考えているようですが、こんな到底摂津市民全員は入りません。どういうふうを考えていらっしゃるのか、お答えいただけますでしょうか。

○福住礼子議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 広域避難の示し方につきまして御答弁をいたします。

広域避難先につきましては、これまでも、三島地域広域避難検討ワーキンググループ等で、大阪府、国土交通省、近隣市町と協議をさせていただいておりますが、現時点で全ての避難者を収容できるだけの一時避難場所の確保はできておりません。引き続き一時避難場所の確保に努めてまいりますが、市民の皆様にも、親戚や友人宅、ホテルなど宿泊施設への避難など、浸水しない地域への広域避難を検討していただくよう、市の広報や市民の集いの場などで丁寧に説明し、働きかけてまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 本当に大きな混乱を招くと思います。みんながみんな万博記念公園はいけると思っていると思うんです。でも、行ったら入れないわけです。じゃあ、どこ

へ行くのという話になると思います。帰るのか。でも、水は来ていると。そういったことが本当に起こったら多くの命が亡くなってしまうと思いますので、しっかりと認知を進めていただきたいと要望して終わります。

続きまして、鳥飼まちづくりグランドデザインについてですが、柱はあるとおっしゃられました。多岐にわたる取組を進めていくには予算が伴いますが、まちづくりとしてどの程度の予算を使っていく予定なのか、考え方を伺います。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインは、より長期的な視点からの将来のまちづくりの方向性を取りまとめたものでございます。

取組を進めるに当たりましては、大きく四つの段階を想定しております。その工程は、グランドデザインにもお示ししておりますが、現在、一部エリアにおいて、第1段階のグランドデザインで示した将来予想や取組の方向性等について住民の皆様等に周知し、地域の現状と課題を共有させていただくとともに、第2段階の住民説明会を開催し、住民の皆様や関係者様等との対話を重ね、必要に応じ、地域の意見も踏まえた将来予想に修正するところを行っております。

今後は、第3段階として、将来予想の実現に向けた取組について、優先順位、関係者間の役割分担を整理し、最終段階として、住民の皆様等の御協力が得られた取組から順次実施していくことを想定しております。

最終段階に至るまでの間は、住民等、関係者の皆様と具体的な対策の中身を調整・

検討するステージであり、現時点でまちづくり関連事業の総額を決定することは困難と考えております。最終段階に至ったときは、市としても取組を実施するための財源の確保が非常に重要になると考えており、市の施策や事業スキーム、あるいは外部からの資金等も念頭に、議会とも情報を共有させていただきつつ、適切な財源を確保するべく努力してまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 市民との対話を大事にしていくということだと思うんですが、全体の取組が定まっていない中、河川防災ステーションの上部の施設の整備には相当予算がかかると思います。恐らく数十億円かかるでしょう。ほかの取組の予算が確保できていない中でこれをやってしまうと、そのほかの部分ができないことが懸念されます。全体に関する計画を先につくるべきじゃないかと思うんですが、どういう考えか、お答えください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 先ほど御答弁させていただきましたように、ランドデザインの実現化に向けましては、段階を踏みながら取り組むこととしており、エリアごとにこれらの工程に沿って取り組んでいく予定としております。

このように、直接関係する住民等の意見をできるだけ聴きながら具体化しようとしている中、現時点で各エリアでの住民等との意見交換を経ずに全体計画を作成するのは非常に困難と考えております。長い時間が必要になるかもしれませんが、しっかりと地域に根づいたランドデザインになるよう、住民等、関係者の皆様と意見交換を重ね、市民に喜ばれるまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

安心・安全ということですが、河川防災ステーションができたところで、場所が足りず、鳥飼地域のほとんどの人がそこに避難できる状況ではないと聞いています。

先ほど言いましたけども、環境センター、給食センター、そして公共施設等々の予算が含まれておらず、確保できていない計画は多くございます。中期財政見通しに全て入っておりません。そんな中、しっかりと予算を確保して計画をつくっていかないと、ない袖は振れないわけです。市民に何も提示できなくなると私は考えておりますけども、その辺りの予算の確保について、最後に福渡副市長に考え方をお聞きたいと思っております。

○福住礼子議長 福渡副市長。

○福渡副市長 まず、鳥飼まちづくりに関してでございますけれども、ランドデザインに関しましては、子や孫の世代までを見据えた長期のビジョンということで策定されたものと認識しております。

さきに市長公室長から答弁させていただいておりますけれども、やはり住民との対話は非常に重要だと認識しておりまして、将来予想の具体化には非常に長い時間がかかることが想定されております。しかし、持続可能な魅力のある地域とするためには、これら住民参加の取組というのは非常に重要で、着実に進めていかなければならないと考えてございます。

このように、計画段階から地域と一体となって意見交換する手法は、鳥飼地域のみならず、他の地域においても今後必要になっていくと考えておりますので、庁内でも共有していく必要があると考えてございま

す。

このまちづくりと、それからあと予算の話でございますけれども、予算でございますので、当然、財源があつて初めて計画が動いていくものと認識しております。中期財政見通しに入っているものと入っていないものがあるという御指摘もございましたが、まずは市としまして、将来を見据えつつではございますけれども、現在の課題解決も非常に重要ですので、そういうものも当然考えていかなきゃいけないということと、それから、市内全体のいろんな取組とかもございまして、バランスを見ているんなものを決めていかなきゃいけないと考えてございます。まちづくりとか、それから防災の観点とか、いろいろ必要なものがあるとは思いますが、その全体のバランスを見ながら、必要に応じて必要な財源を確保するように努力をして健全な財政運営に努めていきたいと考えてございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

最後に要望です。言つたはいいが、できないということは本当にやめていただきたい。本当に夢と希望あふれる鳥飼のまちをしっかりとつくっていただくよう要望して質問を終わりたいと思います。

○福住礼子議長 三好俊範議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後0時9分 休憩)

(午後1時 再開)

○福住礼子議長 再開します。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまし

て一般質問をさせていただきます。

初めに、1、鳥飼まちづくりグランドデザインについて、(1)高台まちづくりの補助金創設についてですが、洪水浸水想定区域図においては、安威川洪水時で市内の約8割が浸水、淀川洪水時における安威川以南地域で最大浸水深が7メートルを超え、浸水継続時間が2週間を超える場所があります。そのような場合、避難所として指定した場所の大半が使用できない状況にもなってしまうということで、浸水しない安全な場所への事前の広域避難を原則にして、より安全な高台化した場所を造っておく必要があると思います。特に、広域避難が困難な方の命を守るためでもあります。本市の高台まちづくりの考え方について、1回目、お尋ねをいたします。

次に、2番目、堤防敷きの草刈りについてですが、淀川右岸について質問させていただきます。

淀川は、国の河川として、淀川河川事務所にて草刈りも含めた管理をされています。一方で、摂津市が占用している裏小段、堤防下の道路から約1メートルは摂津市で行っており、堤防ののり面の草刈りは、管理者、占用者がそれぞれで行っております。堤防敷ののり面において各管理者が実施している草刈りの実施時期について、御答弁をお願いいたします。

次に、3番目、公園の照明灯などについてですが、公園において、照明灯は防犯上の安心向上にも寄与しており、薄暗いところにおいては安全面やごみの散乱などの問題もあると思います。健康志向が高まる中で、特に夏場は夜間にウォーキングなどをされる方も見受けられます。安心して公園を楽しむために、環境や景観への配慮、災害時の備えなどを考えた場合に、照明を遮

る障害物はなくしていくことが必要と思いますが、樹木で照明が遮られている現状の解決内容についてお尋ねをいたします。

次に、4番目、避難所について、(1) 避難所開設と運営についてです。

台風は、進路や位置の情報、暴風域に入る確率などの予測により、避難所の開設有無の判断が事前に行いやすいと思いますが、地震では発災後に避難所の開設有無などの判断が行われる状況だと思います。地域防災計画には、初期避難班、その他の緊急防災推進員にしても、おおむね120分以内に参集できる職員とされていますが、実際の発災後から避難所開設までの時間の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、(2) 防災サポーターと避難所運営訓練についてについてですが、防災サポーターは、地域での防災・減災活動を牽引する人材の育成を趣旨として募集し、養成講座や講習などを受講していただいた皆様です。一定の技能を身につけていただくことが重要であり、講座などを定期開催していくことが必要だと思います。防災サポーターのスキルアップの考え方についてお尋ねをいたします。

次に、5番目、特定健診についてですが、本年11月26日に開催されました市民公開講座「そうだ！がん検診に行こう」に参加させていただきました。その中で、新型コロナウイルス感染症の拡大などによって、健康診断と同様に、がん検診の受診者数も減少していることを懸念しているとの話が随所にありました。保健センターにおける特定健診の受診者数、そして、胃がん検診とセットで受けられた割合を、令和元年度、令和2年度、そして令和3年度で御答弁をお願いいたします。

次に、6番目、加齢性難聴者の補聴器購

入における補助制度の創設についてですが、加齢性難聴は、内耳にある音を感じ取る細胞の機能低下や音を聞く神経の衰えなどが要因とされ、原則として左右対称です。聴力の低下は40歳代から始まり、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいるとも言われ、周囲の人との人間関係を築くことなどのコミュニケーションの機会が低下し、鬱病や認知症の危険因子になるとも指摘されております。

加齢性難聴者が生活に必要な音を聞き取るには補聴器の使用が必要不可欠であります。しかしながら、健康保険が適用されませんので、全額自費となっており、補聴器は片耳で3万円ぐらいから、聴力によっては30万円台と高額でありますので、購入費用の負担が大きくなっております。

補聴器をつけることにより、認知症の予防、健康寿命の延伸にもつながると考えられますので、補聴器購入における補助制度の創設をしていただきたいと思います。本市の考え方についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問とします。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 高台まちづくりについての御質問にお答えいたします。

本市は、水害リスクが高く、浸水しない避難所が非常に不足していることから、摂津市以外の浸水しない安全な場所へ事前に避難する広域避難を市民の皆様をお願いしているところでございます。しかしながら、広域避難が困難である避難行動要支援者等もおられますので、そのような方々の生命と身体を守るためには、市内においても浸水しない安全な場所を確保する必要があります。

あります。

本市における高台まちづくりは、広域避難が困難である方々の生命と身体の安全を確保するため、まちづくりと一体となって、水害時でも浸水しない場所である高台を確保しようとするものでございます。市内全域を高台化することは困難であるため、公共施設等の建て替え時に高台化ができる場所は高台化して、複数の高台をネットワーク化することで、それぞれ役割分担した機能・能力を最大化し、少なくとも広域避難が困難である方々の安全を確保するとともに、市民の皆様にも水害リスクを意識した日常の備えをお願いしているものでございます。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 淀川の河川堤防敷において各管理者が実施する草刈りの時期についての御質問にお答えいたします。

淀川における河川堤防の草刈りににつきましては、水害を防ぐための堤体の保全だけでなく、都市部の貴重な自然空間として、環境の維持と景観保持のため、堤防ののり面部を河川管理者である近畿地方整備局淀川河川事務所が、毎年、おおむね6月と10月の年2回、草刈りを実施しております。

一方、本市におきましては、市道南別府鳥飼上線及び自転車・歩行者専用道路淀川右岸線として、淀川の摂津市域全域において右岸の堤防小段を占用しており、淀川河川事務所から、占用の許可条件に付された指示書の内容に基づき、道路の端部から1メートルの範囲において、毎年おおむね6月、8月、10月、12月の年4回、草刈りを実施しております。市が占用する道路を通行する車両や歩行者の視認性を確保

し、通行上支障のない状態を維持するとともに、周辺環境の整備や景観の維持に努めております。

続きまして、公園において樹木で照明が遮られている現状と解決内容についての御質問にお答えいたします。

議員が御指摘の樹木の繁茂により公園の照明が遮られる事象につきましては、件数は少ないものの確認されており、維持管理業務の中で対応しております。

現在、公園の樹木の維持管理につきましては、各公園における樹木の生育状況を見ながら年1回の剪定を基本としており、また、特に必要となった場合には、個別に剪定や移植等を実施しております。

個別事案につきましては、水みどり課で実施している日々のパトロールや、公園利用者の方からの通報等により発見・確認されるものがございます。

剪定を行う際には、照明灯のほか、近隣家屋や電線など、周辺への影響や防犯面も考慮して実施しており、照明が樹木によって遮られ、公園の利用に支障が出るような場合には、直ちに剪定を実施するなど、常に利用者の安全確保に努めております。

○福住礼子議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 発災後から避難所開設までの時間の考え方につきましてはの御質問にお答えをいたします。

地震発生後の避難につきましては、市民の皆様には、家屋の倒壊及び火災の発生により身の安全を図る必要があるため、まずは、市が指定するグラウンドや都市公園などの一時避難場所へ避難していただきます。

市職員は、発災後、開設が必要となる避難所に速やかに向かいますが、議員がお示

しのとおり、職員が担当する避難所に到着するまでに、平均すると120分程度を要すると考えております。

職員は、避難所に到着後、建物の被災状況を目視で点検いたします。点検内容は、避難所周辺の地盤沈下の有無、建屋の変形や傾き、基礎の大きなひび割れなど周辺状況と建物自体の被災状況及び屋根部材や窓ガラスの破損等の状況などを確認いたします。このような安全確認を行った上で、避難所として使用できると判断できる場合に開設いたします。

開設までの時間につきましては、被災の規模等によっては避難所の状況確認に時間がかかる場合もありますし、地震が発生した時間が昼間なのか夜間なのか、さらに、道路の損壊状況、停電の有無など、開設までの時間に影響する事象は多数存在し、正確にお答えすることは困難と考えております。

なお、平成30年大阪北部地震において、避難所の開設までに要した時間は約3時間となっております。

続きまして、防災サポーターのスキルアップの考え方についての御質問にお答えいたします。

近年、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、防災サポーターの皆様にお集まりいただいて講習会等を開催することは控えさせていただいておりましたが、今年度は、水害時に安全な避難行動を実施していただくために大変重要なマイタイムラインの作成方法について地域の皆様に指導していただくための研修会を8月と10月に実施いたしました。

今後につきましては、防災サポーターの皆様に対して、最新の防災に関する知識や技術を身につけていただく講習会等を開催

し、可能であれば、市が実施する市民向けの防災に関する研修会や出前講座などで講師をお願いしたいと考えております。

また、これ以外につきましても、防災サポーターの皆様に御協力いただき、職員用の避難所運営マニュアルや内閣府が作成しました避難所運営ガイドラインを参考に、摂津市の市民向け避難所運営マニュアルを作成していきたいと考えております。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 特定健診と胃がん検診についての御質問にお答えいたします。

特定健診の集団健診については、保健センターにおいて、市民の健康の維持、疾病の早期発見・予防につなげるべく、年間70日程度を基本に実施しており、午前プランについては、特定健診と併せて胃がん検診など各種の検診をセットで受けることができるように設定しております。

直近3か年の状況についてでございますが、保健センターにおける特定健診の午前プラン受診者数は、令和元年度が2,570名、令和2年度が2,238名、令和3年度が2,519名となっております。そのうち、胃がん検診とセットで受けられた方の割合につきましては、胃がん検診の受診枠に限られることや、当日の体調等で受けることができない方がおられる影響もございますが、令和元年度が全体の約60%、令和2年度が約56%、令和3年度が約54%という状況となっております。

続きまして、加齢性難聴者の補聴器購入補助制度についての御質問にお答えいたします。

加齢性難聴は、高齢者の身体に直接的な影響を及ぼすものでないものの、コミュニケーション障害の原因となり、社会的孤

立、鬱を引き起こす要因になり得ると、多くの調査・研究で報告されております。

また、国においては、補聴器による認知機能低下の予防効果を検証するための研究がされており、令和4年度中に結果を取りまとめ、その後、公表される予定とのことでございます。

今後も、国や近隣自治体等の動向を注視しながら、制度の在り方等について研究を進めるとともに、補聴器購入に対する助成制度の創設について、全国市長会を通じた国に対する要望及び北摂市長会を通じた大阪府に対する要望を続けてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目からは一問一答方式をお願いをいたします。

初めに、1番目の高台まちづくりについてであります。全国的には毎年のように豪雨による被害が発生しており、いつ水災害が起きたとしても、市民や市内在勤の方などの命を守る対策は着実に実行していく必要があると思います。その観点でいえば、高台のネットワーク化を行おうとされており、公共施設の建て替えの計画をまずはつくっていただきたいと私は思っております。

また、高台化をまちづくりとして出されたのでありますから、内水対策も含めて防災・減災をまち、地域で具体的に実行していく方策として、個人住宅や会社などを高台にした場合の補助金を創設し、市民とともに高台まちづくりを進めていくことも重要だと思いますので、高台まちづくりの補助金創設も検討していただきたいと、これは切にお願いし、要望としておきます。

次に、2番目の堤防敷きの草刈りについてであります。特に今年は気温と雨量が

雑草の生育によい環境であったと思います。市民の方からも、堤防の中ほどは草刈りをされているが、道路周辺はできていないため、裏小段では自転車1台でも左右の雑草に触れる事象や、堤防下の道路においても車両の通行に支障がある時期がある、その逆で、道路周辺は草刈りをされておりますが、堤防の中ほどはできていないので、景観的にも悪いとの話も聞きます。草刈りを行う区域を同時期に実施すべきと思いますが、市の考え方についてお尋ねをいたします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 河川堤防敷の草刈りにつきましては、議員が御指摘のように、淀川河川事務所と時期を合わせて実施できないかとの声があることは認識しております。

先ほども御答弁させていただきましたとおり、淀川右岸の河川堤防敷の草刈りにつきましては、河川管理者である淀川河川事務所及び占用者である本市が、それぞれ別々に草刈りの業務を発注し、実施しております。それぞれの管理範囲、規模の違いから、淀川河川事務所が実施する大阪市域から高槻市地域までの堤防全体の範囲と本市が実施する摂津市域の道路から1メートルの範囲とでは大きく差があるため、発注規模や使用機械、工期や1日当たりの作業進捗等も大きく異なります。

本市としましては、なるべく草刈りの時期を合わせるよう、発注業務委託仕様書に淀川河川事務所が発注する草刈りの時期と同時期に作業を実施する旨を記載しており、また、淀川河川事務所が発注する際や事務所発注の委託業者が本市域の作業に入る際には、事前にその時期を双方で確認するなどの調整を行っております。

今後も、市民から草刈りに関する要望等

があった場合には、速やかに現地確認するとともに、淀川河川事務所と連携し、迅速かつ適正な河川堤防敷の維持管理に努めてまいります。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 御答弁ありがとうございます。

淀川は、鳥飼地域にとっては一つのシンボルというか、注目すべき場所でもありますので、そういう意味では、発注の区域や規模も違うという御答弁でありましたけども、今後もしっかりと連携をした中で実施していただきたいと思います。占用許可条件の中での指令書もありますけども、草刈りを同時期に実施できるよう、業務の委託も含めて検討していただきたいをお願いします、要望としておきます。

次に、3番目の公園の照明灯などについてであります。

年1回の枝剪定をやっているということでもございましたけども、公園の照明灯を遮る要因となっている樹木剪定は、公園の利用者側に立った対応を今後お願いしておきたいと思います。

公園照明灯が故障している場合には、担当課に連絡をして修繕していただいておりますけども、市民の方から、公園照明灯が点灯していないので、修繕依頼をする連絡先を教えてほしいといった電話もございます。他市の公園では、照明灯のポールに故障時の連絡電話番号が記載されたシールが貼られており、誰でもその場で、公園照明灯が点灯していない、器物破損などがあることが速やかに依頼可能になると思いましたので今回質問させていただいております。公園の照明灯に故障時の連絡先を記したシールをポールに貼ることへの考え方についてお尋ねいたします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 公園の照明灯に連絡先を記したシールをポールに貼ることにつきましての御質問にお答えいたします。

現在、摂津市内では、都市公園に照明灯を183基設置しており、各照明灯は管理番号のみを表示し、維持管理を行っております。

照明灯に直接連絡先を表記する管理方法は、大阪府内近隣市でも既に実施されている自治体もございますが、連絡先の電話番号のみで、休日及び夜間には直接担当課へつながらないことで御不便をおかけすることもあると聞いております。

摂津市では、令和3年11月から、L o G o フォームを利用して、公園や道路施設の破損等に関し、一般市民の皆様から情報収集を実施しております。こちらにつきましては、スマートフォンなどを用いて、いつでもその場で施設の破損状況等を通報していただけるシステムとなっております。照明灯のポールにシール等を貼り付ける際には、電話番号やL o G o フォームのQRコードなど、どのような情報を掲載するのか、シールやメタルプレート等の材質をどうするのか、どれぐらいの位置に設置すると認識されやすいかなど、実用面について具体的に検討を進める必要があります。

議員より御提案をいただきました連絡先の表示を含め、照明灯の効果的な維持管理の方法をさらに検討するとともに、今後も公園利用者の安全・安心のため、適正な公園の維持管理に努めてまいります。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 公園照明灯が点灯していないとか器物破損などを発見された方からの速やかな連絡が可能な体制や、公園利用者の安全・安心が向上していると感じていた

だけの管理、また、他の照明灯などについても同様に検討をお願いし、これは要望とさせていただきます。

次に、4番目の（１）避難所開設と運営についてであります。

避難所点検などで時間を要することは理解をいたしますが、避難所開設への時間短縮の検討をしていただきたいと思います。先ほども大阪北部地震で開設まで3時間ということでありましたけども、避難をしなければいけない方々が路上で3時間待たなければいけない、そんな状況も想定できますので、この辺は時間短縮をしっかりとお願いしたいと思います。

阪神・淡路大震災に関して言えば、当時、私は西宮市に勤務をしておりましてけども、発災2日目から運行開始となった電車を利用し、数か月間、通常の1.5倍となる時間で通勤をしておりました。また、復旧事業で西宮市から伊丹市などへの車の移動では、橋梁や水路部、そしてまた家屋の倒壊などで通行不可となった道路の迂回、大渋滞もあって、片道3時間、4時間とかかった日も多くありました。このようなことを考えると、祝日や夜間に発災した場合の避難所の開設や運営に当たって、職員が地域防災計画にあるおおむね120分で本当に参集できるのか疑問に思います。他の自治体も同様かと推測されます。

そのような体験を踏まえれば、例えば、他の市役所の職員が、在住地の避難所の開設や運営を行える体制にすれば、道路や公共交通が不通となった場合にも避難所の開設や運営への課題も少なくなるのではと思いました。他の市役所等との情報共有や検討をお願いし、要望としておきます。

次に、2番目の防災サポーターとの避難所運営訓練についてですが、摂津市の地域

防災計画の基本方針に「本市では、人づくりを志向した地域防災を推進」とありますが、自主防災会や地域の皆様と防災サポーターとの接点が少ないので、名前も顔も分からないというお話も聞きます。地域防災力の向上の一環として、防災サポーターと自主防災会などが一緒になって避難所運営等の訓練実施を広げていく必要があると思いますが、市の考え方についてお尋ねいたします。

○福住礼子議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 防災サポーターと自主防災会との避難所運営訓練の実施につきまして御答弁いたします。

市といたしましても、可能であれば、防災サポーターや自主防災会の皆様には、震災時に避難所の開設・運営に御協力いただきたいと考えているところでございます。

今月4日に、三宅地区の自主防災訓練が子育て総合支援センター遊戯室で実施されました。当日は、地区の防災サポーターが5名参加され、避難所での避難者の受入れ、プライバシー保護テントや段ボールベッドの組立てなど、防災サポーターと自主防災会の皆様が役割を分担し、声を掛け合いながら避難所の開設・運営に必要な作業を確認しておられました。

防災サポーターと自主防災会の皆様が主体となってこのような災害時を想定した訓練を実施していただくことは、地域の皆様の安全・安心を守るためには大変重要なことであり、市といたしましても、防災サポーターの皆様が地域でこのような活動を行っていくことを支援してまいります。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 防災サポーターの皆様にもお力添えをいただいて、地域と一緒にやって今後も防災・減災の取組が恒常となるよ

うお願いし、要望としておきます。

次に、5番目の特定健診についてですが、市民公開講座「そうだ！がん検診に行こう」の話の中で、胃がん罹患者数は増加傾向にある、その一方で、大阪府の胃がん検診率は国目標や全国平均から大きく下回っており、国が検診をしている五つのがんの中におきましても、特にこの胃がんの検診率が低いとも言われておりました。

本市の胃がん検診はバリウム検査ですが、検査台の上で身体の向きを変えての撮影や、バリウムは必ず排出する必要があることから、胃部エックス線検査への抵抗感がある方も少なくありません。

令和3年11月、大阪府済生会吹田病院と、市民の健康増進と地域医療体制の確保を図ることを目的に、相互の連携・協力に関する基本協定を締結されました。市内外で検査が可能な医療機関において胃内視鏡検査の実施を進めていくことが、検診の受診率向上、そして、さらなる早期発見に直接つながっていくと思います。本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 胃がん検診は、保健センター及び大阪がん循環器病予防センター、出張バス検診において実施しており、検査内容は、胃エックス線検査、いわゆるバリウム検査でございます。

御質問のように、バリウム検査については、御高齢の方など、バリウムの誤嚥の心配や、検査台の上での体位変換が負担になることなどから、胃内視鏡検査、いわゆる胃カメラの実施を希望される方がおられることは認識しているところでございます。

しかしながら、保健センターでの集団健診においては、偶発的に起こる事象への対応や設備面などから、現状においては胃カ

メラを実施することは難しいと考えております。

また、市内外を問わず、医療機関での胃カメラの実施に向けましては、国の指針で示されております2名の医師による二重の結果判定を行う体制の整備等が課題となっている状況であり、判定業務の委託化なども含め、関係機関との協議・検討を進めているところでございます。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 胃内視鏡検査の実施に向けて、関係機関との協議と検討を進めていただきたいと思いますし、また、国といたしましても、来年度から検診率を10%上げて60%へという報道もありましたので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、6番目の加齢性難聴者の補聴器購入における補助についてですが、市民の生活の質の向上、心身の健康や認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸にもつながると思いますので、これはぜひとも補助制度の創設をしていただきたいと思いますし、私の一般質問を終わります。

○福住礼子議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、西谷議員。

(西谷知美議員 登壇)

○西谷知美議員 それでは、順位に従いまして一般質問をいたします。

摂津市における一時預かり施設についてお伺いいたします。

令和2年から令和6年にかけての第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画においては、安威川以北は、大規模マンション等の住宅開発によって幼児が増加し、2019年以降は緩やかに減少していくと8ページに見込みが記載されておりますが、現状

は増加の一途をたどっております。そこで、摂津市内、特に安威川以北地域における一時預かり事業の現状についてお聞きいたします。

次に、2点目、インクルーシブ教育について。

先日、広報せつつに、特別支援教育について、見開き2ページにわたって紹介されておりました。支援学校のことが記載されていなかったという御指摘もございましたが、配慮が至らない点もあったと思います。就学する前に説明会を前倒しで行うことへの周知など、市民の声を聴いて今までにない取組が始まったことはすばらしいと思います。しかし、まだまだ摂津市における小・中学校でのインクルーシブ教育は発展途上であります。現状についてお聞かせください。

次に、鳥飼まちづくりグランドデザインについてお聞きします。

先ほど、三好俊範議員も大きな柱がないと言及されておりました。私としては、四つの課題解決がまちづくりの柱になると思っております。その4点について順次質問させていただきます。

1点目は、交通について。

鳥飼地域の課題の一つに交通面の不便さがあると思います。人口減の一因になっているかと思われますし、利便性を高め、特色ある公共交通の取組に向けて、先進自治体や近隣市の取組を参考に対応していただきたいと思っております。

私がよく例に挙げている流山市は、つくばエクスプレスの開通を機にマーケティング課を設置し、イメージ戦略を練られ、人口増加に成功した事例がございます。

現状、コロナ禍の影響によるバスの減便、主要道路が限られていることによる渋

滞、鉄道がモノレール南摂津駅のみと課題山積の中で、鳥飼まちづくりグランドデザインにおけるこれらの課題を踏まえた交通面の取組について、考えをお聞かせください。

次に、教育について。

鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置の検討の現在の進捗状況と今後について、まずはお聞かせください。

次に、防災について。

阪神・淡路大震災では、生き埋めや建物に閉じ込められた人のうち、およそ95%の方が自力または御近所に助けられたというデータがあります。つまりは、大規模災害から命を守り、命をつないでいくためには、公助に加えて、自分の身は自分で守る自助や、近隣の人が互いに協力して助け合う共助がとても重要になってくると思われます。この共助の要になるのが自主防災組織だと思います。そこで、地域における自主防災訓練の実施状況についてお聞きします。

そして、最後です。4点目、市民活動について。

鳥飼まちづくりにおいて、地域コミュニティの活動の活性化が課題とされています。現状、鳥飼地域にはどれぐらいの数の市民公益活動団体があるのか、また、具体的にどのような活動をされているのか、お聞かせください。

以上になります。

○福住礼子議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 一時預かり事業の現状についての御質問にお答えいたします。

一時預かり事業には、一般型と呼ばれる週3日以内の就労や病気による通院、家族

の看護などの理由のほか、保護者の育児に伴う心理的・身体的負担を緩和する育児リフレッシュのための一時的な預かりを行うものと、幼稚園型と呼ばれる幼稚園等で実施されている在園児を対象とした預かり保育がございます。

一般型の一時預かり事業でございますが、市内では、民間保育所などの9施設と公立の子育て総合支援センターで実施しているところでございます。

民間園では、以前から課題となっており、ます保育士不足に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から休止せざるを得ない日も発生している状況がございます。

子育て総合支援センターにおける一時預かり事業でも、新型コロナウイルス感染症の影響で休止したこともございましたが、今年度は休止することなく継続して実施しております。利用状況につきましては、年度当初は定員に空きがあり、予約も取りやすい状況でございましたが、夏頃からは申込みが増え、12月は実施日のほとんどがキャンセル待ちとなっている状況でございます。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 本市小・中学校でのインクルーシブ教育の現状についての御質問にお答えいたします。

本市では、「ともに学び、ともに育つ」の考え方の下、障害のある子供をはじめ、外国にルーツのある子供や様々な立場にある子供たちが、互いの違いを認め合い、地域社会の中で関わりを持ちながら生きていく態度を育むことを大切にされた教育を進めてまいりました。

具体的には、子供の学習の集中を妨げないよう、黒板周りの掲示物をできるだけ少

なくしたり、学習中、時間の区切りを意識して取り組めるようにデジタルタイマーを活用したりするなど、教室の学習環境を整えております。

また、障害のある子供とない子供が可能な限り同じ場所で共に学べるよう、それぞれの学校の状態に応じた教育活動を工夫し、実践をしております。

続きまして、鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置の検討の進捗状況と今後についての御質問にお答えいたします。

令和4年7月に、教育委員会から、摂津市立小・中学校通学区等審議会に対し、鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置の検討について諮問を行い、現在、第3回まで審議しております。

第1回では、鳥飼地域の市立小・中学校の現状と課題や学校再編等に関するこれまでの検討経緯などについて議論を行い、課題の共有を行ってまいりました。

第2回では、未就学児の保護者、PTAと青少年指導員、自治会、校長会の四つのカテゴリでの分科会方式で議論を深めてまいりました。

先日開催いたしました第3回では、第2回までの議論の総括を行うとともに、それぞれのステークホルダーの御意見などを共有し、審議会としての意見を取りまとめるべく議論をしていただいております。

今後につきましては、第4回を2月上旬頃を目途に開催し、審議会としての御意見を答申として取りまとめていただく予定でございます。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 鳥飼まちづくりグランドデザインにおける課題を踏まえた交通面の取組についての御質問にお答えいたします。

グランドデザインでも課題等が記載されていますように、地域社会が将来にわたり持続的発展を実現するには、市民の日常生活を支える地域公共交通の果たす役割がますます重要になっていくと認識しております。

そこで、今年度から公共交通の在り方検討会を庁内に設置し、公共交通について現状分析や課題整理、地域公共交通の活性化に向けた方策を検討するため、関係各課や学識経験者で議論を進めているところで

す。まず、今年度は、摂津市の現状、強み・弱み、将来予測等をしっかりと押さえ、本市を取り巻く道路及び公共交通の将来像を明確にする作業を行っており、今後、当面の事業計画や行政サービスの役割を設定するなど、持続可能な摂津市の地域公共交通体系の形成に向けた検討を進めます。

来年度以降、市民や関係機関が参画する法定協議会において、市としての公共交通はどうあるべきか、どうしていくべきかをさらに議論し、数年をかけて市の地域公共交通計画の具体化を図る必要があるものと考えております。

○福住礼子議長 次に、総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 地域における自主防災訓練の実施状況につきましての御質問にお答えをいたします。

令和2年度と令和3年度の自主防災会主催の防災訓練は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、全ての地区で開催されませんでした。

今年度につきましては、各自主防災会で再開の検討が行われ、11月に味舌地区、12月に三宅地区で、感染症対策を講じた上で規模を縮小して実施されております。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 鳥飼地域で活動されている市民公益活動団体についての御質問にお答えいたします。

市民公益活動団体とは、市民が自発的かつ自立的に行う活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とし、活動を継続的に行う非営利団体と定義しております。具体的には、NPO法人やボランティア団体、自治会やPTA、こども会や老人クラブ連合会などの地縁型組織、また、継続的に社会貢献活動を行っている企業等も該当いたします。

令和4年11月現在、摂津市内にはNPO法人は19法人あり、うち、鳥飼地域に主たる事務所の所在地を置く法人は4法人がございます。市が主催しています市民団体交流会には26団体に参加いただいておりますが、うち、代表者が鳥飼地域の団体は2団体でございます。

また、鳥飼地域の市民公益活動としては、市民、市民公益活動団体が中心となり開催されています淀川わいわいガヤガヤ祭や、地元の青年会と市が協働して本年度からスタートしました大阪銘木フェスタがござ

います。さらに、鳥飼八町の農家の方と市民公益活動団体が協働し、鳥飼なすの保存、農の体験事業の実施や、鳥飼グランドデザインの策定を契機に、有志が集い、鳥飼地域を盛り上げることを目的にワークショップが動き始めており、少しずつですが、確実に市民公益活動が動き出しています。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 それでは、2回目に入らせていただきます。

摂津市における一時預かり施設について

ですが、年度後半は予約が取りづらい状況とのこと。実際ホームページで確認しましたところ、ほぼ全ての日程で5名のキャンセル待ちが発生しております。しかし、これは5名までしか表示がされていないだけで、それ以上の人数がキャンセル待ちをしている日も多いと聞いております。このキャンセル待ちが続く状況において、どのような対策を検討されておりますか。お聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 本市におきましては、保育所等の待機児童が解消に至っていないことから、一時預かり事業の一部の利用において保育の受皿となっている状況がございます。このようなことから、待機児童を解消していくことで、一時預かり事業の利用しづらい状況が改善されるものと考えており、まずは本市における待機児童を解消していく必要があると考えております。

一時預かり事業を実施する民間園に対しては、保育士の確保の課題と新型コロナウイルス感染拡大の影響はございますが、継続的に事業を実施していただくとともに、事業の周知についても、市民に細やかに情報提供していただくよう指導をしております。

この一時預かり事業が利用しづらい状況は全国的な課題でもあり、国も、実施園における職員負担が大きいことや、需要のあるゼロ歳児や1歳児の受入れ枠が少ないことなど、一時預かり事業を実施することの難しさを認識されております。今後、一時預かり事業の制度見直しなども想定されますことから、国の動きにも注視をしております。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 NPOの代表をしているときからよく耳にしていた声としては、支援センターの預かりは事前予約等が必要で、突発的な依頼に対しては柔軟に受入れができていないことであつたり、そもそも予約そのものが取りづらいことから、最初から当てにしていないといった意見も聞いたりしていました。

また、事業の周知といっても、民間園は新型コロナウイルス感染症の影響もあると思いますが、行事の関係、例えば運動会や発表会などがありましたら、一時預かりをストップされる民間園も多いと聞いております。

一時預かり事業を実施できていない時期が多い民間園を当てにするのではなく、さらに、先ほどの答弁でもあったとおり、そもそも国の一時預かり事業が利用しづらい状況は認識されているとのことですので、現在の事業を委託される際の条件を保育所の余裕活用型を想定している国の運用とするのではなくて、摂津市独自の取組として、柔軟に対応が可能な市民団体へ委託する等、官民協働で市民の不満解消へ積極的に動いていただけるよう、担当課としての取組を強く要望して、この件に関する質問を終わります。

次に、インクルーシブ教育についてです。

インクルーシブ教育を進める上で、1学級の人数が多い状況では、障害のあるお子さんに対して十分な合理的配慮はできないと思われます。少人数学級の実現に向けて、摂津市独自基準での教員の採用などが考えられますが、見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 学級編制及び教職員定

数の標準に関する法律の一部が改正され、公立小学校において、令和7年度に小学校全学年での35人学級が実現する見込みでございます。市独自に教員を採用し、早期に全学年で35人学級を実施することは、費用面や体制整備等の課題に加え、教員が不足している現状を踏まえますと、人材の確保が大きな課題であると捉えております。今後も、他市事例を参考にしながら、引き続き研究をしてまいります。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 教員の人材確保が大きな課題であることは理解いたしました。支援を要するお子さんたちに十分な合理的配慮が実施できるような支援人材が必要と考えておりますが、支援員たちの配置はどうなっているか、お聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 市費の支援人材といたしましては、教育活動支援員を全小・中学校に複数名配置しております。ただ、障害のある子供たちへの個別支援のみならず、学校図書館の活用支援などの職務内容もあり、インクルーシブ教育の実現のためには、合理的配慮を提供できるようなさらなる支援人材が必要であると捉えております。支援人材につきましては、都市教育長協議会を通じて大阪府へ要求しておりますが、今後も引き続き強く要望してまいります。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 摂津市単体ではできことに限りがあり、大阪府に強く要望されていとお聞きしましたので、ぜひ大阪府には教員の配置について尽力していただきたいと思います。

そして、最後に、本市におけるインクルーシブ教育の在り方について、教育長にお

考えをお尋ねいたしたいと思います。

○福住礼子議長 教育長。

○箸尾谷教育長 本市におきます支援教育は、昭和55年前後から、原学級保障と当時は呼んでいたんですけども、障害のある児童・生徒の生活の場、学習の場を通常学級に置く原学級保障に取り組み始めました。これは、文部科学省がインクルーシブ教育を提唱し始めました平成24年よりも30年近く前から大阪府では原学級保障に取り組んできたことになります。

ただ、国連が言っているインクルーシブ教育と我々がやっているインクルーシブ教育は少し異なりまして、例えば日本型インクルーシブ教育と名づけたとしたら、どこが違うのかといいますと、同じ場で共に学ぶことを追求する、それはそうなんですけれども、日本型インクルーシブ教育の場合は、個別の教育的ニーズにも合うように、支援学級でありますとか通級指導教室、支援学校といった多様な学びの場を設定している、これが国連が言うインクルーシブ教育とは異なっているかと考えております。

本市の支援教育を今後どうしていくのかという問いなんですけど、取組の初期の頃、まだ原学級保障と言っていた頃は、どちらかといえば通常学級での在籍を希望する児童・生徒、保護者が多かったんですけども、ここ最近では支援学級の在籍としたい保護者が多くなっておりまして、具体的な数を申し上げますと、平成19年度113名だったのが令和4年度には573名と、約5倍も増加している状況であります。こういったことから、今の児童・生徒、保護者のニーズに我々が取り組んでいるインクルーシブ教育は合致していると考えておりますので、今後もこのシステムを維持してまいりたいと思います。

ただ、このシステムを維持するに当たって、文部科学省より今年4月27日に「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」という名前の通知が出されたんですけれども、この通知で、今回、本市として改めて対応しなければならないと考えております点は2点ございます。

1点目は、先ほど申し上げましたように、支援学級在籍の希望者が増えてきたんですけれども、支援学級在籍としながら支援学級でほとんど授業を受けていない児童・生徒がいること、それからまた、ある特定の教科のみの授業しか受けない児童・生徒がいるという現状であります。文部科学省が具体的に指摘しておりますのは、例えば、知的障害のある児童が支援学級で国語と算数だけを受けていた場合に、それ以外の教科はどうするかというと、通常学級で受けることになるわけですが、社会や理科や英語、それ以外のたくさんの教科を通常学級で受けて、本当にその子はその学習内容が理解できるのか、もし通常学級で理解できるのであれば、なぜ国語や算数は支援学級で受けているのかと指摘されております。子供によっては、読むとか書くとか計算するといった特定の学習に必要な能力について、なかなか習得できない、いわゆる学習障害のあるお子さんもいらっしゃいます。そういう子供は、支援学級で国語、算数を受けるのではなくて、通常学級在籍のままで通級指導教室で授業を受けたらどうか、通級指導教室で支援を受ければ、そのお子さんは通常学級在籍になりますから、通常学級の児童の数がそれで40人を超えるのであれば、通常学級を二つに分けることができると指摘をされています。

それから、もう一つは、申し上げた2教

科しか受けないといった進路の選択が学校全体で行われている。ある学校では、令和3年度で、学年や障害種別に関係なく、52名中43名もの子供が国語と算数だけを受けるといった選択がされていることが挙げられています。本来でしたら、子供一人一人の状況に応じて学びの場を適切に選択しなければならないのに、こんなふうに52名中43名もの機械的・画一的な進級というか、クラス選択をされているのはまづいんじゃないかという指摘もされておるところであります。

教育委員会としましては、これまでもこれらについて一定指導はしてまいりましたが、改めて今回の通知を受けまして、各学校に対して、機械的・画一的な指導ではなく、一人一人の子供の状況に合わせて特別な教育課程を組んで、しっかりと指導計画、支援計画を作成して、必要に応じて、保護者、子供はもちろんのこと、大阪府教育庁や、あるいは文部科学省にも説明責任が果たせるように指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 教育長による文部科学省通知に対する言及もありました。内容については、学びの状況において、単純に数字で15時間以上支援級で学ぶこととかと縛るのはおかしい話だと考えております。そもそもこの数字は、支援学級の生徒数に対して、昨今の教育不足にあって、支援級に多過ぎるといった考えが文部科学省にあるのではないかと私は考えておりますが、日本は世界から見ても教育費にける予算が低く、先生一人当たりの生徒数が多いというデータもよくマスコミでも報じられております。摂津市独自予算では厳しいところ

は、民間のボランティアを活用するなど工夫して、大阪府独自の取組もあったかと思いますが、とにかく誰も取り残されることのない学びの場の確保を要望してインクルーシブ教育に関しての質問を終わらせていただきます。

次に、鳥飼まちづくりグランドデザインについてに入ります。

先ほど御説明いただきありがとうございました。

交通においては、協議会で検討し、計画の具体化を進めていらっしゃるのですが、なる早でお願いしたいと思います。例えば、鉄道駅を新設するのは、実現にはかなりハードルが高く、以前からほかの議員からも提案があるように、渋滞解消という課題解決であれば、近隣市の茨木市にも協力を仰いで、千里丘地域から仁和寺大橋をどんと結ぶ大きな道路を確保し、バスを走らせる等、大阪府の予算も使ってというプランもありだと私は考えております。具体的な道筋を早急に見せていただきたいと思います。

また、買物難民に対しては、移動スーパーとくし丸の販売など、鳥飼地域のみならず鶴野地域でもスタートし、評判は上々だとお聞きしております。今後も、市民の要望に寄り添い、誰もが住みたくなる鳥飼エリアのまちづくりとしていくために、市内の総力を挙げてグランドデザインの細部を早急につくり上げていただきたいと思います。

次に、教育について。

審議会の答申の後に教育委員会としての方針をまとめていくことになるということですが、その際には子供の視点を第一に考えることを要望したいと思います。そのためには、保護者の皆様の御意見にしっかり

と耳を傾けていただくようお願いいたします。

そして、鳥飼まちづくりグランドデザインは、実質、いかに子育て世代に住んでいただくかという点に尽きると思います。その視点で考えると、学校の魅力を高めることは重要であり、他市で実施しているような先進的な事例を取り入れることもあるかと思います。池田市のほそごう学園が義務教育学校として小中一貫にし、スクールバスを全市に走らせるといった取組をされています。摂津市内全域から通える学校づくりにするなど独自の特色を出して、鳥飼地域の魅力向上に向けて学校教育の分野からも尽力いただけるよう要望いたします。

次に、防災について2回目の質問をさせていただきます。

自主防災訓練の実施状況については理解いたしました。そこで、共助の観点から質問させていただきたいのは、市独自の取組としての防災サポーターの活用についてです。令和元年からスタートした防災サポーター制度ですが、先ほど三好俊範議員や村上議員からも質問がありましたが、再度、現状の御説明をお願いいたします。

○福住礼子議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 防災サポーターの活動状況につきまして御答弁いたします。

防災サポーターにつきましては、現在103名の方に登録いただいております。今年度は、三宅地区の自主防災訓練や、市が開催しましたマイタイムラインの作成研修会に参加していただいております。

防災サポーターの皆様には、今後とも、知識、技能を習得していただくための研修会や、地域の皆様と協働で実施する地震時の避難所の開設・運営訓練に御参加いただくとともに、行く行くは地域の防災対策や

防災啓発の中心的な担い手になっていただきたいと考えております。

また、実際に発災したときは、第一に御自身の命を守る行動を取っていただいた上で、地域の方々の避難誘導や避難所の開設・運営の支援にも御協力をいただきたいと考えております。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 コロナ禍でなかなか進められなかった防災訓練でございますが、今年度から、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、各地域で訓練に参加されているということでございます。また、避難計画であるマイタイムラインの作成研修会にも参加いただいているとのこと。鳥飼エリアにおいては、特に淀川の氾濫が予想される際には、このマイタイムラインをおのおで作成していただくことが避難計画を立てる際にとっても重要になってくると思います。冒頭触れた自助に当たる備えだと思います。ウィズコロナに移行していく中で、今後、防災サポーターには、摂津市内の各エリアにおいて訓練を行われる際には、リーダー的な役割を担っていただき、マイタイムラインの作成が各家庭で普及するよう、担当課として引き続き積極的に取り組む、一緒に尽力いただきたいと思います。

○福住礼子議長 西谷議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、一般質問させていただきます。

最初に、個人情報保護法の改正に伴う市の対応についてです。

昨年、デジタル関連法の重要な柱として個人情報保護法が改正されました。この法

改正は、それぞれの自治体の個人情報保護条例を、改正した個人情報保護法の共通ルールの下に一元化し、膨大な個人情報のデータを外部提供して利活用しやすくすることが目的と言えます。国や自治体が保有する個人情報は、介護、子育て、教育、健康など、あらゆる住民サービスに関わっているもので、公権力を行使して取得したり、申請・届出に伴う義務として提出されたりしたものです。ですから、自治体が持つ個人情報の保護は、個人の尊厳の確保には欠かせません。

自治体の個人情報保護制度は、国に先行して条例を整備し、その内容も発展させてきた経緯があります。各条例は、個人情報について、収集の制限、目的外利用や外部提供の制限、オンライン結合の制限などの原則を定めて、例外となる事例は個人情報審議会の意見を聴くことなどを規定しています。

今回の法改正で、摂津市の個人情報の取扱い、個人情報保護の考え方がどのように変わるのでしょうか。市の今後の対応と併せてお答えください。

二つ目に、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設についてでございます。

先ほど、村上議員からも質問がありました。

摂津市議会としても、令和元年の第3回定例会に続き、本議会でも国に助成制度の創設を求める意見書採択が見込まれているなど、加齢性難聴者の補聴器購入助成の要望は進展する高齢化社会の強い要請でもあります。体は元気でも、聴覚機能の低下で、コミュニケーションの取りづらさから家に閉じ籠もってしまい、孤立してしまう人が増えています。

今年の第2回定例会で、我が党の野口議員も助成制度の実施を求める質問を行いました。その際、第9期かがやきプラン策定に向けたアンケート調査でニーズを把握すると御答弁されました。アンケートは既に発送されていると思います。その目的と考え方について伺います。

三つ目に、PFOA汚染から市民の安心安全を守ることについてでございます。

発がん性や免疫力低下など危険性が指摘される有害化学物質PFOAの国際的な規制が強まっています。アメリカ環境保護庁は、これまで、水1リットル当たり、PFOA・PFOS合算で70ナノグラム以下を安全の目安にしていますが、PFOSを0.02ナノグラム毎リットル、PFOAは0.004ナノグラム毎リットルと、実に約3,000倍もの厳しい基準に変更しつつあります。最新の科学的見地の集積によって健康被害のリスクがより明確になってきているからではないでしょうか。

全国最悪レベルで汚染されているこの摂津市において、汚染対策は待ったなしです。摂津市とPFOA汚染を引き起こしているダイキン工業株式会社のPFOA対策の取組状況についてお聞かせください。

四つ目に、中学校の全員給食方針の具体的な計画についてです。

今日の午前中でも三好俊範議員から質問がありました。

中学校給食の全員喫食に向けた方針が決まり、令和8年度一斉実施を目指しているとのこと。令和元年度に株式会社長大に委託した摂津市立学校給食実施方式等の検討に係る調査を経て、給食センター方式での実施を目指すとのことですが、安全でおいしい小学校給食のように、自校調理や親子方式などの再検討もするべきで

はないかと思います。見解を伺います。

最後に、鳥飼地域の学校規模と配置の検討についてです。

今しがた西谷議員も質問されていましたが、人口減少、少子化が急激に進む鳥飼地域の学校の小規模化が大きな問題になっています。鳥飼まちづくりグランドデザインでも課題に挙げられています。

学校規模と子供の成長や教育の及ぼす関係を示す科学的な根拠がない中、適正規模・適正配置という号令で学校の統廃合は進めるべきではないと考えています。とはいえ、1学年1クラス、または1学年1桁の人数という学校の小規模化がもたらす困難から目を背けるわけにもまいりません。小規模校のメリット、デメリットも含め、子供、保護者、学校現場や地域との意見交換を丁寧に積み重ねた上で、よりよい方策を決定していくべきだと考えています。

教育委員会は、今年度、通学区審議会などで議論を始めていますが、その内容や進捗状況についてお聞かせください。

1回目は以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 個人情報保護法の改正についての御質問にお答えいたします。

個人情報保護制度につきましては、令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、個人情報の保護に関する法律の改正が行われました。この改正により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体について、それぞれ分かれていた規律が個人情報保護法に統合され、全国的な共通ルールとして一元化されることとなりました。

令和5年4月1日からは、地方公共団体にも個人情報保護法が直接適用されるため、現在、本市におきまして、同法から条例に委任された事項及び条例で定めることが許容された事項を定めるべく、個人情報保護法施行条例の案の作成を進めておるところでございます。

どのように変わるかについての御質問でございますが、現行の本市条例に規定がなく、個人情報保護法に規定されている主な事項といたしましては、個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務化、行政機関等匿名加工情報の提案募集、国の機関である個人情報保護委員会による個人情報の取扱いについての指導及び助言などがございます。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度についての御質問にお答えいたします。

さきの答弁でも申し上げましたとおり、国においては、補聴器による認知機能低下の予防効果を検証する研究が続けられているところでございます。また、市においては、現在実施しております介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の中で、聴覚機能の低下によって生じるコミュニケーションの問題と外出控えとの関連性の確認を行う予定をしており、課題の把握・分析を通じて、介護予防の観点から必要となる取組を検討し、施策への効果的な反映につなげてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 ペルフルオロオクタン酸、通称PFOAへの対応についての御質問にお答えいたします。

まず、本市の取組でございますが、PFOAにつきましては、環境省において、水環境における暫定的な目標値として50ナノグラム毎リットルが定められ、この目標値とともに示された手引書に応じた対応を行っております。具体的には、PFOA等の暫定的な目標値を上回っている飲用井戸所有者に水道水の利用を促すよう助言等を行っております。

また、国等への要望活動を行っており、令和4年度には、大阪府市長会を通じた国の施策に関する要望、大阪府議団を通じた国家予算に対する要望を行っております。具体的な内容として、国へ、人の健康への影響について、科学的な知見の集積に努めるとともに、調査・研究及びガイドラインを作成すること、公共用水域及び地下水の汚染による土壌・水系中での挙動予測や除去技術の開発等を早期に実現することを要望しております。

次に、市内化学メーカーの自主的な対策の進捗状況につきましては、大阪府が主宰する神崎川水域PFOA対策連絡会議の場において報告されております。その取組内容としましては、地下水を揚水し、活性炭及びイオン交換樹脂を通してPFOAを除去した後下水道への放流がなされております。また、恒久的な流出防止対策として、遮水壁によるバリア工法を採用することとし、令和4年度中の着工を目指して、現在、詳細調査を実施していることを確認しております。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 給食センター以外の実施方式の検討についての御質問にお答えいたします。

これまで、給食センターの設置場所につ

いては、新たに土地の購入をするのではなく、市の保有地で検討をしてみたい。令和4年度に入り、まずは教育委員会の所管する土地の中で給食センター以外の方式についても再検討いたしましたが、やはり用途地域の問題や校舎の整備等に課題があり、現在は市全体の中で給食センターの設置場所について検討しているところでございます。

続きまして、通学区域等審議会の現在までの進捗状況についての御質問にお答えいたします。

今年度実施しております小中学校通学区域等審議会につきましては、計4回の実施を予定しており、既に第3回を11月25日に開催したところでございます。

審議会における円滑な審議を進めていくため、9月中旬から10月上旬にかけて、鳥飼地域の未就学児、小学生、中学生の保護者1,730世帯に対し、小規模校化する学校の今後の施策検討に向け、保護者アンケートを実施いたしました。

また、10月には、鳥飼小学校区、鳥飼東小学校区において、対象者を限定せず、鳥飼地域の教育環境についての意見交換会を開催し、地域の方々の御意見等について聴取してまいりました。

今後につきましては、引き続き御審議をいただき、審議会としての答申をいただく予定となっております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 2回目以降は一問一答で質問させていただきます。

個人情報保護法の改正に伴う摂津市の対応についてでございます。

御説明いただいたように、全国の自治体が、来年4月の法改正施行に向け、条例改廃など対応を求められている中で、近隣各

自治体で既に12月議会に個人情報保護に関わる施行条例の提案がされ、議論が行われていると聞いております。御答弁いただいたように、現行の本市条例になかった新たな規定が法律で設けられています。市民にとって大切な個人情報の保護行政がどのように変わり、どんな影響があるのか、広く市民に知らせるとともに、意見聴取のためにパブリックコメントや個人情報審議会での議論が求められていると思いますが、見解を聞きたいと思っております。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 パブリックコメントの実施についてでございますけれども、新たに制定する個人情報保護法施行条例につきましては、法律から委任された事項及び同法により許容された事項を定めるものでございます。規定する内容につきましても、基本的にはこれまでの運用に即した内容でございますので、パブリックコメントの実施は予定いたしておりません。

また、個人情報保護審議会での説明でございますけれども、今後、速やかに審議会の会議におきまして、個人情報保護法の改正の内容を説明してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 パブリックコメントは条例を改廃する上では必要ないということでございます。確かに多くの自治体ではパブリックコメントなどは行われていないとも聞いております。しかし、一方で、個人情報は、先ほども申し上げましたように、市民一人一人の日々の生活に関わるあらゆる情報を行政が持っているということで、それがどのように利活用されていくのか、その内容については、条例とは別に法の趣旨をきちんと皆さんに知っていただく、また、

行政として、制限の中でも、市民の個人情報はどうやって守っていくのかを市民の皆さんに示していくことが非常に求められると思います。そういう点では、単純にパブリックコメントはやらないという御答弁ではありますけども、市民にきちんと説明をしていく、個人情報保護審議会できちんとした説明を行って意見をいただき、施行条例なり、または運用面で工夫をしていくことが必要だと思いますので、この点は強く求めておきたいと思います。

3回目の質問なんですけども、今回の法改正によって新たに規定された匿名加工情報の提案募集について少しお聞きしたいと思います。

匿名加工情報は、特定の個人を識別できないように加工して、当該個人情報を復元できないようにした情報です。加工されたことによって、保護されるべき個人情報ではなく、非個人情報として、本人の同意を得ずとも第三者提案、目的外利用を可能にするということであります。本当に個人を識別できないのか、絶対に復元することはできないのか、住民の不安や疑問が残るものと言わなければなりません。

この新しい規定の条例化については、当面、一般市町村には条例に明記することは義務づけられていません。個人情報漏えいのリスクが本当はないのか、どんな情報を提供するのかなど、市民の不安が拭えない側面を持つものであり、慎重に取り扱うべきものと私は考えますが、見解を聞きたいと思います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 行政機関等匿名加工情報は、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人が識別することができないように加工し、かつ当該個人情報を復元できないよ

うにした情報であるとされておりまして、この点は議員が御紹介のとおりでございます。

また、行政機関等匿名加工情報の利用につきましては、個人情報保護法に基づきまして、都道府県及び政令指定都市におきまして提案募集が開始されることとなりますけれども、その他の地方公共団体は、当分の間、任意とされております。この点も御指摘のとおりかと思います。

行政機関等匿名加工情報に関する他市の状況でございますけれども、北摂他市では、改正法の施行時に提案募集を実施するところは今のところないとお聞きしております。

本市においてでございますけれども、改正法の施行のタイミングにおきましては、提案募集を実施することは現在考えておりません。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 個人情報は、先ほど申し上げましたとおり、個人の尊厳に関わる大事な情報です。いかに守っていくのか、しっかりとした慎重な議論を行っていただきたいと思います。

最後に、市長に伺いたいと思います。

今回の個人情報保護法の改正によって、本来、自治体が国に先駆けてデジタル行政の進展に基づいて条例化し、発展させてきたという経緯があります。地方自治を具現化してきた条例の一つであるとも考えるんですけれども、こうしたそれぞれの自治体の条例を、国が号令をかけて一元化し、条例を改廃させるやり方は、私は非常に地方自治を踏みにじるようなやり方ではないかと思っています。そういう点では、やはり地方自治の長として、市長からも、この内容は別にしても、こういうやり方そのものは地

方自治に反するものだとして、きちんと国に対して物を言うべきではないかと思いますが、市長の見解を聞きたいと思います。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 安藤議員の質問にお答えをいたします。

個人情報については御指摘のとおりでございます。

先ほど説明がありましたように、個人情報保護法の改正につきましては去年の５月に公布されました。それに基づいて、今、ちょうど独自の施行条例の検討中というか、取り組んでいる最中でありまして、法改正に至った中においても、御指摘のような話はいろいろと議論された上で法改正になったと受け止めております。ということで、国に対して意見を言うべきではないかとおっしゃいましたけれども、現時点ではその予定はございません。

いずれにいたしましても、大切な市民の個人情報を保護するという市の体制に変わりはありません。引き続き、個人情報保護制度がこれまでと同様に適切に運営されるよう取り組んでいきたいと思っております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。

この個人情報保護法の改正は、この間、急速に進んでいるデジタル行政、デジタル関連法に基づくもので、大きな柱となっているものです。デジタル化そのものを否定するものでもありませんし、デジタル化が国民生活により潤いを与えていく、効率性を高めていくという点では非常に重要な施策だと思います。しかし、同時に、デジタル化をすることによって個人情報が簡単に漏れてしまう、こういう状況を野放しにすることはできないと思っております。法律で決まってはいるということでもあります

が、自治体として最大限できることは何か、市民の個人情報をいかに守るのか、匿名加工情報というけれども、本当に識別不可能なのか。

先日のニュースを見ますと、イスラエルに本社がある日本企業の子会社が、携帯電話の個人情報をパスワードなしで抜き取ることができる技術を開発し、非民主的な国家に対して売って、そこで反政府運動団体の人たちの個人情報を抜き取っていると報じられています。デジタル化の技術革新が進む中で、個人情報が必ずしも守られる保証はありませんので、守られないという前提と漏えいの可能性があるという立場に立って、個人情報が守られるよう、市としての最大限の努力を求めていると思っております。

次の質問に移りたいと思っております。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設の２回目です。

御説明いただきました第９期かがやきプランの意向調査、アンケート調査を私も見させていただきました。このアンケートを見ますと、聞こえの問題が設問としては聴覚障害として表現されています。これでは加齢性難聴者が我が事として捉えにくくて、その思いがストレートに現れにくいのではないかという感想を持ちました。加齢性難聴を老いのせいで仕方がないことと諦めてしまう方にも、補聴器装着で生活の質の向上、社会参加機会の保障などが期待できることを示しながら意向調査をしていくことが重要だと思います。国に補聴器購入助成制度の創設を求めながら、摂津市独自の制度を早期に検討し、実施していくべきだと考えますが、その見解を聞きたいと思っております。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 加齢性難聴は、誰でも起こる可能性があり、65歳を超えると急に増加すると言われております。今後、本市におきましても、全国的な傾向と同様、高齢者人口の増加が予想される中、加齢性難聴者につきましても増加すると認識しております。

補聴器購入に対する助成制度の創設につきましては、国において対応することが望ましいとの考えから、さきの答弁でも申し上げましたとおり、全国市長会を通じた国への要望、北摂市長会を通じた大阪府に対する要望を行っているところでございます。

一方、自治体独自として、東京都や明石市の事例のほか、大阪府内では貝塚市が、2万5,000円を上限に、一定要件を満たす高齢者を対象に、管理医療機器として認定された補聴器購入にかかる費用の2分の1を助成する制度を令和4年1月に創設しており、市としましては、他の自治体の動向も注視しつつ、制度の在り方等を研究してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。ぜひ前向きに、早期に実現すべく検討していただきたいと思います。

御紹介いただいたように、大阪府では、昨年度、貝塚市でこの制度が創設されました。僅か1年間で補聴器の購入助成制度の創設が全国の自治体で急速に進んでいます。私もびっくりしましたけども、この1年で何と約3倍、分かっているだけで114自治体がこの制度の実施に足を踏み込んでいます。摂津市としても早期の助成制度の創設を求めています。

同時に、課題となっているのは、継続して補聴器を使用し、満足度を高めていく取

組だと思えます。補聴器工業会の調査では、せっかく手にした補聴器を使用していない人が多いこと、補聴器使用満足度が欧米諸国の半分程度だということです。調整と専門的な訓練も購入助成とセットで検討いただくよう、これは要望としておきたいと思えます。

次の質問に移りたいと思えます。

PFOA汚染から市民の安全安心を守る
ことについてでございます。

この間、何度もこのPFOAの問題について取り上げてまいりました。この間、国への要望を強め、少しずつでありますけれども調査・研究の前進が見られていることは、当然のこととはいえ、評価したいと思います。しかし、最初の質問でも言及しましたが、国際的な規制強化の流れの中で、住民の不安を考えると、このスピードはもどかしく感じてしまいます。

ダイキン工業株式会社が今年度中の着工を目指す遮水壁の設置について聞いておきたいと思えます。

ダイキン工業株式会社敷地内の汚染された地下水の流出を防ぐとのことで遮水壁を造ると。敷地内では、地下水をくみ上げて、イオン交換樹脂、活性炭等々でPFOAを取り除いて公共下水道に流すということであります。しかし、現に、ダイキン工業株式会社の敷地外、隣接地の土壌や地下水の汚染は大変高く検出されています。遮水壁の設置では、ダイキン工業株式会社の敷地内のみの汚染対策としか考えられないのですが、敷地外の汚染対策についてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 遮水壁設置による敷地周辺の地下水の影響をめぐる議論が、令和

3年9月30日に開催されたPFOA対策連絡会議の場で行いました。現在の土壌汚染対策法のスキームでは、敷地外の土地の浄化等を行う義務はございませんが、市内化学メーカーからは、遮水壁設置後の敷地外の対応についても大阪府と協議する意思を示されております。

本市としましては、遮水壁設置後のPFOA濃度の推移により、対策の効果を大阪府とも確認し、連携して対応してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 敷地外の土地の浄化については法的には義務がないということですが、協議の意思は示されているということです。長年にわたりまして有機フッ素化合物を水路に放出したり、PFOAを取り除いたとはいえ、高い濃度で公共下水道に投入してきて地域の環境を汚染しているわけですから、私は、道義的にも社会的にも、大阪府や摂津市としっかりと協議して汚染対策をやっていただく、これは当然のことだと思います。その立場でぜひ求めていただきたいと思います。

3回目の質問としては、ダイキン工業株式会社の敷地内の汚染状況は一体どうなっているのでしょうか。2009年から開催されてきたPFOA対策連絡会議の要点録を再び読み返してみますと、断片的ではありますが、敷地内の地下水や公共下水道に放出される除去処理済みの排水の汚染状況に言及されております。連絡会議が始まった当初は、公共下水道に投入されるPFOAの汚染濃度が何と10万ナノグラム毎リットルなどというとんでもない値も報告されていまして。その後、PFOAの製造・使用が実質的に廃止されたこともあって、一定の低下が見られたのでありますが、期

待どおりに濃度が下がらず苦労されている様子も語られています。

ところが、現在は、この敷地内の汚染状況は一切非公開とされてしまっているようです。汚染源の実態、除去の到達など、地域環境にとっては大変貴重で重要な情報ではないでしょうか。公共下水道への汚染水の排水は環境への大きな負荷であります。情報公開は汚染源の責任だと考えます。なぜ公開できないのでしょうか。公開を強く求めていただきたいと思います。見解を伺います。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 下水放流水の濃度につきましては、基準はないものの、排水基準設定の考え方を参考に、市内化学メーカーへは、PFOA対策連絡会議の場において、暫定指針値の10倍を目安に管理するように要請しております。

同化学メーカーにおいて調査した敷地内のPFOAの水質調査結果は、大阪府が主催するPFOA対策連絡会議において、同メーカーの自主的な取組内容の資料として提出されており、同会議の取扱いとして非開示資料となっております。これまでも同会議の場で可能な限りの情報開示を求めてまいりましたが、今後も可能な限りの情報開示を大阪府共々求めてまいりたいと思います。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ぜひ求めていただきたいと思います。

そもそも、このPFOAの汚染が大きな問題としてマスコミに報じられたのが2009年だったと思います。安威川流域下水の排出口で6万7,000ナノグラム毎リットルという大変高濃度な汚染水が検出されました。それは、ダイキン工業株式会社

が公共下水道に投入したものが処理されずに安威川に放出されていたと。安威川から大阪湾に流れ、大阪湾から淀川を上って、淀川沿川自治体にも汚染が広がったとする見知も報告されています。

ですから、ダイキン工業株式会社の中で一体汚染の実態はどうなっているのか、公共の環境の負荷につながるような、公共下水道にどのぐらいの濃度のものが今なお放出され続けているのか、これは、減ってきている、もしくはほとんどゼロに近い、またはなかなか減っていない、いろんな経過はあるかと思いますが、市民の皆さんや市、それから議会にきちんと明確にしていただかなければ、この汚染の問題はとても安心できないと思いますので、改めて公開を強く求めていると申し上げておきます。

それで、摂津市とダイキン工業株式会社とで昭和52年の9月に環境保全協定が結ばれています。ここには、当時の生活環境条例を補完するという立場で、対策や被害が起きたときの補償などについて協議をすることなども明記されています。今こそこうした協議をやるべきではないかと思いますが、見解を問います。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 環境保全協定は、その前文において、公害関係法令等の定めに従って公害防止対策を推進すると規定しております。PFOAは、水環境全体の暫定的な目標値等のみが定まっている状況でございます。

また、当該協定に基づく覚書には、国等の基準の改正状況を踏まえて見直す旨が規定されております。よって、PFOAを協定に適用するかどうかにつきましては、水質汚濁防止法等の基準が法整備された時点

であると認識しておりますので、現在国が進めております環境研究総合推進費を活用した研究など、科学的な知見の集積、調査・研究の状況を注視してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 環境保全協定が公害関係法令に基づいてということなので、今、PFOAは法律上まだ規制対象ではない、法令上では規制されていないので、まだ協議の対象にならないという御答弁だと思います。国の調査が進んで指定を受けた場合には、当然協議をしていただく、これは必ずやっていただきたいと思います。

ただ、私が申し上げておきたいのは、環境保全協定は昭和52年9月に市内の各事業所と締結されています。同じ時期に生活環境条例がつくられました。その際の議会の論戦をひもといてみます。昭和52年の議会です。当時の総務常任委員会での議論で、次々と新しい化学物質が出てきているんだ、今は法律には引っかからないけれども、その網の目を抜けて、いろいろな公害で市民の不安が起きている、これをどうするんだという質問に対して、委員長報告で理事者の答弁が紹介されているんです。ちょっと読みたいと思うんですけども、「法律や府条例に条例上、上乗せできない公害については、法的な拘束力はないが、環境保全協定を事業所と締結し、一定の義務を認識させることにより、運用面で拘束を持たせようとし、さらに、第15条第2項の市長が別に定める規定等で落ちこぼれた公害を拾い上げ、環境を守っていくという実質的な上乗せが可能になると考えている」、これが総務常任委員会での議論を本会議に報告した委員長報告であります。これを受けて、全会一致で生活環境条例が通

りました。

この条例は、平成11年に新たな現在の環境の保全及び創造に関する条例が引き継いでいるわけですが、公害関係法令上と書かれてはいるものの、この法や協定の趣旨は、法律に定められていないけれども心配のある化学物質については協議をするための協定なんですよ。法律上ということであれば、わざわざ協定をつくる必要がなかったわけです。まさにPFOAは、当時の昭和52年や新しい条例ができた平成11年の頃には今ほど大きな問題になっていなかった。そして、まだ国の規制は追いついていない。でも、健康被害のリスクの高さが国際的にもどんどんと明らかになって、今、まだ統一した見解にはなっていないとはいえ、規制強化が進んでいるわけです。全国で最悪の汚染濃度が示されている摂津市が、先人たちがつくっていただいた環境保全協定を持っているわけですから、直ちに協議をやるべきです。これは摂津市の義務だと思いますが、もう一度御答弁をいただきたいと思います。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 PFOAに関する法整備をされた後、環境保全協定に基づいて考えると。この環境保全協定自身は、多分、補償の話がうたわれているかと思うんですけども、環境保全協定上、公害の発生の条件に事業者が行うことが規定されております。公害による被害の救済に関しましては、基本的には、裁判所による司法的な解決や、公害紛争処理法に基づく公害紛争処理制度によって第三者判断により図られ、その中で損害賠償等の補償について協議が行われるものと考えておりますので、公害として認められた場合に関しましては、本市の環境保全協定第15条に基づい

て、事業者が誠意を持って被害の補償が行われるように促してまいりたいと考えております。

以上です。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 繰り返しになってしまいますので、このぐらいにしておきたいと思いたすけども、生活環境条例であったり、それから、環境の保全及び創造に関する条例で言葉の定義づけがされているんです。公害とは何か、環境への負荷とは何か、きちんと定義されています。そういった意味では、しっかり条例の趣旨に沿って、それから同時に、協定ですから法的拘束力を持たないものであって、疑義の状態でもお互い誠意を持って話し合い、今の状態をどうするのか協議を始めること。協議を始めることさえもできないとするのは、協定の趣旨から外れているんじゃないかと思いたすので、その点は指摘をしておきたいと思いたすし、検討していただきたいと強く求めておきます。

次に移るんですけども、議長が環境省に足を運ぶ、市長も我が事のように国に対して物を言うことで、調査の地点も増えてきている、いろいろな知見も進んできている点は、オール摂津で取り組むべき問題としてやってきたということで評価したいと思っているんです。同時に、動向を注視するというだけでなく、市独自でもしっかりとやる必要があると思いたすんですよ。特に健康被害の問題です。血液検査について、摂津市でやるべきではないか、もしくは大阪府に求めるべきではないかと思いたすが、いかがでしょうか。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 環境省において専門家会議を立ち上げるという報道がございま

したけれども、厚生労働省においても、水道水に含有されるPFOS濃度の指針値見直しを検討する外部有識者会議を開く方針であるとの報道がなされております。まずは、このような国の会議における健康への科学的な議論や人体に影響を与える基準等の検討内容について、その動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 既に民間レベルで血液検査をやっておられる方がいらっしゃいます。いろいろな健康被害に対する知見についても進んできて、一定の濃度、もしくは汚染度の高い地域の住民の血液について、一定の範囲の中で、こういった健康診断の際にはこういったことに気をつけなければならないとか、スクリーニング等についていろいろな研究がされております。そういったことも進んでいる中で、地元の摂津市がきちんと住民の方々の不安に応じて検査をし、データを蓄積していく、これは非常に重要なことだと思います。国の動きをしっかりと見ていただいて、要望も強めていただきたいと思います。注視するだけでなく、摂津市独自で頑張っていただきたいと、これも要望しておきます。

最後に、市長に伺います。

この間、住民の福祉の増進を守る地方自治体のトップとして、国へ直接働きかけをいただいていることについては敬意を表したいと思います。同時に、環境の保全及び創造に関する条例にうたわれている良好な環境の確保に向けた基本理念に沿って、事業者をはじめ、国や大阪府への働きかけ及び摂津市独自の取組をさらに積極的に進めていくことを期待したいと思うんですけども、見解を伺いたいと思います。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 同じような答弁になろうかと思えますけれども、私は以前、かゆいところを靴の上からかくという言葉がありますという話をよくしたことがあります。先ほどからいろいろ御指摘をいただいております。環境行政は、我々基礎自治体には立入調査とかの権限がほとんどないんです。そんな中で、基礎自治体としていかにこれを実体的に取り組んでいくか、御指摘はいろいろありますけど、これは非常に難しい問題があるんです。大気汚染、土壌汚染、健康被害といろいろあります。PFOAにつきましては、具体的な目標値が示されております。でも、さきの3点については何ら数値が示されていないわけです。

そんな中で、市独自で調査せよというお話、これは前も伺っております。ただ、きちっとした数値なしに基礎自治体に取り組むことはなかなか難しいんです。やるのはできたって、その後、結果に基づいてどうするかは、測る基準がないわけでありますから、これは一つ間違えると風評被害がどんどん先行してしまうおそれがあり、こっちもしっかり見とかないかと。別に事業所を守ってるわけでも何でもありませんよ。その辺はやっぱきちっと考えて、だから、その目標値をちゃんとした知見に基づいて早く示してくれと、国、大阪府等々に対しても、議会共々、物を申しておるところでございます。

それから、先ほど、昭和52年の総務常任委員会の議論を踏まえて、疑わしきは云々でというお話がありましたけれども、だから、その後、大阪府と摂津市と事業所との3者協議が持たれるようになったんだと私は思うんです。濃度がどうかは別といったしまして、ずっと随時いろんな協議をして、事業所においても何とか早く改善でき

るように努力をされておると思いますが、今後も、今後は、さらに今まで以上の速度で、調査結果を待つまでもなく事業所にも取り組んでいただきたいので、また促してはいきたいと思っております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。また次の機会に質問も続けていきたいと思います。

血液検査については、環境省が既に暴露がどうなっているかという状況を調べるための調査をやっておられます。この調査をやることによって、補償がどうのこうのという話にはなってきたくないんです。要は、あってほしくないし、あってはならないけれども、不幸にも将来健康被害が起きたときに、PFOAとの因果関係をどうするのか。個人としてその因果関係を証明するのは非常に難しいんですよ。ただ、汚染濃度が大変高い摂津市において、きちんとしたデータを取っている、調査も研究もしているんだということが、知見がはっきりしてきた、健康被害の状況が明らかになってきた、法令化・法制化されてきたときに、きちんとこのデータを基に市民の方々の健康とか汚染除去を助けるという意味合いでございますので、ぜひそういった意味で捉えて検討いただきたいと思います。

次に移ります。あまり時間がございませんが、中学校給食でございます。

用地の選定が急がれます。当初の株式会社社長大が出されている調査結果報告書のスケジュールを見ますと、用地選定から5年ぐらいかかると。令和8年度に実施しようと思えば、令和3年度には用地が選定されて、令和4年度には基本構想、令和5年度には基本計画、その後、基本設計等々をやっ

てかかるということですが、ハードの面と同時にソフトの面、人の配置であるとかアレルギー対策であるとか、または食中毒のリスクが高いのがセンター方式のデメリットに挙がっています。そういった点からどのように検討されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 令和8年度からの中学校給食全員喫食に向け、まずは用地の選定や施設機能の実施形態等についての検討、そして基本設計、実施設計に着手していくこととなります。その後、給食センター建屋の建設及び厨房機器等の設置を進めますとともに、調理業務の運営委託業者の選定などを並行して実施いたしまして、運用面での調整等を図っていく必要があります。

また、中学校給食の全員喫食を開始するためには、学校の配膳室等の再整備が必要になることに加え、中学校教諭に対する研修等のソフト面での取組も進めていく必要がございます。

また、アレルギー対応につきましては、給食センターの中にアレルギー対応専用調理室を設けることで、アレルギー物質の混入を防ぎますとともに、専任の調理員による調理が可能となってまいります。食缶の配送時や受取時については、生徒別にジャージャーの使用をすることや複数体制でのチェックを行うなど、先進市の事例を参考に工夫をしてみたいと考えております。

また、食中毒につきましては、床のドライ化など施設や設備面でのメリットがあると考えております。その上で、衛生管理マニュアルを徹底した中で、食中毒を起こさないような運用も含めてきっちりとした運用をしてみたいと考えているところでございます。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 給食は食育の生きた教材です。また、ヤングケアラー、子供の貧困の問題も大きく指摘されています。全員喫食に向けた前向きな議論、それから、センター方式にこだわらず、親子方式、自校調理についても排除せずに検討を続けていただきたいと思います。

次に、小規模校の問題です。

保護者アンケートや意見交換会を行われたとのことですが、その内容等についてお聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 保護者アンケートでは、小・中学校の適正規模や、通学時間や通学方法について、ウェブ形式でお伺いをし、回収率36.5%の結果となっております。

回答結果の中で、児童・生徒にとって望ましい1学年当たりの学級数につきましては、9割以上の方が2学級以上、6割以上の方が3学級以上を希望されております。

また、児童数が今後さらに減少する状況を踏まえた小規模校の対応につきましては、約8割の方が適正配置すべきと回答されております。一方で、適正配置を進める上での課題として最も多く挙げられた御意見といたしましては、通学時間や通学時の子供の安全に関する事項でございました。

また、保護者アンケート、そして意見交換会におきましては、学校の再編や小規模校のよさを生かした対策、これまで築き上げた伝統の在り方などにつきましても御意見をいただいております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 小規模校の問題として、教員配置が少なく一人当たりの先生の負担が大きいということです。統合や適正配置に至るまでの間の対策についてお聞きしま

す。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 既に小規模校となっております学校につきましては、学校行事や校務分掌の負担など、一人の教員の負担が大きくなっておりまして、教員の配置される人数が少ない課題に対し、現在、教育活動支援員などの教員をサポートする市費支援人材の割合を増やし、対応しているところでございます。

今後につきましても、市費支援人材の配置の検討をはじめ、府費での教員の加配配置について要望するなど、サポートに努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 安藤議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時58分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○福住礼子議長 再開します。

次に、三好義治議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 それでは、順位に従い一般質問をしていきたいと思います。

まず、1点目は、京阪ゴルフ場の活性化についてでございます。

この京阪ゴルフ場は、18ホールある中で、クラブハウスも多くは高槻市に隣接しておりますが、そのうち6ホールが摂津市に入っているわけです。その関係で、今、ゴルフ場利用税交付金が入ってきておりますが、平成14年度では315万円入ってございました。これをピークに減少してきて、平成25年度で156万円、半額以下に減少しております。令和3年度は220万円ぐらいで、ちょっと増収になっておりますが、摂津市で唯一こういった民間娯楽

施設といひましようか、スポーツ施設がある場所でございます。

これの有効手段を講じながら、鳥飼地域の活性化につなげられないかということの中で、市税の増収及び安定した税収の確保のために、市民への優遇措置など、京阪ゴルフ場と連携できないかというのが1点目の質問でございます。

2点目は、民間住宅の減災対策の取組についてです。

摂津市の自然災害対策は、河川防災ステーション及び高台のまちづくりなどで、水害対策については、今、いろいろと取り組んでいただいて、見えてくるのではないかと思います。が、ややもすると、いつ来るかわからない東南海・南海地震、そして上町断層帯の地震対策及び台風対策が風化していくのではないかと懸念されます。

我々は、阪神・淡路大震災を平成7年に経験しました。そして、平成30年6月18日午前7時58分に発生した大阪北部地震で、本市の震度が5強でした。被害状況が、平成31年1月31日現在の罹災証明で、人的被害は負傷者が8名、家屋被害は半壊が28棟、一部損壊が2、286棟の被害が出ました。

加えて、その年の平成30年9月4日14時頃に近畿地方で猛烈な風が吹き、大阪府の関西国際空港では最大風速46.5メートル、最大瞬間風速58.1メートルなど、観測史上第1位を更新するところが多数ありました。海上では猛烈なしけとなって、航空機や船舶の欠航、鉄道の運休等の交通障害、倒木や車の横転が発生しました。

本市におきましても、同じような状況が発生し、瞬間最大風速が48.8メートルを観測した台風21号での被害もありま

す。

地震並びに台風被害に遭ったときに、損壊した家に赤紙とか青紙を貼って家屋調査をしたんですが、それ以降の自然災害に見舞われた民間住宅の復旧状況はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

3点目は、子育て世代の転入・定住促進についてです。

本市においては20代の転入超過が見られますけど、30代になると転出超過になっております。これは過去から言われておりますが、このような状況を踏まえて、新婚・子育て世帯の転入・定住施策をどのように考えているのか、1回目、お答えいただけます。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 ゴルフ場利用税を増やすための摂津市民への優遇措置等についての御質問にお答えいたします。

本市には、淀川沿いの環境を生かしたゴルフ場が存在し、令和3年度は、大阪府が徴収したゴルフ場利用税の中から、本市に対するゴルフ場利用税交付金として、議員が御指摘のとおり、約220万円の歳入がございました。

ゴルフ場の利用者が増加することで、本市に対するゴルフ場利用税交付金は増加し、本市の行政運営に資することにつながりますが、摂津市民の優遇措置の観点で、市職員が業務として一企業の経営に直接的に影響する取組を行うことは困難であると考えております。

一方で、ほかの自治体では、ゴルフ場経営会社が自治体と連携し、地域貢献として地元住民の交流を促す取組などを実施され

ているところもございますので、こうした公民連携の取組の中で、地域住民に利益が還元され、ゴルフ場の活性化につながる好循環が生まれる可能性はあるものと考えております。

続きまして、新婚・子育て世帯の転入・定住施策についての御質問にお答えいたします。

議員が御指摘のとおり、近年の本市の転入・転出状況は、20歳代が転入超過、30歳代は転出超過となっており、これには市内の各地域において様々な要因が影響していると思われませんが、一つには子育て世帯の定住化の課題があるものと考えております。

平成28年に策定した摂津市人口ビジョンでは、若い世代が仕事や結婚の都合を理由に比較的多く転入してくる一方で、住まいの広さなどの居住環境や、治安、安全、緑の多さなどの住環境及び教育の充実を求めて転出していく傾向が見られると分析しております。

本市では、これまでも、安全・安心の取組などに加え、「こども」を重点テーマに掲げ、子育て支援策や教育環境の充実に力を入れ、取組を進めてきたところでもあり、今後も引き続き、若い世代に定住していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 平成30年の大阪北部地震及び台風21号で被災した民間住宅の改修状況についての御質問にお答えをいたします。

議員が御指摘のとおり、大阪北部地震では、本市で震度5強を観測し、住家・事業所の家屋被害をはじめ、停電やガス供給停

止などのライフラインに影響を与える大きな被害が発生いたしました。さらに、8月には、台風21号による暴風が追い打ちをかけ、家屋等に被害が発生しております。

これら二つの災害による罹災証明取得者のうち、耐震改修補助金制度を活用された件数は18件であったと聞いております。

被災した家屋の改修状況につきましては、令和元年度に、これら二つの災害の罹災証明取得者のうち、軽微な被害であったものを除いた1,245件を対象にアンケート調査を実施したところ、回答がありました426件のうち259件の6割強の被災した家屋で、修繕や住み替え、建て替えを完了しているとの結果を得ました。

市民の皆様には、お住まいの耐震化や室内の安全スペースの確保、家具の固定など、地震災害への備えについて、建築課と連携して広報せつつなどで引き続き啓発してまいります。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 あんまり時間がないので簡潔に質問していきます。

京阪ゴルフ場の活性化についてですが、この利用税は、地域行政と連携をしながら、開発とかゴルフ場を利用する場合の道路整備とか防災、こういったことに寄与するようにしなさいと。一方で、このゴルフ場利用税は、75歳以上と18歳未満は減税になるんです。そういった中で、この京阪ゴルフ場は、鳥飼地域で一部の方は歩いてでも行ける一番身近なゴルフ場であると思うんです。健康のために私は歩いてゴルフに行くんやという多くの方の声を聞いているんですが、健康の面からの京阪ゴルフ場利用なんかの考え方はありませんか。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 身体活動・運動は、

生活習慣病の発症や高齢者の認知機能、運動機能の低下等と関連があるとされており、活動量の増加は健康寿命を延ばすために大切であると認識しております。

本市におきましては、市民の健康づくりのため、運動する機会の提供、習慣化の支援として、ウォーキングコース設置や健康マイレージのポイント事業などを行っておりますが、スポーツを通じた健康増進についても効果が期待されることから、スポーツ担当部門との連携は重要であると考えております。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 摂津市では、ゴルフ連盟の方々は茨木カンツリー倶楽部でゴルフコンペ大会を開催しているんですが、一方では、こういう身近で手軽に行けるところをぜひとも利用していただけたらどうかと思っております。こういう立地面から考えたときに、スポーツ振興という意味合いからこういったところを利用できないか、お答えいただきたいと思います。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 ゴルフは老若男女問わず楽しめるスポーツであり、市内唯一のゴルフコースである当該施設を生かしたスポーツ振興施策によって市民がゴルフに親しまれることは、個々の生きがいづくり、世代を超えた人と人とのつながりづくりにも有効であります。

先ほどの答弁にもございましたように、行政とゴルフ場運営会社との公民連携を進めることができれば、当該ゴルフ場は本市スポーツ振興のために有意義な施設になる可能性がございます。当ゴルフ場の利活用が幅広い年齢層での市民のスポーツ振興に結びつくよう、市内スポーツ団体等と連携しての事業展開や、他自治体の取組等も研

究し、当該ゴルフ場との連携を検討してまいります。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 要望にしておきますけど、この京阪ゴルフ場は、先ほども言いましたように、鳥飼地域においては貴重な財産となると思うんです。そういった面では、鳥飼グランドデザインと鳥飼地域の活性化にも寄与する案件だと思うので、今後、十分に検討していただきたいと思います。

それから、京阪ゴルフ場の芝生を見ていたら、きれいに刈り取っています。摂津市の多目的グラウンドは草ぼうぼうなんです。こういった京阪ゴルフ場のノウハウをお借りしながら、前から要望している多目的グラウンドをグラウンドゴルフができるようなコートにできないか検討をお願いしたいということで要望にしておきます。

続きまして、民間住宅減災対策の取組です。

先ほど答弁をいただいて、いろいろアンケートやら調査はしていると伺いましたが、平成30年の地震のときに約2,200件の罹災証明があって、昨年の調査でも非常に工事関係が少ないんです。そういった面では、人の安全・安心を考えたときに、もっとやるべきことがあると思うんですが、家屋の強靱化を示す値として耐震化率がありますけど、現時点での耐震化率は全体ではどうなっているのでしょうか。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 住宅の現時点の耐震化率はどのくらいかという御質問についてお答えいたします。

本市の耐震化率は、大阪北部地震が発生した平成30年末では84.1%でしたが、建物の新築や除却、耐震改修工事等により、令和3年末時点で86.6%となっ

ております。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 午前中の質問で、公共施設の耐震化率もその数値と言うていましたけど、私は一般の民間住宅の耐震化率は幾らですかと聞いているんですが、この数値で間違いないんですね。間違いないということで続けていきます。

現在、補助金で耐震化の促進を図っているんですが、補助金以外の耐震化を促進する方策が必要と思うんです。何か妙案を考えていますでしょうか。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 補助金以外の支援の御質問にお答えいたします。

現在、本市におきましては、昭和56年6月に改正される以前の耐震基準により建築された木造建築物についての耐震診断、耐震改修設計及び耐震工事にかかる費用に対して補助を実施しております。

令和4年度におきましては、耐震診断13件、耐震改修設計1件及び耐震改修工事1件の申請を受け付けております。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 それぞれ自分の家の改修工事は費用がかかるもので大変ですが、他市で融資制度も導入してやられていると伺っているんですけど、そういった融資制度の考え方なんかを導入するお考えはないですか。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 融資制度につきましては、先進的に耐震改修工事等の融資を実施している府内の2市に聞き取りを行いました。5年ほど前に融資制度を創設しましたが、これまで利用者はほぼない状況とお聞きしております。

本市におきましても、耐震診断を実施し

た市民からは、高齢を理由に耐震改修工事への新たな費用負担は難しいとお話も聞いており、耐震改修工事自体を実施されないケースが多い状況でございます。

引き続き、耐震改修工事等の支援方法につきまして情報を収集してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 いろいろ相談事も含めながら、啓発を含めて十分取り組んでいただくよう、これは要望しておきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、子育て世代の転入・定住促進についてです。

子育て支援の充実など、若い世代の定住施策を今やっていることは十分理解しているんですが、一方では、鳥飼グランドデザインを含め、安威川以南で人口減少が見えている中で、一方では、ああいいう地域が置き去りになって人口が減少しているところもあるんです。こういった味生地区での定住化の取組の必要があると思うんですけど、どのように考えていますでしょうか。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

味生地域につきましては、鳥飼地域に比べまして将来人口推計の減少は緩やかなものの、安威川以北地域に比べますと減少率は高い状況でございます。

現在、味生地域におきましては、コミュニティセンター基本構想の策定に取り組んでいるところでございますが、この取組の中でも、既存の施設利用者に加え、若い世代を取り込み、地域の活性化につなげていくことが非常に重要であると認識しているところでございます。

今後、まちづくりのあらゆる機会におき

まして、このような認識を共有し取組を進めていくことが、本市の魅力向上につながり、ひいてはその先の持続可能なまちづくりにつながるものと考えております。

また、鳥飼グランドデザインは、本市域において特に人口減少率の高い鳥飼地域を対象に、持続可能なまちづくりを目指す取組をまとめたものでございますが、グランドデザインの具現化に向けた取組で得られたノウハウは、他の地域でも活用できるものと考えております。

議員が御指摘のとおり、安威川以南地域の人口推計につきましては、特に注視すべき課題であると認識しておりますので、さらに全庁的な認識の共有を重ね、施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 子育て支援で、大阪府では、大阪府が認定した特定優良賃貸住宅において、認定を受けた事業者が新婚世帯及び子育て世帯に対して家賃を減額する場合、その減額に対する費用を補助する事業があると伺っています。ただ、摂津市はそこまではやっていませんが、もう一方の案として、市営住宅活用も手法の一つと考えます。その中で、本市の市営住宅のうち、鳥飼八町団地がもう老朽化している状態で、先ほども質問がありましたが、耐震化も含めて大丈夫かという懸念が1点あります。市営住宅の長寿命化計画では、将来を見据えてどのように検討されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 現在、市営住宅の長寿命化計画につきましては、令和4年度で計画期間が終了しますことから、令和5年度からの当該計画の策定を進めているところでございます。

鳥飼八町団地につきましては、御指摘のとおり老朽化も進んでおりますが、様々な選択肢の中で、市営住宅の需要と供給のバランスも考えながら現在検討を進めているところでございます。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 人口減少時代である今日、子育て世帯の定住施策としては、他市もいろいろなことを考えて、まさに都市間競争が始まっているんです。その中で、より一層他市に先駆けた施策が必要だと思います。

その中で、先ほども言いましたように、鳥飼八町団地の建て替えは、現地だけでなしに安威川以南全域で考えていく必要があるのではないかと考えているんですが、市営住宅の活用も含めて質問させていただきます。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 市営住宅の活用でございすけれども、現在、先ほど申しましたとおり、市営住宅の長寿命化計画の改訂の作業に取り組んでおります。この中では、今後の需要と供給のバランス、もちろん老朽化等の具合も加味しながら検討しておるんですけれども、まだ現在のところ、いろいろな選択肢はあるんですが、建て替えでありますとか、ましてや場所をどこにするということも検討中でございます。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 再度確認したいんですが、先ほど大阪府の賃貸住宅の御紹介をしました。これは有料賃貸住宅で、今、鳥飼八町団地についてはまだ検討中ということですが、市営住宅、公共住宅の全体の在り方も考えた中で、子育て世帯、要は新婚さんと若者向けの定住施策について、奥村副市長から今後のビジョンも含めてお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 奥村副市長。

○奥村副市長 子育て世帯の定住化施策等について御答弁申し上げます。

まちの発展は、そこに住む住民の活動によって実現するものでございます。特に、人口減少時代の今日、活力が失われることなく、いかに人口を維持していくか、これが重要な課題となっております。そのためにも、我々基礎自治体にとって、住民が暮らしやすいと感じていただける環境づくりが今後のまちづくりを進める上で必要不可欠な取組であることは言うまでもございません。

現在、鳥飼地域におきまして、まちづくりグランドデザインを策定し、こうした課題も含め、住民とともに検討を進めようとしているところであり、この取組が人口減少社会における持続可能なまちづくりの糸口につながることを期待しております。

子育て世帯の定住化の取組は、市の魅力づくりに大いに関係してまいります。出産から子育て、教育環境、住環境等、若い人が暮らしやすいと感じていただける環境づくりが定住化につながるものと考えており、その対応は、一つの部署にとどまらず、オール摂津で取り組まなければならないと考えております。

次に、市営住宅についてでございますが、市営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方々に対する施策であることから、一般的には高齢者の入居が多い傾向となっております。このようなことから、民間にできることは民間にというスタンスで、民間の多様な住宅供給とともに、それぞれが住み分け、様々な世代の定住が望ましいと考えております。

他の自治体の具体的な取組事例といたしまして、子育て世帯と親世帯の同居・近居

を促す制度の対象を子育て世帯の住宅取得に限定したり、市営住宅に特別枠を設けるなどの取組が展開されております。こうした他の自治体の様々な事例も研究し、柔軟な取組を進めていくことも必要ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、子育て世帯の定住化の課題は、本市が直面している様々な課題にもつながる問題であると考えており、こうした認識を全庁的に共有し、取組を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 要望にとどめておきますが、奥村副市長から答弁をいただきました。まさにそのとおりだと思っております。私も住宅だけを提供したから定住意識が促進するとは全く思っておりませんで、人口減少時代に突入するということで、摂津市で一番最初に人口ビジョンをつくられたときにも、やはりシティプロモーションも含めて魅力のあるまちづくりに今日まで取り組んでまいりました。まさにそういった総合的なことで取り組んでいただければ幸いです。

ただ、今回、この提案をさせていただきましたのも、鳥飼八町の市営住宅は昭和52年に建設された市営住宅であって、木造住宅なので、やっぱり耐震化も心配だから、早期にそういったことを考えながら、併せて新婚者向けとか若者向けの定住意識にもつなげてはどうかということで質問させていただきました。よろしく願います。

○福住礼子議長 三好義治議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして

一般質問をいたします。

1点目は、住宅用火災警報器について。

早いもので、本年も残すところあと僅かとなりました。冷たい風が強く、空気も乾燥しています。暖房機の使用も多くなり、火災の発生が心配な時期です。火災予防に関する一般質問を過去にも何度か行いましたが、住宅において、市民の皆さんの命と暮らしを守る対策として、火災警報器の設置が最も有効であると考えます。ここで、本市におけるその設置状況と、未設置の住宅火災による死傷者の発生状況について、また、設置から10年以上が経過している火災警報器は、電池切れや電子部品の劣化により性能が十分に発揮できないものと認識していますが、耐用年数が経過している機器の更新について伺いをいたします。

次に、2点目、高齢者の見守りについて。

超高齢化が進む中で、認知症を発症される方が、2025年には割合として高齢者のうち5人に一人と推計されています。今後、認知症の方やその家族が安心して生活を送ることを可能にするためにも、見守りは重要であると考えます。まず、認知症高齢者の見守りについて、本市の取組の現状をお伺いいたします。

続いて、3点目、移送サービスについて。

高齢化が進展する中、年齢的及び身体的理由などで、自家用車を所有、あるいは自ら運転できない方の移動手段の確保が極めて重要な課題になっています。本市が実施する高齢者を対象とした移送サービスの現状について伺います。

次に、4点目、子宮頸がん予防ワクチンの内容とこれまでの経緯についてお尋ねをいたします。

続いて、5点目、路線バスの有効利用について。

本市では、各鉄道駅に向けてのバス運行が重要な交通手段となっています。ここで、路線バスの時間帯別利用状況について伺いをいたします。

最後に、6点目の上下水道料金の徴収業務について。

水道料金徴収業務等の委託及び宿日直業務委託を予定されていますが、取組状況について伺いをいたします。

1回目は以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。消防長。

(松田消防長 登壇)

○松田消防長 住宅用火災警報器の設置状況について御答弁申し上げます。

本市における住宅用火災警報器の設置率は、令和4年5月の統計で64%となっております。

火災が発生した住宅における住宅用火災警報器の設置状況につきましては、過去3年間の住宅火災20件のうち、未設置の住宅は9件で、これらの火災による死傷者は数名発生している状況でございます。

年数が経過しております古い機器の更新につきましては、設置促進のための戸別訪問の際に、設置済みのお宅に対して、経過年数を確認するとともに、取替えに関するパンフレットを配布し、必要に応じ、電池交換ではなく本体を交換し、更新していただくよう説明している状況でございます。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 認知症高齢者の見守りに係る本市の取組についての御質問にお答えいたします。

本市における主な取組としましては、認知症の方が行方不明となった際、地域の協

力事業者に業務の範囲で発見に御協力いただく認知症高齢者等ひとり歩きＳＯＳネットワーク、また、認知症の方が一人で外出し、発見・保護された際に、早期に家族に場所を知らせることができる認知症高齢者等ひとり歩き見守り支援シールの交付を行っているところでございます。

さらに、大学、介護保険事業者、市民団体、社会福祉協議会などで構成する認知症支援プロジェクトチームにより、校区等福祉委員会などの協力をいただきながら、認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練を行っております。

これらの取組により、認知症高齢者とその家族が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、見守り活動を進めているところでございます。

続きまして、移送サービス等の現状についての御質問にお答えいたします。

本市では、市内及び近隣市への通院等、一人で外出することが困難な車椅子を利用する６５歳以上の要支援または要介護認定を持つ方を月に４回まで無料で福祉車両により移送する高齢者移送サービスを実施しております。また、今年度から、外出支援を目的に、要支援１・２及び基本チェックリスト該当者等を、市内での買物や通院、つどい場等の介護予防活動へ送迎する介護保険制度の訪問型サービスＤをＮＰＯ法人への補助により実施しております。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 子宮頸がん予防ワクチンの内容とこれまでの経緯についてお答えいたします。

ヒトパピローマウイルスワクチンの定期接種は、小学校６年生から高校１年生相当の女子を対象に接種することで、将来の子

宮頸がんを予防するものでございます。

子宮頸がんは、日本では年間約１万１，０００人の方が発症する病気で、年間約２，９００人の方が亡くなっておられます。また、患者は、２０歳代から増え始め、４０歳代が最も多くなっております。

このワクチン接種については、平成２５年４月に定期接種化されたものの、接種後に持続的な疼痛などが特異的に見られたことから、同年６月に厚生労働省より通知があり、積極的接種勧奨を控えてきたところでございます。しかしながら、国の厚生科学審議会において、ワクチンの安全性が確認され、令和３年１１月にこの通知が廃止されたことを踏まえ、令和４年４月から積極的勧奨を再開いたしました。

また、これまで積極的な接種勧奨を控えてきたことにより接種機会を逸した方に対するキャッチアップ接種の実施を促す通知があり、平成９年度から平成１７年度生まれのワクチン未接種の方も定期接種の対象とし、ワクチンの有効性及び安全性等について十分周知した上で接種の勧奨を行っているところでございます。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 路線バスの利用状況についての御質問にお答えいたします。

本市における路線バスは、民間の路線バスとして、阪急バス、近鉄バス、京阪バスの３社が運行しております。

阪急バスは、ＪＲ千里丘駅から阪急摂津市駅とモノレール南摂津駅を経由し、柱本団地をつなぐ路線が６時台から２２時台に運行しており、また、ＪＲ吹田駅から阪急相川駅とモノレール南摂津駅を経由し、ふれあいの里をつなぐ路線が７時台から２０時台に運行しております。

近鉄バスは、モノレール南摂津駅から阪急茨木市駅を経由し、ＪＲ茨木駅をつなぐ路線が５時台から２１時台に運行しており、また、ＪＲ千里丘駅を起点に大阪中央環状線以西の別府地域や正雀地域などを循環する路線が７時台から１９時台に運行しております。

京阪バスは、京阪寝屋川市駅から上島飼北を経由し、ＪＲ茨木駅をつなぐ路線が７時台から２１時台に運行しております。

運行本数といたしましては、各社とも朝夕の時間帯の本数は１時間当たり４台程度と多く、日中時間帯の本数は１時間当たり２台程度となり、少ない状況となっております。

バスの利用状況につきましては、各バス会社に確認しましたところ、各社とも朝のピーク時は８時頃で、時間帯の利用者数は１台当たり２０人から３０人程度となり、９時頃には落ち着き始めます。１６時頃から再び増え始め、時間帯の利用者数は１台当たり１０人から２０人程度となり、１９時頃には落ち着きます。日中の時間帯の利用者数は１台当たり１０人未満となり、少ない状況となっております。

○福住礼子議長 上下水道部長。

(末永上下水道部長 登壇)

○末永上下水道部長 水道料金徴収業務等委託及び宿日直業務委託に係る取組状況についての御質問にお答えいたします。

現在、既に開閉栓業務、検針業務及び宿日直業務につきましては個別の事業者へ委託を行っておりますが、令和５年度からは、これらの業務に料金徴収業務を加えて包括委託を行うこととしております。

受注業者の選定状況につきましては、本年１１月から公募型プロポーザル方式で業者選定を行い、現在、契約締結に向けて事

務手続を進めているところでございます。来年４月からは、選定された当該事業者へこれら業務を委託することを予定しております。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 これより一問一答方式にて質問いたします。

まず、１点目の住宅用火災警報器について。

過去３年間の住宅火災発生のうち、ほぼ半数が火災警報器が未設置で、残念ながら死傷者も発生しています。コロナ禍において、どのようにして火災予防の啓発活動に取り組まれたのか、また、築年数が長い住宅など、警報器未設置住宅への設置促進についての取組をお伺いいたします。

○福住礼子議長 消防長。

○松田消防長 住宅用火災警報器設置に係る啓発活動についての御質問にお答えいたします。

本市における設置促進の取組といたしましては、例年４月から５月にかけて戸別訪問を実施し、春と秋の火災予防運動期間中には、市役所館内放送やデジタルサイネージ、大阪モノレールの車内放送、ＪＲ千里丘駅構内や阪急バス車内のデジタル掲示板での広報を実施いたしております。

また、摂津市のＬＩＮＥを活用した啓発活動や、本年１１月には、築年数が長い住宅密集地に重点を置いた戸別訪問を実施いたしましたところでございます。

今後におきましても、就寝中の火災による逃げ遅れをなくし、当事者や周辺住民が火災にいち早く気づくことにより、被害を最小限にとどめることができる住宅用火災警報器の設置促進について、さらに取り組んでまいります。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 火災予防及び警報器の設置促進に当たり、メディアを使うなど、何かと動きにくい時期であったと思いますが、予防啓発の取組に感謝を申し上げます。

しかしながら、火災警報器の未設置住宅は、いまだ約3割ないし4割が未設置です。ここで、高齢者の皆さんに向けた既存の制度として、安全に生活を営んでいただくことを目的とする日常生活用具給付の中に火災警報器が対象品目として設置されていますが、給付実績と今後の取組について伺いをいたします。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 本市におきましては、おおむね65歳以上で低所得の起き上がりに常時介護を必要とする方を対象に、日常生活用具の1品目として火災警報器の給付を行っております。

給付実績につきましては、平成24年度以降、給付がない状況となっていることから、住宅用火災警報器の無料給付についてのチラシを作成し、消防本部による設置調査に合わせ、設置が完了していない対象となる高齢者がおられた場合、必要に応じて案内できるよう調整を進めているところでございます。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 火災警報器の無料給付の制度周知について、担当課が消防本部と連携をし、さらに進められる取組について理解ができました。

貸出しがないということは、取付けができないということではないでしょうか。今後、機器の給付と設置をセットにした形の制度として拡充されること、併せて、給付対象として、10年を超えた機器の場合も適用できるように、早急に進めていただけますよう強く要望いたします。

さらに賃貸住居の場合の警報器設置が課題となっているのではないかと思います。他市の事例を見てみますと、神戸市では、大家や不動産会社向けに火災警報器の補助制度を実施しており、ガス会社が提供している警報器と見守り及び火災発生時の通報がフルセットになった装置の設置を推奨しております。どうか市民の命と暮らしを守る取組として、ぜひとも実現に向けて進めていただけますよう、重ねて要望いたします。

次に、2点目、高齢者の見守りについて。

ひとり歩き見守り支援シールは、高齢者が行方不明になった際、御家族へ瞬時に現在地と発見通知メールが届き、とても有効な取組であると考えます。他市事例として、GPSを活用し、リアルタイムで高齢者の位置把握を可能とする位置情報システム機器を導入し、費用を補助しているところもありますが、本市における導入の考えを伺います。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 認知症の方の一人歩きは、行方不明になったり事故に巻き込まれたりする危険性がございます。いち早く発見し、御本人の安全を確保するためには、人の連携に加え、システムを活用するなど、様々な方法で見守る必要があると認識しております。

兵庫県尼崎市などにおいて、認知症高齢者等を対象にGPS端末機を貸与している事例があることは承知しております。認知症の方が安全に外出でき、その家族が安心できるよう、ニーズや近隣自治体等の動向を注視しながら、制度の在り方について研究してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 G P S 端末機の補助につきましては前向きに研究を進めていただけるということで、期待をいたしたいと思えます。現状、様々な取組もされておりますけれども、現実にはマンパワーにも限りがございます。こういった機器の力を借りながら安心な生活を担保することが求められるような超高齢社会を迎えているのだとつくづく感じます。どうか我が事として実現を強く要望いたします。

次に、移送サービスについて。

市で実施しているこのサービスは、新たな訪問型サービスDを含め、通院などに活用されており、大変喜ばれています。ここで、高齢者移送サービスの運営体制及び利用状況について、社会福祉協議会が実施している移送サービスも含め、どのような状況であるのか、併せて伺いをいたします。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 高齢者移送サービスは、シルバー人材センターへの委託により、軽自動車の福祉車両4台で運営しており、登録者は、令和3年度末で406名、1日4名程度の利用で、延べ利用回数は1,200回となっております。

また、社会福祉協議会が実施する移送ボランティアグループ「ピンチヒッター」による移送サービスにつきましては、車椅子を利用する歩行が困難な高齢者や障害者の通院、買物などの外出支援を、大型車両2台、軽自動車1台の計3台で運営されており、令和3年度末で282件の利用があったと伺っております。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 いずれの移送サービスも、高齢者人口の今後の推移から見ても、ニーズはますます増えるものと予想されます。市

のシルバー人材センターへの委託及び社会福祉協議会のピンチヒッターで使用している車両について、双方ともに使用年数がかなり経過していると伺っています。ここで、車両の更新状況についてはどのようになっているのか、伺いをいたします。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 高齢者移送サービスにおいて使用する福祉車両につきましては、いずれもリース契約を行っており、20年近く経過する車両1台の更新を今年度中に予定しております。

なお、ピンチヒッターが使用する車両につきましても、使用年数がかなり経過していることは認識しており、まずは所有者である社会福祉協議会で検討いただいた上で、必要となる支援等について協議してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 市の移送サービスの車両が20年を経過しているということで、大変心配になりました。常に人を乗せて走る車両であるだけに、日々の点検はもとより、車両の更新についての適正時期については再検討をお願いしたいと思います。

社会福祉協議会の3台ある車両の使用期間については、大型車の1台目が22年、2台目が16年、軽自動車は19年と伺いました。運営の財源としては、無償で実施しているサービスということで、財政的に厳しい一面があることは承知をしておりますけれども、利用者の方はもとより、ドライバーも年齢が上がっています。せめてアクセル・ブレーキ踏み間違い防止装置を追加装備するなど、事故防止対策を急ぎ、安全性の確保を求めます。

一般的なタクシー車両の平均的な更新時期は7年から8年が多く、最長の府県でも

12年半です。一概に本市の移送サービスと同じように比較することはできないかもしれませんが、現状が16年から22年経過の車両で運営されている点は何としても改善していただきたいと要望いたします。

今後、場合によっては、それぞれの移送サービスを総合的に再検討し、運営形態や維持をしていくための計画を見直す時期に来ているとも考えます。どうか今後も市民の皆さんのニーズに応えられるよう、安全な運営を求め、要望いたします。

次に、4点目の子宮頸がん予防ワクチンについて。

罹患された方の約4人に一人が亡くなっておられます。女性にとって命に関わる大きな疾患であると感じました。ここで、本市及び大阪府の接種率の推移について教えてください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 ヒトパピローマウイルスワクチン定期接種の接種率の推移についてでございますが、過去5年間の数値を申し上げますと、平成29年度が0.2%、平成30年度がゼロ%、令和元年度が0.1%、令和2年度が1.8%、令和3年度が5.6%となっております。

また、今年度においては、9月末時点での定期接種の接種率でございますが、4.9%、キャッチアップ接種対象者の接種率は3.3%と、依然低い状況でございます。この状況は、本市だけの課題ではなく、大阪府内近隣他市においても同様であり、大阪府全体では、今年度9月末時点での定期接種の接種率が5.1%、キャッチアップ接種の接種率が3%となっております。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 接種率について、本市及び大

阪府内において、いずれも約5%以下と、キャッチアップを含めても低調な実情であることが分かりました。

次に、これまでの周知方法や、接種に関しての勧奨の実績について伺いをいたします。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 これまでの周知方法等についてでございますが、平成25年6月の国の通知では、積極的勧奨とならないよう留意することとされていたため、個別通知は控えておりました。しかしながら、令和2年10月に国から、接種対象者及びその保護者に対し、積極的勧奨とならないよう留意しつつ、ワクチンに関する情報に接する機会を確保するための個別通知を実施し、接種機会を確保するようにとの通知があったことに伴い、同月中に、対象者のうち高校1年生相当の女子とその保護者に対し、子宮頸がんという病気や、それに対するワクチン接種の効果とリスクについて説明したリーフレットを個別送付いたしました。

また、令和3年5月には、同内容のものを小学校6年生及び高校1年生相当の女子とその保護者に対して個別送付し、令和4年度においては、5月に小学校6年生から高校1年生相当の女子とその保護者、及び、キャッチアップ接種の対象として、平成9年度から平成17年度生まれの未接種の女性とその保護者にも個別に送付したところでございます。

さらに、市ホームページに厚生労働省が作成したリーフレットを掲載し、ヒトパピローマウイルスワクチンについての情報を提供するとともに、ワクチン接種を実施されている市内17の医療機関にポスター掲載を依頼するなど、制度の周知を図ってき

たところでございます。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 周知については、これまで3度にわたり個別通知を送付しておられる点が理解できました。

一方、世界的な接種状況は、慎重なアメリカでも6割、北欧では9割と高くなっています。日本が最も低くなっています。子宮頸がんの罹患による致死率を考えると、何としても多くの方に受けていただきたい思いでいっぱいです。

担当課もよく研究しておられました。がんにはいろいろ種類がありますが、この子宮頸がん予防ワクチンは唯一予防できるがんのワクチンであることを伺いました。本当にそうだと感じました。接種される方の対象を考えると、小・中学生、高校生の女性が対象になっているということから、やはり保護者に疾患の内容を正しく理解していただき、親と子がこのワクチンの重要性について話合いができるような環境づくりをさらに進め、学校からの情報提供や保護者の世代が集う機会にしっかりと訴えていただきたいと思います。

来年春から、これまで以上に有効性と安全性の高いワクチンが接種できるようになります。男性の接種を含め、今日より、さらに大切な命を守る施策としてしっかり進めていただくことを要望いたします。

次に、5点目、路線バスの有効利用について。

時間帯別の詳しい答弁をありがとうございました。ここで、昼間の利用が少ないことから、昼間の市民の移動支援に関しての考え方と対策についてお伺いをいたします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 昼間の市民の移動支援に関

しての考え方と対策についての御質問にお答えいたします。

路線バスは、生活拠点と鉄軌道駅を連絡するなど、都市間をつなぐ公共交通機関であり、本市において、その多くは、朝夕の通勤・通学の移動手段として市民の皆様に利用されております。一方で、摂津市域における昼間の移動は、買物や病院などの移動が多く、近距離移動のニーズが高いのが現状で、現在は自転車やマイカーが多く利用されています。

今後、高齢化が進むことが予測されている社会においては、この移動ニーズが増え、近距離移動への支援が必要となってくることから、全国各地で地域の実情に合わせた移動支援が模索されています。

本市においては、現在、公共交通の在り方検討会において、道路及び市内の公共交通の在り方について検討を進めており、将来を見据えた近距離移動の支援につきましても検討を始めております。現状の公共交通の利便性の確保といった交通課題を解決するため、先進事例や新しい技術等を詳細に分析し、実証実験を行うなど、今後とも摂津市における持続可能な公共交通の検討を進めてまいります。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 朝夕の通勤時間帯と昼間の市民ニーズが異なる点を担当課でも把握し、公共交通の在り方検討会などで実証実験など研究を進められている点、理解ができました。

先進事例の一つとして、茨城県高萩市では、路線バスの運行を、朝夕は既存のままで、昼間のバス運行のシフトは変則にして運行しています。そのシステムは、既存のバス停に加えて仮想のバス停を多く設定し、利用者がスマホで予約をすることで、

コンピューターのＡＩ機能によりバスの運行内容が瞬時に更新され、利便性の向上と利用者の増加ができています。

現在、鳥飼グランドデザインの策定が進められていますが、交通機関の整備が一つの大きな課題になっています。さきの事例も参考にさせていただいて、現在のセッピー号と路線バスをコラボした新たな発想などで、行政がリードする形で、バス会社の経営支援、そして市民の皆さんにも喜んでいただけるよう、スピード感を持って取り組んでいただけますように強く要望いたします。

最後に、６点目の上下水道料金の徴収業務について。

料金徴収業務、開閉栓業務、検針業務、そして宿日直業務を包括的に委託する取組が理解できました。ここで、委託によりどのような利点が生じるのか教えてください。

○福住礼子議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 料金徴収業務、開閉栓業務、検針業務、宿日直業務を包括的に委託することのメリットについての御質問にお答えいたします。

メリットといたしましては、委託業務の範囲を拡大することによるスケールメリットが働き、民間事業者が参入しやすくなること、個別に委託することに比べ、包括して１者が受注することで間接費が抑えられ、財政負担が軽減されることなどが期待されます。また、今回追加する料金徴収業務については、業者が持つ徴収ノウハウを生かすことで徴収率の上昇が期待できます。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 スケールメリットについては理解ができました。

ただ、上下水道は大切なライフラインです。このたびの業務委託による市民サービスへの影響について伺います。

○福住礼子議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 市民サービスの影響についての御質問にお答えします。

開閉栓業務、検針業務、宿日直業務については、これまでも外部委託しておりますので、市民サービスへの影響はございません。

今回新たに追加する料金徴収業務につきましては、これまでの窓口での料金徴収は、宿直員が漏水事故などの取次業務と併せて夜間の料金徴収業務にも対応していたため、２４時間料金徴収が可能となっておりましたが、令和５年度の包括委託実施後は、窓口における料金徴収業務は平日１９時までとなります。しかし、現状では、平日の１９時以降に来庁して料金をお支払いになれる方はほとんどいらっしゃらず、料金の支払い方法も、金融機関における口座振替に加え、２４時間支払うことが可能でありますキャッシュレス決済やコンビニ収納にも対応しており、さらにクレジット決済についても今後対応することを予定しておりますことから、大きな混乱は生じないと考えております。

包括委託後の変更点については周知徹底するとともに、他自治体の事例などの情報収集に努め、さらなる市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 料金徴収業務に関しては、近年、収納方法が拡充されて、キャッシュレス決済やコンビニ収納にも対応されました。今後、クレジット決済への対応も検討されており、評価をいたしたいと思いません。

委託後も後方で料金課関係の一部を直営としてバックアップされる点、伺っています。光熱費が高騰している中であって、平たんな摂津市、ポンプの電気代も高騰しているのではないかと心配をしております。今後も様々な努力により、上下水道料金が上がらないように強く要望いたしまして質問を終わります。

○福住礼子議長 水谷議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後４時３４分 延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長 福 住 礼 子

摂津市議会議員 森 西 正

摂津市議会議員 弘 豊

摂津市議会継続会会議録

令和4年12月20日

(第3日)

令和4年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

令和4年12月20日（火曜日）

午前10時 開 議 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（19名）

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	森 西 正
9 番	弘 豊	10 番	増 永 和 起
11 番	三 好 義 治	12 番	西 谷 知 美
13 番	塚 本 崇	14 番	出 口 こうじ
15 番	三 好 俊 範	16 番	香 川 良 平
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸
19 番	嶋 野 浩一朗		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
副 市 長	福 渡 隆	教 育 長	箸 尾 谷 知 也
市 長 公 室 長	平 井 貴 志	総 務 部 長	山 口 猛
生 活 環 境 部 長	吉 田 量 治	保 健 福 祉 部 長	松 方 和 彦
建 設 部 長	武 井 義 孝	上 下 水 道 部 長	末 永 利 彦
教 育 委 員 会	小 林 寿 弘	教 育 委 員 会	大 橋 徹 之
教 育 総 務 部 長		次 世 代 育 成 部 長	
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	池 上 彰	消 防 長	松 田 俊 也
総 務 部 理 事	辰 巳 裕 志	保 健 福 祉 部 理 事	荒 井 陽 子

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋 本 英 樹	事 務 局 次 長	大 西 健 一
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

嶋 野 浩一朗 議員

弘 豊 議員

松 本 暁 彦 議員

南 野 直 司 議員

森 西 正 議員

藤 浦 雅 彦 議員

- | | | |
|----|--------------|--|
| 2, | 議 案 第 5 0 号 | 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第7号） |
| | 議 案 第 5 1 号 | 令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号） |
| | 議 案 第 5 2 号 | 令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| | 議 案 第 5 3 号 | 令和4年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議 案 第 5 4 号 | 令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議 案 第 5 5 号 | 令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| | 議 案 第 5 6 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 5 7 号 | 特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 5 8 号 | 摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件 |
| | 議 案 第 5 9 号 | 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 6 0 号 | 摂津市学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 6 1 号 | 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 6 2 号 | 摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 6 5 号 | 茨木市と摂津市におけるごみ処分事務の委託に関する協議の件 |
| 3, | 議 案 第 6 6 号 | 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第8号） |
| 4, | 議会議案 第 1 7 号 | インボイス制度の実施の延期を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 1 8 号 | 介護の負担増と給付削減の中止を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 1 9 号 | 学校給食費の無償化を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 2 0 号 | 刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書の件 |
| | 議会議案 第 2 1 号 | 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員及び処遇改善を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 2 2 号 | 乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 2 3 号 | 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 2 4 号 | 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 2 5 号 | 重度障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 2 6 号 | 妊産婦医療費助成制度の創設を求める意見書の件 |

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程4まで

(午前10時 開議)

○福住礼子議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、増永議員及び三好義治議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 おはようございます。

順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目に、千里丘駅西地区再開発事業についてお聞かせいただきたいと思います。

先週、武井部長の名前で、我々議員の下にも権利変換計画が決定したという通知が届きました。この文書を拝見しておりますと、来年の5月には特定建築者が決定していくということでございますけれども、一番気になっているのは、令和5年、つまり来年の5月末までには全て明渡しが完了していなければならない、そのことによって初めてその後の工事が始まっていく状況になるわけでございます。このようなタイミングを考えますと、まさに今が山場ではないのかと私は感じるところでございます。

1回目、改めてお聞かせいただきたいのは、この千里丘駅西地区再開発事業における進捗状況について、どのように捉えておられるのか、まずはお聞かせをいただきたいと思います。

2点目に、安威川以北地区における将来課題についてお聞かせいただきたいと思います。

かつて摂津市は人口減少が大きな課題でありましたが、しかし、今は、阪急摂津市駅が開設して南千里丘のまちづくり

が順調に進んでいったことによって、非常にありがたい話でありますけれども、人口は増加をしているまちでございます。特に、日本全体が人口減少局面に入りましたので、非常にありがたい状況だと私も考えております。しかし、人口が増えることによって、また新たな課題も生まれてきているのではないのかと思います。

今回、まずお聞かせいただきたいのが、高齢者の方に対する福祉的な対応という点で、やはり課題が将来的にあるのではないだろうか、もう1点は、待機児童をはじめといたしました保育・子育てにおきましても、やはり将来的な課題があるんだろうと私は考えているところでございます。そこで、申し上げました2点で、安威川以北における将来課題としてどのように捉えておられるのか、この際、お聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、少子化対策についてお聞かせいただきたいと思います。

昨日の産経新聞に載っておりましたけれども、少子化といった問題は、摂津市であったり大阪府だけではなくて、まさに我が国全体の大きな課題であるわけでございます。長年、この少子化対策に取り組んでいこうとして様々な取組がなされてきたと思っておりますけれども、残念ながら功を奏していない状況ではないだろうかと考えております。

昨日の産経新聞を読んでおりますと、少子化の進んでいく速度が将来人口推計よりも7年ほど早くなっているとも書かれておりましたし、令和4年に関しましては、いよいよ全国の出生数が80万人を割るだろうと言われているわけでございまして、まさに大きな課題であると私は考えております。そこで、まずは我がまち摂津市におけ

る出生数の現状についてお聞かせいただきたいと思います。

続いて、防災マップについてお聞きしたいと思います。

地域版の防災マップは、たしか摂津市では鳥飼中自治会と香和自治会が先行して作られて、今、それが広がっていると思います。また、ある自治会におきましては、この防災マップを基に、例えば具体的に垂直避難をする、そういった訓練もなされてきたし、その模様は、たしかテレビでも報じられましたし、新聞でも大きく取り上げられてきたと思っております。昨日も、この防災については多くの議員の皆さんが質問されておられました。特に、自助・共助をいかに意識していただくのが大切なんだということについては、皆さん共通の認識だろうと思っておりますけれども、この意識を高めていく一つの大きなツールとして地域版の防災マップがあると思っております。

そこで、1回目は、この地域版防災マップの作成状況について、どのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

1回目は以上でお願いいたします。

○福住礼子議長 答弁を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 千里丘駅西地区再開発事業の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

本事業は、市街地再開発事業による駅前の交通結節機能の強化及び計画的な土地の高度利用による災害に強い良好な住環境を形成するとともに、併せて、都市機能の充実によりにぎわいを創出させ、摂津市の顔となる新たな拠点を形成するため、令和元年度に都市計画を決定いたしました。

令和2年度は、駅前広場や建築物の基本設計、事業計画(案)の作成を実施、令和3年度には、事業計画を決定し、駅前広場や建築物の実施設計、権利変換計画(案)の作成を行ってまいりました。

今年度に入り、権利変換計画(案)について、8月19日に本市市街地再開発審査会で議決をいただき、縦覧手続を経て、本年12月15日に権利変換計画を決定したところでございます。

また、これまで、関係権利者の方々へは、権利変換や移転に係る内容について、できる限り御理解いただけるよう説明させていただいており、明渡し予定時期の令和5年5月末を見据え、引き続き事業の進捗に御理解、御協力いただけるよう丁寧に対応してまいります。

本事業は、これまでは当初の予定どおりに進めることができていると考えており、今後とも令和8年度末の完成に向けて全力で取り組んでまいります。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 安威川以北地区における高齢者分野の現状と将来人口を見据えた課題についての御質問にお答えいたします。

本市の65歳以上の高齢者数は、令和4年11月末現在の総人口8万6,515人に対し2万2,239人、高齢化率25.7%となっており、高齢者数のピークを迎える2052年には、総人口7万4,361人に対し2万7,106人と、4,867人の増加、高齢化率は36.5%まで上昇すると予想されております。

そのうち、安威川以北地区の高齢者数につきましては、令和4年11月末現在の総人口4万5,917人に対し1万725

人、高齢化率23.3%となっており、2052年には、総人口4万4,263人に対し1万4,327人と、3,602人の増加、高齢化率は32.3%まで上昇すると予想されております。

このような状況に加え、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯などについても今後ますます増加すると予想され、認知症に係る支援や孤独死対策、災害等の緊急時の避難等、様々な課題が顕在化することが想定されると認識しております。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 安威川以北地区における保育分野の現状と将来人口を見据えた課題についての御質問にお答えいたします。

本市の安威川以北地域では、南千里丘のまちづくりや健都のまちづくりにより大規模のマンション建設等があり、開発が進んだことに加え、交通の利便性のよさからも子育て世帯が増加しております。

このような状況から、平成24年4月には2,344名であった安威川以北地区の就学前児童は、令和4年4月には2,839名となっており、この10年間で495名増加しております。さらに、女性の就業率の増加なども加わり、保育ニーズが増加し、令和4年4月1日現在で27名の待機児童が発生しております。

今後につきましても、千里丘駅西地区再開発事業により、再開発ビルの建設が予定されているとともに、波及効果として周辺地域でのミニ開発も想定されることから、しばらくは保育ニーズの高い状態が続くと想定をしております。

続きまして、本市における出生数の状況についての御質問にお答えいたします。

本市の出生数につきましては、ここ5年では平成30年度の822人が最も多くなっており、令和3年度は759人、年間750人から800人前後で推移しております。

また、合計特殊出生率の算出の際に使用される15歳から49歳の女性の数については、平成30年度の1万8,633人が最も多くなっており、令和3年度は1万8,142人となっております。

国に目を移しますと、年間出生数が右肩下がりとなっており、令和3年では約81万2,000人と、平成30年の約94万6,000人から大きく減少をしているところでございます。

このような状況の中、令和2年度の子育て世代包括支援センター設置以降、母子保健事業として、国の補助金等を活用しながら、妊娠・出産から乳幼児期にかけての様々な制度の新設・拡充を図りつつ、子育て中の保護者や子供に対する支援に取り組んできたところでございます。

○福住礼子議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 地域版防災マップの作成状況についての御質問にお答えをいたします。

地域版防災マップは、安威川や淀川が氾濫した場合に、お住まいの地域から犠牲者を出さないために、地域の皆様がワークショップ等を通じて、洪水時の避難の在り方や避難行動要支援者の避難支援について検討し、その結果を分かりやすく地図上に明示したもので、地域防災力向上のために大変重要な事業であると考えております。

本事業は、平成27年度より開始し、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、令和2年度、令和3年度は実施できま

せんでしたが、これまでに105自治会のうち50自治会で作成していただいております。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 これ以降は一問一答方式で質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、JR千里丘駅西地区の再開発の問題でございますけれども、部長の答弁をお聞かせいただいております。何とかして5月末までにしっかりと明渡しが完了することが大前提であることについては、恐らく同じ共通の認識なんだろうと思っております。もしこれが先に延びるようであれば、その後の工事自体が先に延びていくわけで、令和8年度末での完成についても残念ながら延びていってしまう可能性もあるわけで、まさに今が山場なんだろうと思っております。このJR千里丘駅西地区の再開発は非常に長い事業でありますけれども、その中でも今なんだろうと私は思っているんです。

そこで私が申し上げたいのは、果たして今の人員の中でこの難局を乗り切ることができるかどうか。別に職員の皆さんの力を侮っているわけではありませんけれども、今までの摂津市の様々な開発を振り返ってまいりますと、これは私が議員になる前ですが、JR千里丘駅東地区の再開発であるとか、あるいは鳥飼地区の区画整理については、しっかりと責任を持った体制を取ってきたとお聞きをしております。比較的最近では、南千里丘のまちづくりについても、担当理事をつけて、一つの課で完結する取組でありましたけれども、やはり責任の体制をしっかりと明らかにして取組を進めてきた状況があるわけです。そういうことを考えると、私は、まさに今、このJ

R千里丘駅西地区の再開発の取組については専任体制をしくべきではないだろうかと思っておりますけれども、その点のお考えを一度お聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 千里丘駅西地区再開発事業の今後の推進体制に関する御質問にお答えいたします。

議員が御指摘のとおり、千里丘駅西地区再開発事業につきましては、今後、工事が本格化していくことにより、一定の業務量の増加も予想されます。一方で、人員には限りがございますので、各課における体制の在り方は、全庁的な業務量のバランスを考慮した上、検討を進める必要があると考えております。

業務の推進体制につきましては、毎年度、各部局の事業進捗や課題等を考慮した上で決定しているところでございますが、今後の体制の在り方につきましては、現在も検討を進めているところでございます。引き続き、各種業務が円滑に推進できるよう、機構の変更や人員の適正配置を図ってまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 確かに全庁的な業務量のバランスを考えて人員を配置していくことは当然の話なんだろうと思っておりますし、このJR千里丘駅西地区の再開発について、令和8年度末の完成まで、要は、特別チームのようなものをつくってくれと言っているわけではなくて、まさに来年、つまり令和5年の5月末までの明渡しの時期が一番大切なんだろう、しかも非常にデリケートな問題なんだろうと思っております。お一人でも移転先が見つからないことがあれば、これは工事自体が止まってしまう可能性もあるわけですし、ぜひそこら辺

はもうちょっと柔軟に対応していただきたいと、これは強く検討を求めて次の質問に移りたいと思います。

安威川以北地区の将来課題について、保育分野、また、高齢者福祉の分野から答弁をいただきました。

2回目は、まず子育て保育からお話をお聞かせいただきたいと思うんですけれども、年少人口の将来推計について出されておられます。安威川以北地区におきましては、2022年の推計値から計算して、2050年、つまり30年後には微減の推計を出されておられます。ただ、問題であるのは、この推計の中にはJ R千里丘駅西地区の再開発の数字が入っていないことを考えると、恐らく相当保育ニーズが高まっていくんだろうと思っています。このような状況に対して、具体的に教育委員会としてどのような対策を考えておられるのか、2回目にお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 安威川以北地区における高い保育ニーズへの対応についてでございますが、現状として待機児童が発生していることや、将来も見据えつつ施設の整備に努めているところで、具体的には、令和4年度にせつつ幼稚園を民営化し開設したせつつあそびまち遊育園の園舎の建て替えが進んでおり、来年8月には、保育枠90名、幼稚園枠70名の新園舎が完成する予定でございます。また、わかば保育園につきましては、令和6年4月に移転を予定されており、その際に定員の拡大をさせていただく予定でございます。さらに、千里丘駅西地区再開発事業のエリアでも民間園の定員拡大を検討しております。

平成30年度に実施した年齢別・地区別

の人口推計の際には、議員がおっしゃっていただきましたように、J R千里丘駅西地区の再開発を考慮しておらず、安威川以北地区における年少人口の推移は、将来的には減少に転じる見込みではあるものの、学童保育室の状況も含め、今以上に利用率が高くなることも考えられ、現在の施設想定で対応できるかは不透明であります。今年度公募した小規模保育事業は、数件の問合せはあったものの、適合する物件がないとのことで申込みに至らず、場所の問題は深刻であると考えております。

このような状況ではありますが、今後も引き続き人口動態を注視するとともに、保育ニーズと利用状況を見極めながら待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 ありがとうございます。また後ほど子育ての件については触れさせていただきます。

次に、高齢者に対する福祉的な取組でお聞かせいただきたいと思います。これも将来の人口推計なんですけれども、今と比べて30年後には安威川以北における65歳以上の方の人口は相当に増えていくと。今が大体1万人ちょっとに対しまして、恐らく1万4,000人に増えるような数字になるだろうと。また、先ほど答弁いただきましたけれども、高齢化率も32.3%と。やはり非常に福祉的な対応が求められる状況になっていくんだろうと思っています。こういった具体的な状況が見えていけるわけで、現在、担当課として具体的にどのような方策を考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 高齢者人口の増加を

見据えると、医療・介護サービスや地域における一人暮らし高齢者の見守り等の生活支援サービスなどの需要は増大し、これまで以上に高齢者の介護や保健福祉施策における取組は重要になると考えております。

現在、第9期せつつ高齢者かがやきプランの策定に向け、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しており、市内各地域別に課題の把握・分析を行い、必要となる取組を検討し、施策への効果的な反映につなげてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 先ほどの大橋部長のお話の中で、令和4年の4月1日現在で待機児童がたしか27名とおっしゃったと思います。それが、どんどんと安威川以北で年少者の人口が増えていって、また、JR千里丘駅西地区の再開発も併せて、恐らく保育ニーズはこれからますます高まっていくだろうという状況がある。一方で、高齢者に関しましても、特に安威川以北は相当に人口が増えていくという状況の中で、やはり福祉的な対応も求められてくるわけでございまして、この二つを解決していこうと考えると、やはりそれなりの環境を整備していくことは不可欠なんだろうと思っております。

そのときに注目すべきなのは、旧三宅小学校跡地です。あの跡地については、今、確かにグラウンドはスポーツセンターとして活用したり、また、体育館は子育て総合支援センターの遊戯室として活用しておりますけれども、全体としての構想はまだないわけで、先ほどから申し上げている安威川以北における待機児童をはじめとした保育の問題であるとか、あるいは高齢者の方がこれだけ増えていく状況を考えると、や

はりそういった問題を解決していく福祉的な活用を検討すべきではないだろうかと思っております。総務部長のお考えをまずお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 旧三宅小学校跡地につきましては、一部の既存校舎と運動広場の利用にとどまっております。将来的な活用については現在のところ定まっております。地域の特性を勘案しながら、市として、また、市民にとりまして有効活用ができる方策を、他市事例も参考にしながら、庁内関係部署と協議を行うなど、検討を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 最後に市長にお聞きをしたいんですけども、市長におかれましては、この旧三宅小学校の跡地の活用については強い思い入れがあるんだろうと私は推測をしております。と申し上げますのも、市長が就任されて、まさに最初の仕事と言ってもいいのが小学校の統廃合だったと思うんです。その中で、この三宅小学校と柳田小学校とを統合していくというところで、旧三宅小学校の跡地をどのように活用していくのか、その方向性についてしっかりと決めていくことについては相当に強い思いがあるだろうと思っておりますし、先ほどから申し上げている安威川以北の人口の増加、保育ニーズ、また高齢者の増加といったことを考えたときに、やはりしっかりそういった方向を打ち出すべきでないのかと思っております。改めて市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 嶋野議員の旧三宅小学校跡地の活用についての質問にお答えをいたしま

す。

おっしゃいましたように、私が市長になるときの公約の一つに学校の統廃合という思い切った公約を掲げたことを覚えております。あの当時は三つの小学校が対象になっておりました。ただ、一つの小学校は1中学校・2小学校の原則論がありましたので、結局は2校が対象になりました。その一つが旧三宅小学校でございます。

当時は、御案内のとおり、危機的な財政状況にあったことも踏まえ、そして、当時も極端な少子化ということも踏まえて、校区の見直しが避けて通れないということで、かなり厳しく御指摘をいただいたんですけれども、議会の御理解も得て二つの小学校の統廃合が成ったわけでございます。

当初は、この統廃合によって得られる財源は、今後の教育施設等々の充実に充てていくという一つの方針を出しておったと思います。ということで、当初は、この両小学校の跡地の売却もある意味では視野に入っていたと思います。その後、いろいろ知恵を絞り、工夫をして、まさに行政と議会が一体となって取り組み、結果的には現在も売却せずあるわけでございます。そして、平成28年に、それまでの売却の方針を改め、防災空地として売却を凍結するという方針を打ち出したと思います。

そういう経緯をたどってきたんですけれども、この間、地元住民の皆さんのいろいろなお話をお伺いして、現在は、NPO法人の活動拠点や地元住民の交流の場などに活用していただいている状況だと思います。

今後の活用の方策につきましては、嶋野議員が御指摘の保育所の待機児童の課題や高齢者人口の増加の対策として利用することも一つの有力な案であると考えます。た

だ、一方で、J R千里丘駅西地区再開発や千里丘小学校の建て替え等々、今後大きな投資が必要となります。その財源の確保も重要な課題となってまいります。現時点では売却方針は凍結いたしておりますが、今後、千里丘駅西地区再開発事業などの進捗も見ながら、千里丘地域や三宅地域のまちづくりを考える中で、この跡地の在り方についても、最適な選択肢は何なのか、庁内におきましてしっかりと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 市長から丁寧な御答弁をいただきました。ありがとうございます。私が提案したことも一つの案として検討していく、しかし、財政的な問題もあるのではというお話だったと思います。

そのことは私も十分理解をしているつもりですけれども、かつて、この跡地の活用を求める要望書が、少し以前の話になりますが、出されていたと思うんです。その中にいろいろ書かれているんですけれども、私が申し上げている待機児童の話だったり、あるいは高齢者の皆さんが増えていく状況に対応していく取組自体は、恐らくこの要望書の趣旨とそう変わらないものだろうと考えております。ぜひこれは市長の英断を強く期待させていただきまして次の質問に移らせていただきたいと思います。

少子化対策について、2回目、お聞かせいただきたいと思います。

1回目に具体的な数字をお聞かせいただきました。大体800人前後で出生数が推移をしているということで、恐らく、直接口に出されておられませんが、摂津市の規模で考えると、この800人という数字は低くないという御認識なのかと私は

推察をいたしました。

この出生数を考えるときに、先ほどおっしゃられました15歳から49歳までの女性の方の数とこの出生数とをしっかりと見比べていかないと、正しい評価はできないと思います。そこで、15歳から49歳までの女性の方の数と比較した場合に、出生数をどのように捉えているのかということについて、2回目、お聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 先ほど御答弁させていただきましたが、15歳から49歳までの年齢の女性の人口については、そう大きく変わっていないのかと認識をしております。

この15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値である合計特殊出生率についてでございますが、本市における平成25年度から平成29年度までの5年間の値が1.58であり、全国平均や大阪府平均よりも高い値となっております。また、厚生労働省が実施する人口動態調査の人口1,000人当たりの出生率で見ますと、令和2年は8.6%で、大阪府内で田尻町に次いで2番目に高い値となっております。また、平成26年から令和元年までは大阪府内で最も高い値でございました。

このような市全体の出生に関する統計数値を見ると、大阪府や近隣自治体より比較的高い値となっておりますが、地域別で見ますと、安威川以北地域は高く、安威川以南地域が低い状況にあります。安威川以北地域については、千里丘駅西地区再開発事業などもあり、しばらく高い水準を維持できると考えられますが、まちの活力等を考えると、安威川以南地域の問題は深刻であ

ると捉えております。

次世代育成部としては、引き続き、保護者ニーズを酌み取り、施策に反映させるなど、さらに力を入れていく必要があると認識しております。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 具体的な数字をお聞かせいただきまして、平成25年度から平成29年度までの5年間の合計特殊出生率が1.58というお話をお聞かせいただきました。この数字は全国平均よりも高いし、大阪府の平均よりも高いという話でした。また、出生率を見ると、田尻町に次いで大阪府内で2番目に高いというお話であったと思います。確かにそこだけを見ると、摂津市の中でしっかりとお子さんを産んでいただいていると言ってもいいのかと思います。

しかし、思い返してみると、総合戦略を立てたときに合計特殊出生率の目標値を定めましたよね。たしか1.8じゃなかったかと思うんですよ。それから見ると、やはりまだまだ足りないでしょうし、また、1回目に申し上げましたように、我が国全体で出産をいかに促していくのが非常に大きな課題であると考え、やはりこの1.58という数字自体は改善すべき数字なんだろうという認識を持たなあかんと思うんですよ。

となると、ポイントは、先ほどの質問でも言っていた待機児童の問題をはじめ、子育て支援を充実していきながらも、いかに3人目のお子さんを産んでいただくのかというところに着目して、具体的に施策を打っていくということなんだろうと私は考えておりますけれども、この3人目の出産を促す取組については担当としてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思

います。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 現在、国において、令和5年度のこども家庭庁設置を旗印とし、子供、子育てに対する取組を強化しております。その中で、今般、国の第2次補正予算として、出産・子育て応援交付金が打ち出され、相談支援と経済支援の一体型の事業として、安心して出産や子育てができるよう環境整備が進められているところでございます。

本市においても、国が期待する効果を確実に得られるよう取り組む必要があると認識しております。このような国主導の制度やメニューを実施しつつ、さらに、各自治体がその地域の実情を踏まえながら独自施策を実施する必要があり、議員が御指摘の3人目以降の出生促進施策についてもその一つであると認識をしております。

子供を産みたい、育てたいまちになるためには、経済面の支援とともに、就学前施設や義務教育等、子供を育てやすく、子供の成長を後押しする環境整備が欠かせないと考えております。少子化対策は今後のまちづくりや市の活性化のために最も力を入れなければならない事柄の一つであると捉えており、関係各部と連携しながら、いかに市の独自性を出した施策を実施できるかについて検討を進めてまいります。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 比較的15歳から49歳の女性の割合が高い自治体として、これは本当に大事な取組だと思っておりますので、しっかりと前向きに検討していただくようお願いを申し上げまして最後の質問に移らせていただきます。

防災マップの点なんですけれども、作成状況は分かりました。ただ、やっぱりこれ

は見直しを定期的にしていかなくてはならないわけで、その見直しについてはどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 地域版防災マップの見直しにつきまして御答弁いたします。

本事業開始後も、毎年のように全国で記録的な豪雨により河川氾濫が発生しており、国でも災害対策基本法が毎年のように改正され、平成29年6月には淀川、令和2年3月には安威川の洪水浸水想定区域図が想定最大規模降雨に見直され、新たに浸水継続時間や家屋倒壊等氾濫想定区域が示されるなど、河川管理者から提供いただける水害に関する情報も大きく変わってきております。

また、摂津市が地理的に高い洪水リスクを有していることから、広域避難を基本とした避難の考え方を普及していかなければなりません。

したがって、今後、地域版防災マップの未作成の自治会はもとより、既に作成していただいた自治会に対しましても、地域版防災マップの作成、あるいは見直しの検討を行っていただくように働きかけてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 最後に要望として申し上げます。先ほど総務部理事から広域避難というお言葉をいただきました。広域避難を考える際には、やはり地域の住民だけではなくて、その地域で活動している事業者の皆さんにも入っていただいて、その方が事業を継続するために、例えば車両を広域的に避難させないかん、そのときに住民の方も一緒に避難できるような体制をつくっていただきたいということを要望

として申し上げて質問を終わらせていただきます。

○福住礼子議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、通告に沿って一般質問を行いたいと思います。

1点目は、コロナ対策・物価高騰対策の取組についてです。

今年も年の瀬を迎え、1年を振り返ると、新型コロナウイルス感染拡大の繰り返す波、第6波、第7波と現在進行中の第8波への対応に加え、急激な物価高騰に苦しめられた年だったと思います。健康への不安や、子育て、介護の不安、経済活動、地域活動、市民の暮らしにも様々な影響が生じています。今、こうしたときだからこそ、国や行政が市民生活を守るために何をなすべきかが問われていると感じています。丸3年に及ぶコロナ禍と今直面している物価高騰に対して、改めて、これまでの施策について、どのように取り組んでこられたのか、最初にお伺いします。

2点目は、学童保育事業についてです。

昨日も学童保育に関わる議論がありましたが、高まるニーズに対して、教室の確保や指導員の確保など、様々な課題があることも浮き彫りになりました。

私からは、この学童保育事業について、第3回定例会で民間委託の債務負担行為が組まれ、今、事業者選定の作業が行われているさなかです。この3年間の民間委託の検証がどのようになされているのか、ちょうど新型コロナウイルス感染症流行の3年間と重なり、大変だったとお聞きはしていますが、この機会に聞いておきたいと思います。

あわせて、次の事業者選定について、3年前は、保護者からの要望や本会議での議論も踏まえて、公募の参加資格要件について、かなり絞り込んだ慎重な取組が行われた経緯がありますが、今回、その点についてはどうなのか、お聞かせください。

3点目は、支援の必要な児童・生徒に対する教育の在り方についてです。

昨日も、特別支援教育、インクルーシブ教育等の質問がありましたが、私は、障害のある子供もそうでない子供も、全ての子供たちが学校生活を通じて成長し、発達する権利が保障される教育環境が必要だと考えています。その上で、とりわけ支援が必要な子供たちに対して、どういった教育がなされているのか、広報せつつ12月号でも紹介されていますが、少し詳しくお聞きしておきたいと思います。

まず、今年4月、文部科学省から、特別支援学級に在籍している児童・生徒は原則として週の半分以上を支援学級で授業することとの通知が出されて、昨日の教育長答弁では、本市としても従来 of 取組の見直し が求められているといった内容だったかと思っています。この通知を受けて、具体的にどのような対応を行ってきたのか、お聞かせください。

4点目は、上下水道ビジョン・経営戦略についてです。

2019年、つまり令和元年につくられた上下水道ビジョンと経営戦略ですが、つくられた当初には、2023年度の上水で25%もの大幅な料金値上げが示唆されていることから、パブリックコメントなどでも値上げはやめと声が寄せられるなど、大きく波紋が広がりました。

この件については、私も繰り返し質問させてもらい、当面、2023年度、つまり

来年度の値上げは回避できそうとは聞いていますが、今年度から、行政経営戦略の進捗管理の公表に合わせ、その一分野として令和3年度水道ビジョンの進捗管理表がホームページ上でも見られるようになっていきます。まず、この進捗管理表の内容について、かいつまんで教えてください。

5点目は、都市公園の整備と魅力向上についてです。

魅力ある公園は市の魅力アップにもつながると、これまでも様々な要望や議論がされてきました。一番新しくできた明和池公園などは、気候がよければ、いつもにぎわって、子供たちの遊ぶ声が響き、喜ばしいと思っていますが、それでも、市内の都市公園全体に目を向ければ、近隣他市と比べ、やはり規模の問題や設備など、見劣りしてしまう感が否めません。何とかよりよい方策はないかといつも思うのですが、都市公園の現状、利用者のニーズを踏まえた特色ある公園づくりなど、どのようにお考えか、お聞かせください。

以上、1回目です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 これまでの新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策等についての御質問にお答えいたします。

本市では、令和2年2月3日に新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、以降、様々な取組を進めてきたところでございます。

令和2年2月27日には、国により、同年3月2日から学校を春休みまで臨時休校するよう要請され、同年4月7日には、国による最初の緊急事態宣言が発出されます。当時は、厳しい行動制限の影響に

鑑み、ひとり親家庭への給付金事業や小規模事業者等への経営継続支援事業のほか、新型コロナウイルスの感染リスクが高い中でも働き続けなければならなかった医療や介護、福祉の分野で働く方への応援給付金などを実施してまいりました。

医療体制を支える取組としましては、PCR検査の検体採取補助事業や自宅療養支援パック提供などにも取り組んでまいりました。

また、現在、プレミアム付商品券事業は、物価高騰による家計への影響を和らげるとともに、コロナ禍で低迷する市内事業者の経営を支える効果を狙い、実施してきたものでございます。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 民間委託の検証と事業所選定における参加資格要件についての御質問にお答えいたします。

民間委託による運営状況の検証ですが、民間委託は令和2年度から実施しており、運営当初は、保護者からの問合せの回答などに少し時間を要した事例などもございましたが、新型コロナウイルス感染症により生活様式が大きく変化する中、急な学校閉鎖や学級閉鎖、職員の新型コロナウイルス感染など、現場で混乱が生じた際にも、大きな問題もなく安定した運営をしていただいた点は評価しております。

また、保護者の評価についても、委託校の保護者を対象に半年に一度アンケートを実施しており、その中で、「運営に満足しているか」、「お子さんが学童保育の生活を楽しんでいるか」の質問項目に対し、8割から9割の保護者様から「満足している」、「楽しんでいる」との回答を得ているところでございます。このように、保護者から

も高い評価をいただいていると認識しております。

コロナ禍において生活様式が大きく変化する中でも、安定した保育運営ができ、保護者からも高い評価をいただけたのは、市職員による巡視や、学校・事業者・市が連携して保育を実施できたこと、新型コロナウイルス感染症対応について、委託事業者とミーティングを行い、共通認識の下、対応できたこと、事業者独自の遊びなどの取組が評価いただけた結果だと考えております。

次に、事業者選定における参加資格要件についてでございますが、前回と同様に、市内に法人本部を置き、保育所、認定こども園、幼稚園のいずれかを設置・運営している社会福祉法人または学校法人と規定しております。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 4月の文部科学省通知を受けての本市の対応についての御質問にお答えいたします。

通知では、特別支援学級に在籍している児童・生徒は、週の半分以上を目安として支援学級で授業を受けることと併せて、支援学級に在籍する子供の個々の状況を踏まえずに国語や算数などの教科のみを学ぶといった機械的かつ画一的な教育課程を編成している実態がある場合は、改善するようという旨の指摘もございました。

本市においても指摘されたような状況もありますことから、まずは、各小・中学校で、改めて、一人一人の子供に合った個別の指導計画、教育支援計画を作成するように指導しております。

また、本市の取組を広く周知するため、保護者の皆様に対して文書を配布し、併せ

て説明動画を配信するとともに、広報紙への掲載などに取り組んでいるところでございます。

さらに、来年3月には、現在、幼稚園などの年中のお子様がいらっしゃる保護者対象に説明会を実施する予定でございます。

○福住礼子議長 上下水道部長。

(末永上下水道部長 登壇)

○末永上下水道部長 上下水道ビジョンと経営戦略に係る進捗管理についての御質問にお答えいたします。

摂津市上下水道ビジョン、水道事業経営戦略及び下水道事業経営戦略につきましては、ビジョンに掲げる各施策の進捗状況の確認及び効果の検証、各年度の決算数値を踏まえた将来の収支見通しの更新を毎年度実施しております。

令和3年度決算を踏まえた収支見通しの状況といたしましては、水道事業においては、収益面では、経営戦略策定時に想定していたほど給水収益の大幅な落ち込みが見られず、費用面でも、当初想定よりも低い水準で推移しており、その結果、経営戦略策定時に見込んでおりました令和4年度に赤字に転落、令和5年度に水道料金水準の見直し実施といった状況は回避でき、現時点におきましては、少なくとも令和7年度までは延長できると分析しております。

また、下水道事業においても、水道事業同様、収益面では、経営戦略策定時に想定していたほど下水道使用料収入の落ち込みはなく、費用面でも、当初想定より低い水準で推移しており、経営戦略計画期間中は黒字が維持できるものと分析しております。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 都市公園の現状と特色のあ

る公園づくりについての御質問にお答えいたします。

摂津市内には、現在、都市公園が42か所あります。そのうち、1ヘクタール未満の公園が36か所あり、市内都市公園の特徴としましては、比較的コンパクトな形状のものが多くことから、地域の方々が気軽に憩える地域に密着した空間となっております。各公園は、立地や地域の状況、また、遊具等の施設により異なりますが、既に大小様々な特色を有し、地域の方々に御利用いただいております。

しかしながら、一方では、施設の老朽化と併せ、昨今の少子高齢化や価値観の多様化など社会情勢の変化に伴い、持続可能な、より地域に根差した特色ある公園の整備が求められております。

今後の公園づくりにおいては、公園を地域がどう考え、どのようにしていきたいのかといった声をお聴かせいただき、市と地域と一緒に検討していくことが重要であると考えております。引き続き、それぞれの公園の特色を生かし、地域の皆様に利用していただける持続可能な公園づくりを目指してまいります。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 2回目からは一問一答でお願いします。

この3年間の新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策の市の施策についてお答えいただきましたが、新型コロナウイルス感染症流行の最初の令和2年に比べ、令和3年、令和4年は独自の施策が率直に言って物足りないと感じています。国の示す交付金のメニューの枠内にとどまらず、市民の実態に即した家計応援策、苦境に立たされている中小零細事業所の支援策など、これまでも述べているように、積み上げ

た基金の一部を活用することを強く求めます。繰り返しますが、基金を全部取り崩せなんてことは言っていない。新型コロナウイルス感染症流行前におよそ140億円に満たなかった主要基金の残高が、直近の決算で165億円を超えている、この部分だけでもやれることの幅は随分と広がると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。ここまでは要望です。

さて、今、新型コロナウイルス感染症は、第8波で感染がじわじわと広がり、国内の感染者数は既に第6波のてっぺんを超えて増え続けています。連日の報道でも年末年始に向けた警戒が呼びかけられていますが、今、多くの市民が一番不安に感じているのは、自分や周りが感染したり症状が出たときに必要な検査や治療が受けられるのかといったことではないでしょうか。そこで、本市における医療提供体制の現状と課題についてお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 医療提供における現状と今後の課題といたしましては、新型コロナウイルス感染症の第8波の到来や季節性インフルエンザとの同時流行が懸念され、今夏の第7波による感染拡大期と同様に医療逼迫が発生する可能性がございます。このため、特に多くの医療機関が休診となる日曜日や年末年始等における発熱外来について、市内医療機関の協力の下、休日でも近くの病院や診療所で発熱外来を受診いただける臨時の体制を整備し、発熱時に市民が円滑に受診いただけるよう、周知も含めて取り組んでいるところでございます。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 ありがとうございます。

昨日時点で大阪府内の病床使用率は4

8. 4%、これが50%を超すと大阪モデルの非常事態の目安だとも言われています。この間のオミクロン株の特性では重症化はしにくいようにも言われていますけれども、相当に入院治療が必要になっている現状が見受けられます。また、そうでなくても、自宅療養で苦しんでいる方が大勢います。改めて、感染拡大を軽視せず、予防の注意喚起や迅速な検査ができる体制整備を求めます。

また、発熱時に検査や治療が受けられる体制整備ということで、医療機関の方には日曜や年末年始も御協力いただき、本当に頭の下がる思いです。ありがとうございます。

12月の広報紙には間に合わず、市民にはそういった周知がまだ不十分だと感じていますけれども、臨時発熱外来の周知方法についてもお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 臨時発熱外来体制の周知方法につきましては、市ホームページに既に掲載しており、年末に向けては、市の公式LINEでのお知らせを予定しているほか、1月号も含め広報紙への掲載や自治会回覧も活用し、デジタル機器を使用する周知方法以外の手法でも市民に情報が行き渡るよう取り組んでおります。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 しっかりとそういった必要な情報が行き渡って、市民の方が不安に思わないよう、安心を届けていくようによろしく願いしておきたいと思います。

また、引き続き、医療や保健体制の充実については、大阪府に対して働きかけつつも、市としても現場の医療関係者の声や市民の声に応えられるよう御努力をお願いいたします。

続けて、物価高騰対策に関わってですが、今回、第4回定例会の補正予算では、事業者に焦点を当てた支援金が提案されていますが、提案に至った経緯と今後の方向性をお聞きしておきます。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 今回提案させていただきました中小企業等物価高騰対策支援金等につきましては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に掲げられました推奨事業メニューを参考に、本市の状況を踏まえた上、実施するものでございます。今回提案させていただいた事業者支援策につきましては、原材料価格の高騰などにより厳しい経営状況を強いられている中小事業者等への支援として実施するものでございます。

世界的なエネルギー不足に起因する今回の物価高騰は、あらゆる分野に影響しており、今後も影響の広がりが予想されます。国におきましては、一刻も早く抜本的な対策に取り組まれるよう期待するところでございますが、本市といたしましても、市民に一番身近な基礎自治体として、市民の暮らしの状況を注視し、今後の取組に努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 今回の支援金についても国の交付金メニューの中からということでしたが、厳しい状況にある中小企業、とりわけ個人事業主なども対象で、比較的速やかに簡易な方法で給付ができるようにもお聞きしております。また、医療系や介護・福祉・保育の事業所等にも個別に取り組まれるとのことで、それらの点については評価をしています。

ただ、先ほどの答弁でもありましたように、国の抜本的な対策はいまだ見えてきま

せん。その場しのぎの一時的なもので終わっては、次年度以降、中小企業者にとっては、インボイス制度の開始による負担増も予想され、事業の継続は無理という声も出だしています。市としても、この消費税インボイス制度について、市内事業所にどの程度影響があるのか実態把握をしていく必要があるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 インボイス制度は、特に課税売上高が1,000万円以下の免税事業者が大きな影響を受ける可能性がございます。取引先の買い手が課税事業者であった場合に、免税事業者からの仕入れに関しては仕入れ税額控除が受けられないため、値引きを求められる、または取引を中止されるケースなどが考えられます。また、課税事業者に転換した場合は、新たな税負担が発生することとなります。そのため、国において、小規模事業者に対する負担軽減措置が検討されているところでございますので、その動向を注視してまいります。

また、摂津市商工会では、事業者の個別相談に対応されており、インボイス制度に関しても多くの相談を受け、助言をされており、年明けにはセミナーを開催される予定でございます。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 国の制度で負担軽減措置なども検討されているとのことではありますが、個別のケースごとに差があると思いますし、また、相当な負担があるものと考えられています。議会としても、今回、国に対して、今の物価高騰のさなか、事業所に大きな負担を強いるこういった制度変更は延期するようにと意見書を上げる準備もして

いますけれども、市としても、どうか同様に声を上げていただきたいと要望しておきます。

また、かねてから産業のまち、中小企業のまち摂津と言われている中で、それを支える事業所がどんどん減っていくようなことでは、市の活気が損なわれることにもつながります。次年度予算編成に向けても市独自の思い切った施策を期待して、この質問は終わっておきます。

次に、学童保育事業について、2回目の質問です。

民間委託の検証ではおおむね好評価とのことですが、3年ごとの事業者選定ですから、事業者が変わることもあり得るという前提で、事業の安定性や継続性が必ずしも担保されないということはあると思うんです。今回、先ほどの答弁にあったように、公募資格要件を前回同様としたことで、大きな変更は起きないことが予想されますが、別事業者に変わるとなれば、やはり子供や保護者の不安もあろうかと感じています。3年前に行った議論を再度思い出していただいて、引き続き丁寧な対応をお願いしたいと思います。

そこでお聞きしておきたいのですが、学童保育の保護者会との懇談についてです。様々な保護者の意見を要望書にして市に届け、毎年懇談会が行われていると思うのですが、今年も行われていないと聞きました。そこらの経緯について教えてください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 学童保育における保護者会との懇談につきましては、例年、対面での懇談を実施しているところでございますが、今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される時期であったため、

書面による開催とさせていただいております。

保護者会との懇談は、学童保育の運営に関しての率直な意見を交換する場であり、また、保育現場に対してどのような要望があるのかを把握する貴重な機会であることから、保護者・事業者・市との3者懇談など、今後も保護者との意見交換の場を設けてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 新型コロナウイルスの感染拡大時期ではあったにしても、時期をずらしてやりようがあったのではないかと思います。今年が学童保育事業にとってどういう年かを考えたら、私は正直、何でと思いました。3年前、4年前、あれだけ一生懸命に声を上げていた保護者の方も、ごきょうだいがいなければ全員入れ替わって新しいメンバーになっていますから、しょうがない部分もあるかと思いますが、市としては、要望を聴くだけでなく、保護者と一緒に学童保育の内容をよりよくしていく立場で取り組んでいただくようお願いします。

昨日、PTA協議会と市の懇談の話があったと思いますが、保育所や学童保育の保護者会でも似たような問題があるのかと私は思っています。学校や保育所、学童保育も、子供を預かってもらう場、育ててもらう場、勉強を教えてもらう場であると同時に、親も子育てを学んで成長できる場なんじゃないのかと思います。だからこそ、保護者会もPTAも、任意団体であっても、先生や保育士、指導員が、そこに参加することで得られるものがあるという意識を持って関わるのが大事だと思います。ぜひその辺もしっかりとお願いします。

次に、民間学童保育事業の状況についてお伺いしたいと思いますが、この間、民間

委託がスタートしてからの社会福祉法人などが自主事業として行ってきた学童の預かりなどはどのようになっているのか、状況についてお聞きます。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 民間保育園等における学童保育事業の状況についてでございますが、市内の社会福祉法人等において自主的に実施されているところがあることは把握をしておりますが、市への報告等の義務の必要性もないことから、事業の詳細などについては把握していない状況でございます。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 社会福祉法人等が卒園児を対象に行ってきた学童保育ですが、確かに自主事業で、市への報告義務はないのかもしれませんが、市の委託事業を受けて、指導員をそちらに派遣して、延長保育も始まってくると、自主事業の学童は縮小ないし閉鎖という方向で変化も起きていると聞きました。

また、その過渡期で起きたことですが、おとし、送迎バスで小学校から園に向かったある児童が、園で降車できずに、送迎車は駐車場に入庫、運転手は気づかずに離れて、しばらく取り残されたことがあったそうです。そのときに、その親御さんは園に抗議もして謝罪を受けたということですが、今年の一連の保育所バス事件を受けて、あのとき、もっと問題にしたほうがよかったのではないかと心を痛めているといった話を聞きました。

保育所や幼稚園バスの置き去りについては全国で問題になっていますし、先日の文教上下水道常任委員会の決算審査で、本市ではそういった事例は起きていないと聞きました。しかし、やはりこういったことが

起こる背景には人員不足や運営の問題などがあります。民間の事業者の自主事業だからといって市が知らないでは済まされないと思います。ぜひそういったところもしっかりと目を光らせてもらって、子供たちの安全・安心を守る役割を果たしていただくよう求めておきます。この点については以上にしておきます。

次に、支援教育に関わってです。

先日12月6日付の朝日新聞の記事にもなっているんですけども、文部科学省通知の影響を受けて、保護者や教員が子供たちの特性に合わせた柔軟な学習ができなくなるのではないかとといった不安も持っているとお聞きしました。

先ほどの答弁の中で、支援学級に在籍する子供の個々の状況を踏まえずに機械的かつ画一的な教育課程を編成している自治体があれば改善をするといったことでありますけれども、摂津市において、支援学級の児童・生徒が一律に授業の半数以上を支援学級で学習することにはしないということではよいのかどうか、確認の意味を込めてお答えいただきたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 児童・生徒一人一人の状況や必要な支援内容はそれぞれ異なっていると考えており、個々の教育的ニーズに適切に対応した支援を行うことが大切であると考えております。支援学級に在籍する児童・生徒は、学校生活の様々な場面で支援を必要としております。どのような支援が必要かを徹底した結果として、支援学級に在籍する児童・生徒の多くは、支援学級で半数以上の授業を受けることになるのではないかと考えております。支援学級で支援を受ける必要がない児童・生徒については、通常学級に在籍し、通級指導教室や通

常学級での合理的配慮等による支援を実施してまいります。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 今回のそういった動きの中で、従来支援学級にいらっしゃった子供が通常学級に転級、つまりクラス替えになって、通級指導教室等々で授業を受けていくような変化があるということだと思います。

通級指導教室、これはあまり聞き慣れない方も多いと思うんですけども、通級指導の現状についてお教えてください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 本市におきましては、現在、小学校全10校及び中学校5校中3校の計13校に通級指導教室が設置されており、設置されていない2中学校の子供に対しましては、他中学校の通級指導担当教員による巡回指導を行っております。

通級指導教室を利用する子供は、通常の学級に在籍しながら、週に数時間、学習上または生活上の困難さなどの特性に応じて一人一人の目標や課題が設定され、状況の理解や急な対応の変化に課題がある子供に対しては、見通しを持って活動できるようスケジュールを立て、一つ一つの作業の完了を可視化するなどの指導を行っております。

また、目標や課題に応じて、教員と1対1で学習したり、複数人のグループで学習したりといった工夫もしております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 小学校で全10校、中学校では3校のみに通級指導教室を設けられているということです。

以前、大分前ですけども、私が委員会でお聞きした際には、小学校も10校全てではなくて、通級指導を受けようと思うと、他校に出向いて保護者がついていく形にな

るみたいな話だったと思うんですよ。そういう意味でいいましたら、こうした通級指導教室が整備されていない時期が長く続いて、結果、支援学級在籍を選択されていたことが多いんじゃないのかとも思います。

通級指導については、ある意味、充実させていくことが大事だと思うわけですが、その点についての課題をお教えてください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 ここ数年で通級指導教室の設置が進んだこともあり、通級指導教室においては人材の育成が喫緊の課題と考えております。

通級指導担当教員は、子供を適切にアセスメントする力や、個に応じた指導力等、高い専門性が求められます。担当者の専門性を向上させるために、現在、定期的に通級指導担当教員の研修を行い、様々なケースの事例検討を行っております。また、モデルケースを設定し、教室の環境整備や指導方法についての外部講師による研修等も行っております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 通級指導も、やっぱりいろいろ課題もあって、教員の専門性をしっかりと備えることや人員の確保といった課題もございます。そういう意味では、通級指導ももちろん充実させていきつつ、やっぱり従来の支援学級の体制で受けていた子供たちが通級指導教室に移るのに不安を抱えている方も大勢いらっしゃると思います。安心してそれが移れる状況をつくれない限りにおいては、しっかりと今までの状況も守っていつてもらいたい、これは要望としておきます。

次に、上下水道ビジョン・経営戦略についてです。

今、大阪広域水道企業団が将来ビジョンをつくっています。30年のビジョンの素案を公開していて、12月28日までパブリックコメントで市民意見を聴いていく取組がされると聞いています。今年度、これが策定されますけれども、本市にどのような影響があるのか、お教えてください。

○福住礼子議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 大阪広域水道企業団の将来ビジョン策定による本市への影響についての御質問にお答えします。

大阪広域水道企業団は、平成23年4月の事業開始後10年以上が経過し、社会情勢などの変化と併せて、これまで13市町村の水道事業を承継してきた状況などを踏まえて、これまでの将来構想や施設整備マスタープランを一本化する形で、新たに大阪広域水道企業団将来ビジョンを策定されました。計画期間は、令和5年度から令和34年度までの30年間です。

本市をはじめとする周辺事業体にとって影響があると思われるものは、府域一水道の推進及び災害に強い水道施設の構築と適正規模への更新であります。その中には三島浄水場、万博公園浄水施設の更新が含まれております。将来的には府域一水道の姿に向かって進んでいくものと思われますが、引き続き近隣の他事業体の動向を注視してまいります。

また、災害に強い水道施設整備や水需要に合わせた各施設のダウンサイジングをどのような手法で構築していくかについては、本市への影響が大きいと考えており、その方向性に沿う形で本市の施設更新を行っていくことが重要であると考えております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 大阪府全体のビジョンの中で撰

津市がどういう位置づけということも、なかなかこのビジョンの中では見えにくい部分もありますけれども、やっぱり無関係ではないわけですから、これもしっかりと見ていく必要があると思います。

それと併せて、今の水道ビジョン、それから経営戦略について、これはそろそろ中間見直しの時期ということも言われていたと思うんですけども、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 上下水道ビジョン・経営戦略に係る中間見直しについての御質問にお答えします。

令和元年度に10年間を計画期間として策定しました経営戦略につきましては、進捗管理結果を基に3年から5年ごとに見直しを行い、それに基づき、ビジョンについても適時内容の見直しを行っていくこととしております。

令和元年度に策定して以降、様々な要因により上下水道事業を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う水需要への影響、また、社会情勢の緊張に起因する各種物資の価格高騰や電気料金及びガス料金の急激な高騰といったことなどが、上下水道事業の経営に大きな影響を及ぼしている状況でございます。

こうした社会経済状況の変化は、財政収支への影響度が高いものの、現時点では各種物資の価格高騰や電気料金及びガス料金の急激な高騰の先が全く見通せない状況であり、そのような状況下で経営戦略の見直しを行うことは不確定要素が大き過ぎるため、計画では3年から5年ごとに見直しを行うこととしておりましたが、状況変化の推移をもう少し期間を設けて見極めていく

必要がありますことから、令和5年度の中間見直しを行うことについては、見合わせることも視野に入れて、そのタイミングについて検討しなければならないと考えているところでございます。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 来年度料金の引上げは先送りにしたということです。大体令和5年ぐらいに中間見直しが行われるということも以前は言っていたと思うんですけども、昨今の物価高騰、電気料金やガス料金ということも言われましたが、今回、水道会計の補正予算で、太中浄水場と各送水所の動力費で2,164万円、電気代だけでこれだけの補正の増加分があるということでしたから、来年度当初予算だったらもっとになるのかとも言われています。先行きが見通せないということですが、しかるべき時期にまたしっかりと検討をよろしく願いたいと思います。

最後に、公園に関わってです。

公園に特色を持たせることはやっぱり大事だと思っていて、私の近くでも、鳥山公園、庄屋公園、また明和池公園や市場池公園、たくさんの公園がどれもにぎわって、すごく楽しく遊んでいらっしゃる姿を見かけるんですけども、中には、やっぱり子供やら人がいるときには、犬の散歩をしていて犬を走らせたいと思っても、そういうのができないという方がいます。箕面市や高槻市は、最近、新しい公園にドッグランなんかを設けることも流れとしてあるようですけれども、摂津市としては、こういう設備を造るのは実現可能なのかどうか、お聞かせください。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 ドッグランのような施設を整備することが実現可能かとの御質問につ

いてお答えいたします。

市内の都市公園には、特に際立った特色を持つ公園も幾つかございます。例えば、新幹線車両を常設し、内部公開を行っている新幹線公園、ミニキャンプ場を併設している鶴野第2公園、ふるさと公園、防災公園としての役割を持ち、イベント等を開催できる広場を持った明和池公園など、地域の方々や公園利用者だけでなく民間団体等にも御利用いただいている状況です。

議員が御提案のドッグランは、現在、市内の都市公園にはございません。ドッグランのような特定の目的の施設を新たに既存の公園に整備するには、まずは地域の理解が重要と考えます。地域が望む施設か、これまでの公園利用者との共存は可能か、整備後の利用ニーズと運営体制の継続性、維持管理、安全管理などの検討が必要となります。

今後、地域の意見を聴く中で具体的な整備の声があれば、対象となる公園の利用状況や課題を確認した上で、内容に応じて地域の方々と整備の可能性について議論してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 また他市の状況や今の時代的なことも考えて取組をお願いしたいと思います。

以上です。

○福住礼子議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 それでは、順位に基づき質問をさせていただきます。

1、増加する救急出動や火葬件数等と超過死等の状況について。

昨年来、超過死亡が話題になっていま

す。今年9月16日に、厚生労働省から2021年の人口動態統計の確定数が公表され、昨年は前年を6万7,101人上回る死亡数でありました。この数値は、東日本大震災のあった2011年で前年を上回った死亡数が5万6,054人であることを踏まえ、衝撃的なものとして受け取られています。

本市での傾向が気になるところです。ここで、関連性がある本市の救急搬送の状況、死亡者数、火葬状況の今年度も含めた過去5年間の推移についてお聞かせください。

2、新型コロナワクチン接種、(1)副反応による健康被害について。

第2回定例会、第3回定例会で、副反応疑いや健康被害救済制度の状況について質問を行いました。それを踏まえ、市は市民へどのような周知を行ったのか、お聞かせください。

(2)制度開始から過去最多の健康被害認定と救済制度申請への支援について。

新型コロナウイルスワクチン接種での副反応による健康被害が生じた場合の予防接種健康被害救済制度の現在の状況と、昭和52年の制度開始からの累計の予防接種健康被害認定者数で新型コロナウイルスワクチン接種が過去最多になったことに関して、市の見解をお聞かせください。

(3)乳幼児接種等への希望申請制について。

現状のワクチン接種状況、乳幼児接種と小児接種の状況についてお聞かせください。

3、加速する少子化に対する子育て支援策強化の必要性について。

今年の出生数は、国の統計開始以来、初めて80万人を下回るペースで、想定より

8年も早く少子化が進む危機的状況となっています。超過死とも合わせれば、日本の人口減少は顕著となり、国の政策が不十分であることが明らかになっています。待ったなしの状況に、地方自治体としても、少子化対策の取組、特に子育て支援策の強化が必要ですが、どうお考えか、お聞かせください。

4、子どもの居場所づくりの強化について。

本市での子供の居場所に関して、市の取組について、現状と考え方についてお聞かせください。

5、児童虐待防止での保護者ケアの重要性について。

まず、市は、警察との情報連携の協定を先日結ばれましたが、この協定について、その経緯と概要、効果についてお聞かせください。

6、マスク着用の弊害と黙食等の小・中学校における対応について。

今年10月に、保護者の方から「マスク着用の弊害から子ども達を守る取組み推進に関する要望書」が教育委員会へ提出されました。そこには、長時間にわたるマスクの着用は、頭痛、熱中症、皮膚炎、そしてコミュニケーション阻害といった問題があると書かれています。そこで、マスクをつけることの児童・生徒へのデメリットについて、教育委員会の見解をお聞かせください。

以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。消防長。

(松田消防長 登壇)

○松田消防長 救急搬送の状況についての御質問にお答えいたします。

まず、救急出動件数の推移でございますけれども、直近5年間を見ますと、平成3

0年度に、本市消防本部発足以来最多件数である5,160件を記録いたしました。その後は、高い水準での件数ではございますけれども、令和元年度が4,976件、令和2年度が4,662件、令和3年度が4,854件で、緩やかではございますが減少傾向に転じておりました。しかしながら、令和4年度につきましては、11月末現在までの8か月の間で既に3,879件となっており、前年の同月と比べましても大幅に増加しており、平成30年度の最多件数を確実に上回る状況となっております。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 本市の死亡者数及び火葬状況についての御質問にお答えいたします。

死亡者数につきましては、平成30年度は712人、令和元年度は764人、令和2年度767人、令和3年度886人、令和4年度は11月末時点で606人となっております。

火葬状況につきましては、平成30年度917件、令和元年度911件、令和2年度969件、令和3年度1,130件、令和4年度は11月末時点で786件となっております。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 新型コロナウイルスワクチン接種の副反応による健康被害の周知についての御質問にお答えいたします。

副反応についての情報は、接種券発送の際に同封する説明書において、ワクチンの効果、注意点、予防接種健康被害救済制度の案内とともに記載しており、ワクチン接種の対象となる全ての方にお知らせを行っ

ているところでございます。

これに加え、新たに市ホームページにおいて、接種における注意点をまとめたページを設けており、ワクチン接種が新型コロナウイルス感染症の発症予防や重症化予防に効果があることを掲載する一方で、発熱や痛みなどの副反応のリスクや、まれにアナフィラキシーショックが起こる可能性についても詳細を掲載し、周知を行っております。

本市としましては、正確な情報を基に市民がワクチン接種について判断いただけるよう、引き続き情報提供・周知に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、予防接種健康被害救済制度の現状等についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンにかかわらず、予防接種につきましては、感染症を予防するために重要なものですが、副反応による健康被害は、ごくまれではあるものの、なくすことはできないことから、国により救済制度が設けられているところでございます。

この予防接種健康被害救済制度の内容は、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、医療費及び医療手当などの救済が受けられることとされております。

新型コロナウイルスワクチン接種に係るものとしましては、現在、全国の自治体から国に5,477件の進達がなされ、国の専門審査部会において審査されたもののうち1,242件が認定、125件が否認という結果となっております。

御質問の認定件数については、ほぼ全て

の国民を対象に複数回の接種を行っている背景もございますが、認定件数が過去最高である要因として断定できる情報まではございません。本市としましては、健康被害救済制度について、ホームページ等を通じ、引き続き丁寧な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、乳幼児及び小児への新型コロナウイルスワクチン接種状況についての御質問にお答えいたします。

5歳から11歳までの小児につきましては、現在、1・2回目の接種率が全体で約10%、3回目の接種率は約3%となっており、全国的な接種率を下回る状況となっております。

また、生後6か月から4歳までの乳幼児につきましては、今年11月中旬から市内の医療機関において接種を開始しており、現在のところ、1回目を接種された乳幼児は約40名、接種率は約1%という状況でございます。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 子育て支援強化の必要性についての御質問にお答えいたします。

令和2年度に策定されました摂津市行政経営戦略においては、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちというまちづくりの目標を定め、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を充実させるとともに、全ての子供が伸び伸びと健やかに成長できるよう、地域全体で子育てを支援する環境づくりに取り組めますという施策の方向性を示しており、ここ数年、「こども」を予算編成の重点テーマに掲げております。

また、国においては、令和5年度からのこども家庭庁の創設や、今般の児童福祉法

等の改正によるこども家庭センターの設置などにより、少子化対策など以前からの課題のほか、全ての妊産婦、子育て世帯、子供への包括的な相談支援の強化といった今まで比較的手薄だった分野にも力を入れていくなど、子供政策をより推進していく方針が示されております。こうした国の動向からも、子育て支援策のさらなる充実が必要であると考えております。

続きまして、子供の居場所についての本市の現状と考え方についての御質問にお答えいたします。

子供の居場所については、明確な定義はございませんが、子供が安全で安心して過ごすことができるとともに、人とのつながりや生活・学習習慣づくり、様々な体験の機会を通じて、子供の自己肯定感や自己有用感を育んだり、貧困や孤独・孤立の解消、コミュニティの再生などの役割も担うことができるものと考えております。

本市では、わくわく広場、児童センター、学童保育、子ども食堂、また、コミュニティセンターや公民館等の公共施設も子供の居場所となり得ると考えており、子供を支援するNPO法人や民間団体などでは、多世代が交流する居場所など、多様な居場所づくりにも取り組まれております。

また、全国的にも、子供の見守りの視点を中心とした居場所づくりや、NPO法人やボランティア団体などが学習を支援する無料学習塾などの学習支援教室、遊びの場を提供するプレーパークなど、子供の居場所づくりの取組が広がっております。

それらの取組を推進するため、子供の居場所の設置・運営に対する支援に取り組まれている自治体も増加しており、本市においても、今年度から、子ども食堂を運営されている団体への支援といたしまして、運

営に係る経費等の補助を行っているところでございます。

続きまして、児童虐待における警察との情報共有の協定締結についての御質問にお答えいたします。

昨年度の3歳児虐待死亡事案に係る大阪府の検証委員会の報告書におきまして、警察との連携により、早期に児童の安全確保や抑止力にもつながるのではないかとといった提言がなされておりました。本市といたしましても、警察との連携につきましては課題と認識しておりましたので、大阪府警本部に情報共有の協定について打診を行ったものでございます。

協定の概要でございますが、平成30年に厚生労働省から発出されました「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」の通知文で示されている、児童の生命、身体に危険が及ぶおそれのある外傷等を伴うもの、子供の面会ができないなど安全確認に関するもの、一時保護等の解除に関するもの、その他、児童の安全を確保する上で注意を要するものといった内容の情報について警察と共有することで、児童虐待の早期発見や被害の未然防止につながるものでございます。

効果につきましては、協定という形で明文化したことにより、警察との連携がより実効性のあるものとなり、児童虐待の早期対応、重大事案の未然防止につながることを期待され、本市の子供の安全・安心に大きく寄与するものと考えております。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 マスクをつけることの子供・生徒へのデメリットについて、教育委員会の見解についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策として、学校におけるマスク着用は、大阪府教育庁から示されている学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づき、2メートルを目安とした身体的距離や、屋内・屋外、会話をするかしないかなどの状況に合わせて取り組んでいるところでございます。

しかしながら、2年以上続くコロナ禍において、マスクを着用することで、相手の表情を読み取りにくく、コミュニケーションが円滑に取れないことがあったり、それが原因で誤解を招き、トラブルに発展してしまうことがあったりすると学校から報告を受けております。

また、マスクの着用により呼吸がしづらくなることもあり、とりわけ気温、湿度が高くなる夏季のマスク着用は、熱中症のリスクが高まるおそれがあります。これらは、マスクをつけることでの子供たちにとってのデメリットとして捉えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 これよりは一問一答形式でお願いいたします。

まず、超過死等の状況について、死亡者数、火葬では、昨年度は過去4年の中で最も多く、その上で、今年度はあと4か月もあり、例年の推移から、救急出動、死亡者数、火葬件数はいずれも5年間で最大になるものと予測できます。

本市でも、昨年度、そして今年度も超過死が見られるということです。そこで、この状況について、消防本部の救急搬送の詳細な分析をお聞かせください。

○福住礼子議長 消防長。

○松田消防長 救急搬送の詳細についての御質問にお答えいたします。

令和3年度における救急搬送では、傷病

程度別で見ますと、軽症者が全体の52.2%、年齢別で見ますと、65歳以上の高齢者が全体の51.8%で、いずれも半数以上を占めております。この点につきましては、年々増加傾向であり、救急件数増加の一因となっておりますが、一方で、新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動自粛要請により、市民の活動が抑えられた結果、緩やかではございますが、令和元年度から令和3年度においては救急搬送件数の減少につながったのではないかと分析しております。

令和4年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の第6波及び第7波が大きく影響していることもございますけれども、それに加えて、行動制限が緩和されたことで、市民の活動が徐々に再開し、以前の生活が戻ってきたことも増加の要因の一つであると考えているところでございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 続いて、この状況の医療担当部署の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 救急搬送や死亡者数の増加の要因につきましては、高齢者数の増加の影響も一定考慮する必要があるとの認識はございますが、新型コロナウイルス感染症による死亡者数の速報値として発表されている数値も含め、現時点において、要因として断定できる十分な情報ではないことから、今後、国や大阪府から提供される関連情報を注視してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 消防本部の分析と医療担当部署の見解については理解をいたしました。

当然ながら新型コロナウイルス感染症が疑われるかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症以外の原因で超過死亡が観察されると指摘されています。そこで、改めて、ワクチン接種状況の接種開始から現在までの接種率の推移をお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和3年2月に医療従事者から接種が開始され、本市においては、同年5月に集団接種や各医療機関での個別接種を開始いたしました。

これまでの間における12歳以上の接種状況は、2回目までの接種率が昨年度末で約83%、今年度の11月末で約88%となっており、3回目の接種率は昨年度末で約35%、本年度の11月末で約77%となっております。

また、9月末から接種開始となったオミクロン株対応ワクチンは、11月末時点で約38%となっており、希望される方へのワクチン接種が進んでいる状況でございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ワクチン接種状況については理解をしました。

超過死の原因が新型コロナウイルス感染症ならば、ワクチン接種率を踏まえ、ワクチンの効果が見られなかったこととなります。

ただ、ホームページで公開されている11月7日付の「社会保障」という財務省資料で、7ページ、「新型コロナの重症化率等の推移」によると、オミクロン株BA.4・5の重症化率について、60歳未満0.01%、致死率0.004%、それと比較して季節性インフルエンザは、重症化率0.03%、致死率0.01%で、オミ

クロン株は季節性インフルエンザよりも毒性が弱い実態となっており、今も超過死が続いていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症が原因というのも適切ではありません。

そのような中で、名古屋大学名誉教授の小島氏は、新型コロナウイルスワクチン接種との相関を指摘されています。国は原因の調査・解明をすべきでしょう。

要因が不明の中、増加傾向が続くとすれば、救急体制はそれに耐えられるのか、市の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 消防長。

○松田消防長 今後の救急体制についての御質問にお答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、救急件数自体の増加はもとより、1件当たりの活動時間が増加しており、救急業務への負荷が増大しております。救急要請が本市が運用する救急車の台数をオーバーする場合も多くございまして、その場合は、吹田市をはじめ近隣市に出動応援していただいているのが現状でございます。

従前から、救急件数の減少に向けまして、市広報紙への掲載、各種訓練指導や消防行事等、あらゆる機会を捉え、市民の皆様に救急車の適正利用を啓発し、併せて、感染対策について正しく理解を深めていただくための啓発活動を実施しております。また、医療機関や保健所等、関係機関と密に連携し、1件当たりの救急活動時間の短縮に努めているところでございます。

現在の救急体制を維持し、現状の課題を解決するためには、今後、救急隊の増隊も含めた救急体制の強化についても改めて点検し、適切な対応を検討しておかなければならないと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 続いて、斎場の対応はそれに耐えられるのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 斎場の利用状況につきましては、市内者の利用件数も増加しておりますが、それ以上に市外者の利用件数が増加しており、市内者の予約が取りづらくなる状況が見受けられました。従来は12月から3月の冬場に利用者が特に増加する傾向がございましたが、令和4年度は、8月、9月の2か月で市外者の利用が前年同期比約7倍にまで増加し、市内者の利用に支障を来す状況となったことから、急遽、1日5枠ある火葬時間単位のうち2枠を市内者専用枠として運用するとともに、本定例会において市外者の使用料を改定する条例改正を上程させていただいたところで、今後も、状況を注視しながら、市内者の利用に支障を来すことがないように努めてまいります。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 消防本部、そして斎場ともに対応に取り組まれていることを理解しました。この冬は特に厳しくなるでしょう。消防本部では、救急体制の維持・強化、そして広域連携の強化、また、斎場では、適切な管理と市民枠等の柔軟な対応を要望いたします。

○福住礼子議長 暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午後 1時 再開)

○福住礼子議長 再開します。

松本議員。

○松本暁彦議員 次に、新型コロナウイルスワクチン接種の副反応による健康被害について。

ホームページ等の工夫を凝らされたこと

は理解しました。

さて、11月11日付の厚生労働省の「副反応疑い報告の状況について」では、医療機関からの副反応疑いの報告で、死亡報告1,440人、重篤報告7,933人、副反応疑い報告3万5,093人となっています。また、二価ワクチンでは、11月5日に40代女性が接種後1時間半で亡くなられた事例や、11月18日に70代男性が接種直後に体調が急変し、亡くなられた事例があります。これらの状況について、市の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 新型コロナウイルスワクチン接種の開始からこれまでの間、日本国内において約3億5,000万回の接種が行われ、約3万5,000件の副反応疑いが報告されており、その中には重篤な症状の方やお亡くなりになれるケースがあるということは認識しているところでございます。

ワクチンの副反応等の現状を踏まえ、国の審議会における専門家評価では、ワクチンの接種体制に影響を与えるほどの重大な懸念は認められず、引き続き新型コロナウイルスワクチンの接種を継続していくこととされており、併せて、ワクチン接種のメリットが副反応などのリスクより大きいとため、接種を勧める旨、周知がなされているところでございます。

本市といたしましても、引き続き必要な情報提供を行い、希望される方がスムーズに接種を受けていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 一体何人の方が亡くなられば国は重大な懸念とするのでしょうか。

11月7日付の財務省資料には、各製薬会

社とのワクチンの契約数量で、まだ4億5,539万回分が未接種分と記載をされています。それがなくなるまででしょうか。

先ほどの亡くなられた事例は、因果関係不明のまま、多くが詳細な分析は後回しにされている状況です。2013年の子宮頸がんワクチン接種が、副反応で定期接種開始から2か月で実質中止となっていることと比較して、対応の違いは明らかです。リスクが過小評価され、かつ、ほとんどの市民の方が実態を知りません。先ほどの健康被害救済制度の認定件数も含めて、市として正確なリスク情報はさらに発信すべきですが、どうお考えか、お聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 現在、市ホームページにおいて、健康被害救済制度に関する情報を発信しているところでございますが、御質問の健康被害救済制度の認定状況等につきましても、国のページのリンクを張るなど、関係する情報にアクセスがしやすくなるよう、さらなる情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 市民が適切に判断を下せるよう、情報発信に努めるように要望いたします。

次に、救済制度申請への支援について。

現在進行形で健康被害認定者数が更新しています。先ほど紹介した副反応疑い数と進達数を比較すると、まだこの制度に申請できていない方が相当数おられます。厚生労働省の新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会審議結果の資料から、健康被害認定の内容として、くも膜下出血、脳梗塞等の死亡例や、アナフィラキシー、つまり急性アレルギー反応、急性心筋

炎、肝機能障害、気管支ぜんそく発作、蕁麻疹、帯状疱疹、目まい症、全身関節痛、急性筋障害等々、様々な健康被害を引き起こしており、実のところ、その体調不良がワクチン後遺症であると後々気づかれる場合もあるでしょう。改めて、制度申請にはどのような手続が必要なのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 予防接種により健康被害が生じた場合は、健康被害を受けた御本人やその保護者が、接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に申請する必要があります。申請には、所定の請求書や医師の診断書等が必要となりますが、御提出いただく書類は内容や状況によって異なりますので、市へ御相談いただくよう接種案内やホームページでお知らせをしております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 申請には医療機関の協力が必要で、費用が生じます。新型コロナウイルスワクチン接種は、努力義務が設けられ、大半の方が接種し、そして健康被害が一定数生じています。その健康被害は当然ながら世帯収入に関係なく起きるもので、経済的に厳しい世帯が、費用面で壁となり、救済制度の申請が阻害されないように対応が必要です。そこで、本市として、健康被害救済制度を申請するための医療機関の受診料等の補助を設けるべきですが、どうお考えか、お聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 予防接種健康被害救済制度の申請に当たりましては、診断書の作成などに費用を負担いただく必要があることは承知をいたしております。

御質問の予防接種健康被害救済制度を申

請するに当たっての負担軽減に向けた補助制度につきましては、同様の見舞金、支援金制度を設けている自治体の事例等を参考に、その必要性や仕組みについて研究してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 泉大津市や千葉縣市川市、愛知県などが取り組んでいます支援制度を設けるよう要望いたします。

次に、乳幼児接種等について、接種状況は理解しました。

乳幼児接種に関して、10月25日の民生常任委員会で、私は、ワクチン接種での遺族会も立ち上がったタイミングであり、幼児接種向けの接種券の一律送付は同調圧力を招きかねないと指摘し、他の自治体で実施している希望申請制にすべきではと要望しましたが、その対応についてどうされたか、お聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 生後6か月から4歳までの乳幼児に対する接種券につきましては、希望される方がスムーズに接種をしていただけるよう、他の年代と同様に、対象となる方へ一斉送付を行っております。送付に当たりましては、他の年代への送付時と同様に、ワクチンの効果や副反応についての情報提供として、ワクチンに関する説明書を同封しておりますが、これに加えて、ワクチンの安全性についてのQ&Aなどを記載した乳幼児の保護者に向けたリーフレットも同封しており、市民がより詳細な情報を把握した上で接種を検討・選択できるよう取り組んでいるところでございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 一律送付ですが、工夫され、接種数からは同調圧力的なものは少な

いものと推測いたします。

ただ、先ほどの財務省資料で紹介したように、今、オミクロン株は、季節性インフルエンザよりも毒性が弱い実態で、重症化リスクも低い上に、接種したほうが感染している。そのような中で、子供、乳幼児に死亡も含め健康被害が生じている従来型ワクチンを打たせることにメリットはあるのでしょうか。むしろ子供たちを過剰なリスクにさらすことになりませんか。小児や乳幼児接種は、やはり慎重を期すべく、同調圧力を避ける希望申請制にすべきですが、どうお考えか、お聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 本市といたしましては、対象者に必要な情報提供を行うとともに、希望される方がスムーズに接種していただけるよう、接種時期が到来した方には随時接種券をお届けしたいと考えております。市といたしましても、同調圧力により意図せず接種を受けることが起こらないよう、同封のお知らせなどで、ワクチン接種が強制でないこと、周りの方に接種を強要しないことの周知を行っているところでございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 一律送付を行いつつ、意図しない接種がないようにするとのことですが、大丈夫でしょうか。大阪府内での泉大津市、豊中市、島本町、豊能町、交野市といった希望申請制の事例を参考に再検討を要望いたします。

本市として、接種が開始された頃は、新型コロナウイルス感染症が未知数で、ワクチンへの期待もあり、迅速に接種体制を確立したことは適切です。それは、市民の命、健康を守ることと認識しています。そうであれば、ワクチン副反応による健康被

害に対しても、市民の命と健康をどう守るべきか考え、できることはすべきです。

最後に、市長、ワクチン接種の副反応に関して総括的にお考えをお聞かせください。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 松本議員の質問にお答えをいたします。

この問題は答えるのがなかなか難しいです。

今年もいろいろありましたけれども、やっぱり新型コロナウイルス感染症に始まって新型コロナウイルス感染症に終わってしまいそうでございます。この3年間、日本列島は新型コロナウイルス感染症に振り回されてしまったと言ってもいいと思います。

釈迦に説法ですけど、この地球上にはあまたの感染症ウイルスが蔓延していると思います。そのそれぞれの症状等々によって国で五つの段階に分類しています。この新型コロナウイルスは御承知のとおり2類に位置づけられたんだと思います。2類に位置づけられると、国の管理下ではないですけど、厚生労働省の指導の下、いろんな対策が行われることになるわけでございます。私生活といいますか、生活様式等々にも規制、ルールがいろんな形で指示されます。基礎自治体は、それを受け入れて、そして市民の皆さんに徹底するとか、お知らせする責務があるわけでございます。

ワクチンですけども、ワクチンは、この2類の中では、段階的にですけども、今日まで5回受けるように指示があったと思います。私も5回受けました。あっちこっち顔を出しますけれども、おかげさまで元気でこの年の瀬を迎えることができまし

た。これはワクチンのおかげだと、ある意味ではありがたく感謝をいたしております。

松本議員は、大人と違う子供の話やということで、最近の情報等々を挙げられました。私は何もなくてありがたいと言っていますけれども、確かに手放しでは喜べない。一方で、副作用という厄介なものによって、いろんな後遺症といいますか、命を落とされる方もあまたおられることも承知をいたしております。それだけに、接種をする、しない、この両方ともリスクがあるんですけれども、これはやっぱり同じように丁寧に分かりやすく市民の皆さんに情報は提供せざるを得ないといいますか、しないかんのではないかと私は思っております。

早く2類から5類に変えるということになれば、これはまた話が違いますけれども、今、一方でどんどんどんどん違うウイルスが増えております。よその市では、希望接種に変えているところもあるとお聞きいたしております。そんな中で、簡単にそういうことができるのかどうか分かりませんが、摂津市といたしましては、現在のところ、慎重に見極めながら、丁寧かつ正しくといいますか、市民の皆さんにしっかりと情報を提供し、その上で市民の皆さんには御判断をいただくということになりますので、御理解をいただきたいと思います。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ありがとうございます。

ワクチンは、感染状況、効果、自身の健康状況等の医学的見地から接種判断をするものですが、国からの必要な情報は不足し、安全性の検証が不十分なまま接種が勧められ、国は、むしろ国民の命、健康を過

剰なリスクにさらしているのではないでしょう。その点、国の新型コロナウイルスワクチン行政の姿勢に疑問が生じます。

私は、今年、市民の方からワクチンの副反応による健康被害の相談を受けてから、本会議で取り上げ、ホームページや市政報告ビラ等でワクチン関連の不足な情報について情報発信を行っています。新型コロナウイルス感染症だけでなく、ワクチンの副反応による健康被害からも市民の命、健康を守りたい、そう思うところです。状況に応じた対策を市に要望いたします。

次に、子育て支援策強化の必要性について。

国の動向も踏まえ、子育て支援策強化の必要性を認識していると理解しました。それを踏まえ、子育て施策を強化、推進していくに当たっての課題について、どうお考えか、お聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 子育て施策推進の課題という御質問でございます。

子育てがしやすい環境、子供を産み育てることが幸せだと実感できるまちを実現するためには、結婚、妊娠、出産、子育て、教育、就労などの各段階等に応じた切れ目のない支援が必要であり、そのため、国は、こども家庭庁を司令塔として本格的に子供の支援策を推し進めようとしております。

本市では、既に教育委員会次世代育成部に子育てに関する施策の所管を集約しており、その強みを生かしていく必要があると考えております。

一方で、平成31年度の子ども・子育て支援ニーズ調査の結果、市役所に充実してほしい子育て支援サービスについて、経済的援助、医療体制、居場所などが高くなっ

ていたことから、今後も様々な観点から子育て支援策を推進していく必要があるため、国や大阪府の補助金を含めた財源の確保や、地域の人材をはじめとするマンパワー、NPO法人をはじめとする団体との連携などが課題となっておりま

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 予算不足や人手不足といった課題があるものと理解しました。

国は遅いながらも力を入れ始めています。国との連携も重要です。そこで、国による子育て支援策として実施される出産・子育て応援交付金の内容と進捗状況について、また、来年度に向けての市の新たな子育て支援策が必要と思いますが、どうお考えか、お聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 国の補正予算として成立いたしました出産・子育て応援交付金事業についてですが、妊娠期の面談、そして、出産後も面談、相談に応じながら必要な支援へとつなげる伴走型相談支援の充実と、妊娠届出時と出産届出時に給付する合計10万円相当の経済的支援の一体実施とされております。これらは、原則、国が3分の2、都道府県と市町村が6分の1を負担するもので、11月22日に国における第1回目の説明会が実施され、12月26日に2回目の説明会が予定されているところでございます。

来年度に向けた新たな子育て支援策についてですが、この国による統一的な事業を単に実施するだけではなく、市としての独自性をこのタイミングで出すことは有効であると考えていますが、その内容や考え方については、今後、検討、調整してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 10万円相当の経済的支援、伴走型相談支援は、期待されるとともに、市の独自性もぜひとも出していただくことを要望いたします。

繰り返しになりますが、加速化する少子化は持続可能な社会の危機的課題であります。支援策強化が必要です。ただし、予算は限られています。そのため、政策の優先順位を高め、予算配分を高める必要がありますが、政策全般を踏まえ、市の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 子育て支援策等の予算配分を高める必要性についての御質問にお答えいたします。

令和3年の合計特殊出生率の全国平均が1.30と6年連続で前年を下回り、全国的に少子化がますます進行する中、こども家庭庁の創設はこども政策等の新たな転換期になるものと考えております。

本市におきましても、これまでも「こども」を重点テーマに掲げ取組を進めており、平成28年には、人口減少対策として、子育て支援や地域活性化の取組をまとめた摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、現在は、摂津市行政経営戦略の下、子育て支援等の充実に努めてきたところでございます。

今後の本市の子育て支援策等に係る予算配分に関しましては、本市が直面する様々な課題に対してバランスを考え、配分していく必要もございますが、持続可能なまちづくりにおいては、子供を産み育てていくための環境のさらなる充実が欠かせないものであると考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 これまでもしっかりと取り組んできたことは理解しました。その上

で、さらなる充実が欠かせないという認識と理解をしました。この危機的状況において、ぜひ市長にも子育て支援策強化の予算配分を高めることの必要性について、お考えをお聞きしたいと思います。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 もう既にいろいろと説明をしておりますけれども、私は、今日の他の質問の中で、市長になったとき、一番最初に小学校の統廃合に取り組んだと。非常に正しいことでありましたけれども、そういう経緯がございます。そのときに同時に強調したのは、子供の安全・安心といたしますか、子供の安全対策の強化の声を大にしたことを覚えております。このことは、平成18年には子どもの安全安心都市宣言へとつながったわけでありまして、その後、ずっとそうだと思いますけれども、この宣言に基づきまして、毎年予算を組むときには子育て支援を重点項目の一つに取り上げてきたわけであります。

さっきからいろいろ担当が説明いたしましたけれども、今、各地で人口減少に非常に頭を痛めている中ではありますが、おかげさまで現在のところ、当市は出生率が非常に高いまちになっております。こうしたことも今後の努力なしには維持していくことはできません。そういう意味では、今後も子育て支援や少子化対策に力を入れていかなければならないと思っております。

ただ、一方で、先ほども申したかも分かりませんが、急激な高齢社会等、いろんな課題も山積みになっておることもしっかり頭に入れておく必要があります。そういうことで、いつも言いますが、福祉のまちづくりは幅が広く奥が深い。これでいいという到達点があるようでないんです。という意味で、限られた財源、限ら

れたマンパワーの中でいかにこの目的を達していくか、いろいろ御指摘いただいたことも参考にさせていただいて、子供はもちろん、弱者の視点でまたしっかりと予算編成に臨んでまいりたいと思います。

以上です。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ありがとうございます。

「こども」を重点テーマとして、予算への反映をぜひとも要望いたします。

加えて、子供というフィルターを全ての政策で改めてしっかりとかけることが必要です。例えば、JR千里丘駅西地区再開発では、そのコンセプトで子育て世代をターゲットにしています。健都や高齢施策といった様々な政策においても工夫し、子供関連以外からも子育て支援を充実させることで取組は増進できるものと考えます。よろしくをお願いいたします。

次に、子どもの居場所づくりについて。

市の子供の居場所づくりの状況は理解しました。子育て支援策強化の一つとして、保護者からのニーズの高い居場所づくりは重要な取組であり、さらに力を入れるべき政策です。それを踏まえ、子供の居場所づくりの課題について、どうお考えか、お聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 子供の居場所づくりには、場所と、その運営に係る人材の確保が必要となります。子供の居場所を長く継続的に運営していくためには、NPO法人や地域の団体などに担っていただくことが最適であると考えており、それら関係団体等の理解と協力は不可欠でございます。

しかしながら、子供の居場所は地域の方が善意で始めた活動であることも多いため、資金面、人材のネットワーク等に課題

を抱えていることも多いことから、市として、経済的な支援とともに、子供の居場所づくりに関わりたいという人材や地域団体が増えるよう、その育成支援に取り組む必要があると考えています。

子供たちの家庭環境等に応じた様々な居場所があることで、子供たちが心身の健康を維持し、社会で生き抜く力を得る機会となるなど、その成長を下支えするとともに、保護者の安心感等にもつながるものと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 NPO法人や地域の団体等への課題とは理解しました。

公的な居場所では、就学前保育施設の充実も求められます。先ほど嶋野議員、そしてまた三好俊範議員からもあったように、旧三宅スポーツセンターや旧味舌小学校跡地の利活用をぜひとも検討すること、そして、学童保育のさらなるサービス向上を要望いたします。また、地域との連携支援もしっかりと進めることも併せて要望いたします。

次に、児童虐待防止について。

警察との情報連携の協定締結については高く評価いたします。その取組は、児童虐待防止における外的アプローチを強化したと言えます。

ただ、先日の市主催の森田ゆり先生の講演「虐待は見守りでは防げない～対話力が必要～」では、見守りには限界があり、対話力を高めることの必要性和、外的アプローチでは不十分で、家庭内のストレスを高めること、すなわち家庭、保護者自身の改善が必要と講演されていました。

そこで、児童虐待防止での内的要因の改善について、どうお考えか、お聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 児童虐待の通告が入れば、家庭児童相談課内で協議を行った上で、関係機関と連携しながら速やかに保護者へアプローチを行い、指導等を行っております。しかしながら、虐待に至った経緯を確認しますと、しつけのつもりでたたいた、自分もたたかれて育ってきたと体罰を容認したり、言うことを聞かないのでつい手が出たといったように、子供の発達特性を理解できていなかったりするケースもございます。

一過性の指導に終わらず、児童虐待を繰り返すことのないよう、支援的に関わることが重要であると認識しており、虐待に至った経緯や抱えている課題を丁寧に聞き取った上で、子育てへの困り感を出された保護者に対しては、家庭児童相談課の心理士が継続的にカウンセリングを行い、保護者へのケアを行っているところでございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 保護者ケアを一定行っていることは理解しました。

児童虐待防止には、外的アプローチ強化と内的要因の改善という両方の対応が必要です。これまで、外的アプローチは相当に強化されました。それを踏まえれば、内的要因の改善にももっと力を入れるべきではないでしょうか。どうお考えか、お聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 心理士によるカウンセリング等で保護者ケアを実施しているところではありますが、中には、保護者自身が幼少期に激しい虐待を受け、トラウマを抱えながら成人し、そのときに味わった痛みや深い悲しみを親になってから怒りとい

う形で子供にぶつけてしまうケースもございます。決して虐待は許されるものではございませんが、加害者である保護者自身も実は被害者であるという場合がございます。このような長年心に傷を負ってきた保護者には、虐待指導や心理士によるカウンセリングだけでは繰り返される虐待に終止符を打つことが難しい状況もございます。

そこで、より専門的なスキルを擁したファシリテーターを養成し、保護者の内面に寄り添いながら、感情、身体、理性等に働きかけ、保護者のセルフケアと問題解決力を回復させ、虐待の言動を終止させることを目的とする親支援回復プログラムが効果的と考えており、今後、その導入について検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 親支援回復プログラムを検討していると理解しました。ぜひとも、内部要因の改善と外的アプローチの強化によって、総合的な取組で児童虐待防止をさらに進められるよう要望いたします。子供たちを守り、そして健全な育成へと導く取組が今求められています。よろしく願いいたします。

最後に、マスク着用の弊害について。

子供たちにとって多くのデメリットがあり、酸素不足での頭痛、そして脳の成長への悪影響も懸念されています。

さて、この弊害について教員は認識されておられるのか、また、学校としてどう対応しているのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 学校現場でも同じく、マスクを着用することでコミュニケーションを取りづらくなることや、それに起因したトラブルが生起することは、マスク着用の弊害であると認識をしております。

現在、学校においては、教員自身も、大阪府教育庁の対策マニュアルに基づき、場面や状況に応じてマスクの着脱を行っておりますが、子供や保護者の中にはマスク着用賛否双方の意見があるため、判断に迷うことがあり、着脱が徹底しない現状があります。

市教育委員会といたしましては、現場の教員が判断に迷うことがないように、マスクの着脱について、より具体的に例示するなど、検討してまいります。

また、学校においては、どうしてもマスクをつけることができないなど、配慮が必要な子供への個別対応も同時に行っております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 教員が板挟みになっていることは現場からお聞きしています。マスクをすることでの感染予防のメリットは現状では大きいとされますが、弊害がなくなるものではなく、子供たちのためにその弊害を軽減することが求められます。それには、各場面に応じた適切なマスク着脱が必要です。

例えば、エアロゾルは不織布マスクでも擦り抜けます。飛沫を飛ばさないのであれば、マスクをしてもしなくても同じです。国の推奨どおりで、屋外では不要ですし、屋内においても条件を整えば外すことができます。その上、不織布マスクは石油製品であり、長期間の着用ではマイクロプラスチックを呼吸器系に取り込む懸念が指摘されています。

子供たちは、大人がつけているから、周りがつけているからつけるという話をよくお聞きします。大人が行動しなければ子供は変わりません。ぜひ教育委員会としても着脱への具体的な例示を示すよう要望いた

します。

次に、保護者方からマスク着用ができない子供をいじめや差別から守ることも要望されていまして。そこで、差別防止への取組について、どうされたのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 マスク着用のいかんにかかわらず、差別や偏見はあってはならないと考えております。各学校においては、マスクを着用していない方がいる場合、着用できない理由があるのではないかと児童・生徒に考えさせ、相手の事情や背景を正しく理解するとともに、適切な行動が取れるように指導するよう、教職員に指示しております。

また、市教育委員会といたしましても、安全安心メールや市ウェブページを活用し、保護者等を対象に情報発信をしております。さらに、人権女性政策課がチラシを作成されたことを受け、校内で掲示するなどの対応を校長会などで指示し、啓発に努めております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 一定の対応がなされたことは評価いたします。人権女性政策課が迅速にチラシの対応をしたことも評価いたします。引き続き徹底して防止を図られるよう要望いたします。

さて、次に、コミュニケーション阻害として問題となった給食時の黙食についてですが、文部科学省から11月29日に事務連絡で黙食緩和に関するお知らせがありましたが、市内小・中学校における対応についてお聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 これまで、市内小・中学校におきましては、学校園における新型

コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づき、給食時は黙食を行ってまいりました。現在は、令和4年11月30日付で大阪府教育庁より示された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に係る通知に基づき、市教育委員会より、給食時には大声での会話を控えるとし、手指衛生や座席配置の工夫、適切な換気の確保の措置を講じれば、黙食とする必要はないことを各校に指示し、順次進めております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 黙食の緩和ですが、一部でまだ実施されていないというお話もお聞きします。現場の進捗状況をしっかりと把握し、進められるよう要望いたします。黙食を強いる根拠はもはやございません。

最後に、要望書を提出された保護者方は、マスク着用の弊害により子供たちの健全な成長が阻害されていると強い危機を抱かれています。弊害が分かってきた今、アフターコロナも見据え、マスクを外せる環境もそろそろ構築していくべきではないでしょうか。この問題は総括的に教育長からお聞きしたいと思います。

○福住礼子議長 教育長。

○箸尾谷教育長 令和2年の3月2日、文部科学省から突然、全国一斉臨時休業という通知が下りてまいりまして、それから2年9か月もの長きにわたり、学校は本当に新型コロナウイルス感染症対策を余儀なくされてまいりました。その中で、学校行事の規模縮小、あるいは中止はもとより、議員から御指摘のありましたマスクに関しても、入学以来一度もマスクを外した友達の顔を見たことがないとか、あるいは、女子に多いんですけども、マスクを外して自分の顔を友達に見せることをためらう児童・生徒も出てきておることは十分承知を

いたしております。

先ほど担当部長からも説明いたしましたように、本市の新型コロナウイルス感染症対策は、文部科学省作成の衛生管理マニュアルに基づきまして大阪府が作成しました対策マニュアルに基づいて実施をしております。感染症は、子供のみならず、その御家族の健康にまで影響を及ぼす危険性があります。先ほど議員もおっしゃいましたけど、感染症対策は、教育で考える内容ではなくて、やはり医学的見地から判断していただく必要があるのではないかと考えておりまして、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議といった医学的な専門家が集まって検討された国並びに大阪府のマニュアルに従って実施しているところです。

現在実施しております体育時のマスク着用、あるいは、先ほど議員からも御指摘がありました黙食の対応につきましても、このマニュアル自体が改訂されましたことから各学校に通知をしたところではありますが、まず教員が範を示すべきではないかという御指摘もいただきました。このことにつきましては真摯に受け止めて学校に周知してまいりたいと思います。

ただ、この新型コロナウイルス感染症につきましては、様々なお考えをお持ちの児童、保護者の方がいらっしゃいますので、やはり丁寧に対応していく必要があると考えております。

以上でございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ありがとうございます。

この問題につきましては、マスク着用の弊害をもっと教員、保護者、そして地域の方、大人がしっかりと理解をする必要がございます。小・中学校の問題だけではなく社会的問題であり、子供の健全な成長のた

めにも、大人がまずはしっかりと行動していくことが求められます。教育委員会としてもよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○福住礼子議長 松本議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

1、魅力あるまちづくりについて、1の(1)子どもたちのアイデアを活かした公園づくりについてでございます。

午前中には弘議員も公園について質問されておりましたけども、摂津市行政経営戦略の公園の現状と課題に、様々なニーズを踏まえ、都市公園の魅力向上について検討を進めるとありますが、どのように考えておられるのか、1回目でお聞かせいただきたいと思います。

1の(2)摂津市オリジナルランドセルのリニューアルについてでございます。

本年の2月に子供たち、そして、3月には保護者の皆さんを対象として、ランドセルに関するアンケート調査を実施していただきました。まずは、このアンケート調査の結果についてお聞かせいただきたいと思います。

1の(3)空飛ぶ車を活用した摂津市のビジョンについてでございます。

空飛ぶ車は、ドローンの技術を応用して、人や物を乗せ、電動で飛行する乗り物でありまして、交通渋滞の解消や物流の効率化などにつながると大きく期待をされております。これが2025年の大阪・関西万博で会場の上空を飛行することを目指しておられ、来年の2月には、国内では初め

てとなる有人の実証飛行が行われると報道がありました。この空飛ぶ車が、将来、淀川の上空を飛行すると想定されることから、活用について、摂津市としてどのような将来像を予想しておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

2、高齢者の安全安心についてでございます。

2の(1)人生100年ドライブ事業で自転車及びヘルメットのセット配布について。

まずは、事業の実績についてお聞かせいただきたいと思います。

2の(2)水道メーター検針時における見守りについて。

現状の取組についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、2の(3)モバイル版緊急通報装置の導入についてでございます。

緊急通報装置の設置については御自宅の固定電話の設置が条件となりますが、近年、振り込め詐欺対策など、固定電話から携帯電話へと切り替えられることも理由の一つとして、年々、緊急通報装置の設置利用者が減少傾向であると認識しますが、現状についてお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○福住礼子議長 答弁を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 市内都市公園の魅力向上の考えについての御質問にお答えいたします。

現在、摂津市内には都市公園が42か所ございます。古くから地域で利用されていた広場や、土地区画整理、開発等で生み出されたものなど、公園ごとに大小様々な広

さや特色を有しており、地域の方々を中心に親しまれ、御利用いただいております。

公園は、日常生活において市民が共有する重要なオープンスペースで、子供からお年寄りまで誰もが気軽に利用できる身近な憩いの空間として暮らしに欠かせないものとなっておりますが、昨今の少子高齢化や価値観の多様化など、社会情勢の変化に伴い、より地域の実情に合った公園が求められております。

市域における魅力があり個性のある公園づくりは、地域の方々との協働により実施していくことが不可欠です。地域の声を聴き、利用される方々と一緒に今後の公園の魅力向上について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、人生100年ドライブ事業の実績などについての御質問にお答えいたします。

近年、高齢ドライバーによる自動車などの運転事故が増加する中、運転免許証自主返納制度を促進する取組が全国各地で実施されており、本市では、平成26年度から、免許返納された方に視認性を高める反射材のついたジャンパーを提供してまいりました。

人生100年ドライブは、令和2年度からスタートした免許証返納後の移動手段の支援策で、引取り手がない放置自転車を無償で提供する全国初の取組でございます。自主返納を加速化させ、高齢ドライバーの自動車事故を減少させることはもとより、放置自転車のリユースによる環境への配慮、外出による健康増進などにもつながります。

これまでの人生100年ドライブの実績としましては、令和2年度が35名、令和3年度が33名、令和4年度が34名の市

民の方に自転車を譲渡しております。

今回、これまでに自転車を譲渡した方へのアンケート調査を行ったところ、引き続き譲渡した自転車を利用されている方は約75%、「買物に行く際に利用している」や「自転車を使うことで体力増進につながっている」など、事業に対しての評価は、約70%の方が有意義だと回答されております。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 児童、保護者を対象とした摂津市オリジナルランドセルに関するアンケート調査の結果についての御質問にお答えいたします。

令和4年2月に児童、3月に保護者を対象に、ランドセルに関するアンケートを実施いたしました。回答率は、児童が82.8%、保護者が38.2%となっております。

保護者に対するランドセルの使用状況についての質問項目では、1年生の多くが使用しているものの、3年生以降の学年で「使用していない」という回答が「使用している」という回答を上回っており、使用していない理由としては、「ランドセルが小さい」、「荷物が多く入り切らない」、「教科書などの重みで肩ひもが痛い」という理由などが挙げられていました。

一方、児童を対象としたアンケートでは、ランドセルの次のかばんとして、回答者の91%がリュックサックを使用されていることが分かりました。また、ランドセルのよい点として、「摂津市らしさがある」が最も多い結果となっております。

○福住礼子議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 空飛ぶ車の活用につい

て、市としてどのような将来像を予想しているかについての御質問にお答えいたします。

空飛ぶ車につきましては、大阪府が策定した「空の移動革命社会実装に向けた大阪版ロードマップ」アクションプランにおきまして、2025年大阪・関西万博での商用運航の実現に向けて取組を進められているところでございます。

空飛ぶ車の商用運航の実現までには、基準等の整備、安全性・信頼性の確保、環境整備など、課題も多いものと考えておりますが、将来的には、構造物が少なく、比較的安全に運航可能な淀川上空などが商用運航を実証するフィールドとして活用される可能性もあるものと推測しております。

○福住礼子議長 上下水道部長。

(末永上下水道部長 登壇)

○末永上下水道部長 水道メーター検針時の高齢者の安心・安全を守るための現在の取組についての御質問にお答えします。

水道料金のメーター検針時の業務内容の中では、高齢者の方だけに特化したわけではございませんが、全世帯及び事業者の方に対し、平常の水道使用量と比較して著しく増量や減量がうかがえる場合には、メモを投函する作業とともに、検針員より市に連絡することとなっております。

上下水道部としましては、検針員から報告を受け、メモを投函した方に対し、内容確認の電話連絡をしております。また、検針時の使用水量がゼロになっており、電話連絡がつかなかったりした場合におきましては、職員が現場に出向いて状況確認を行っております。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 緊急通報装置の利用

の現状についての御質問にお答えいたします。

緊急通報装置の令和4年10月末現在のサービス利用者数は106名となっております。過去10年の実績で申しますと、平成25年度末は205名であったのに対し、令和2年度末は116名、令和3年度末は109名という状況になっており、利用者数は減少傾向にございます。

このような状況ではございますが、通報による救急搬送件数は、同時点において19件と、昨年度1年間の25件を上回るペースとなっております。

緊急通報装置の貸与は、高齢者の在宅生活の安全・安心を確保する上で重要な取組であり、利用者の増加に向けた方策が必要と認識しております。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 それぞれ御答弁いただきました。ありがとうございます。

1の(1)子どもたちのアイデアを活かした公園づくりについてでございます。

部長より公園の魅力向上についての考えを御答弁いただきました。魅力ある公園づくりの手法の一つとして、子供たちのアイデアを生かせる子供たちによるワークショップを開催することを提案いたしますが、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 子供たちのアイデアを生かせる子供たちによるワークショップにつきましてお答えいたします。

公園づくりには、地域の方々の声だけではなく、公園をよく利用する子供たちの声も生かした整備が必要なことは十分認識しております。

公園づくりに関するワークショップで、本市において過去に開催したものとしまし

ては、平成20年、南千里丘まちづくり事業に合わせ、南千里丘地区にて、地域の方々に御参加いただき、新規公園として南千里丘公園を整備・開園しております。

議員が御提案の子供たちのアイデアを生かせるワークショップにつきましては、地域として公園をどのようにしたいのか、どう使用したいのかなど、地域の声をお聴かせいただくとともに、その中で、子供たちのアイデアをどのように拾い上げ具現化できるかを、地域の方々や利用者、教育関係者等とも相談しながら、その可能性について検討してまいります。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 公園をどのようにしたいのか、どのように使用したいのかなど、まずは地域の皆さんの声を聴いていただき、そして、その中で、やはり子供が主役という観点から、子供たちのアイデアをどのように拾い上げるか、どうか可能性について御検討していただきますよう、よろしく願いいたします。

摂津市は、14.87平方キロメートルというコンパクトなまちであります。市長がよく言っておられますけれども、山も谷も海ありません。しかし、河川がたくさんあり、鉄道がたくさん通っており、そして、その中では多くの公園があると思います。魅力ある公園づくりがそのまま魅力あるまちづくりにつながると私は思いますので、例えば、一つの手法として、子供たちによる、一つの公園の中の一つの遊具だけでもいいんです。ふるさと摂津でこのような遊具、お父さんが自分の子供ができたときに子供に語れるようなふるさと摂津の思い出に残る公園づくりをどうかやっていただきたいと思いますので、要望としておきます。よろしくお願いをいたします。

2点目のランドセルのリニューアルについてでございます。

アンケートの調査結果について御答弁をいただきました。小さなランドセルに教科書あるいはタブレットを入れますと、重みで細い肩ひものところが痛いというお声が多くあったと思います。私も毎朝、子供たちの通学の見守りをさせていただいておるんですけども、一緒に民生委員、あるいは子供たちに携わる方とよく話をさせていただくんです。その民生児童委員からも肩ひもの部分が痛いという御意見を頂戴しているわけでございますけども、この肩ひもの件と、ランドセルの色やデザインなどリニューアルの考えについて、ここでお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 教科書などの重みで肩ひものが痛いなどの御意見につきましては、教育委員会といたしましても認識をしております、ランドセルに係る児童の負担軽減については検討すべき項目であると考えております。

また、同様に、ランドセルの色などデザインについても御意見をいただいております、アンケート結果を参考にしながら改良について検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 教科書やタブレットの重みで肩ひものが痛くならないように、リュックサックタイプの肩ひもの幅が広いものをどうかリニューアルのときには採用していただきたいと思います。

それから、このランドセルですけども、摂津市らしくていいという意見もあるわけでございます。全体の形はそのまま残して、どうか肩ひもの広いものを採用してい

ただきたいのと、1975年から始まりまして2025年で50年たつということでございますので、もしできたら、市章をセッピィのイラストに変えるなどの工夫も併せて御検討願いますよう、よろしく願いいたしまして要望とさせていただきます。

次に、1の(3)空飛ぶ車を活用した摂津市のビジョンについてでございます。

摂津市と同じ淀川沿いに位置する枚方市では、大阪・関西万博終了後のレガシーを見据えて、空飛ぶ車のさらなる普及拡大により、市民生活の質の向上や新たな事業分野の開拓を目指してビジョンを掲げられ、実証実験の誘致を進められておりますが、摂津市として今後どのような取組を進めていくのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 空飛ぶ車につきましては、2025年大阪・関西万博をきっかけとしまして、社会実装の実現に向けた取組が加速していくものと考えており、今後、自治体を含む様々な機関等の参画や連携も広がっていくものと考えております。本市としましても、このような未来社会をデザインしていく取組に貢献できるよう、引き続き情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 淀川を渡る船、舟運を生かしたにぎわいづくり、そして、今回質問させていただきました次世代の新たなテクノロジーであります空飛ぶ車を活用した観光、産業、そして災害対策の向上などに期待をするところでございます。どうか今後も情報収集に努めていただきますようお願いし、要望とさせていただきます。

次に、2の(1)人生100年ドライブ

事業で自転車及びヘルメットのセット配布についてでございます。

運転免許を返納した人が車の代わりに利用する交通手段の一つに自転車がありますけれども、その一方で、自転車が絡む事故の高齢者の割合は増加しており、改めてヘルメットの着用は大事であると認識します。自転車とヘルメットをセット配布することを提案いたしますが、考えについてお聞かせいただきたいと思えます。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 人生100年ドライブ事業で自転車及びヘルメットのセット配布についての御質問にお答えいたします。

警察庁の発表によりますと、令和3年に自転車に関わる事故は、全国で前年比プラス1.03%の6万9,694件発生しており、自転車関連の事故で亡くなられた方の約6割が頭部へのダメージが致命傷となっております。乗車中にヘルメットをかぶっていなかった人の致死率は、かぶっていた人の約1.6倍高くなっており、ヘルメットの着用は自転車事故の死亡リスクを減らすことができることから、令和4年4月に道路交通法が一部改正され、これまで子供だけに限定されていたヘルメット着用の努力義務が、令和5年4月から全年齢に対して施行されることになりました。

摂津市自転車活用推進計画に位置づけている自転車の安全利用の促進をさらに進めていくためにも、議員が御指摘のとおり、自転車関連の事故や負傷者の減少に効果のあるヘルメットの着用を促す必要があると認識しております。

また、高齢者の自転車事故は、ほかの年代に比べて高くなっている上に、65歳以上の方のヘルメット非着用者の死傷者数は95%以上となっております。

人生100年ドライブ事業による自転車譲渡の際には、引き続き、自転車に乗るときに守るべきルールとなる自転車安全利用五則についての説明を行い、五則の一つであるヘルメットの着用啓発に努めるとともに、摂津警察署と連携して、街頭キャンペーンや安全教室などを通じ、ヘルメット着用促進を啓発してまいります。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 引き続きヘルメットの着用啓発に努めると部長から御答弁をいただきました。

ここで市長から御答弁をいただきたいと思いますが、法改正に伴う全年齢に対するヘルメット着用の努力義務について、市長はどのように考えておられるのか、御答弁いただきたいと思います。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 南野議員の質問にお答えをいたします。

私たちは、日々、いろんな安全・安心によって守られているわけですが、その中でも一番身近で日常茶飯事なのは交通安全ではないかと思っています。交通事故は、車、自転車がある限りなくならないと思います。でも、なくさなくてはならないんですけれども、それにはどうないしたらええんやと。それには、答えはただ一つ、ドライバー、車、自転車、そして歩行者、それぞれがそれぞれのマナー、ルールをしっかり守ることではないかと思っています。これは口では簡単に言えますけれども、非常に現実的ではございません。

ところで、いろいろ御指摘がありました車、自転車、歩行者、それぞれがそれぞれいろいろありますけれども、自転車のマナーの悪さが事あるごとによく出てまいります。自転車の場合は、一旦事故が起こりま

すと重大な事態につながっていくわけがあります。そういう意味も含めて自転車安全利用五則があるんですけれども、このたび、その中に自転車に乗るときのヘルメットの着用が付け加えられたと思っています。議員からは全世帯にという御指摘もありましたけれども、なかなかそこまですぐいくとは申せません。一番分かりやすいのは、免許証を返納された方に自転車とセットで進呈する、これも一つの大きな意義があるかと思いますが、一番マナーが悪いのはどうしてもお子さんたちの中に多いようでございますので、この辺、こういった対象にどういう形で実際適用できるか、少し研究をしてみたいと思います。

以上です。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 市長から御答弁いただきました。ありがとうございます。

この人生100年ドライブ事業におきましては、小さな摂津の大きな野望ということで、全国初の取組で、私自身もすばらしい取組だと思っています。高齢者の方の自転車事故が多いということで、この人生100年ドライブ事業で自転車の譲渡を受ける方に対して、ヘルメットをセットで配布できないかという観点でまずは御検討願えたらと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

次に、2の(2)水道メーター検針時における見守りの現状の取組について御答弁をいただきました。来年の令和5年4月から、水道料金徴収業務等について包括的に委託するとのことですが、検針業務において、一人暮らしの高齢者宅を含めた見守りなど、新たな取組についてお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 検針業務における新たな取組についての御質問にお答えします。

既に委託を行っております開閉栓業務、検針業務、宿日直業務に、令和５年度から新たに水道料金徴収業務等委託も加え、単一の業者による委託を予定しております。

検針業務につきましては、通常の検針業務に併せて、検針員が異変を察知した場合には、福祉部局とも連携し、市全体として多方面からの見守りに努め、検針員による声かけや、洗濯物が干されっ放しなどの異変を速やかに関係機関に連絡する体制を強化する協定についても検討しております。

今後、他自治体の上下水道事業の福祉分野への関与について、情報収集も継続しながら、一層のお客様サービス向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 水道メーター検針時に独居高齢者などの安否確認サービスについて、平成２２年の第４回定例会で私も取り上げさせていただいたわけでございます。検針員による声かけや洗濯物が干されっ放しなどの異変があった場合、関係機関につなぐ取組について、委託業者と協定の締結について検討しておられると部長から御答弁をいただきました。高く評価をするところでございます。

先日は、第一生命保険株式会社とのパートナーシップ連携協定の締結ということで、見守りも含めて協定を締結されましたけれども、こういう形で民間の事業者と連携しながら高齢者等の見守りをしていくのは非常に大事なことだと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

以上でこの質問は終わります。

次に、２の（３）モバイル版緊急通報装置の導入についてでございます。

利用者数は年々減少しますが、一方で通報による緊急搬送件数は増加傾向にあると御答弁をいただきました。今後、高齢化の進展に伴いまして単身高齢者世帯はさらに増加すると予想されており、高齢者が安心して在宅生活を継続するために、緊急通報装置は重要性を増すと考えます。自宅に固定電話の設置が条件ということで、大きなハードルになっておりますけれども、近年では、ペンダントを押すだけのシンプル操作で、携帯電話の電波を利用したモバイル型の緊急通報サービスも普及しておりますが、導入の考えについてお聞かせをいただきたいと思います。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 緊急通報装置の利用者には、月に１回程度、電話による安否確認や生活状況の聞き取りを行っており、利用者からは、気兼ねなく相談ができ、安心できるとのお声をいただいております。

しかしながら、詐欺被害防止等を理由に固定電話を解約され、携帯電話のみを利用する方も増えてきており、それが緊急通報装置の利用者減少の一因となっていると考えられます。

第８期せつつ高齢者かがやきプラン策定時に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の中で、充実してほしい高齢者施策について聞いたところ、突然の体調不良時の緊急対応サービスが最も多く、緊急通報装置のニーズの高さは認識いたしております。

今後の高齢化の進展も見据え、高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、固定電話回線以外に対応できる手法の導入といった制度の拡充などを検討し、優先順位の高い施策を効果的に展開してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 どうかモバイル版の緊急通報装置の導入について検討をお願いしたいと思います。

今回、私がこのモバイル版の緊急通報装置の導入について質問させていただきましたのは、ちょっとお借りしてきたんですけども、振り込め詐欺防止の自動録音装置のニーズがすごく多くて、私自身も15台ぐらい、摂津市でつけるのにサポートをさせていただいているんです。これも、固定電話がついているところに中継してケーブルをつけて、電源も取るんですけども、すごく効果がございます。それをつけた電話にさらに緊急通報装置をつけるとなると、これは、停電とかコンセントを抜くと、もう電話自体がつながらなくなったりするんです。で、リセットをしに行くんですけども、緊急通報装置をつけておられて、具合が悪くなったときにセンターにつながらなかったら本当に意味がないと思いますので、今後、工事もありませんで、そういうモバイル版の緊急通報装置をぜひ早期に導入していただくことをお願いさせていただきまして一般質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

○福住礼子議長 南野議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番、市内業者育成における入札についてですけれども、この件は、引退をされた数多くの議員も今まで質問をされてきましたが、改めてお聞きをします。

市は、市内業者の育成についてどのよう

に考えておられるのか、お聞かせください。

2番、市内全域の市民の足の確保についてですけれども、これまでの公共施設の取組として、鳥飼地域においては、交通利便性向上に向け、公共施設巡回バス、通称セッピィ号を運行するなどの取組をしていますが、これまでの公共交通の考え方について見解をお聞きます。

3番で、河川防災ステーションについてですけれども、都市安全確保拠点整備事業の都市計画案に係る説明会が12月8日に終了し、公聴会が12月26日に開催されますが、計画予定地と隣接する住民から、摂津市民の生命を守るためにお役に立ててほしいと用地提供の協力の申出があった場合、用地買収の可能性はあるのか、お聞きます。

4番で、公民館とコミュニティセンターについてですけれども、多くの議員より、別府公民館のときより別府コミュニティセンターにおける使用料が高いという声があり、本会議においても議論がされてきました。現在、味生公民館においては、公民館に代わるコミュニティセンター建設に向けて進められておりますけれども、公民館とコミュニティセンターとの違いについてお聞きをします。

5番、千里丘小学校校舎建て替えについてですけれども、千里丘小学校区の児童の増加の予測に当たり、それに伴う校舎建て替えの進捗状況についてお聞きをします。

1回目、以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 市内業者の育成についての御質問にお答えいたします。

地方自治体の契約は、地方自治法により、一般競争入札を原則として、透明性、競争性、公平性、公正性などを確保する必要があります。

本市の一般競争入札につきましては、基本的に制限付一般競争入札という入札参加資格を市内業者に制限した入札を行っております。

また、指名競争入札を行わなければならない場合につきましては、さきに御説明した制限付一般競争入札と同様に、指名業者については、競争性などの原則や中小企業の受注の機会の確保、案件の難易度等を考慮した上で、市内業者を優先して実施しております。

また、入札に参加できる土木・建築業者の格付におきましては、市として独自に、市内事業者であること、営業年数などの加点項目を設けており、格付ランクが上がった事業者は、より金額の高い工事案件に入札参加できるようになるなど、市内事業者に一定の配慮を行っております。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 これまでの公共交通の考え方についての御質問にお答えいたします。

公共交通とは、不特定多数の人々が利用する交通機関とされており、一般的に、これまでの公共交通は、大量輸送機関の役割分担について、輸送力、輸送距離、速達性、定時性及び経済性などの観点から検討されています。

本市を取り巻く公共交通は、不特定多数が利用するもので、長距離移送に位置するものはＪＲや阪急電鉄が該当し、中距離移送に位置するものが大阪モノレール、近距離をカバーするのが路線バスとなります。

本市において交通ネットワークを考える

場合には、単一の交通機関にだけ頼るのではなく、多様な交通需要に合わせた組合せや役割分担を検討しています。鉄軌道、路線バスが一定整備されている中で、鳥飼地域では、民間の路線バスを補完する目的で、公共施設巡回バス、通称セッピー号を運行するなど、このような観点を基本に、摂津市における公共交通としての地域の課題解消に向け取り組んでおります。

○福住礼子議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 河川防災ステーションについての御質問にお答えいたします。

淀川河川事務所にて整備されます鳥飼地区河川防災ステーションは、淀川の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要なコンクリートブロック等の資材の備蓄や駐車場及びヘリポート等の整備を行うものでございます。

整備する面積は、全体面積として約２万平方メートル、上面面積として約１万３，０００平方メートルとなる予定でございます。淀川河川事務所からは、現在の整備区域で災害時の緊急復旧活動を実施する上で必要な面積は確保できていることから、当該区域以上にさらなる土地を確保する予定はないと伺っております。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 公民館とコミュニティセンターの違いについての御質問にお答えします。

公民館は、社会教育法に基づき、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする社会教育施設でございます。

す。

一方、コミュニティセンターは、公民館で行っている生涯学習活動に加え、地域における市民の交流や自主的なまちづくり活動など多様な活動の場を提供し、地域のコミュニティ推進の拠点となることを目的とする施設でございます。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 千里丘小学校の校舎建て替えに係る進捗状況についての御質問にお答えいたします。

千里丘小学校については、健都での大規模なマンション開発やJR千里丘駅西地区再開発事業などを要因に、児童が大幅に増加すると見込まれております。

以上のことから、令和3年度に小中学校通学区域審議会に諮問させていただき、その答申を基に、通学区域を変更せず、敷地内での建て替えをすることを決定いたしました。現在、基本設計を完了し、実施設計の検討に進んでいるところでございます。

今後につきましては、令和9年度末の新校舎完成を目途に整備を進めていく予定でございます。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目からは一問一答でお願いいたします。

それでは、市内業者育成における入札についてですけれども、指名競争入札において、上下水道の入札における市内事業者の選定方法についてお聞きをしたいと思います。

○福住礼子議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 指名競争入札における市内業者選定方法についての御質問にお答えします。

上下水道部では、入札に係る予定価格に

応じて指名業者数が定められております。

指名業者数は、本市に登録が行われている事業者の中から、当該業種の希望順位を高く登録している市内の事業者から順に、予定価格の金額に応じた必要数を指名しております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 指名競争入札に関しましては、市内業者育成の配慮が不足しているのではないかという声も一部聞いております。今後の市内業者選定における取扱いについて、何かあればお聞かせをいただきたいと思います。

○福住礼子議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 今後の市内業者選定における取扱いについての御質問にお答えいたします。

これまでも、上下水道部の発注におきましては、市内業者育成に配慮して実施してまいりましたが、今後とも、透明性、競争性、公平性、公正性などを損なうことなく、市内業者育成にも十分に配慮して適正な入札事務を執り行なってまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 人事異動で入札事務を行う職員も替わりますので、全職員が市内業者育成の観点を持つよう、その点は意識を徹底していただきますようによろしくお願いしたいと思います。安易な方向に行かないように、事務に手間がかかっても摂津市内の業者育成に努めるのが摂津市職員の務めであると思いますので、これは強く要望させていただきます。よろしくお願いします。

続いて、市内全域の市民の足についてですけれども、市内には、駅や買物、市役所等、日常生活に直結する場所に遠い地域があります。今後、高齢化が進むと今以上に

移動に苦勞をされますけれども、このような地域の市民の移動を含め、今後の公共交通についての考えを伺いたいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 今後の公共交通についての御質問にお答えいたします。

今後は、少子化の進展に伴い、交通需要が従来のように見込めなくなり、また、高齢化に伴い、これまでのマイカーや自転車による市域内近距離移動が困難になる方が増えることが想定されます。そのため、交通政策に対する要請も変化し、これまで公共交通が担っていた大量輸送機関としての割合は縮小し、対して、市域内近距離移動のような交通の利便性向上に対する要請が増してくるものと認識しており、今後は市域全体の近距離移動へのニーズに対応する必要があると考えております。

このようなことから、今年度からスタートした公共交通の在り方検討会では、学識経験者の助言もいただきながら、将来予測や、どんな将来にしたいかを庁内関係課参加者全員で現在議論しており、本市の目指すべき将来像を描き、その上で、求められる公共交通の在り方、方向性をまとめてまいります。

来年度以降、関係機関の方々や市民が参画する法定協議会において、摂津市の公共交通はどうあるべきなのか、また、どうしていくべきなのかをさらに議論していただき、数年をかけて摂津市における持続可能な公共交通の具体化を図ってまいります。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 声として、南別府地域とか別府地域から市役所や駅、千里丘地域の市場や竹の鼻から市役所に移動されるのに大変苦勞されておられます。千里丘地区にはすいすいバスが走っていますけれども、これ

は吹田市の運行であり、他力によるものがあります。千里丘地区の方は市民でありますから、本来なら本市で考えるべきであると思います。摂津市内全ての地域から乗換えなしで市役所に来庁できるようにすべきであり、網目のように全ての市民が市内を不自由なく行き来できるようにすべきであると思います。決まったルートや時刻表がある病院や高齢者施設が運行するバスを市民が利用させていただくとか、施設以外に市民が利用した部分の補助を出していくとか、フレキシブルな公共交通の考えを持っていただきますように検討をよろしく願いたいと思います。

河川防災ステーションについてです。国としては土地を買収することは困難であるということでもありますけれども、高台となる面積を拡大する観点からは、市として買収する考えはないのか、見解を伺います。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 本市における高台まちづくりの考え方でございますが、広域避難が困難である避難行動要支援者等が生命と身体を守ることができる避難場所をまちづくりと一体となって確保することで、その場所からさらに安全な場所に救助・救出できるようにするものでございます。

今般、国が鳥飼地区河川防災ステーションを整備することに合わせ、近接のとりかいこども園についても浸水しない高台として確保する予定でございます。

河川防災ステーションは国の事業ですので、河川防災ステーションの一部としての高台化は困難であります。洪水リスクに伴う浸水しない高台となる場所の確保は市域全域における課題と認識しており、高台化に御協力いただく土地の提供のお話がございましたら、個別にその利用の可能性等

を検討させていただきたいと考えております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 先ほどの答弁で確認ですけれど、河川防災ステーションの件ではなくて、地域全体の高台化であれば場所を検討という考えでよろしいか、改めてお聞きをしたいと思います。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、高台となる場所の確保については市域全域における課題と認識しておりますので、高台化に御協力いただく土地の提供のお話がありましたら、個別にその利用の可能性について検討させていただきたいと考えております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 御答弁いただいて、私は、淀川河川防災ステーションは広い面積のほうが良いと思っています。というよりも、高台は広ければ広いほうが良いと思っておりまして、前にもこの場で上部施設としては消防の鳥飼出張所をとという話もさせていただきました。要望ですけれども、多くの高台を造っていただきますようによりしくお願いしたいと思います。

それと、淀川河川防災ステーションですが、これは河川防災ステーション単体ということですが、例えば全体のタイムスケジュールがなかなか見えてこない。河川防災ステーションは事業者が相手でありますけれども、別の移転先を見つけてからということで、その移転先を見つけてからどのぐらいの期間が完成までにかかるものなのかとか、そういう部分のタイムスケジュールが見えてこないし、また、鳥飼まちづくりグランドデザイン全体のタイムスケジュールで、様々な教育に関してとか交

通に関してのタイムスケジュールはどうかも見えてこない。早急に示していただきますように要望させていただきたいと思います。

続いて、公民館とコミュニティセンターについてです。

市内には五つの公民館がありまして、各公民館では講座や登録クラブ活動など社会教育活動が行われておりますけれども、今後の公民館の管理運営の考え方についてお聞きをしたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 令和元年7月18日に、教育委員会から社会教育委員会会議に対しまして、生涯学習社会における社会教育施設の在り方について、公民館の今後の在り方について諮問がなされ、同年8月26日には、社会教育委員会会議から教育委員会に対して、今後の公民館については、地域課題の解決のための実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進する中心的役割や、地域の防災拠点としての役割を強化するような施設を求める旨の答申がなされました。

同年10月17日に、教育委員会定例会におきまして、答申内容を踏まえ、今後の公民館の在り方については、従来の社会教育施設の枠組みに捉われることのない柔軟な考え方が必要との共通認識に立った上で、老朽化に伴う建て替えなどの機会を捉え、多機能化、多目的化に資する新しい公共施設とすることを方針としております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 御答弁で、令和元年の答申ということで、もう既に建築されてから30年以上たっているわけでありまして。新鳥飼公民館や鳥飼東公民館をコミュニティセン

ター化していくのか、将来、千里丘公民館とか安威川公民館もコミュニティセンター化していくのか、新鳥飼公民館や鳥飼東公民館は公民館のままで進めていくのかですけれども、市民の声としては、公民館と変わらぬ使用料で飲食ができるスペースが欲しいというのが望みであって、コミュニティセンターであつたら安価な使用料に、公民館であれば飲食ができるスペースの設置が望みということでありますから、30年以上たっていますし、将来の公民館とコミュニティセンターの在り方を今後議論すべきときだろうと思います。これは要望としますので、よろしくお願いします。

続いて、千里丘小学校の校舎建て替えについてですけれども、完成が令和9年度ということではありますが、その間の児童や教育活動に対してどのような影響が出てくるのか、どう考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 千里丘小学校は、敷地内での建て替えをするため、解体、仮設校舎の建設、本校舎の建設など、工期が長期間にわたり、児童や教育活動への影響も少なからず生ずるものと認識をしております。特に、運動場につきましては、仮設校舎の建設、工事ヤードの確保などにより狭くなるため、運動会などの学校行事や体育の授業への影響があると思われますが、学校と工事工程等を共有化し、児童の安全面を第一優先としつつ、学校行事や体育の授業への影響を最小限に抑えるよう検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 基本設計が完成したとのことですが、どのような配置になっているのか、お聞かせいただきたいと思いま

す。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 千里丘小学校は、現在、敷地内の北側に校舎を配置し、南側に運動場がございますが、建て替え後も現在と同じ配置とするものでございます。これは、南側に運動場を配置することで、教室内に多く光を取り入れるなど、快適な教育環境を確保するためでございます。

建て替えに関する概要につきましては、まずは千里丘小学校の学校関係者に周知し、令和5年1月以降、PTAや地域の方への周知、また御説明を行っていきたいと考えております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 運動場の件は、恐らく代替で活動されるところは探されていると思いますが、児童の体力の低下が危惧をするところでありまして、そこは授業のカリキュラムをうまくしていただいたりとか、また、児童の体力が低下していないか、やっぱりそれは常日頃から測っていただくことも必要かと思っておりますので、よろしくお願いします。

少し運動場の代替として離れるかも分かりませんが、例えば明和池公園とか、山田川の運動広場とか、市場池公園とか、近隣の事業所とか大学のグラウンド、もしくは吹田市内の学校とか、いろんな利用を模索していただいて、児童に影響のないように考えていただきますよう、これは強く要望したいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

○福住礼子議長 森西議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時41分 休憩)

(午後3時 5分 再開)

○福住礼子議長 再開します。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 今年最後の一般質問ですので、より御丁寧な御答弁をお願いいたします。

それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目、政府の令和4年度第2次補正予算を受けた本市の取組について、4点お伺いします。

1の(1) 出産・子育て応援交付金の活用で伴走型の子育て支援及び、10万円相当の子育て支援策については、初めに、本市におけるゼロ歳から2歳までの子育て支援策についてお答えください。

1の(2) 保育の受け皿整備については、明年4月から保育所一斉申込みの状況と待機ゼロに向けた取組についてお答えください。

1の(3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額について。

初めに、市民向けの支援策について、これまでの議論と今後の取組についてお答えください。

1の(4) 地方創生臨時交付金によるLPガス料金支援について。

国から通達が届いていると思いますが、その内容についてお答えください。

次に、2番目、孤独・孤立対策の実施についてですが、先日、厚生労働省の自治体オンライン研修「孤独・孤立対策推進等のための人と人との『つながり』を実感できる地域づくり」を受講された後に、本市の認識及び大阪府内での取組についてお答えください。

次に、3番目、民生児童委員の欠員をな

くして、地域福祉の向上を目指すことについて。

1回目に、12月の委嘱式での欠員状況についてお答えください。

次に、4番目、LGBTの同性パートナーシップ宣誓制度の導入についてですが、以前に令和元年第2回定例会の一般質問で取り上げさせていただきましたが、その時点では大阪市、堺市、枚方市等が導入された程度でしたが、北摂各市での状況が変わってきたように聞いています。大阪府内の導入状況についてお答えください。

次に、5番目、職員の健康づくりの取組についてですが、1回目に、これまで庁舎で3時に流されている体操の取組についてお答えください。

次に、6番目、災害に強い摂津市の構築について。

(1) 地区防災計画策定の本市の考え方について、(2) 避難所開設訓練と避難所運営マニュアルの作成について、(3) マイタイムラインの普及活動について、それぞれお答えください。

次に、7番目、千里丘ガードの歩道が暗い問題についてですが、千里丘ガードの歩道部分は、日中に外からトンネル内に入ったときに暗く感じることに、長い坂で自転車のスピードが出ることによる危険性について、これまで多くの市民から声をいただいております。市としての認識についてお答えください。

また、先日、11月9日の早朝に、女子高校生運転の自転車と歩行者が衝突し、救急搬送されるところを目撃しましたが、その事実確認と、それ以前に起こった事故についても併せてお答えください。

次に、8番目、建物解体時に地域が大きく揺れることに対する事前の近隣説明等を

定める条例制定についてですが、解体工事に入る前に行う手続についてお答えください。

以上、1回目です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 本市のゼロ歳から2歳までの施策ということで、主に妊娠期から乳幼児期までの施策についてお答えいたします。

子育て世代包括支援センターの設置以降、母子保健に関する事業として、令和2年度に、産後の母体の回復状況の確認を行う産婦健診、医療機関での宿泊やショートステイによる心身のケアを行う産後ケア、子育て経験者等のヘルパー派遣による育児の助言・サポートを行う産前産後ヘルパー事業を新規に実施いたしました。

また、令和3年度には、妊娠はするものの出産に至らず、流産を繰り返す方への不育症治療費助成金の創設や、聴覚障害を早期発見・早期療育につなげることを目的とする新生児聴覚検査費補助を新規に実施、さらに、令和4年度には、産後ケア及び産前産後ヘルパー事業の利用可能期間を1年に延長するとともに、小児性弱視の見逃しを防ぐことを目的とし、視力屈折検査機器を導入したところでございます。

これら様々な母子保健施策を必要とされる方にしっかりと提供することで、乳幼児や妊産婦の支援に努めるとともに、保健師による多胎児世帯やひとり親世帯といった育児負担が重なり身体的・精神的な側面での負担が大きい保護者への寄り添った支援も併せて実施してきたところでございます。

続きまして、保育の受皿整備の状況とい

うことで、令和5年4月の保育所等に係る入所申込みの状況についてお答えいたします。

令和5年4月の保育所等の一斉申込みにつきましては、10月に申込みをいただき、11月に面談を実施してきたところでございますが、申込者数は739名で、昨年度の申込者数714名と比較すると25名の増加となっております。年齢別で見ると、特に待機児童の大半を占める3歳未満において、ゼロ歳児で21名、1歳児で8名、2歳児で13名、合計42名、申込者数が増加しております。地域別では、安威川以北地域で36名の増加、安威川以南地域では11名の減少となっております。

本市におきましては、これまでから計画的に施設整備を行っており、今年4月の就学前児童数に対する保育所定員の割合は53%を超え、北摂においては最も高く、本市を除く北摂6市の平均よりも約10ポイント高くなっております。しかしながら、安威川以北地域での人口増加に加え、申込み率も上昇していることから、待機児童の解消には至っておりません。

現在、せっつあそびまち遊育園において、保育定員を設けるための園舎建て替えを行っておりますが、今年度公募していた小規模保育事業については、整備には至っておりません。引き続き待機児童解消に取り組んでまいります。非常に厳しい状況にあると認識をしております。

○福住礼子議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 市民向けの支援策についてのこれまでの議論と今後の取組についての御質問にお答えいたします。

市民向けの支援策につきましては、これまで、ひとり親等の支援や水道使用料の減

免など様々な対策を実施してまいりましたが、その後も新型コロナウイルス感染症や物価高騰で市民の暮らしを取り巻く環境が大きく変化していく中、様々な要望があり、こうした要望に迅速かつ効果的に応えていくためにどのような取組がよいのかを検討してきたところでございます。

現在実施中のプレミアム付商品券事業は、多くの市民の家計を支えるとともに、市内事業者の支援にもつながり、非常に効果的な取組であると考えております。一方で、こうした取組でも支援が行き届かなかった中小事業者を支えるとともに、物価高騰の中、負担上昇分を価格等に転嫁できない福祉事業者等への支援も改めて必要であると考え、本定例会において事業者支援の取組を提案させていただいております。

今後の支援策につきましては、現在の取組の効果を検証し、引き続き物価高騰が続く中で市民の暮らしや市内の経済活動等を注視し、決定してまいりたいと考えております。

続きまして、L P ガス価格高騰による負担を軽減する支援策についての御質問にお答えいたします。

L P ガスにつきましては、令和4年11月8日付で、内閣府及び経済産業省から、L P ガス価格の上昇抑制に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用するため、同交付金の推奨事業メニューの見直しを行った旨の事務連絡が発出されております。国から示された事業例としましては、消費者向け事業としまして、L P ガス利用者からL P ガス料金の領収書を提出してもらい、前年同時期と比較した価格上昇分を補填する給付金制度や、L P ガス利用者向けに地域で活用できる商品券をL P ガス事業者が検針の機会などに配布する取

組が示されております。また、企業向けの事業としましては、1事業者当たり一定額、例えば10万円を支給する取組や、中小企業が投資するL P ガス消費設備の新規設置等に補助する制度が示されております。

続きまして、パートナーシップ制度の導入について、大阪府内の状況についての御質問にお答えいたします。

社会の中で性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることを求める機運が徐々に高まる中で、大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度のように、行政として、性的マイノリティー当事者がお互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する制度を導入する自治体が増加傾向にあると認識しております。大阪府内では、大阪市、堺市、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市、交野市、池田市の9市が既に導入されており、吹田市が次年度より導入されると聞いております。

続きまして、これまでの職員の健康のための体操の取組についての御質問にお答えいたします。

平成18年度に、健康せつつ21に基づき、市民の健康づくりや介護予防を推進するため、摂津市独自の体操である摂津みんな体操三部作を考案し、まちぐるみで健康づくり運動の展開を図ってまいりました。

一方、職場での体操につきましては、当初、職員の健康増進を目的として、15時のみ庁内放送で音楽を流して実施しておりましたが、健康せつつ21庁内推進委員会におきまして、健康づくり運動の一環として、摂津みんな体操三部作のうち、のびのび元気体操を職場体操として取り入れる

とともに、始業前におきましても庁内放送を実施し、推進してきたところでございます。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 国・府における孤独・孤立対策についての認識・取組事例についての御質問にお答えいたします。

孤独・孤立の課題につきましては、長引くコロナ禍の影響により、より一層深刻な社会問題となり、自殺者増加などにつながっていると考えられることから、国においては、孤独・孤立対策担当大臣が指名されるとともに、内閣官房に担当部署が設置され、政府一体となって取り組む体制が整えられたところでございます。加えて、令和3年12月には、孤独・孤立対策の重点計画が策定をされております。

大阪府においても、国の動向を踏まえて、大阪府孤独・孤立公民連携プラットフォームが設置されるとともに、孤独・孤立をテーマとしたフォーラムが実施されるなど、取組に着手されているところであると認識をいたしております。

続きまして、民生児童委員の12月の委嘱式時点での欠員状況についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、民生児童委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受けた非常勤特別職の公務員であり、地域住民の立場に立って、生活上の心配事や困り事などの相談に応じるとともに、その課題解決のため、行政や関係機関へのつなぎ役として、地域福祉における重要な役割を担っていただいているところでございます。

令和4年は改選の年となっており、12月1日に実施した一斉改選においては、令和4年12月1日から令和7年11月30

日までの3年間の任期を担う114名の新たな民生児童委員の選任が行われたところであり、定数145名に対しての欠員数は31名となっております。

○福住礼子議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 地区防災計画策定の考え方についての御質問にお答えいたします。

地区防災計画は、平成25年の災害対策基本法改正で創設されたもので、一定の地区内の住民や当該地区に事業所がある事業者が、その区域における命を守る防災を推進し、防災力の向上を図るために、共同して防災訓練の実施や高齢者等の避難支援体制の構築など、自発的な防災活動を推進していただくための計画でございます。住民等から地区防災計画を策定したいという要望があれば、市といたしましては、ワークショップの開催等、地区防災計画を作成するための活動を支援してまいりたいと考えております。

また、本市の高い水害リスクを踏まえ、自治会が洪水時の避難の在り方や避難行動要支援者の避難時の支援について検討し、その結果を地域の状況が分かる程度の縮尺の地図に記載する地域版防災マップを作成していただいております。地区防災計画は、地震も洪水も、できればあらゆる災害を対象に、住民も事業者も含めて地域コミュニティの防災力強化のために作成いただき、その計画は摂津市の地域防災計画にも反映し、市としても、地区の防災対応を前提に地域の防災力向上を図ってまいります。

続きまして、避難所運営訓練の実施と避難所運営マニュアルの作成についての御質問にお答えいたします。

現在は、避難所の開設・運営を職員が行

っておりますが、南海トラフ地震等の大規模災害発生時を想定しますと、現在の職員のみで全ての避難所を適切に運営していくことは困難になる可能性があると考え、今後は、防災サポーターをはじめ、地域の皆様にもできるだけ避難所の運営についてお手伝いいただきたいと考えております。

防災サポーターや地域の皆様にも避難所の運営をお願いするためには、避難所において発生するであろう、避難者との役割分担や避難者同士が円滑な避難所生活をするためのルールづくりなどの協議事項を取りまとめたマニュアルを整備する必要があると認識しております。

地域の皆様向けの避難所運営マニュアルの作成につきましては、防災サポーターの皆様にも御協力いただき、本市の職員向け避難所運営マニュアルや内閣府作成の避難所運営ガイドラインを参考に、実効性のあるマニュアルを作成してまいりたいと考えております。

地震時の避難所の開設・運営訓練につきましては、避難所運営マニュアルの作成に合わせて、来年度以降、計画的に実施できるよう検討を進めてまいります。

続きまして、マイタイムラインの普及活動についての御質問にお答えいたします。

マイタイムラインの作成は、市民お一人お一人に御自身の住まわっている地区の環境や水害リスクを改めて認識していただき、お一人お一人の置かれた状況に合った避難に必要な情報の収集方法、それに基づく判断基準、そして、適切な命を守る行動につなげていく非常に重要な活動であると認識しております。これは、本市が推奨する浸水しない地域への広域避難を多くの市民の皆様が確実に実施していただくために大変重要であると考えております。

マイタイムラインの普及につきましては、本年3月に作成方法等を記載した防災ブックを全戸配布させていただいたり、今年度から、つどいの場や福祉団体、福祉事業者などの集まりに参加し、マイタイムラインの必要性や作成方法について御説明させていただいたり、広く市民の皆様の目に届くよう努めてまいりました。また、本年8月と10月に、防災サポーターの皆様を対象としたマイタイムライン作成研修会を開催し、地域の皆様に普及していただくようお願いしたところでございます。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 千里丘ガードの危険性に対する市の認識及び11月9日の自転車と歩行者との接触事故の事実確認とそれ以前の事故についての御質問にお答えいたします。

千里丘ガードは、JR千里丘駅南側で鉄道線の地下を横断する府道正雀停車場線の一部で、大阪府茨木土木事務所により、平成21年9月、対面通行の2車線の車道と両側の歩道が整備されたものです。道路幅員は31メートル、車道4.5メートルの対面通行、自歩道3.25メートルを両側に配置する構造で、ガード前後の坂路分の歩道勾配は、現道とのすりつけのため8%となっており、道路構造令に基づく条例及び大阪府福祉のまちづくり条例により整備されております。

11月9日の事故につきましては、市は議員からの連絡を受けて初めて知ったところであり、摂津市消防署へ確認しましたところ、千里丘ガードの歩道部では平成30年からの5年間で5件の救急出動事案が発生しており、そのうち自転車と歩行者の接触による負傷事故は本件を含め2件と聞い

ております。

なお、議員が御指摘の勾配のある坂道であることとガード内外での明暗や明るさの違いがあることは認識いたしております。道路管理者の茨木土木事務所に問い合わせたところ、現地を再度確認したが、歩道照明を設置し、車道側には明かり窓も設置していることから、トンネル内の照度を上げるなどの対策は必要ないと判断していると聞いております。

また、交通管理者の摂津警察署へも確認しましたところ、過去5か年の事故件数は僅かであり、千里丘ガードが特別に危険な箇所としては認識していないが、千里丘交差点から三島二丁目交差点までの区間を自転車指導啓発重点地区及び路線と位置づけており、街頭啓発活動や交通指導取締りを強化していると聞いております。

本市としましては、今後も引き続き、自転車通行マナーの啓発活動等を摂津警察署と合同で行ってまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 建物の解体工事を行う前に必要な手続についての御質問にお答えいたします。

建物の解体工事が特定建設作業に当たる場合には、騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の規定に基づき、解体工事の開始前に市長への届出が必要となります。

特定建設作業は、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生させる作業で、くい打ち・くい抜き機、削岩機等を使用する作業が該当します。

建物の解体工事は、建設業法上、建設工

事に該当し、また、解体には一般的にくい打ち・くい抜き機、削岩機等が使用されることから、通常、特定建設作業に当たり、先ほどの届出が必要となります。

具体的な届出の手続として、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに特定建設作業実施届出書を市長へ提出する必要があるとございます。当該届出書には、騒音または振動の防止の方法を記載する欄があり、届出時にその内容を確認し、施工業者の騒音・振動の対策を確認しております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 御答弁ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。これからは一問一答で行いますので、お願いします。

まず、1の(1)子育て支援策につきましては、本市では、早期に子育て世代包括支援センターを開設され、各サービスも充実してきていると思いますが、このたびの出産・子育て応援交付金の事業目的とその内容について、先ほど来答弁がありますけれども、改めて御答弁をお願いしたいと思います。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 国の第2次補正予算として成立いたしました妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施となる出産・子育て応援交付金事業についてでございます。

本事業につきましては、北摂各市の考え方、状況を鑑み、本日、議案として提出をさせていただいているところでございます。

核家族化が進み、地域のつながりも希薄

となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を目的としたもので、妊娠届出時より、妊婦や、特にゼロ歳から2歳の低年齢児の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産・育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援として、10万円相当の給付を一体的に実施する事業とされております。

本市では、現在未実施である妊娠期8か月頃の面談と10万円相当の給付について行う必要があると考えております。10万円相当の給付については、現金支給のほか、先進自治体で既に実施されているクーポンの支給により、子育て関連商品を購入していただく手法もございます。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 この質問につきましては、次に上がってきます令和4年度一般会計補正予算（第8号）に関わりますので、その中で質問させていただきたいと思います。

次に、1の（2）ですけれども、保育所についてです。

2歳以下の増加でさらに厳しい状況が予想されます。しかも、今年の小規模園の募集につきましては、結局不調に終わりました。今後は、既存の保育園も増員に努力をいただけるそうですが、令和5年度で小規模園募集を何としても成功させ、待機児童が早期に解消されることを強く要望いたします。

さて、保育の受皿整備には、保育所のI

CT化を推進し、保育士の業務負担軽減を図り、保育人材の確保を進める支援メニューもあります。導入についての考え方及び市内保育所の実情と併せてお答えください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 国の補助事業であります保育所等におけるICT化推進事業は、保育業務の支援システムを導入することで、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備することを目的としており、機能といたしましては、保育に関する計画の作成支援や、園児の登降園の管理、保護者との連絡機能などがございます。

本市では、平成28年度に、システム導入を希望する園に対し、国の補助金を活用しながら導入支援を行ってきたところでございます。令和4年度第2次補正予算では、登降園の管理システム促進のため、令和5年度末までの時限的措置として補助率のかさ上げを行うことが示されております。平成28年度に導入を見送った園と平成29年度以降に開設した園において、システム導入の意向を確認するとともに、平成28年度に補助金を活用して導入した園も約6年が経過していることから、更新の意向も伺っております。このような状況も踏まえながら、保育業務支援システムの導入支援について検討をしております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 答弁にはありませんでしたけど、肝心の公立保育所がまだ導入されていないということでございますので、ぜひともICT化で保育士の業務負担軽減を推進されるよう強く要望したいと思います。

また、おむつの持ち帰りについても保育士の負担増になっております。明年から公

立保育所では廃止を検討されているようですが、一部民間園でも残っているようなので、そちらもしっかり働きかけていただくことを要望しておきたいと思います。

次に、1の(3)物価高騰策についてですが、第3回定例会でも申し上げましたように、プラチナプレミアム商品券第2弾の発行を中心に、市民に一番効果のある支援を強く要望いたします。

次に、1の(4)LPガス料金支援については、今のところ大阪府も対応しないようです。市内にも少なからずLPガス利用の市民がおられる中で、不公平感が発生しないことが重要だと思います。今後は、LPガスの値上がり状況に注視し、支援が必要な場合は市独自の実施もお願いし、要望といたします。

次に、2番目、孤独・孤立対策では、声を上げやすい、声をかけやすい社会の構築が重要と思いますが、どのように推進されていくのか、お答えください。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 国の孤独・孤立対策の重点計画におきましては、支援を求める声を上げやすい社会とする切れ目ない相談支援、つながりを実感できる地域づくり、NPO等の活動支援、官民・NPO等の連携が基本方針として掲げられているところでございます。

また、これら基本方針に基づく取組として、各省庁、各行政分野を横断した具体的な取組項目が整理されるとともに、有識者による分科会が設置され、検討が行われているところでございます。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 今後、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが進められていくこ

とになると思いますが、本市の現状についてお答えください。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 国においては、孤独・孤立対策の重点計画における基本方針に掲げられております官民・NPO等の連携強化の観点から、令和4年2月に全国的な相談支援機関やNPO等の連携の基盤となる孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが設立されております。加えて、令和4年度の取組として、御質問の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを推進するため、効果的な連携の進め方のモデルの開発に取り組まれている状況であると認識をいたしております。

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの取組を踏まえた本市におけるNPO中間支援組織の育成・連携につきましては、国のモデル事業の動向を注視するとともに、庁内関係部局とも連携・情報共有を図り、検討を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それぞれの対象者に対して様々に課題があると思いますが、国が示される方針に従って、本市では今後どのように取り組んでいかれるのかについてもお答えいただきたいと思います。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 国によって進められている孤独・孤立対策につきましては、議員も御質問のように、現在進めております重層的支援体制の整備の取組と多くの部分が重なるものであると認識をいたしております。

本市といたしましては、まず、重層的支援体制の整備の柱となります相談支援、地域づくり、参加支援を推進していく中で、

併せて孤独・孤立対策についても取組を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 私は、第2回定例会で貧困対策のプラットフォームについて、第3回定例会では重層的支援体制についてのプラットフォームについて、今回は孤独・孤立対策のプラットフォームについて一般質問させていただきましたけれども、全てが連動した取組になります。そして、ポイントは、それを担う社会福祉協議会の組織の強化・充実と人材育成の待ったなしの取組、そして、民間団体の育成とそれを担う中間支援組織の存在であると思います。様々な課題があると思いますけれども、大胆かつ慎重に取り組んでいただきたいと思います。私も微力ながら協働してまいりたいと思っております。

さて、様々な課題の中で、ひきこもり問題は最も深刻であると思います。実態数も分かっておりません。相当数が存在すると思います。現在、団塊世代が後期高齢世代に入りましたけれども、2040年問題と言われる90歳を迎える頃には、親が亡くなることで8050問題は数多く発覚してくることを懸念しています。ひきこもりに対する本市での今後の方向性、また実態の把握、具体的な取組についてお答えください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 ひきこもり等についての御質問にお答えいたします。

本市では、生活支援課の生活困窮者自立支援相談の窓口において、庁内関係課や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、相談を行っておりますが、これまで受けた相談の中には、家庭の中で抱え込んでおられた事例も多く見られ、より早期に把握して

支援につなげることが大切であると考えております。

また、ひきこもりの事例は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えておられ、特に8050問題では、高齢の親と中高年のひきこもりの方が複合的な課題を抱えておられることから、一つの部署だけでは解決が困難であり、様々な機関による支援が必要となっておりまして、早期の把握、複数機関による支援を実施していくためには、庁内関係課のみならず、民間を含めた連携体制が不可欠であり、重層的な支援体制の整備と併せて、ひきこもりの支援の取組を進めていくことが重要であると認識しております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 市内におきましても、親が亡くなり、年金が止まると困るために死亡届を出せないという事案がありました。こうしたことはこれからも増えてくると予想されます。そうした意味からも、もう待ったなしで体制を整えていくことが求められます。人材が育つのを待っていただけません。まさに走りながら人を集め、育成を進めていくイメージが必要です。社会福祉協議会は、今、積極的に変わろうとしていると思います。市として前向きで具体的なアクションを起こしていただくことを強くお願いし、要望いたします。

次に、3番目、民生児童委員についてですが、御答弁にありますように、課題解決のため、行政や関係機関へのつなぎ役として、地域福祉における重要な役割を担っていただいております。一人も欠けずにおられることが基本であり、欠員が出ることで地域福祉を強化する上での盲点になりかねません。2月の追加委嘱に向けた取組についてお答えいただきたいと思います。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 12月の一斉改選以降につきましても、2か月ごとに随時委嘱することができるため、引き続き、地域の様々な方の御協力を得ながら、欠員地区における民生児童委員の確保に努めているところでございます。

具体的な取組といたしましては、周辺地域を担当する民生児童委員や当該地域の自治会長、また、社会福祉協議会などに候補者の推薦をお願いいたしております。

なお、候補者としてお名前が挙がった方には、個別に訪問し、制度説明等を行っておりますが、全ての欠員の補充には至っていない状況でございます。現段階におきましては、2月に7名、4月に1名の追加委嘱を予定しており、令和5年4月1日には122名の委嘱を見込んでいるところでございます。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 御答弁ありがとうございます。

令和5年4月1日で122名となる予定ということなので、それでも23名の欠員になります。今後、欠員をゼロにするための取組と抱負についてお答えいただきたいと思います。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 民生児童委員は、地域福祉の推進や重層的支援体制の整備を進める上でも地域における重要な存在であり、欠員の補充は喫緊の課題であると認識をいたしております。

また、少子高齢化や社会情勢の変化などを背景とした民生児童委員の担い手不足に対応するためには、負担軽減が必須であると考えており、民生児童委員と連携し、事業の必要性の精査や簡素化などの取組を進

めているところでございます。

あわせて、欠員の補充を行うことも一人当たりの負担を軽減することに直結するため、引き続き、地域の方々の御協力をいただきながら、大阪府民生委員児童委員協議会連合会を担当する大阪府社会福祉協議会との連携を図り、他市における先進事例なども参考にして、定数の委員確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。先ほど御答弁にありましたように、民生児童委員は、今後進めていく重層的支援体制や、先ほどの孤独・孤立対策などを進めていく上で、地域における重要な存在であることから、担当課以外も、市長を筆頭に、我々議員も含めてオール摂津で取り組むべき最重要課題であることを強く申し上げておきたいと思います。

次に、4番目、同性パートナーシップ宣誓制度の導入についてですが、令和元年の答弁では、今後は、性的マイノリティーの方々が安心して暮らせるように、窓口対応マニュアルの整備とか職員研修の充実、市民向けの講座の開催、先進自治体での事例の調査・研究を行っていくとありました。その後どのようなようになったのか。また、北摂で3市が導入することもあり、本市におきましても、人間基礎教育の心意気を示すためにも、同性パートナーシップ宣誓制度を導入することについて改めて問いたいと思います。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 近年、性の多様性、LGBTという言葉がよく使われるようになりました。性というのは、身体の性、心の性、性的関心の向かい方など、一人一人違いがあるものでございます。しかし、その

違いを理由に偏見にさらされ、無理解な差別を受け、生きづらさや不安を抱えている人がおられます。性的指向や性自認などにかかわらず、個人の意思や行動が尊重される社会の実現が求められているところでございます。

摂津市では、令和2年には、行政職員として性の多様性を尊重した対応が求められることから、摂津市女性政策推進研究会において性の多様性に関するハンドブックを作成いたしました。地域に根差した人権協会では、令和2年度、令和3年度と2か年にわたり、LGBT等の性的少数者の問題を重点的に取り組むテーマとして掲げ、市民向けセミナーなど学習会を実施いたしました。

また、第4期摂津市男女共同参画計画において、男女共同参画社会に向けての意識形成として、性的指向と性自認の多様性に関する理解の増進と当事者が抱える問題解決に向けた取組を推進することを明記しております。

大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度において、本市在住の性的マイノリティー当事者もこの制度の対象ですが、本来、制度構築に当たりましては、性の多様性について社会的理解が進む中で、広範囲にわたる法整備が必要であると認識しており、国において議論されるべきものと考えております。

本市といたしましては、計画に明記しておりますことから、性の多様性に関する理解の啓発を行い、引き続き国の動向などを注視してまいります。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 本市としましても、改めて早期に導入を強く求めておきたいと思います。

次に、5番目、職場体操についてです。

以前は違う体操が流されていましたが、以前は違う体操が流されていましたが、委員会でも変えてもらうように質問した記憶があります。その後、各課に体操責任者を決め、推進をされましたけれども、結局定着しませんでした。今でも私も含めてほとんどの人がやらなくなっていることに気づきました。もう一度仕切り直して、健康と仕事の効率、集中力を高めるために全員が実施すべきだと思いますが、お考えをお答えください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 体操につきましては、始業前と15時に流れるのびのび元気体操を全職員が実行することについて、以前は行っておりました。現在15時の体操につきましては、体操を導入した当時は、現在廃止しております休息時間が設けられており、この時間を活用して体操を行っている状況でございました。また、特に窓口業務の多い職場では参加しづらいという状況もございました。ただ、体操への意識が低下しているのも事実でございます。改めまして、市職員の健康づくりのため、労働安全衛生委員会を通じて周知し、各事業場から職場に対して職員の健康意識の向上を推進していただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 もう一度各課に推進責任者を決めていただいて、徹底して取り組んでいただきたいと思います。これは朝も流れていますので、夕方が難しい人は朝にやるとかの形で分けてやっていただき、私もあしたから頑張りますので、よろしく願います。

職員の健康づくりにつきましては、運動

以外にも食育や健診、それからストレスからの心のケア、特に最近ではメンタルに課題を抱える職員が増えているように感じます。先ほどの答弁で健康せつつ21市内推進委員会の存在に触れられていますけれども、中には、健康経営推進計画というのを設定されまして、限られた職員の中で効率的な行政運営の実施をする、また、定年延長による職員の高齢化への対応、職員のワーク・ライフ・バランスの充実、意欲向上につながる取組の実施といった課題の解決を図られている自治体もあります。本市の取組の考えについてお答えください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 お答えいたします。

全国的に少子高齢化による働き手不足が進む中、職員の健康づくりに取り組み、生産性向上を目指す経営手法を取る自治体が増えてきております。本市におきましても、職員の健康課題の把握と必要な対策の実施といたしまして、労働安全衛生委員会における職員の健診受診率100%となる環境づくりの推進や、人事課における受診勧奨の取組、ストレスチェックの実施等を進めております。

また、心の健康づくりでは、平成27年度に第1次摂津市職員の心の健康づくり計画を、令和2年度に第2次計画を策定し、本市におけるメンタル・ヘルスケアを実施してまいりました。取組内容といたしまして、一次予防である職場のストレス要因の把握やセルフケアの強化として、労働安全衛生委員会の活性化やストレスチェックの受診による把握等を進めております。二次予防は早期発見や早期対応でございますが、日常的に部下に接する管理監督者を対象としたラインケア研修の実施や、長時間勤務職員への産業医面談指導等を行ってお

ります。

職員が健康で生き生きと働くことで、その能力を十分に発揮し、業務を効率的かつ的確に遂行していけるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。様々な取組をお答えいただきましたけれども、本市としましても、先ほど言いました健康経営戦略の取り入れを一度考えていただきたいと思います。これは要望とします。

次に、6番目、災害に強い摂津市の構築についてです。

1番目の地区防災計画策定については、答弁をいただきましたように、地域住民が自発的に地域に合った防災計画を作成するもので、市の協力の下、作成され、市により指定されるものです。この取組は既に全国展開されています。長野県の千曲川氾濫で死者二人だった長沼地区は、モデルとして作成をされ、遺憾なく災害に対応できたとされています。

私は、先ほども答弁にありました地域版防災マップ作成の取組は、水害に対する地区防災計画であると理解しておりましたけれども、厳密には少し違うようです。先ほどの答弁では今後改訂作業を進めていくとありましたので、その段階で地区防災計画にグレードアップをしていただきたいと思います。

また、一方で、水害地域の作成の見通しがある程度立ってきた今、次は地震に対する計画に取りかかる時期が来たと思っています。具体的には、水害リスクの少ない地域において、モデル的に地震の地区防災計画策定の取組を推進していくことを要望したいと思います。

2 番目の避難所開設訓練と避難所運営マニュアルの作成については、非常に前向きな御答弁をいただきました。避難所運営マニュアルは、自主防災会ごとに関係者で作ることが大変重要です。そして、それを検証するためにも、避難所開設訓練を実施するたびにブラッシュアップしていくことが重要です。去る 12 月 4 日に三宅地区自主防災会で避難所開設訓練が行われましたけれども、このことについてどのように評価されているのか、お答えいただきたいと思っています。

3 番目、マイタイムラインの普及については、以前には、下館河川事務所が作成いたしました逃げキッドというマイタイムラインをつくるツールを取り寄せまして提案させていただきましたけれども、そういうことがあって今回防災マップに取り入れていただいたものと自負をしています。これからは防災サポーターにより普及する段階に入っていくと思いますけれども、どのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思っています。

○福住礼子議長 まず、2 番目について答えていただきます。総務部理事。

○辰巳総務部理事 三宅地区の自主防災訓練の評価につきまして御答弁いたします。

三宅地区の自主防災訓練は、東南海地震の発生を想定した訓練で、避難所開設時の避難者の受入れやプライバシー保護テントと段ボールベッドの組立てなどの訓練を実施されました。特に、テントなどの組立て訓練では、参加者全員がお互いに協力しながら作業され、災害時の避難所の仕組みについて御理解いただけたのではないかと考えております。

また、地区の防災サポーター 5 名も参加されており、自主防災会との連携した訓練

は、今後、避難所運営に市民の皆様にご協力いただけたための大きな布石であったと考えております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 避難所訓練について、今回実施された三宅地区自主防災会の会長は大変意識が高く、しっかりとした避難所開設訓練を企画・実施されていたと思います。今後、先ほどの避難所マニュアルを作ることと併せて、この避難所開設訓練を各自主防災会でも実施・展開していただきますように要望したいと思います。

また、地区防災計画の策定についても質問しましたが、避難所は小学校だけではありません。できるだけ地域の実情に合った計画を作成して、そして、小学校以外の避難所でも開設訓練ができるように要望しておきたいと思います。

○福住礼子議長 3 番目、マイタイムラインについて、総務部理事。

○辰巳総務部理事 マイタイムラインの普及活動につきまして御答弁いたします。

先ほど御説明しましたとおり、防災サポーターを対象にマイタイムライン作成研修会を開催しましたところ、防災サポーターに登録しております 103 名中 48 名の方に御参加をいただきました。今回の参加率は 50% 弱でしたが、住民への説明用資料や指導方法など、御参加いただいた防災サポーターの御意見を伺いながら、よりよいものにして、来年度以降もこの研修会を継続して開催してまいります。

また、今後は、自治会や自主防災会などと調整し、実施が可能な地域から、地域の皆様を対象にマイタイムライン作成講習会を開催するなど、マイタイムラインの普及促進に向けた環境づくりに取り組みますとともに、防災サポーターの皆様には、この

ような講習会の講師となつていただき、御指導いただきたいと考えております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。実際はそれを実現するにはかなりハードルが高いと思いますけども、これはしっかりとお願いしたいと思います。私も頑張りますから、よろしくお願いします。

最後に、防災士である森山市長に対しまして、災害に強い摂津市の構築について、本市の課題、取組を踏まえて、総括的に抱負をお答えいただきたいと思います。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 本年最後の一般質問ということで、藤浦議員から安全・安心についてのお問いでございます。

もう何度も言っていますけれども、今年はやっぱり新型コロナウイルス感染症に始まり新型コロナウイルス感染症に終わってしまった、そういう話を何度もしております。丸3年、このままいきますと4年目に突入いたします。そういうことで、この新型コロナウイルス感染症によって、丸3年間、あれもやめとこ、これもやめとこ、各地区での行事、イベント等々はほとんど行われなかったと思います。

私はどこへ行ってもそのことばかり話してきたと思うんですけども、やっぱり一番気になりますのは地域のつながりなんです。私は、今年の1年を振り返って、漢字一文字は何やと言われたときに、去年も同じことを言ったと思ったんですけど、やっぱりつながりという言葉が出てきてしまったんです。それほど、この新型コロナウイルス感染症により、この訓練もそうなんですけれども、日頃一つ一つ皆さんで積み重ねてきていただいたつながりが希薄になりにかけていることは間違いありません。今

までリーダーとして、世話人として一生懸命頑張ってきていただいた方も、この3年の間に勇退されている方もかなりおられるようでございます。マンパワーだけでなく、全てにおいて弱体化してしまったということで、安全・安心の基本であるつながりの希薄さが非常に気になるところです。

そういう意味では、まず災害を考えると、防災を考えるとき、もちろん新型コロナウイルス感染症の安全対策には引き続いて取り組みますとともに、一方で、地域の行事等々を踏まえた地域のまちづくりにもしっかり目を向けまして、この3年間のブランクを早く取り戻していききたいと、最初にそのことをお話ししておきたいと思います。

細かい話は、総務部理事からもかなり詳しくさせていただき、議員からもいろいろ御指摘をいただきましたので、私からは申し上げませんけれども、この1年間も地球温暖化の話がよくされました。そういうことで、自然破壊による自然災害が頻発したと思います。摂津市では大きな災害はありませんでしたけれども、全国的には大変な1年であったと思います。いつも言っていますけれども、天災、自然災害は、これだけ文明が進んでいるんですけど、人間の力ではどうにもならず止めることができないんです。どないすんのやといったら、起こったときにその被害をいかにして最小限度に食い止めるか、これが我々人間の知恵というか、役割であります。

そういうことで、いろいろと総務部理事からも説明をいたしました、災害対策と申しますと、大きくハード・ソフト両面に分かれます。そして、一方では、自助・共助・公助の連携が問われるんです。これがうまく絡み合っていないといかんのですけ

れども、ハード部門といいますと、分かりやすく言えばエアコンの設置等々いろいろあります。これは、行政、公がしっかりと責任を持って取り組んでいく必要があります。今までも取り組んでまいりましたが、これからもしっかりとハード面は責任を持って取り組んでいくことになります。

一方、ソフト面ですけれども、避難所の設営から誘導等々については、もちろん役所も頑張らないかんですけれども、役所だけではどうにもならないということで、やっぱり市民の皆さんにいろいろとお願いしていくことになります。でも、市民の皆さんは何すんねんと。恐らくどうにもならんと思います。そのために、役所の職員がこれをサポートするというか、代わりになってもらってもいいぐらいの役割を演じていただき、避難所をコーディネートするリーダーをしっかりと押さえておく、これが防災サポーターだと思います。そういう意味では、また自助・共助・公助の絡みといいますか、連携にもしっかりと意識をして取り組んでいく必要があろうかと思います。

私は、防災士の補助金制度をつくったときには、ここだと、災害災害といっても、いざとなったときに誰がどうすんねんと、役所はどこまでできるんだと、役所はもちろん頑張るけれども、これを地域の人が我々も一緒になってという思いを持っていたくためには、その橋渡しする者がいてなかったらいかんと。それが防災士の役割だと当時はよく言われました。それで、私みたいな年寄りですけれども、とにかく資格を取ろうということで取りに行ったんです。その後、少しずつ防災士、防災サポーターの皆さんが、着実に意識改革というか、問題意識を持っていたいているように私は思います。私の立場から、市長とし

て、いや、一方で防災士として、できるだけいろんな訓練、研修等々に顔を出すようにしておりますけれども、本当に皆さんは、以前と比べますと、災害に対する思いがしっかりと根づいてきておることは間違いございません。これは新型コロナウイルス感染症で少し水を差されたことは確かですけれども、もう一度呼び起こすところは呼び起こして、そして、議員が御指摘の安全・安心のまちづくりを我々行政がしっかりとリードし、防災サポーターの皆さんにも自覚していただき、そして、最終的には市民全体を巻き込んだ訓練等々で徹底を図っていきたいと思っていますので、また引き続きの御指導をお願いいたします。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 市長、大変力強い抱負をありがとうございました。私もしっかりと頑張っていきますので、よろしくお願いします。

次に、7番目です。千里丘ガードの歩道について。

自転車通行マナーの啓発活動を行うと御答弁をいただきました。以前に自転車を降りて押してくださいと書かれた看板が設置されていましたが、これはほとんど効果がありませんでした。勢いをつけて反対側の出口を楽に上りたいという人間の心理に逆らう啓発はなかなか難しい。私はこれからも照明増設を訴え続けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、8番です。建物解体時の手続についてですけども、騒音、振動に対する規制はどのようになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 特定建設作業における騒音・振動に関する規制基準につきまして

は、騒音規制法、振動規制法等の法令に規定されております。特定建設作業の場所の敷地境界線において、音の大きさの騒音基準として85デシベル、振動の大きさの振動基準として75デシベルを超えるものでないこととされております。

また、作業日時についても、工業地域の一部の地域では午後10時から翌日の午前6時まで、それ以外の地域では午後7時から翌日の午前7時まで、日曜日、その他の休日は作業ができない等の制限がございます。

これらの基準に適合しないことにより、当該特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれ、またはそのおそれがあると認められるときは、市は、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の規定に基づき、当該建設工事を施工する者に対して改善勧告等を行うことができるとされております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 最近、千里丘六丁目で3階建ての鉄筋コンクリートの建物の解体工事が行われました。振動に対しまして近隣の方から大変苦情をいただきました。それ以外でも、これまでに度々、建物の解体の振動について市民から苦情をいただいています。最近では、阪急京都線連続立体交差事業で立ち退きのための解体がありましたけれども、残られる家の方が振動で壁のひび割れが大きくなったと苦情を寄せられています。これは、やっぱり大小にかかわらず振動が起きるわけです。建築工事のようにかっちりとした近隣説明なんかはあまりされていないことが多く、期間も短いです。そういう中で、近隣説明などを義務化する条例制定ができないかと思いますが、お答えいただきたいと思います。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 解体工事に係る騒音や振動が原因による近隣住民からの苦情があることは承知しております。

解体工事に際しての近隣住民への説明につきましては、先ほど申し上げました特定建設作業実施届出書に記載する騒音または振動の防止の方法の詳細として、住民説明会の開催の有無等を含め、工事現場周辺への周知方法を記載した書類の提出を施工業者に求めており、その内容を確認の上、受付を行っております。

また、施工業者には、当該届出書の提出の際に、工事実施前に近隣住民の皆様に対して十分な説明を行うこと、騒音・振動の防止対策を徹底することを書面をもって依頼しております。

これらの取組は、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の規定を根拠に行っておりますので、引き続き施工業者に対して指導してまいります。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 指導をされているということなんですけども、最近、新型コロナウイルス感染症の影響で、実際には対面による説明ではなくて、紙に書いて、こういう工事をやりますと入れてあるだけということがよくあります。今回の千里丘六丁目の分も、そういう形でポストに紙が入れられていたわけです。それではなかなか説明になっているかどうか疑問なわけです。なので、ぜひとも指導を強化していただいて、しっかりと近隣説明してもらえるように、これは本当に強化していただきたいと思います。なかなか建設業者と違って、解体業者は大きいのかちっちゃいのかいろいろあって、きっちりやっているところとやっていないところと様々ですので、そうい

う意味では、今後とも窓口がしっかりと指導していただくことをお願いしまして、以上をもちまして私の今年最後の一般質問を終わりたいと思います。1年間ありがとうございました。

○福住礼子議長 以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第50号など14件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(三好義治総務建設常任委員長 登壇)

○三好義治総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました議案第50号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分、議案第56号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第57号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第58号、摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件所管分及び議案第59号、摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件、以上5件について、12月6日、委員1名欠席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○福住礼子議長 文教上下水道常任委員長。

(弘豊文教上下水道常任委員長 登壇)

○弘豊文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

12月2日の本会議において、本委員会

に付託されました議案第50号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分、議案第51号、令和4年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)、議案第52号、令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算(第3号)、議案第58号、摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件所管分及び議案第60号、摂津市学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上5件について、12月5日に委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○福住礼子議長 民生常任委員長。

(香川良平民生常任委員長 登壇)

○香川良平民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました議案第50号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分、議案第53号、令和4年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第54号、令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第55号、令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第61号、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第62号、摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第65号、茨木市と摂津市におけるごみ処分事務の委託に関する協議の件、以上7件について、12月5日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○福住礼子議長 議会運営委員長。

(村上英明議会運営委員長 登壇)

○村上英明議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました議案第50号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分について、12月15日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○福住礼子議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号及び議案第65号を一括採決します。

本14件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、本14件は可決されました。

日程3、議案第66号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第66号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第8号)につきまして、提案内容を御説明いたします。

本件につきましては、支援が手薄なゼロ歳から2歳の低年齢期に焦点を当て、妊娠

から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実や、経済的支援を行う観点から、3回にわたる面談等のための経費や、妊娠届出時に5万円及び出産届出時に5万円を給付するための予算を計上いたしております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,530万7,000円を追加し、その総額を479億3,531万円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金8,419万8,000円の増額は、出産・子育て応援交付金事業費補助金でございます。

款16府支出金、項2府補助金2,055万4,000円の増額は、出産・子育て応援交付金事業費補助金でございます。

款19繰入金、項2基金繰入金2,055万5,000円の増額は、今回の補正財源を調整するための財政調整基金繰入金でございます。

次に、歳出についてでございますが、款4衛生費、項1保健衛生費1億2,530万7,000円の増額は、出産・子育て応援給付金に係る経費でございます。

以上、議案第66号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第8号)の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、先ほど途中で終わりましたので、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、一貫をした伴走型支援体制の構築ということでございます。予算は大変少額になっていると思いますけども、先ほど一般質問の中で答弁がありました8か月目の面談を行うということだと思います。

本市は、先ほど答弁がありましたように、比較的早い時期に、いわゆる日本版のネウボラと言われている子育て世代包括支援センターを構築しまして、多くのサービスを充実してきたと思います。全国的にはまだまだこれできていないところもあることから、国の狙いとしては、まずこういった子育て世代包括支援センターを全体にしっかりと構築するという意図があったと思いますけども、本市はもうできている中で、さらに伴走型支援体制を構築すると。この伴走型という体制は一体どういったものになるのかについて、まずお聞きしておきたいと思います。

それから、2番目に経済的支援についてです。妊娠時に出産応援ギフトとして5万円相当、それから出産時に子育て応援ギフトとして5万円相当を支給するとあります。これは地域に合ったシステムを構築するとされていまして、説明会でも、国の意図としては、そういった現金ではなくてギフトなりクーポンなりのシステムを構築してほしいということであったと私は捉えました。その中で、厚生労働省の意図としては、出産・子育て支援に特化できるような子育て世代包括支援センターのメニューとか、民間事業者とかNPOなどのやっている事業なんかと協働するシステムの構築を目指しているように思いましたけども、なぜ今回現金支給になったのか、システム構築の本来の趣旨と、これまでの経緯、議論、そして近隣市の状況も併せてお答えいただきたいと思います。

3番目には、令和4年度での支給方法、それからスケジュール及び周知方法についてもお答えいただきたいと思います。

以上、3点です。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 そうしましたら、御答弁申し上げます。

まず、伴走型相談支援でございますけれども、議員もおっしゃっていただきましたように、国が3度のタイミングを提示しております。これは、単純に相談をするということではなくて、核家族化や地域のつながりが希薄化する中で孤立感・不安感を抱く子育て世帯が増えていることに鑑みて、しっかり寄り添って相談に乗ってお話を聞く、それが一つの目的なんですけども、それだけではなくて、相談に乗って話を聞いた上で、しっかり必要としているサービス、支援につなげていきなさいということが目的でもあるわけでございます。今回、我々としては、妊娠8か月期のタイミングがまだ実施できておりませんので、制度開始後、ここをしっかりと対応していきたいと考えております。

ただし、先ほど議員もおっしゃっていただいておりますように、このほかにも、広場事業であったり、親子教室であったり、講座や健康診査等といったところに本市の保健師がおりますので、こういった相談等に乗る機会、タイミングもしっかり捉えて、困り感や不安感を少しでも取り除く手助けとなるようにしっかりと柔軟に対応したいと考えております。

現金給付の問題ですけれども、今回国が示した経済的支援につきましては、東京都など、先行して広域で実施している自治体がモデルとなっているものだと思います。制度の趣旨や目的を踏まえれば、やはり現

金ではなく、これはクーポンが適切だと思いますが、しっかりと子育てのために10万円に相当する制度にするのが適切であろうとは考えておりました。ただ、これは、早くに国なり大阪市なりでも現金給付と言われたこともあって、近隣各市で早くに現金給付を表明した市が多くございました。そういった中で、やはり我々摂津市としては、単独でもクーポン方式を試行錯誤する中で、業者を呼んでいろいろ検討はしたんですけれども、ぎりぎりまで検討した結果、最終的にはやむを得ず現金による支給を政策的に決定したということでございます。

その理由といたしましては、市単独でシステムを構築することの時間的な部分、クーポンの支給が現金より大幅に遅れるということでございます。それと、システム構築にかかるコストが、イニシャルコストについては10分の10という話があったんですけど、ランニングコストも当然見ないといけませんので、単独でする場合にランニングコストが相当かかるということでございます。それと、システムの中に抱える子育て用品等を市単独でするために、やっぱりコスト面での優位性が低くなってくるといったことが理由にございます。

それと、先ほども申し上げましたように、北摂の本市を除く6市は全て現金支給で、茨木市が年内議決が難しかったようなんですけども、それ以外の市は年内の議決で2月制度開始、話を聞くとところによりますと、茨木市も年明けに臨時議会で2月制度開始をしたいとおっしゃっているようなので、そういった事情も踏まえて、やむを得ず現金給付ということで政策決定いたしました。

それと、スケジュール感なんですけれど

も、基本的に2月1日の制度開始を目指しておりますので、議決をいただきましたら準備作業に入りたいと思っております。

令和4年4月1日からの遡及適用者の方には、一定の情報がございますので、お知らせを送って、口座であったり、アンケートを記入していただいて、その発送を2月に入ってからすぐにさせていただきたいと思っております。返信があつてから1か月以内には支給をしていきたいと考えております。

周知の方法でございますが、広報紙や市ホームページ、その他、公共施設や産科のある医療機関にもチラシを掲載していただくよう協議をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 答弁ありがとうございます。

2回目です。

伴走型支援体制につきまして、妊娠8か月児の面談が新規で入れられるということで、あと、様々にいろんなところにつないでいくということでしたけれども、国では、今回、出産育児一時金を50万円に引き上げるということも検討されています。摂津市としまして、新たに何か新規のメニューみたいなものを考えられているのかどうかについてお答えいただきたいと思います。

それから、2番目です。この取組は補正予算で始まりますけれども、継続的に実施をするということでございます。これは通達にも書かれていました。今後の経済的支援の在り方について、先ほど、今回はやむなくということございましたけれども、本当に今回限りということで、次は新年度予

算になりますが、継続として今度はしっかり構築していただけるのか、聞いておきたいと思います。

それから、3番目に、支給に当たって4月1日まで遡るということになりますから、漏れのないように周知をいただきますとともに、手続は丁寧に適切に実施いただきますよう、これはお願いしておきたいと思います。

以上、2点です。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 そうしましたら、御答弁申し上げます。

新規のメニューですけど、国が示したメニュー以外に相談支援と経済的支援の検討はしておりました。このタイミングで市の政策をアピールということで、上乘せになるのかどうかは分かりませんが、そういったことを打ち出すのは費用対効果を考えたときに一定効果があると考えておりましたので、検討はしたんですが、今回、最終的には現金という選択をしました。現金といいますと、言葉は悪いですけども、一定ばらまきの感覚になる部分もございます。そういったこともありまして、今後の継続的な課題ということで、上乘せというか、新規の施策については引き続き検討していくということで考えているところでございます。

継続実施の観点です。何か年間1,000億円とかという話が報道でございまして、国はその財源の担保がまだできてない状況でございまして、恐らくこども家庭庁等のことを考えると継続していくのかと思っております。この部分については、今回現金を選択しましたが、先ほど申し上げましたように、単独ではなかなかコスト面で難しい部分がありますので、でき

れば大阪府が音頭を取っていただきたい。それが難しくとも、できれば北摂の中で広域で実施することで、少しでも費用面が軽減されるのではないかと考えておりますので、すぐには難しいかもしれませんが、引き続き協議はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 最後にしますけれども、現金支給は、もらうほうは非常に使い勝手がよいので喜ばれると思いますけれども、反面では子育て支援以外にも利用できてしまうということもあります。本当に子育て支援に使われているのが課題となるわけです。これは1回だけだったらいいですけど、恒久的にこういうことになることは決してよくないと思っています。今回は時間がないということで了といたしますけれども、次回、新年度も同じように時間はないと思います。しかし、ないけれども、何とかそこは頑張っていただいて、先ほど言われたように、大阪府全体でシステムができないのであれば、例えば、今、吹田市なんかは先行して始められていますから、そういったところと1回模索するとか、広域でも模索をしながら、何とか現金でないシステムをぜひとも構築していただきたいと強く申し上げておきます。

最後に、教育長に、本市の妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体として実施する事業を創設することについて、先ほどの議論も踏まえて総括的にお答えいただいて終わりたいと思います。

○福住礼子議長 教育長。

○箸尾谷教育長 少子化対策につきましては、本議会でもるる御質疑等をいただきま

した。我が国の出生数は、平成28年は97.7万人ありましたが、令和2年には81.2万人と、約15万人減少ということで、少子化が急速に進んでおりまして、少子化対策及び子育て世帯への支援は喫緊の課題であります。

本市の近年の出生数は、これも議論がありましたが、安威川以北地域の開発等によりまして国ほどは急激な少子化にはなっておりませんが、この少子化は、将来的には、保育・教育施設に対しまして、例えば教員数が減少したり施設の活気がなくなったりといった大きな影響を与えるものと考えておりまして、教育委員会としても大きな課題と捉えております。

少子化対策は子育て施策ですけれども、今回の出産・子育て応援交付金事業は、妊娠、出産から就学前教育、あるいは施設の充実、また、学童期以降の教育、保育の充実に至るまで範囲が非常に広がりますが、今回は、妊娠、出産というところにスポットを当てての取組だと認識しております。

藤浦議員から様々な御意見を頂戴いたしました。教育委員会としても、その御意見も頭に入れながら、本事業の趣旨、目的ののっとりまして、全ての妊娠・子育て家庭に効果的な支援を確実に届けてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。水谷議員。

○水谷毅議員 それでは、1点質疑させていただきたいと思います。

今回の給付に関しましては、担当所管が出産育児課とお聞きしています。今まで給付に関連して、多くは、児童手当、児童扶養手当等、子育て支援課が受け持っていた

と思います。児童手当、児童扶養手当は世帯主が振込先であったと思うんですけども、このたび、給付を急ぐために現金となると、口座の手続とかがあると思うんです。その対象は従来どおりの世帯主になるのかどうかお尋ねします。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 対象者は基本的には妊婦ということになりますので、こちらから口座の情報をまた確認させていただくことになります。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 少し児童手当、児童扶養手当とは違うということで理解ができました。

あとは、こういう払込みの業務を担当するのは、出産育児課はひょっとしたら初めてになるのかも分かりません。そういう意味で、人員的に必要であれば、事故がないように厚く取っていただいて、無事故でお願いしたいと思います。

以上です。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。安藤議員。

○安藤薫議員 水谷議員からも体制のことで質疑があったかと思うんですけども、今回、妊娠・育児の応援給付金の現金給付と同時に伴走型の支援を行っていくということであります。出産育児課の人員の体制は大丈夫なのかと。今回、補正でパートタイム会計年度任用職員が2名追加されることによる人件費の増額が計上されておりますけれども、受け持つ体制は整うことができるのか、確認しておきたいと思います。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 おっしゃっていただきましたように2名、1名は保健師、1名は事務職員、いずれも会計年度任用職員ということで、これからはなるんですけど

も、手当をして、2月、3月、もちろん新年度もですけども、しっかり対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 現金給付の事務も、これまで子育て応援給付金等々、大変な作業になっているかと思います。そういった作業を出産育児課の中だけでやっていくのはなかなか苦労が多いことになるかと思います。人員の体制をしっかり強化していただきたいと思います。

同時に、伴走型支援については、先ほども部長からも御説明いただいたように、ただ訪問して顔を見るだけではない、いろいろな支援につなげていくということでありますから、今、保健師は一人ということですが、かなり専門性、経験値の高い方が求められていると思いますけども、保健師とか相談員とか、なかなか人の確保は難しい状況にあるという話をちょくちょく伺います。これからということですが、人員の募集についてのめど等は一定立っているのか、改めて聞きたいと思います。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 めどが立っているかどうかということで、なかなかお答えしにくいんですけど、これまでも会計年度任用職員の保健師は何名か採用してきており、その実績もございますので、いろいろと手を尽くしてといいますか、しっかり採用していきたいと思います。

以上でございます。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 よろしくお願ひしたいと思います。

恒久的な支援事業の形になっていくとい

うお話であります。摂津市の子供たち、もしくは赤ちゃんを産まれる妊産婦が、よりよい環境で子供を産み育てていけるように支援を強化していくためにも、やはり保健師であるとか補助・支援をする人たちの体制は、パートタイム会計年度任用職員ということではなく、正規で安定した職でもって事業を継続できるように、また、経験値もしっかり継承できる人事体制も今後検討していただきたいと思います。要望しておきます。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。三好俊範議員。

○三好俊範議員 内容については、ほかの方々がおっしゃっていただきましたので理解いたしましたし、出産・子育て支援ということでやっていくことに関してはおおむね賛成なんですが、財政の部分で1点だけ伺いしておきたいと思います。

12月2日に国の補正予算が成立して、今回、本市もやっていくということで出ているんですが、本市の出費が6分の1負担となっています。そもそもなんですが、国の決定したものは絶対払わないといけないものなのか。本市も6分の1を出します。今回の件に関しては全然いい話なんですけども、そもそも論で、この6分の1というのもよく分からないですし、例えば、国が半分出せと言えば半分出さないといけないのか、仕組みについて教えていただけたらと思います。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 そうしましたら、御答弁申し上げます。

なかなか仕組みについて答弁するのは難しい部分があるんですけども、国は、一定今回の事業については、趣旨、目的を鑑みて全市町村でやってほしいということでご

ざいます。そのときに、国は3分の2を出す、都道府県と市町村が6分の1ずつで頑張ってやってほしいということですので、もしその事業を自治体として実施しないということであれば別ですけれども、実施するというのであれば、半ば強制的にはなるかもしれませんが、そのスキームでやっていかざるを得ないということなのかとは思いますが。

今回の補正予算の中にはシステム改修委託料が198万円ほどあるんですけども、それについては10分の10でございまして、その他の部分が6分の1になっているということでございます。

以上でございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。内容については理解いたしました。

もう1回だけお伺いします。財政調整基金はほとんどの市がある程度あると思いますが、今回、本市においては財政調整基金があるから、財政調整基金から繰入れしてやっています。例えばの話になってしまうんですが、向学のためにも今後のためにも聞いておきたいんですけども、規模にもよりますが、これが難しい場合はどこから出ていくものか、例えば、これによって市債を発行できたりするものなのかお答えいただけたらと思います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、財源について御答弁申し上げます。

今回、2,055万5,000円、6分の1相当額は、全額財政調整基金から繰入れをして措置することにしております。お問いでは財政調整基金がなかったときにどうするのかということでございますが、現在、予算上の残としては財政調整基金は4

0億円余りございます。そのことを活用して予算を組んでおるんですけども、財政調整基金がなくても、予算上何を組むかというのは分かりませんが、市としてこの事業をやるという決定がありますので、その分については、何らかの形の歳入を組んで、予算としては歳入歳出収支均衡という予算を御提案することになるかと思えます。現在のところ、財政調整基金がまだ予算上はございますので、そちらで組ませていただいたということでございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

最後に、今回、国から6分の1の負担をお願いされているわけですけど、本当は何か財源の指定とかがあったのかどうか。例えば、物価高の交付金であったりとかを使うようにとか、そういう指定みたいものはあったのかどうか、最後に教えていただけたらと思います。なかったらなかったでいいんですけど、別に反対する意味で聞いているわけじゃないんです。すいませんが、よろしくお願いします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 6分の1の市の負担についての特定財源は特にないとは聞いております。ただ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、一定、国の2次補正の中で7,500億円相当が措置をされていると聞いております。内訳としまして、市町村分として4,500億円、都道府県の分として3,000億円、これの用途等につきまして、何を対象にということについてはまだ国から連絡は来ておりませんし、今後、この分が国庫補助事業等の地方負担分に対して措置できる、ここまでしか分かっておりません。以後、また国から通知等があるかと思えますので、そ

のときにいろいろ検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。塚本議員。

○塚本崇議員 先ほど、次世代育成部長から広域連携等々でシステムのランニングコストが毎年かかってくるかもという話があったんですが、これに関しては、ぱっと見たところ、全国で大体80万人の新生児が生まれたとして、10万円給付となると、突然年間800億円の市場が生まれるわけでございます。これに対しては、しっかりと視野を広く持っていて、いっそのことクーポンだけ発行して民間の力を借りることも御検討されてはどうですかと、これは要望として伝えておこうと思います。よろしくをお願いします。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。西谷議員。

○西谷知美議員 伴走型支援について、詳細をお伺いしたいと思います。

妊娠8か月を想定しているということなんですけれども、この辺りになると、自分が出産後、保育園に入れて働くのか、それとも、もう仕事を辞めて家庭に入るのか、妊婦においては大体めどが立っていると思うんです。例えば、正社員であれば育休が使えると思うんですけれども、それまでの雇用形態が非正規であって、本当は出産後に仕事に戻りたいけれども一旦辞めなければいけない、そういった需要の聞き取りもできると思うんです。その場合において、1回離職してしまうと、保育園に入るハードルが非常に高くなる。私は、こういった10万円の給付というばらまきよりも、完全に誰もが保育園に入れる政策をするほうが少子化対策は確実にとなると常々思ってい

るんですけれども、そういった形で、保育園整備に対しての聞き取りというか、摂津市が今後保育園整備につなげていけるような相談支援の体制というのは想定しているかどうか、お伺いいたします。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 御答弁申し上げます。

少し観点が違うかもしれませんが、少子化対策、子育て支援策は、一般質問の中でも御答弁させていただいたんですが、様々な年代というか、階層というか、場面場面でしっかりと対応していく必要があると考えております。やっぱり本市は保育所入所の待機児童があることが非常に大きな問題でございます。だから、その部分がしっかりと対応できていないということになりますので、そこもできて、今回の出産・子育て応援給付金もやって、学童保育もしっかりやって、それが一連の流れの中でしっかりできているということで、少子化対策、子育て支援策ができていくということになると思いますので、その部分は非常に課題であると認識しております。伴走型相談支援の中で様々な相談が寄せられると思いますし、もちろん保育所に関することも寄せられると思いますので、そこはしっかり聞き取って、同じ部の中にあることとございますので、部の中で共有することとを考えていきたいと思ひます。

以上でございます。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 保育園整備についても相談支援につなげていただけると捉えました。やっぱり第1子のときに保育園に入れないと、じゃあ、もうしんどいから第2子は産まないでいこうとなります。先ほど、一般質問で、嶋野議員は第3子を産んでもらお

うとおっしゃっていたんですけれども、まず第1子で保育園に入れなかったら第2子は考えられないというのは多くの女性が言っていることですので、その辺り、しっかり今後も少子化対策として摂津市で取り組むに当たって、体制整備も考えつつの相談支援につなげていただきたいと、これを要望にして終わりにします。ありがとうございました。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 以上で質疑を終わります。
お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。藤浦議員。

（藤浦雅彦議員 登壇）

○藤浦雅彦議員 公明党を代表して、市長が提案されました議案第66号、令和4年度一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場から討論させていただきます。

12月16日に、全世代型社会保障構築会議の報告書が岸田総理に提出されましたが、その中に、少子化は国の存続そのものに関わる問題と指摘し、子育て・若者世代への支援を急速かつ強力に整備することを最優先課題と位置づけました。子育て支援は、妊娠から出産まで切れ目のない支援体制の構築を掲げました。

今回の国の第2次補正予算の根拠となる物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策において、支援が手薄なゼロ歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠時か

ら出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費用助成や、産前産後ケア、一時預かり、家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を想定し、継続的に実施することが盛り込まれました。

本来、物価高対策である第2次補正予算に新年度予算で検討するような子育て支援策が前倒しで取り入れられたのは、それだけ少子化が深刻な事態に陥っているためです。2020年の出生数は、初めて80万人を下回るペースであり、国の将来推計人口より7年程度早く進んでいます。

人口問題研究所が9月に発表した2021年の出生動向基本調査では、結婚している夫婦を対象に、理想とする数の子を持たない理由を聞いたところ、「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」が52.6%と最も多かったということでもあります。そうしたことから、このたびの取組は大変理にかなった取組であると申しておきたいと思います。

さて、一貫した伴走型支援体制の構築におきましては、本市は既に子育て世代包括支援センターを開設しており、妊娠から出産及び出産後2歳程度までの様々な制度が整備されておりますが、まだ拡充できるものもあると思いますので、今後のさらなる取組をお願いし、また、多くの方が利用していただけるように啓発と推進を要望いたします。

次に、経済的支援においては、産前産後ヘルパー派遣事業や産後ケア事業、ファミリーサポートセンターの一時預かりの制度、健診や外出時にタクシーが利用できること、おむつやミルクなどの子育て用品が

購入できる子育てクーポン券発行など、現金支給ではない制度の構築が求められています。令和４年度においては、時間がない、他市との足並みがそろわないなどの理由から、不本意ですが賛成させていただきますが、現金は、もらう方は使い勝手がよいために喜ばれますが、何でも使えるために、本当に子育てに使われるのか疑問が残ります。大阪府としてまとまった制度が期待できないならば、広域でも模索し、明年度以降は現金支給ではないシステムを断固として構築していただくことを強く強く要望いたしまして賛成討論といたします。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 以上で討論を終わります。

議案第６６号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程４、議会議案第１７号など１０件を議題とします。

お諮りします。

本１０件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本１０件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第１７号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○福住礼子議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議会議案第１８号、議会議案第２０号、議会議案第２２号、議会議案第２３号、議会議案第２５号及び議会議案第２６号を採決します。

本６件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 異議なしと認め、本６件は可決されました。

議会議案第１９号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○福住礼子議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議会議案第２１号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○福住礼子議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議会議案第２４号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○福住礼子議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで令和４年第４回摂津市議会定例会
を閉会します。

(午後４時５６分 閉会)

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長 福 住 礼 子

摂津市議会議員 増 永 和 起

摂津市議会議員 三 好 義 治

☆ 添 付 資 料

令和４年第４回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
12 / 2	金	本会議（第１日）	委員長報告（継続分） 提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
3	⊕			
4	⊙			
5	月		文教上下水道常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（301会議室）	10:00 10:00
6	火		総務建設常任委員会（301会議室） (常任委員会予備日) (一般質問届出締切 12:00)	10:00
7	水		(常任委員会予備日)	
8	木			
9	金			
10	⊕			
11	⊙			
12	月			
13	火			
14	水			
15	木		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
16	金			
17	⊕			
18	⊙			
19	月	本会議（第２日）	一般質問	10:00
20	火	本会議（第３日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

令和4年第4回定例会

〈総務建設常任委員会〉

- 議案 第 50 号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分
議案 第 56 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 57 号 特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 58 号 摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件所管分（第11条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）、附則第18条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）以外に関する
議案 第 59 号 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件

〈文教上下水道常任委員会〉

- 議案 第 50 号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分
議案 第 51 号 令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）
議案 第 52 号 令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第3号）
議案 第 58 号 摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件所管分（第11条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）、附則第18条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）に関する部
議案 第 60 号 摂津市学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の

〈民生常任委員会〉

- 議案 第 50 号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分
議案 第 53 号 令和4年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案 第 54 号 令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案 第 55 号 令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案 第 61 号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 62 号 摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 65 号 茨木市と摂津市におけるごみ処分事務の委託に関する協議の件

〈議会運営委員会〉

- 議案 第 50 号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分

令和４年 第４回定例会 一般質問要旨

質問順位

1 番	塚本崇議員	2 番	三好俊範議員	3 番	村上英明議員
4 番	西谷知美議員	5 番	安藤薫議員	6 番	三好義治議員
7 番	水谷毅議員	8 番	嶋野浩一朗議員	9 番	弘豊議員
10 番	松本暁彦議員	11 番	南野直司議員	12 番	森西正議員
13 番	藤浦雅彦議員				

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

1 番 塚本崇議員

- 1 生活保護法に則った施策について
- 2 本市特別支援教育について
- 3 本市公式LINEのチャットボット化について
- 4 ヤングケアラーの実態について

2 番 三好俊範議員

- 1 コストダウンについて
 - (1) 電力の入札について
 - (2) LED整備について
 - (3) RPAについて
 - (4) 下水道点検におけるドローンの活用について
- 2 市保有資産について
 - (1) 公共施設の老朽化について
 - (2) 旧味舌小学校跡地について
 - (3) ごみ処理等に関することについて
- 3 学校・教育に関することについて
 - (1) 中学校給食について
 - (2) 見守りシステムについて
 - (3) 学童保育について
 - (4) PTAについて

- 4 災害対策について
 - (1) 災害時の防災士の運用について
 - (2) ドローンの活用について
 - (3) 避難について
- 5 鳥飼まちづくりプロジェクトについて

3番 村上英明議員

- 1 鳥飼まちづくりグランドデザインについて
 - (1) 高台まちづくりの補助金創設について
- 2 堤防敷きの草刈りについて
- 3 公園の照明灯などについて
- 4 避難所について
 - (1) 避難所開設と運営について
 - (2) 防災サポーターとの避難所運営訓練について
- 5 特定健診について
- 6 加齢性難聴者の補聴器購入における補助制度の創設について

4番 西谷知美議員

- 1 摂津市における一時預かり施設について
- 2 インクルーシブ教育について
- 3 鳥飼まちづくりグランドデザインについて
 - (1) 交通面について
 - (2) 教育について
 - (3) 防災について
 - (4) 市民活動について

5番 安藤薫議員

- 1 個人情報保護法の改正に伴う市の対応について
- 2 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設について
- 3 PFOA汚染から市民の安心安全を守ることについて
- 4 中学校の全員給食方針の具体的計画について
- 5 鳥飼地域の学校規模と配置の検討について

6番 三好義治議員

- 1 京阪ゴルフ場の活性化について
- 2 民間住宅減災対策の取組について
- 3 子育て世代の転入・定住促進について

7番 水谷毅議員

- 1 住宅用火災警報器について
- 2 高齢者の見守りにについて
- 3 移送サービスについて
- 4 子宮頸がんワクチンについて
- 5 路線バスの有効利用について
- 6 上下水道料金の徴収業務について

8番 嶋野浩一郎議員

- 1 千里丘駅西地区再開発事業について
- 2 安威川以北地区における将来課題について
- 3 少子化対策について
- 4 防災マップについて

9番 弘豊議員

- 1 コロナ対策・物価高騰対策の取組について
- 2 学童保育事業について
- 3 支援の必要な児童・生徒に対する教育のあり方について
- 4 上下水道ビジョン・経営戦略について
- 5 都市公園の整備と魅力向上について

10番 松本暁彦議員

- 1 増加する救急出動や火葬件数等と超過死等の状況について
- 2 新型コロナワクチン接種について
 - (1) 副反応による健康被害と情報提供について
 - (2) 制度開始から過去最多の健康被害認定と救済制度申請への支援について
 - (3) 乳幼児接種等への希望申請制について
- 3 加速する少子化に対する子育て支援策強化の必要性について
- 4 子どもの居場所づくりの強化について
- 5 児童虐待防止での保護者ケアの重要性について
- 6 マスク着用の弊害と黙食等の小・中学校の対応について

11番 南野直司議員

- 1 魅力あるまちづくりについて
 - (1) 子どもたちのアイデアを活かした公園づくりについて
 - (2) 摂津市オリジナルランドセルのリニューアルについて
 - (3) 空飛ぶ車を活用した摂津市のビジョンについて
- 2 高齢者の安全安心について
 - (1) 人生100年ドライブ事業で自転車及びヘルメットのセット配布について
 - (2) 水道メーター検針時における見守りについて
 - (3) モバイル版緊急通報装置の導入について

12番 森西正議員

- 1 市内業者育成における入札について
- 2 市内全域の市民の足の確保について
- 3 河川防災ステーションについて
- 4 公民館とコミュニティセンターについて
- 5 千里丘小学校校舎建て替えについて

13番 藤浦雅彦議員

- 1 政府の令和4年度第2次補正予算を受けた本市の取組について
 - (1) 出産子育て応援交付金の活用で伴走型の子育て支援及び、10万円相当の子育て支援策について
 - (2) 保育の受け皿整備について
 - (3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額について
 - (4) 地方創生臨時交付金によるLPガス料金支援について
- 2 孤独・孤立対策の実施について
- 3 民生委員の欠員をなくして、地域福祉の向上を目指すことについて
- 4 LGBTのパートナーシップ制度の導入について
- 5 職員の健康づくりのための取組について
- 6 災害に強い摂津市の構築について
 - (1) 地区防災計画策定の本市の方針について
 - (2) 避難所開設訓練と避難所運営マニュアルの作成について
 - (3) マイタイムラインの普及活動について
- 7 千里丘ガードの歩道が暗い問題について
- 8 建物解体時に地域が大きく揺れることに対する事前の近隣説明等を定める条例制定について

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議選 第 4 号	摂津市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件	1 2 月 2 日	決定
報告 第 10 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(1 2 月 2 日 報告)	
認定 第 1 号	令和 3 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 2 日	認定
認定 第 2 号	令和 3 年度摂津市水道事業会計決算認定の件	1 2 月 2 日	認定
認定 第 3 号	令和 3 年度摂津市下水道事業会計決算認定の件	1 2 月 2 日	認定
認定 第 4 号	令和 3 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 2 日	認定
認定 第 5 号	令和 3 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 2 日	認定
認定 第 6 号	令和 3 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 2 日	認定
認定 第 7 号	令和 3 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 2 日	認定
認定 第 8 号	令和 3 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 2 日	認定
議案 第 50 号	令和 4 年度摂津市一般会計補正予算 (第 7 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 51 号	令和 4 年度摂津市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 52 号	令和 4 年度摂津市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 53 号	令和 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 54 号	令和 4 年度摂津市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 55 号	令和 4 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 56 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 57 号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 58 号	摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 59 号	摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 60 号	摂津市学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 61 号	摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 62 号	摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 63 号	工事請負契約変更の件	1 2 月 2 日	可決
議案 第 64 号	工事請負契約変更の件	1 2 月 2 日	可決
議案 第 65 号	茨木市と摂津市におけるごみ処分事務の委託に関する協議の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 66 号	令和 4 年度摂津市一般会計補正予算 (第 8 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議会議案 第 17 号	インボイス制度の実施の延期を求める意見書の件	1 2 月 2 0 日	可決

議会議案 第 18 号	介護の負担増と給付削減の中止を求める意見書の件	1 2 月 2 0 日	可決
議会議案 第 19 号	学校給食費の無償化を求める意見書の件	1 2 月 2 0 日	可決
議会議案 第 20 号	刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書の件	1 2 月 2 0 日	可決
議会議案 第 21 号	子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員及び処遇改善を求める意見書の件	1 2 月 2 0 日	可決
議会議案 第 22 号	乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の件	1 2 月 2 0 日	可決
議会議案 第 23 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の件	1 2 月 2 0 日	可決
議会議案 第 24 号	帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の件	1 2 月 2 0 日	可決
議会議案 第 25 号	重度障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書の件	1 2 月 2 0 日	可決
議会議案 第 26 号	妊産婦医療費助成制度の創設を求める意見書の件	1 2 月 2 0 日	可決